

博士論文

植物品種の知的財産としての保護と活用

櫻谷 満一

高知工科大学大学院工学研究科
1228006

学位区分：博士（学術）

学位論文審査委員

主指導教員	上村 浩	准教授
副指導教員	石谷 康人	准教授
副指導教員	林 一夫	教授
審査委員	渡邊 法美	教授
審査委員	那須 清吾	教授
審査委員	佐藤 和憲	(東京農業大学国際食料情報学部教授)

Protection and Utilization of Plant Variety as Intellectual Property

SAKURADANI, Mitsukazu

Graduate School of Engineering
Kochi University of Technology

2019年9月

論文要旨

近年、日本では、ブドウ品種の「シャインマスカット」、あるいは、イチゴ品種の「とちおとめ」等に代表される高品質な優良品種の海外への流出が問題となっており、国外も含めた植物品種の知的財産としての保護に関心が高まっている。植物品種を知的財産として保護する制度としては、種苗法に基づく「育成者権」がある。また、新規性、進歩性等の要件を充足することで「特許権」による保護も可能である。一方で、植物の性質上、いったん新品種が育成されるとこれを第三者が増殖することは容易であり、また、育成者権によって保護していたとしても、侵害の監視や差止等の権利行使は育成者権者が自ら行わなければならない。こうした海外への品種登録出願や監視にはコストがかかるため、多くの公設試験場や大学は海外での育成者権の取得に消極的である。また、知的財産は、有効に活用されてこそ、その価値が実現されるものである。これは活用のための保護であり、活用が収益をもたらし、新たな創造を引き出すのである。

これまで、農業分野における知的財産に関する研究は、種苗法や植物新品種保護条約（Union International pour la Protection des Obtentions Vegetales: UPOV 条約）等の制度分析に代表されるように、主として知財としての保護を射程としたものが多く、活用に焦点を当てた研究や、創造から保護、活用に至る知財マネジメントに関する研究は、ほとんど見られないのが現状である。これは、従来から、植物品種を含めた農業分野に関わる知財については、地域の共有財産とみなされる傾向が強く、農業関係者の知財への意識も必ずしも高くなかったことに依ると考えられる。一方で、日本の高品質な農産物が海外で注目され、農産物の輸出も拡大しているなかで、今後は、他の工業製品と同様に植物品種についても、適切な知財マネジメントを行うことが求められる。

以上の問題意識から、本研究は、①現行諸制度において植物品種の違法増殖や違法栽培等が発生する問題の所在を明らかにするとともに改善点等を提示し、②これらの問題を踏まえて、植物品種を知的財産として「保護」、「活用」するための知財マネジメントを提示すること、を目的とする。第1に、制度面での検討では、運用を含めた現行制度や侵害訴訟の判例を分析した。第2に、知財マネジメントの検討では、関係者へのヒアリング調査に加え、農林水産省や世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）等が提供する各種データベースから得られたデータを分析した。ここで分析のフレームワークとして、政府の『知的財産戦略大綱』（2002年、知的財産戦略会議）において示されている「知的創造サイクル」モデルを採用している。

本研究の分析結果は、育成者権については、現物主義の修正が必要であること、またこれを実行するためには、特性表の表記についての検討が必要であることを示唆している。一方、「保護」の面では、育成者権と商標権の複合的な保護による効果を確認し、植物の繁殖形態の違いによる品種登録出願戦略等を実行することが重要であることを示している。また、「活用」面では、育成者権等のライセンス戦略の重要性などが示された。最後に、プロダクトライフサイクルのステージ毎に望ましい知財マネジメントを提示し、

育成者権による保護を前提としつつ、商標権の活用が重要であることを示した。

本研究での分析や考察が、今後、農業経営学や知財研究の研究分野において、植物品種の知財マネジメントという新しい研究領域の拡張に貢献することを期待したい。また、農業関係者には、知財について関心を高めるきっかけとなることを強く希望する。

Abstract

In recent years, high-quality and superior varieties of farm products, such as the Shine Muscat grape and the Tochiotome strawberry, have been improperly diverted to overseas, raising concerns about, and heightening interest in, the protection of plant varieties both inside and outside Japan as a form of intellectual property. Plant varieties are protected as intellectual property based on the “breeder’s rights” stipulated in the Plant Variety and Seed Act. They could also be protected by patents if they meet the requirements of “novelty” and “inventiveness.” However, the nature of plants is such that a new variety, once developed, could easily be bred by a third party. Even if the breeder’s rights protect a new breed, the breeders themselves must exercise such rights by, for instance, monitoring any violations or seeking legal injunctions. It is costly to file for variety registrations overseas or monitor legal violations. Thus, many publicly run testing sites, or universities for that matter, are reluctant to acquire the breeder’s rights overseas. At the same time, the value of intellectual property is realized only if it is effectively utilized. Therefore, this type of protection is for the sake of effective utilization, which results in earnings and stimulates new creative activities.

Many of the prior studies regarding intellectual property in the agricultural field have mainly focused on the protection of intellectual property, as typified by those dealing with an analysis of the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants (UPOV Act). There have been very few studies, if any, regarding the utilization of intellectual property, or regarding intellectual property management with respect to the creation, protection, and utilization. This is probably because the intellectual property related to agriculture, such as that related to plant varieties, has been regarded mostly as a communal property within a given geographical location. People engaging in agriculture may not have been highly aware of intellectual property issues. However, Japan’s high-quality farm products are attracting attention overseas as the nation expands its agricultural exports. Thus, proper management of intellectual property will be required with respect to plant varieties, as in the case of industrial products.

Based on the above considerations, this research aims to 1) identify the issues related to illegal breeding and cultivation of plant varieties under the existing system and suggest how to address such issues, and 2) propose a method of intellectual property management to protect and utilize plant varieties as intellectual property in light of these issues. First, regarding an analysis of the existing system, an examination was made concerning the current mechanism, including the operation of the existing system, as well as legal precedents related to infringement lawsuits. Second, with respect to an analysis of intellectual property management, various stakeholders were interviewed while an examination was made regarding data obtained from various databases provided by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, the World Intellectual Property Organization (WIPO), and others. As an analytical framework, this research has adopted the

Intellectual Creation Cycle model, which was proposed in the government's Intellectual Property Policy Outline (the Strategic Council on Intellectual Property, 2002).

The results of this research indicate that the breeder's rights require a revision to the "actual-item principle," and that, in order to carry out such a revision, considerations must be made regarding the expression of the characteristic table. As for protection, research results point to the importance of confirming the effects of multiple protection of the breeder's rights and trademark rights, and of executing strategies for variety registration applications according to the differences in plants' breeding styles. When it comes to utilization, the importance of licensing strategies, such as those of the breeder's rights, has been suggested. Finally, I presented desirable intellectual property management for each stage of the product life cycle, suggesting the importance of the utilization of trademark rights, even as the protection of the breeder's rights is presupposed.

It is hoped that the analysis and considerations of this research will contribute to expanding the scope of agricultural management studies and intellectual property management studies into the field of intellectual property management of plant varieties. In addition, it is also strongly hoped that those engaging in agriculture will take more interest in intellectual property as a result of this research.

目 次

第1章	序論	1
1. 1	研究の背景	1
1. 2	研究目的とアプローチの視点	2
1. 3	研究方法	3
1. 4	研究内容	5
第2章	先行研究調査	7
2. 1	農業分野における知的財産の「創造」に関する研究動向	8
2. 2	農業分野における知的財産の「保護」に関する研究動向	8
2. 3	農業分野における知的財産の「活用」に関する研究動向	11
2. 4	先行研究のまとめ	13
第3章	農業分野における知的財産戦略の展開	17
3. 1	知財政策の歴史	18
3. 2	育成者権による保護	24
3. 3	特許権による保護	29
3. 4	商標権による保護	40
3. 5	その他の知的財産権による保護	43
3. 6	小括	45
第4章	育成者権侵害事例の分析	49
4. 1	海外への種苗流出事例	49
4. 2	国内における育成者権侵害事例	64
4. 3	小括	82
第5章	育成者権と商標権を活用した知財マネジメントに関する考察	83
5. 1	農産物を商標で保護する意義	84
5. 2	育成者権と商標権	86
5. 3	都道府県等における商標権の取得状況とその特徴	86
5. 4	小括	98
第6章	知財マネジメントの事例分析	100
6. 1	【果樹】 オーストラリアの公設試験場が育成したリンゴ 品種「Cripps Pink」	103

6. 2	【果樹】長野県が育成したリンゴ品種「シナノゴールド」	115
6. 3	【果菜】三重県等が共同育成したイチゴ品種「よつぼし」	124
6. 4	【果菜】栃木県が育成したイチゴ品種「栃木 i27 号」	132
6. 5	【花卉】岩手県八幡平市が育成したリンドウ品種	139
6. 6	小括	152
第7章	植物品種の知的財産としての保護と活用に関する総合考察	154
7. 1	保護	154
7. 2	活用	158
7. 3	知財マネジメント	159
7. 4	本研究の結論	164
7. 5	残された課題	166
参考文献		169
研究業績		175
謝辞		176
学位論文審査委員		178

第1章 序論

1.1 研究の背景

我が国では、2002年に政府の知的財産戦略会議において、『知的財産戦略大綱』が取りまとめられた。同大綱では、知的財産の創造のより一層の推進と、その適切な保護・活用により、知的財産立国を目指すことが掲げられており、今日まで続く、我が国プロパテント政策の基礎となっている。この知的財産立国の中心的な概念が、知的財産の創造、保護、活用からなる「知的創造サイクル」であり、現在においても、科学技術・イノベーション政策の基盤はこのサイクルを前提としている。

知的財産とは、人間の創造的活動によって生み出されるものであり、知的財産基本法（2002年）では、発明、考案、意匠、商標に加えて植物の新品種を、さらに、知的財産権（以下、「知的財産権」及び「知的財産」を「知財」と略することがある。）として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に加えて育成者権を定義している（同法2条）。このように、植物品種は人間の創造的活動によって生み出される知的財産の一つであり、育成された植物品種を知財として適切に保護し、またそれを活用して「知的創造サイクル」を回していくことが重要である。

植物品種の知財としての「保護」に着目すると、近年、我が国では、ブドウ品種の「シャインマスカット」、あるいはイチゴ品種の「とちおとめ」等に代表される高品質な優良品種の海外への流出が問題となっており、国外も含めた植物の知的財産としての保護に関心が高まっている。また、最近では、植物「なめこ」の「育成者権侵害差止等請求控訴事件」（知財高裁平成27年（ネ）第10002号）にみられるように、育成者権の権利行使に当たって様々な課題が指摘されるどころであり、政府の『知的財産推進計画2018』（2018年6月12日、知的財産戦略本部）においても、種苗法における育成者権侵害の立証の適正化、育成者権の権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセスの在り方などについてさらに検討を進めることが明記されている。植物の育成者権の保護法規としては、種苗法があり、また、国際的な枠組みとしては、我が国も加盟している植物新品種保護条約（UPOV条約）がある。上記のような問題については、新品種の保護を目的とした種苗法や国際的な枠組みの中で解決が図られるべきであるが、これまで、こうした問題を制度面から研究し課題を指摘したものは多くない。もとより、植物の知的財産としての保護は種苗法のみならず、特許法による保護も可能である。すなわち、植物の育成方法や育成された植物が特許法に定める「新規性」、「進歩性」等の特許要件を充足する場合は、特許権を取得して保護することも可能であり、それぞれの要件を満たすことで種苗法と特許法による複合的保護も可能である。さらに、最近では、種苗法による品種名称とは別に、商標法による商標権を取得する動きもあり、これらから、いわゆる知財ミックスによる権利保護を戦略的に考えていく必要があると考えられる。

次に、植物品種の知財としての「活用」の面に着目すると、オーストラリアの公設試

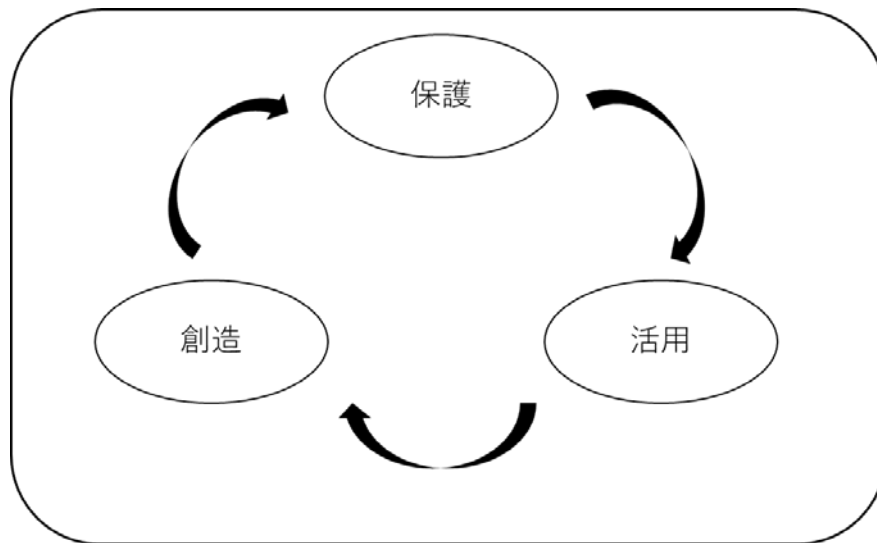
験場 (Department of Agriculture, Western Australia) が育成したリンゴ品種である「Cripps Pink」の例がある。「Cripps Pink」は、世界 30 カ国以上に品種登録をし、さらに、品種名称とは別に「PINK LADY」として世界 70 カ国以上に商標登録をすることで、育成者権と商標権を海外生産者にライセンスし、年間数十億円のロイヤリティーを得ているとの試算がある。そして、得られたロイヤリティーをマーケティングや新たな品種開発に投資するといったビジネスモデルを構築しているのである。近年、我が国においても、イチゴ、花卉等の品目において、海外で育成者権や商標権を取得し、それを現地の生産者等にライセンスすることでロイヤリティーを得ようとする試みが始まっているが、一方で、こうした取組みは歴史も浅く、研究の蓄積は、海外も含めて非常に少ないというのが現状である。

以上のように、近年の植物品種の海外への流出事案等を背景に、植物品種の知的財産としての「保護」や「活用」に対する関心が高まっているが、一方で、従来から、植物品種を含めた農業分野に関わる知財については、地域の共有財産とみなされる傾向が強く、農業関係者の知財への意識も必ずしも高くはなかった。このため、農業分野における知的財産に関する研究は、種苗法や UPOV 条約等の制度分析、遺伝資源へのアクセスと利益配分など、主に知財としての保護を射程としたものが多く、活用に焦点を当てた研究や、創造から保護、活用に至る知財マネジメントに関する研究は、ほとんど見られない。日本の高品質な農産物が海外で注目され、農産物の輸出も拡大しているなかで、今後は、他の工業製品と同様に植物品種についても、適切な知財マネジメントを効果的かつ効率的に実行することが求められている。

1. 2 研究目的とアプローチの視点

上記のように、農業分野においても産業化や国際化が進む中で知財の重要性が増しているが、産業、制度の特殊性に加えて、植物品種は容易に増殖が可能な有体物であることに起因して様々な問題が発生しており、また、十分な利活用も図られていない現状にある。これらの問題を解決するためには、現行諸制度の問題点を明らかにし、改善を図る必要があるのではないかと。また、植物品種について、知財としての保護に加えて、新たな創造につなげていくための「活用」を積極的に図り、知的創造サイクルを回していく必要があるのではないかと。これが本論文の基本的な問題意識である。

このため、本研究は、①現行諸制度において植物品種の違法増殖や違法栽培等が発生する問題の所在を明らかにするとともに、改善点等を提示し、②これらから識別される問題を踏まえて、植物品種を知的財産として「保護」、「活用」するための知財マネジメントを提示することを目的とした。なお、本研究における知財マネジメントとは、単なる知財の「保護」のための出願戦略といった狭い意味のものではなく、政府の『知的財産戦略大綱』にも述べられているとおり、「創造」、「保護」、「活用」の「知的創造サイクル」を「強く・広く・早く」回していくためのマネジメントである (図 1-1)。



注：『事業戦略と知的財産マネジメント』（2010年、特許庁監修）を基に筆者作成

図 1-1 知的創造サイクル

本研究は、従来、実務上の問題として扱われていた植物品種の知財を巡る諸課題について、制度及び知財マネジメントの課題として捉える。

まず、制度面の検討では、法学の分野で用いられる制度分析や判例分析の手法を採用し、植物品種という保護客体の特殊性から派生する諸課題を、国際的な枠組み及び国内法に整理して論じる。国際的な枠組みについては、UPOV 条約等の枠組みを中心に論考する。国内法については、主に種苗法と特許法との違いを中心に論考し、知的財産としての植物品種保護の困難性や課題について考察するとともに、論点を整理し改善案を提示する。

また、知財マネジメントの検討は、事例調査及び知財調査により行う。植物品種の知財マネジメントの事例については、先に述べたように、取組みの歴史も浅いことから事例数が限られている。このため、定量的手法ではなく、個々の事例から知財の「保護」や「活用」に係る特徴や効果を把握し、そこから可能な範囲で一般化を図る。また、実務の現場においては、品種の導入期、成長期、成熟期、衰退期といったプロダクトライフサイクルのステージ毎に求められる知財マネジメントも異なると考えられることから、各ステージの違いを考慮して知財マネジメントのあり方を検討する。

本研究のアウトプットは、制度面とビジネス面、それぞれに対してあり、制度面では「現行制度の改善案」を提示すること、またビジネス面では効果的な「知財マネジメント」を提示することである。これらの成果は、知財関係者や県・市町村の行政関係者のもとより、植物の新品種開発を行っている大学、公設試験場等の研究者、植物品種を活用して農産物の輸出や六次産業化等に取り組んでいる産地、農協関係者等に活用される

ことを想定している。

1. 3 研究方法

制度面での検討は、問題の所在を明らかにし、改善点等を提示するために、審査基準、審査便覧等を基にした現行法制度等の分析と、育成者権侵害訴訟の判例分析により行った。判例については、アスタミューゼ株式会社が提供する「知的財産判例データベース」(<http://hanrei.jp/>) 及び最高裁判所事務総局が提供する「裁判例情報」(http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) より抽出した。

知財マネジメントの検討は、関係者へのヒアリングによる事例調査及び各種データベースを使った知財調査により行った。ヒアリングでは、品種開発、知的財産権の取得、ライセンス等の取組みを行うに至った背景や理由、具体的経緯、効果、課題等について把握した。また、知財戦略やライセンス契約の内容は営業秘密として管理されることが多いため、後述する先行研究のようにヒアリング調査やアンケート調査のみでは十分に実態を把握できない。このため、本研究では、ヒアリングと併せて各種データベースを用いて育成者権、商標権等の権利取得の状況を調査した。こうして得られたヒアリング結果及び育成者権、商標権等のデータから、各事例を「知的創造サイクル」に当てはめ、「創造」、「保護」、「活用」のそれぞれの視点から、実態と効果を把握した。特に「保護」については育成者権や商標権、「活用」についてはライセンスの視点からそれぞれ分析した。そして、得られた結果を「知的創造サイクル」に当てはめ、プロダクトライフサイクルのステージ毎に望ましい知財マネジメントを検討した。

ヒアリング調査の対象品目は、無断増殖が問題となりやすい栄養繁殖植物に置き、リンゴ、イチゴ、花卉を取り上げた。各品目のヒアリング先は、リンゴは、企業組合日本ピンクレディー協会（長野県安曇野市）及び長野県果樹試験場（長野県須坂市）、イチゴは、栃木県農政部（栃木県宇都宮市）及び三重県農業研究所（三重県松阪市）、花卉は、岩手県八幡平市花き研究開発センター（岩手県八幡平市）の5機関を対象とした。また、補足的に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）の研究者へのヒアリングを行い、各品目の品種開発の現状や課題等について把握した。

データベースについては、国内においては、(独)工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供する「特許情報プラットフォーム（「J-PlatPat」）（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>）、農林水産省が提供する「品種データベース」(<http://www.hinshu2.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>)、海外においては、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が提供する「Plant Variety Database」(<https://www.upov.int/pluto/en/>)、世界知的所有権機関（WIPO）が提供する「Global Brand Database」(<https://www.wipo.int/reference/en/branddb/>) 及び「Madrid Monitor」(<https://www.wipo.int/madrid/monitor/en/>) を使用した。また、必要に応じて、米国特許商標庁（USPTO）の「PatFT」(<https://www.uspto.gov/>) や「Trademark Electronic Search System」

(<https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/search-trademark-database>)、欧州植物品種庁 (CPVO) の「CPVO varieties database」(<https://cpvo.europa.eu/en/applications-and-examinations/cpvo-varieties-database>)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) の「TM view」(<https://www.tmdn.org/tmview/welcome#>) 等各国・地域が提供するデータベースも活用している。

なお、分析の枠組み、分析の対象等の詳細は、それぞれの章において記載する。

1. 4 研究内容

本研究は、以下の 7 つの章より構成される。また、研究のフレームワークは、図 1-2 に示すとおりである。

「序論」では、研究の背景を示し、本研究の目的と課題へのアプローチへの視点を提示するとともに、研究方法、研究内容を整理した。

第 2 章の「先行研究調査」では、農業分野のなかでも特に植物品種に係る先行研究を調査し、本研究の意義を確認した。

また第 3 章の「農業分野における知的財産戦略の展開」では、農業分野のなかでも特に植物品種保護に係る知的財産政策の歴史を概観し、さらに、植物品種の知的財産としての保護において、種苗法 (平成 10 年法律第 83 号)、特許法 (昭和 34 年法律第 121 号)、商標法 (昭和 34 年法律第 127 号)、意匠法 (昭和 34 年法律第 125 号) 及び不正競争防止法 (平成 5 年法律第 47 号) の果たす役割、課題について検討した。

第 4 章の「育成者権侵害事例の分析」では、海外への種苗流出事案について、UPOV 条約等の国際的な枠組みとの整合性の視点から分析を行い、現行制度の課題を検討した。さらに、国内における育成者権侵害訴訟の分析を通じて、現行制度の育成者権保護の課題及び改善案を検討した。

また第 5 章の「育成者権と商標権を活用した知財マネジメントに関する考察」では、植物品種の知的財産としての保護について、育成者権に加えて商標権で保護することの重要性を検討した。さらに、農産物を指定商品とする商標について全国規模でその実態、特徴を明らかにし、それらの特徴を形成する要因を法的な側面から分析、検討した。

さらに第 6 章の「知財マネジメントの事例分析」では、海外への種苗流出が問題となった「果樹」、「果菜」及び「花卉」の事例を取り上げ、知財創造サイクルの「創造」、「保護」、「活用」の各視点から、実態と効果を把握した。

第 7 章の「植物品種の知的財産としての保護と活用に関する総合考察」では、第 3 章から第 6 章までの検討結果を、「保護」、「活用」、「知財マネジメント」の各視点から考察し、「保護」については、繁殖形態の違いからみた育成者権取得の考え方を重視すること、また「活用」については、ライセンス戦略の重要性を示した。さらに、「知財マネジメント」については、プロダクトライフサイクルのステージ毎に望ましい知財マネジメントを提示した。また本章の最後には、今後の課題について言及した。

以上より、本研究は次の点において意義があるものとする。

- ① 植物品種の知財としての「保護」の面のみならず、研究蓄積の少ない「活用」の面にも重点を置いたものであること。
- ② 「保護」の面については、種苗法等の個々の法制度の運用実態にとどまらず、特許法や商標法、あるいはそれらの複合的保護の有効性や限界について、知財調査や判例研究等を基に複数の視点から多面的に検討したものであること。
- ③ 研究蓄積が乏しい「活用」の面については、商標権や育成者権のライセンスについて事例分析を行い、その効果について検討したものであること。
- ④ 植物品種について、「知的創造サイクル」を「強く・広く・早く」回していくための知財マネジメントについて論考したものであること。

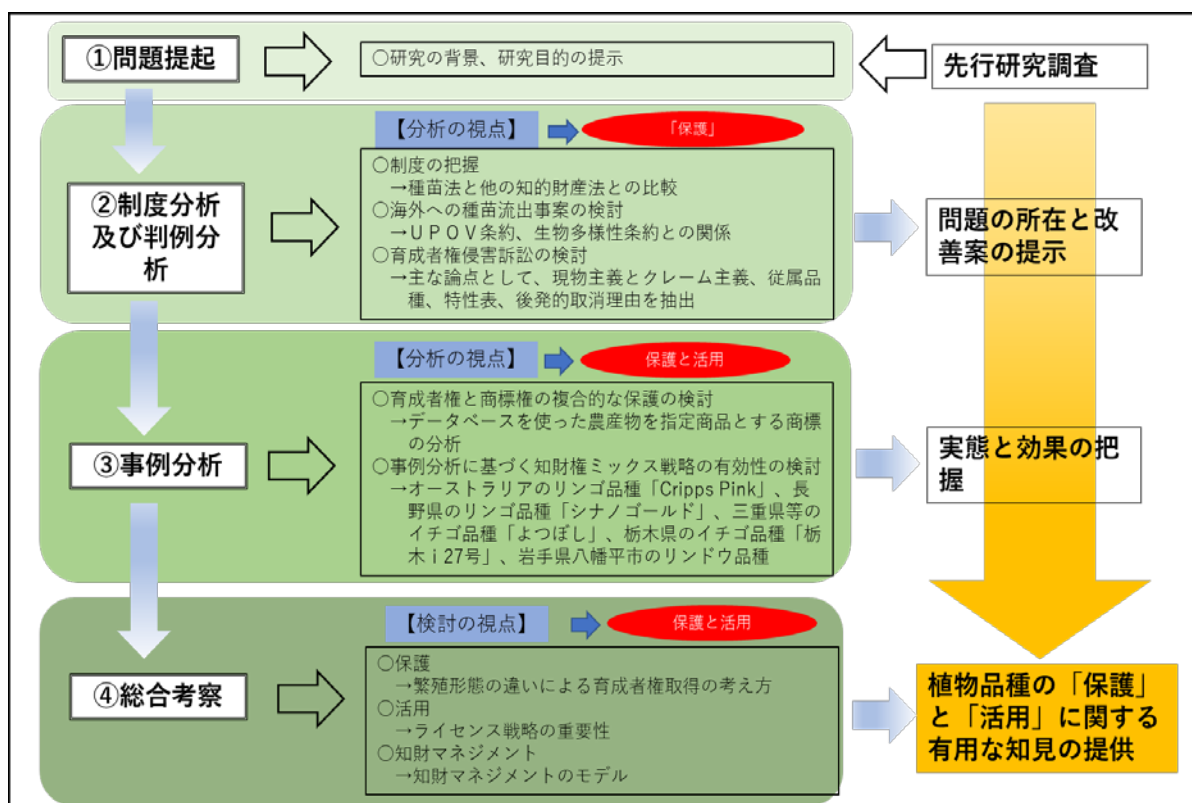


図 1-1 研究のフレームワーク (筆者作成)

第2章 先行研究調査

ここでは、先行研究調査として、農業分野を対象にした知的財産関連の諸研究についてレビューを行う。

まず、知的財産関連全般の研究動向は、①産学官連携、研究システム等の知財を生み出す組織や人材に焦点を当てた知財の創造に関する研究分野、②特許法等の制度や判例を対象にした知財の保護に関する研究分野、また③知財評価や特許出願動向に基づく知的財産戦略などを対象にした知財の活用に関する研究分野、の3分野に大別できる。

こうした分類は、農業分野においても可能であり、例えば、市村（2010）は、農業分野の知財に関する先行研究を創造、保護、活用、知的財産戦略の4つの分野から整理している[1]。当該研究では、1980～1990年代は保護分野に関する研究のみであったが、2000年代には創造、活用、知的財産戦略の各分野の研究が行われるようになってきたと述べている。一方で、市村の調査は、農業土木分野や種苗法など一部の分野に偏っている傾向があり、必ずしも農業分野全体の知財研究を俯瞰するものとはなっていないこと、また植物品種の分野に限定しても、生物多様性条約等の国際的な議論が扱われていないなど、十分であるとは言えない。農業分野の研究開発は、品種開発に係る育種技術、播種・定植・耕耘・収穫等の栽培技術、収穫物の乾燥・調整等の貯蔵技術といった植物そのものを対象にしたものから、病害虫・土壌など植物を取り巻く環境を対象にしたもの、さらには、農薬・肥料・農業機械等の農業用資材を対象にしたもの、農産物の加工や保存を対象にしたものなど幅広い[2]。また、近年は、オートメーション技術、センシング技術、環境制御技術、AI、ITなどを農業生産に活用するスマート農業（精密農業）や植物工場が実用化されており、研究開発の領域も多様化している[3]。このように、農業分野の知財といっても、その対象範囲は多岐に渡っている。品種開発と農業機械の開発は、同じ農業分野の研究ではあっても、研究の背景、技術要素、知財としての保護客体が大きく異なっている。

本研究は、植物品種の知的財産としての保護と活用について考察し、制度面での課題や知財マネジメントのあり方について論考することを目的としていることから、市村による分類方法を採用しつつ、先行研究調査の対象は、品種の開発、保護、活用に係る諸研究とした。すなわち、①品種開発の体制などの創造分野の研究、②種苗法の品種登録制度、生物多様性条約等の遺伝資源保護制度、商標による保護制度に関するものなどの保護分野の研究、③農産物を対象にした知財のライセンスなどの活用分野の研究、に分類した。なお、農産物のブランド化については、農業経営学、経営学、地理学等幅広い学問領域から多くの研究が行われているが、ブランドに係る研究については、知財の保護、活用のみならず、マーケティング、プロモーション、消費者認知等様々な研究領域が関わってくるため、本研究では対象外とした。

以下、それぞれの分野における研究動向を概観する。

2. 1 農業分野における知的財産の「創造」に関する研究動向

他の産業分野における知財の「創造」に関する研究は、産学官連携、研究システム等知財を生み出す組織や人材に焦点を当てた研究が活発に行われているが、この領域での植物品種の開発についての研究蓄積はほとんどない。近年、野津（2018）が、食用作物の品種開発における産学官連携に関する調査を行っており、その結果、2000年代以降になって産学官連携によって開発された食用作物の品種が種々出現しており、一部に限られるものの産学官連携による新品種開発を活発に行っている都道府県が存在することを明らかにしている[4]。しかし、これは予備的検討にとどまっており、したがって品目によって産学官連携による品種開発に違いが生じている要因の解明までには至っていない。一方で、海外においては、小麦等の主要農作物を対象に、公的セクターから民間セクターの研究部門への育種の担い手の変遷に関する研究の報告がある。例えば、Lindner（2004）は、作物育種の民営化を背景として、一部の多国籍企業による種苗の独占を防ぐためにも、政府による国内中小種苗会社への資金提供の必要性を述べている[5]。さらに、Phillips et al（2009）は、育種における官民の連携についてオーストラリア、カナダ、米国の比較研究を行っており、その結果、オーストラリアは他の2カ国と比較して官民連携の仕組みが整っていることを指摘している[6]。

また、組織や人材に焦点を当てた研究ではないが、岡田（2018）が、特許公開公報を用いて、国際的な大手種苗企業の Monsanto 社及び Syngenta 社の植物品種開発に関する特許の内容と開発動向を明らかにしている[7]。他の産業分野においては、特許情報から業界や企業の研究開発動向を分析するといった研究が行われており、今後、遺伝子組換え作物等の品種開発の動向を探索していく新しい手法として注目される。

以上のように、植物品種の「創造」に関する研究蓄積は他の産業分野と比較しても乏しく、今後の研究の蓄積が期待される。

2. 2 農業分野における知的財産の「保護」に関する研究動向

植物品種の知的財産としての「保護」に関する研究は、種苗法等知的財産法による保護に関する研究、遺伝資源としての植物の保護に関する研究に大別される。

現行の種苗法は、UPOV 条約改正に応じて改正 UPOV 条約に準じた品種保護制度とするために、1947年に制定された「農産種苗法」を改正し「種苗法」として1978年に制定されたものである。その後、1998年、2003年、2005年、2007年に法改正が行われている。「農産種苗法」の制定から2005年の改正に至るまでの沿革、背景は小林（2005）[8]の報告がある。また種苗法に基づく品種登録制度については、高橋（2008）[9]、田中（2014）[10]の報告がある。これらは、農林水産省の種苗担当官により執筆されたものである。また、実務者を対象に取りまとめられた書籍として、『植物新品種保護の実務』（2013）がある。同書は、主に育成者権取得の手続きについてまとめられたものである。

が、伊原は、同書において現物主義の問題点について指摘している[11]。

農業分野における知的財産関連の研究で最も活発な議論が行われているのが、生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するテーマである。生物多様性条約は、1993年に発効したもので、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を主目的としている。植物品種との関係でみると、③の「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」（ABS：Access to genetic resources and Benefit Sharing）が、南北間の議論の中心となってきた。この分野では、山本、白田ら旧（独）農業生物資源研究所（現農研機構）の研究者が中心となって行った一連の研究がある。まず、山本（2001）は、これまでの遺伝資源問題をめぐる生物多様性条約の国際交渉の経緯を整理し、遺伝資源については自然科学だけではなく知的財産権等社会科学側面からも検討されるようになってきていることを明らかにしている[12]。また、山本ら（2004）は、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益配分問題を中心に、遺伝資源国における農民の権利及び伝統的知識の問題にも言及している[13]。さらに、白田らは、国際情勢の変化を踏まえた植物遺伝資源導入（2008）[14]、遺伝資源のジーンバンク活動の在り方（2009）[15]について言及している。他にも、田上（2008）が、遺伝資源とともに伝統的知識の知的財産としての保護を[16]、また今泉（2017）が政治学や法学で使われる「所有」の概念から遺伝情報の私的所有について考察を行っている[17]。海外においては、遺伝資源の利用と利益配分について、「Biopiracy（バイオ・パイラシー）」¹の問題としても捉えられており、例えば、Blum（1993）[18]は、ニチニチソウから開発された医薬品に対してこの植物が自生していた地域には何ら利益が還元されておらず、先住民の遺伝資源や知識を先進国の企業が特許権等の独占的排他権で支配することの問題を提起している。さらに、米国では、知的財産としての植物の保護と種苗産業の文脈でも議論がなされており、例えば、Mascarenhas & Busch（2006）は、遺伝子組換え農作物や Monsanto 社による RoundupRedy²の開発を例に、こうした種子分野への知的財産権の拡大が、農業者による種子保存や品種改良の機会を奪うことになり、品種開発が停滞することになると主張している[19]。同様に、Howard（2015）は、大手種苗企業による種子独占の弊害について述べ、オープンソースとしての種子利用の促進の重要性を主張している[20]。さらに、Luby et al（2015）は、知的財産権の強化と併せて植物遺伝資源へのオープンアクセスを維持することの重要性について述べている[21]。米国におけるこうした議論の背景として、米国における遺伝子組換え農作物の普及拡大³、植物特許に

¹ 主に先進国が途上国の生物資源や遺伝資源、古くから伝わる薬草などの伝統的知識を利用し、医薬品や食品開発を通じて利益を独占する行為。

² 遺伝子組換えにより、除草剤（商品名：ラウンドアップ）耐性を付与したダイズ。

³ 米国では、2013年現在で、栽培面積に占める遺伝子組換え農作物の割合が、トウモロコシ90%、ダイズ93%、ナタネ96%となっている（「遺伝子組換え農作物の現状について」平成27年、農林水産省）。

対する保護強化や訴訟の増加⁴が挙げられる。

このように、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するテーマは、地球上の生物多様性の保全と遺伝資源の利用という自然科学的な側面にとどまらず、利益配分、知的財産権、遺伝資源国の権利、伝統的知識の取り扱い、種苗産業における種子の独占等議論の視点が極めて多様化している。

次に商標による保護に関する研究動向を概観する。農産物を商標で保護することについては、農林水産省が策定した『新たな農林水産省知的財産戦略』（2010年3月1日）において、「販売段階におけるネーミング（商標）の工夫等により産物の付加価値を高めることが重要」との指摘をしており、さらに、同省が策定した『戦略的知的財産活用マニュアル』（2014年4月7日）では、「品種名をブランド名とするのではなく商標権で保護」すべきであり、また、「種苗法が適用されない伝統野菜や畜水産物は商標権を活用」すべきとの指摘をしている。これまで、商標は、他の産業分野においてもマーケティングやブランドの文脈で議論されることが多かった。農業分野においても、商標については、地域団体商標制度⁵、地理的表示保護制度⁶について多くの研究蓄積があるが、これらの研究は、農産物のブランド化や地域活性化を射程としたものが多い。例えば、田原ら（2008）[22]や伊部（2010）[23]は、地域団体商標として登録された農産物を対象に、地域のブランド化について考察をしている。また、内藤（2013）[24]や伊藤ら（2015）[25]は、地理的表示保護制度について、先行するEUの制度分析を行っている。これは、これらの法制度が、地域名称とそこで生産される農産物の名称を保護するものであるためである。地域名称に関わらず、農産物を商標として保護する意義については、遠藤（2007）が、米を対象に商標権取得の効果を経済的な側面から分析し、商標権の取得は消費者の検索費用の低減により需要を拡大させる効果があることを示している[26]。また、種苗法と商標法の交錯に係る諸課題について、法制度面から浅野（2011）[27]（2014）[28]が、実務面からは萱野（2017）[29]が問題提起をしている。また、櫻谷（2018）が農産物を指定商品とする商標についての全国的な定量調査を行っているが[30]、実態の把握は十分に進んでいるとは言えない。

次に特許権による保護に関する研究動向を概観する。知的財産権研究においては、特許制度に関する研究が活発に行われている。例えば、知的財産権に関する主要なジャーナルである『知財管理』（一般社団法人日本知的財産協会発行）、『パテント』（日本弁理士会発行）、『日本知財学会誌』（一般社団法人日本知財学会発行）の3誌をみると、研究

⁴ 例えば、RundupRedyを開発したモンサント社は、自家用にこの種を保存している農家を対象に大量に訴訟を行ってきた。

⁵ 2005年の商標法の一部改正により導入された制度。地域の名称と商品または役務の名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標等であっても、一定の範囲で周知となったものは商標登録を受けることができる。

⁶ 2014年に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が制定され、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が保護されるようになった。

論文の大半が特許制度を対象にしたものである。一方で、農業分野に限定すると、その数は多くないが、先駆的な研究としては、並河（1999）が特許出願動向の分析から、①特許の取得に向けた取組みが他の産業分野に比較して不活発であること、②農林水畜産技術の特許の大多数は動植物そのものよりも農業機械等の周辺技術であること、③改善改良技術の特許が多いこと等を明らかにしており、特許取得の促進策として、企業活力の導入、特許化支援等を提案している[31]。

近年、妹尾（2009）が、「知財ミックス」として、特許権、意匠権、商標権等の知的財産権を複合的に利用することで市場での競争優位を確保することの重要性を指摘している[32]。一方で、特許権、商標権等知的財産権を複合的に組み合わせた知財戦略の効果や有効性について検証した研究蓄積は乏しい。農業分野においては、農林水産省が策定した『戦略的知的財産活用マニュアル』（農林水産省、2014年）において、「品種名をブランド名とするのではなく商標権で保護」すべきとの指摘がされているが、その効果や有効性については十分な検証がされていない。

最後に権利行使に関連する研究について概観する。そもそも知的財産は権利化のみでは不十分であり、知的財産権が侵害された場合の司法的救済が適切かつ確実に行われることが保護の前提となる。国内においては、櫻谷（2018）が、「なめこ」の育成者権侵害訴訟を事例として育成者権の権利行使について分析をした研究がある[33]。また、海外における侵害対策については、木村（2018）が欧州における育成者権侵害対策の取組みを紹介している[34]。農業以外の他の産業分野においては、特許権、商標権等の知的財産権の侵害訴訟に関する多くの判例が蓄積されており、この分野の研究も活発に行われているが、植物品種に関しては訴訟にまで至る事案が少ないことから、研究蓄積も乏しい現状にある。

以上のように、植物品種の「保護」に関する研究は、種苗法を対象にした研究、遺伝資源としての保護に関する研究は比較的蓄積はあるが、その多くは個別法制度の運用や制定に至る過程等を内容としたものが多く、品種保護の視点から現行法制度を横断的に比較し、課題の分析まで踏み込んだ研究はほとんど見られない。また、商標については、地域団体商標制度や地理的表示保護制度を対象にした、農産物のブランド化や地域活性化を中心に議論が行われてきており、地域名称に関わらず、農産物を商標として保護することの効果や有効性について検証した研究もほとんど見られない。

2. 3 農業分野における知的財産の「活用」に関する研究動向

この分野の研究では、海外における取り組み事例がいくつか報告されている。まず、2008年度、2009年度に、ピー・アイ・エーリミテッドライアビリティカンパニー（2009）が農林水産省からの委託を受けて実施した調査[35]と、神田ら（2013）が行った調査がある[36]。これらの調査では、オーストラリアの公設試験場が育成したリンゴ品種の「Cripps Pink」の各国への育成者権や商標権のライセンスの実態が報告されている。また、本調

査に委員として参加した黄は、黄（2013）においてこうした取組みを品種経営の観点から紹介している[37]。それらの報告によると、「Cripps Pink」は、世界 30 カ国以上に品種登録され、さらに、品種名称とは別に「PINK LADY」として世界 70 カ国以上に商標登録されており、この育成者権と商標権を海外生産者にライセンスすることで年間数十億円のロイヤリティーを得ていると報告されている。さらに得られたロイヤリティーをマーケティングや新たな品種開発に投資するといったビジネスモデルを構築しているのである。このような、育成者権と商標権を会員である特定の生産者にライセンスして、生産量や品質をコントロールし、ブランド化を図り、そこからロイヤリティーを得る仕組みを、リンゴでは「クラブ制」と呼んでいる。

ピー・アイ・エーリミテッドライアビリティカンパニーの前掲の報告以降、国内では「クラブ制」に関するまとまった報告はないが、吉永ら（2011）が、バラ経営農家を事例として、個別農業経営における知財管理の実態と経営効果について研究を行っている[38]。この研究では、個別農業経営体を対象に育成者権等の出願・維持に係る費用を算出し、一般農家の所得と比較している点で従来の農業経営研究にはない新しい分析の視点を提示している。また、吉永ら（2018）は、知財を活用した農産品の競争力強化の重要性を指摘している[39]。こうした知財の活用を経営や競争力強化の視点から明らかにしようとする取組みは、今後のさらなる進展が期待される。

一方で、海外では、Brown and Maloney（2009）が、リンゴの「クラブ制」が世界には 40 以上あること[40]、また、Brown and Maloney（2013）が、こうしたクラブ制の取組みが急速に拡大していることを報告している[41]。さらに、Brown and Maloney（2018）は、リンゴは品種名称よりも商標の方が消費者によく知られていると述べている[42]。また、Bradley and Schmit（2013）は、リンゴはブランド名で消費者に選択される数少ない農産物であると述べている[43]。Luby and Bedford（2015）は、こうした理由として、リンゴは、個々の品種が外観、質感、食味から消費者に容易に認識されるため、商標を消費者に訴求しやすいことを挙げており、育成者権と商標権の活用の重要性を指摘している[44]。また、Witon（2017）が、オーストラリアの公設試験場が育成したリンゴ品種「Cripps Pink」について、世界で最も成功した「クラブ制」であり、中国を除く世界のリンゴ生産量の 2.23%を占めていると報告している[45]。

リンゴ以外では、Roe and Brokaw（2007）がアボカドの知財戦略について報告しており、商標の活用についても言及している[46]。また、Daniele et al(2016)は、ナシ品種「Angelys」のクラブ制の取組みを紹介している[47]。さらに、Antonella et al(2019)は、イタリアにおけるキウイフルーツのクラブ制の取組みを紹介している[48]。これらの報告では、クラブ品種は、生産者に対する拘束が強い反面、クラブへの参加を促すために生産者に有利な契約条件を与えており、結果として生産者にも利益となっていること、一方で、果実をプレミアム価格で販売する必要があるため、小売業者の興味が制限される可能性があることを指摘している。

「クラブ制」における商標の重要性については、Kranjac et al (2015) が、ハンガリー及びセルビアの食品産業クラスターのヒアリング調査結果から、農業、食品分野においては、原産地名と商標による保護と活用により国際的な競争上の優位を得るべきと主張している[49]。また、Janet and Amaya(2016)が、ミネソタ大学が育成したリンゴ品種「Honeycrisp」は、植物特許が期間満了で消滅した後も商標権によって永続的に販売権を独占していることを報告している[50]。しかし、これらの論文も具体的な商標の活用についての踏み込んだ調査まではされていない。

一方で、米国においては、公的な大学が開発した品種を一部の生産者のみに独占的に許諾し生産量をコントロールすることについて、公共性の観点から問題点を指摘する報告もあり、Alston and Plakias (2014) は、独占的ライセンスが生産者間の分配の問題を生じさせることを指摘し[51]、また Lehnert (2010) は、ミネソタ大学が開発したリンゴ品種「Sweetango」の苗木生産を制限する行為について、批判的な報告をしている[52]。

以上のように、植物品種の「活用」に関する研究は、海外ではリンゴのクラブ制等についての報告が複数あり、育成者権と商標の重要性が指摘されているが、活用について実態面まで踏み込んだ調査はされておらず、また、国内では、黄、神田、吉永らの先行研究があるが、その蓄積は乏しい状況にある。

2. 4 先行研究のまとめ

植物品種と知的財産に関する先行研究を「創造」、「保護」、「活用」の視点で概観すると、「保護」分野での蓄積が多く、「創造」分野、「活用」分野における研究は非常に少ない現状にあることが理解できる。

研究の蓄積が比較的進む「保護」分野についても、種苗法、UPOV 条約等の個別の法制度から検討したものが多く、これらも、個別法制度の運用や制定に至る過程等を内容としたものが多く、植物品種の知財としての保護の視点からどこに課題があるのかを明示したものではない。地域団体商標制度や地理的表示保護制度を扱った研究も、ブランド構築の視点からの研究が多く、生産地域やその地域の名称に限定されることなく、植物品種そのものを識別標識である商標等で保護し、活用につなげていくという視点に乏しい。

また、「活用」分野では、海外ではリンゴのクラブ制等についての報告が複数あり、育成者権と商標権の重要性が指摘されているが、それらの権利の活用について、実態面まで踏み込んだ調査はされていない。

さらに、政府の『知的財産戦略大綱』では、知的財産の創造、保護、活用からなる「知的創造サイクル」を「強く・広く・早く」回していくための知財マネジメントの重要性が提示されているが、植物品種に係る知財をこうした視点から分析した研究は国内外においてもほとんど見られない。

農業分野における知的財産権の戦略的活用の重要性が指摘される一方で、同分野を対

象にした知財に関する研究の蓄積が他の産業分野と比較して乏しいのは、従来、農業に関わる知財については、地域の共有財産と見なされ関係者の間にも権利保護に対する意識が希薄だったことも大きな要因と思われる。同様に、米国では公的機関が開発した品種を一部の生産者に独占的に許諾することについて公共性の観点から問題提起がなされている。

農業経営や農業組織、地域農業を研究対象とする農業経営学の研究領域では、近年、農業分野における知財活用について、前述した、黄（2013）、神田ら（2013）、吉永ら（2011,2018）の先駆的な研究も登場しているが、有効性を十分に検証したものとはなっておらず、研究の蓄積も非常に少ない。これは、従来の農業経営学では、マーケティングやブランド化による農産物の付加価値向上などに研究の重点が置かれ、知的財産の保護や活用によって市場における競争優位を高めるといった視点が乏しかったこと、また農業分野における知的財産に関する取組みの歴史が浅く研究対象となる事例が少なかったこと、などが要因として考えられる。事実、日本農業経営学会編集の『農業経営研究の軌跡と展望』（2012年）では、「農業経営研究では、一般経営学の戦略論のフレームワークや解析手法を利用した経営戦略の実態分析が緒に就いたばかりであり、「経営戦略の実態分析」、「経営戦略の策定方法の提示」、「基本戦略の提示」にかかわって今後取り組む必要のある研究課題も少なくない」と述べられている[53]⁷。さらに、同書では、新品種や特産農産物の活用による地域振興方策など地域資源をいかに活かすかといった分野の研究の深化が求められるとしている。

また、知財に関する学際的な研究の振興を目的に 2002 年に設立された日本知財学会では、2018 年刊行の『日本知財学会誌』（第 15 巻第 1 号）において、食品・農林水産業の知財マネジメントを特集している。これは農業分野における知財への取組について関心が高まっていることを現わす一例であろう。その巻頭言においては、「食品産業や農林業を対象としたイノベーション研究、地理的表示制度や地域団体商標の制度設計等への関心が高まっている」が、「研究面では制度や概念的な議論が中心となりがちであり、実情や効果の把握に関する知見は十分に得られていない」と述べられている。

近年、グローバル化、農業への企業参入等農業を取り巻く環境が大きく変化しており、農業経営や地域の取組みも多様化しているなかで、農業分野においても企業経営者と呼ぶべき人々が育ってきている。また、知財を経営に活用した先駆的な取組事例も出現している。日本の高品質な農産物が海外で注目され、農産物の輸出も拡大しているなかで、今後は、農業分野においても他産業と同様に適切な知財マネジメントが必要となっている。このためには、実態の把握や効果の検証、分析の視座やフレームワークの提供が求められている。

⁷ 同書において、津田（2012）は、農業経営学の研究対象は、90年代までは主に生業的家族農業経営であったが、90年代以降、新たなタイプの農業経営に着目し、経営戦略を踏まえた農業経営のマネジメント論を体系的に構築しようとする取組が始まったと述べている。さらに、農商工連携・六次産業化に関する研究が活発化したのは、2010年前後からと述べている。

以上の点を踏まえ、本研究では、図 2-1 に示すように、植物品種の知財としての「保護」と「活用」に特に重点を置き、「保護」については、先行研究で示されている種苗法等の個々の法制度の運用実態にとどまらず、特許法や商標法、あるいはそれらの複合的保護の有効性や限界について、特許調査や判例等を基に複数の視点から多面的な検討を行った。さらに、これまで実態面での把握が殆ど行われてない「活用」の面については、商標権と育成者権による複合的な保護やライセンスについて、商標調査や複数の事例分析を行い、その効果について検討した。

本研究の結果は、以下の点において意義があるものとする。

- ・ 知的財産制度全体の中で、植物品種の保護のみならず活用について研究し、論考したものであること。
- ・ 植物品種を対象として、知的創造サイクルを「強く・広く・早く」回していく知財マネジメントについて、実態面から論考したものであること。

このことは、学術面では、黄（2013）、神田（2013）、吉永ら（2011,2018）による、農業経営や地域農業を知財の活用の視点から捉えようとする先行研究を深化させ、さらに、農業経営学における経営マネジメントの研究領域に知財戦略の視点を導入し、知財マネジメントから経営や地域を評価する道を開くことにもつながるものとする。また、知財研究の研究領域には、植物品種の知財マネジメントという新たな分析の視座や分析枠組みの基礎を提供し、今後、この分野の研究の発展に貢献するものとする。加えて、実務面では、農業関係者等に対して、農業経営や地域農業の経営戦略の中に知財を位置づける上で新たな指針を与えるものとする。

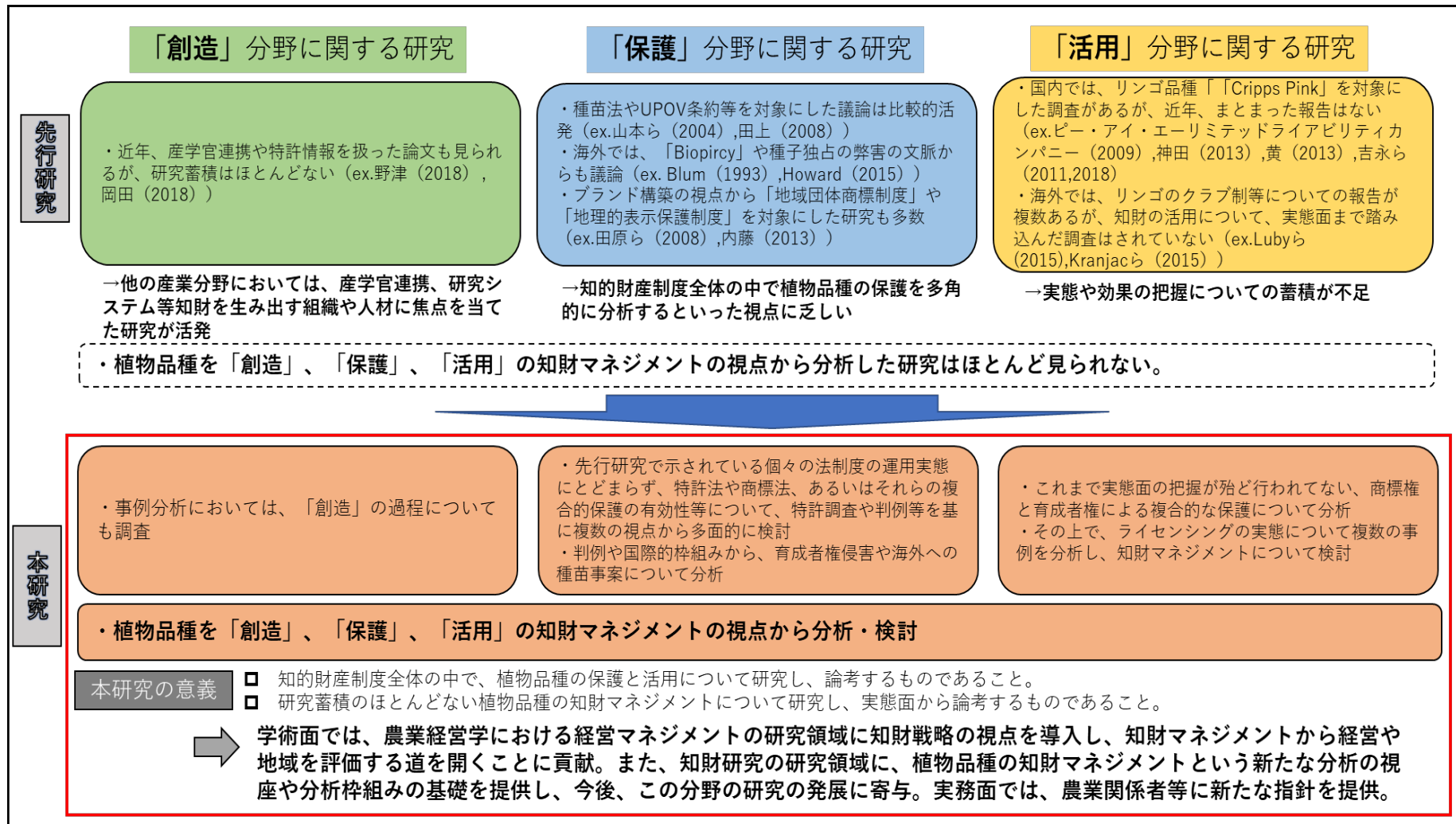


図 2-1 研究の位置づけ (筆者作成)

第3章 農業分野における知的財産戦略の展開

本章では、我が国における知的財産政策（以下、「知的財産政策」を「知財政策」と略することがある）の歴史を概観し、知財政策全体の中で、農業分野の知財、特に植物品種に関する知財がどのように位置づけられ、また強化されてきたのかを概観する。次いで、植物品種を保護する知的財産権として、育成者権、特許権、商標権等を取り上げ、これらの権利による植物品種の保護についての現状と課題を検討する。なお、本章は、引用文献に掲げる文献以外に、『特許行政年次報告書』（特許庁）、『食料・農業・農村白書』（農林水産省）、『知的財産推進計画』（知的財産戦略本部）等の官公庁の報告書や計画、『工業所有権逐条解説』（特許庁）、『逐条解説種苗法』（農林水産省）、『特許・実用新案審査基準』（特許庁）、『商標審査基準』（特許庁）、『商標審査便覧』等の審査基準、審査便覧を参考にしている。

まず、知的財産戦略に関する議論を行う前に、基本となる知的財産の意義を確認する。知的財産とは、人間の知的活動の成果として生み出される無体物である。知的財産には、人間の精神的な創作的活動として生み出される創作物と、商号、商標等産業活動における識別標識の2つの類型に分類できる（紋谷（2006））[1]。また、発明、考案等テクノロジーに関する知的財産、商標、商号等マークに関する知的財産、著作物、実演等アートに関する知的財産に分類することもできる（角田ら（2000））[2]。

一般に知的財産は、動産、不動産などの有体物とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが特徴であり、このため、有体物とは違って容易に模倣されやすく、また、無制限にかつ複数人が同時に利用可能である（特許庁（2018））[3]。従って、知的財産を保護する何らかのルールがなければ、創作物が模倣、盗用され、何か新しいものや独創的なものを生み出そうとする創造意欲が減退し、ひいては国の産業や文化的活動に支障をきたす。資本主義経済は、新しい発明や技術の積み重ねにより発展してきたが、創造意欲を減退させないためには、創造者の利益を保護する必要がある。このため、知的活動によって生み出されたものを財産的な権利として保護することとし、この権利を知的財産権と称する。そして、知的財産権の何を保護対象とするのか、どのような範囲でどのように保護するのかを定めたものが特許法や商標法などの個別の法律である。

特許法では、発明の保護及び利用によって産業の発達に寄与するとの法目的を達成するために、出願公開制度を設けている。当該制度は、新しい技術を開発し、それを公開した者に対し、公開の代償として、一定期間、一定条件下に特許権という独占的・排他的な権利を付与することにより発明の保護を図り、他方、第三者に対しては、発明の公開により技術内容を開示して、その発明を利用する機会を与えるものである。

植物は、発明のような無体物ではなく、有体物であるが、その品種の育成には、発明と同様に専門的な知識、技術が欠かせないほか、長期の年月、資金を必要とする。しかし、植物の性質上、いったん新品種が育成されると、これを第三者が増殖することは容

易である。このため、育成者が新品種の育成に要した投資を回収することを可能とし、さらなる新品種の育成に対する意欲を高めるためには、新品種の育成者の権利を法律上保護する必要がある。

知的財産基本法（2002年）では、知的財産として発明、考案、意匠、商標に加えて、植物の新品種を定義している（同法2条）。さらに、知的財産権として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に加えて育成者権を定義している（同法2条）。このように、植物の新品種は知的財産として、育成者権は知的財産権として法定されており、新品種の育成者の権利は種苗法によって保護されるのである。一方で、後述するように植物は、その作出方法や作出した植物自体に新規性、進歩性の要件を充足すれば特許権による保護も可能である。また、植物という客体を、植物自体や発明としてではなく、識別標識である商標として保護することも可能である。

3. 1 知財政策の歴史

我が国における知的財産政策の歴史を概観すると、そのスタートは、2002年2月の時の総理大臣（小泉総理大臣）の施政方針演説に遡ることができる。この施政方針演説は、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」こと、そして、「このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進」することが盛り込まれた。これを踏まえ、政府部内において知的財産政策推進のための体制整備が進められ、2002年3月には、内閣総理大臣以下関係閣僚並びに民間有識者からなる知的財産戦略会議が発足した。また、同年7月には、同会議において『知的財産戦略大綱』が取りまとめられ、知的財産を戦略的に創造、保護、活用を図ることにより、活力ある経済社会を実現するための国家像として「知的財産立国」を目指すこととされた。また、同年、『知的財産戦略大綱』を受けて「知的財産基本法」が制定された。

こうした知財強化の背景としては、1990年代以降の我が国の国際競争力の低下、米国における特許重視の政策（プロパテント政策）の流れがある。国際競争力の低下については、従来、我が国産業が得意としていた大量生産によるコスト競争力を活かして競争優位を追求するといったアプローチの有効性の低下が指摘できる。一方で、米国では、特許訴訟を専属的に扱う連邦巡回控訴裁判所の設立（1982年）、『ヤング・レポート』¹の作成（1985年）、TRIPS協定²等を通じた諸外国に対する知財の保護水準の引き上げ（1995年）等知的財産を重視した産業政策の改革が米国産業の国際競争の回復に大きく貢献したと言われている。もともと、米国では、反トラスト政策により特許の大部分は防衛的なものとして出願・登録されていたが、1980年代末に反トラスト法の運用が緩和され、

¹ レーガン政権下に産業競争力委員会により提出された米国の産業競争力に関する提言報告。米国の産業力の低下は製造業の競争力の低下にあるとされ、それらを改善するために「新しい技術の創造と実用化そして保護」等が必要と提言された。

² 知的財産権の貿易に係る側面について保護する規定を定めた国際協定。1995年発効。

特許が事業戦略上、重要な地位を占めるものと認識され、プロパテント政策の下で、企業における強力な特許ポートフォリオが構築されていった（Rivette&Kline(2000)）[4]。

こうしたことから、我が国では、2003年、「知的財産基本法」に基づき、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、同年、『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』（以降、名称変更されてきたが、以下、『知的財産推進計画』という。）が策定され、我が国における知的財産政策の推進体制が整えられることになる。なお、その後、知的財産戦略本部では、グローバルな知財システムの構築、コンテンツ産業を中心としたソフトパワーの強化等を盛り込んだ『知的財産政策ビジョン』（2013年）、2025～2030年頃を見据えた知的財産システムの将来ビジョン『知的財産戦略ビジョン』（2018年）を策定している。

3. 1. 1 知的財産戦略大綱

『知的財産戦略大綱』は、2002年に知的財産戦略会議が取りまとめた、我が国における知的財産政策の基本方針である。知的財産の創造、保護、活用、人的基盤の充実、実施体制の確立の5分野について基本的方向を定め、さらに、大学等における知的財産の創造、特許審査・審判の迅速化、模倣品・海賊版対策の強化、国際的な知的財産制度との調和、大学等からの技術移転の促進など、知的財産立国を実現するために取り組むべき具体的課題を定めている。本大綱に基づいて、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部の設置、知的財産高等裁判所の設置等が行われている。

本大綱においては、知的財産の創造では特許情報の活用、職務発明制度の検証等、知財の保護では著作権の保護強化、営業秘密の保護等、知財の活用では中小企業への支援、評価手法の確立等が明記されているが、育成者権については触れられていない。一方で、取り組むべき具体的課題として、品種登録事務手続の電子化、栽培試験実施機関の体制整備による植物新品種審査期間の短縮、DNA品種識別技術の確立による育成者権侵害品対策の強化が盛り込まれた。

3. 1. 2 知的財産基本法

「知的財産基本法」は、知的財産の創造、保護、活用に関する施策を推進することを目的として、そのために行うべき施策について定めたものである。「知的財産基本法」では、知的財産として、工業所有権³の保護客体としての発明、考案、意匠及び商標に加え

³ パリ条約では、「工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するもの」（1条2項）と規定し、さらに、「工業所有権の語は、最も広く広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然の全ての産品（例えば、ブドウ酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）について用いられる」（1条2項）と明記されるが、我が国では、工業所有権は上記のような広い意味ではなく、特許権、実用新案権、意匠権、商標権のみを示す言葉として使用されてきた。

て、植物の新品種を定義し（同法 2 条）、さらに、知的財産権を「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」として定義した（同法 2 条）。これにより、植物の新品種は知的財産として、育成者権は知的財産権として法定された⁴。なお、知的財産基本法では、基本的施策として、研究開発の推進（同法 12 条）、研究成果の移転の促進（同法 13 条）、権利の付与の迅速化（同法 14 条）、訴訟手続の充実及び迅速化等（同法 15 条）、権利侵害への措置の強化（同法 16 条）、国際的な制度の構築（同法 17 条）、新分野における知的財産の保護（同法 18 条）、知的財産を活用する環境の整備（同法 19 条）、情報の提供（同法 20 条）、教育の振興（同法 21 条）、人材の確保（同法 22 条）が定められている。

3. 1. 3 知的財産推進計画

『知的財産推進計画』は、2003 年に知的財産戦略本部が策定した「知的財産立国」を実現するための施策として、「創造」、「保護」、「活用」、「コンテンツビジネス」、「人材育成」の 5 分野から 267 項目を盛り込んだ推進計画である。この 267 項目をみると、大学等で創造された知的財産の移転促進⁵、特許法 35 条（職務発明）の改正⁶、知的財産高等裁判所の創設⁷など、今日からみても重要な施策が多数盛り込まれている。本計画は、ローリング・プラン方式⁸が採用されており、2004 年以降、国際標準化総合戦略の策定（2006 年）、オープン・イノベーションの取組強化（2008 年）、ソフトパワー産業の振興（2009 年）、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションの推進（2010 年）、クール・ジャパン戦略の推進（2011 年）、ビッグデータ・人工知能（AI）の利用促進（2016 年）、デザイン経営の推進（2018 年）等新たに取組むべき、または強化すべき施策を盛り込みながら、毎年度、更新されている。

2003 年に策定された『知的財産推進計画』においては、農業分野では「植物新品種の保護の強化」、「植物新品種に関する海外との審査協力と制度整備の促進」の 2 項目が盛り込まれた。具体的には、「植物新品種の保護の強化」では、①加工品にも育成者権の効力を及ぼすこと⁹、②農家に対して育成者権の効力が及ばない自家増殖の範囲の在り方

⁴ TRIPS 協定では、知的所有権として、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報の 7 分野が挙げられている。特許の対象として「微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法は、特許の対象から除外」することができるが、ただし、「加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定めることができる」と規定されている（27 条）。我が国では、植物は、特許法と種苗法により保護される。

⁵ その後、大学知的財産戦略本部や技術移転機関（TLO）が全国各地で設置。

⁶ 2005 年に特許法 35 条が改正。

⁷ 2004 年に知的財産高等裁判所設置法が成立。

⁸ 毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法。

⁹ 2005 年に種苗法の一部改正が行われ、育成者権の効力の及ぶ範囲を収穫物から直接に生産される加工品のうち政令で定めるものにまで及ぶよう拡大。また、育成者権の存続期間を 20 年から 25 年に延長（永年性作物は 25 年を 30 年に延長）。

について法改正の必要性を検討すること、③侵害品の判定を容易にするため、DNA 品種識別技術の開発を促進すること、④独立行政法人種苗管理センター（現農研機構）において、育成者権侵害の判定を支援するための品種類似性試験（比較栽培及び DNA 分析）を実施すること、の 4 点である。また、「植物新品種に関する海外との審査協力と制度整備の促進」では、①アジア太平洋地域における迅速・的確な権利保護を図るため、中国、韓国等との間で、審査官等による定期的な協議を実施すること、②アジア地域等における新品種保護制度の整備の充実を図るため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）を通じた制度整備への支援や研修を実施すること、の 2 点である。

その後、農業分野では、農林水産省知的財産戦略本部を中心として、農林水産分野における知財の保護強化（2006 年）、海外における育成者権の積極的な取得・活用の促進（2006 年）、EU との審査協力の開始（2006 年）、ブランド化の推進（2015 年）、異分野との連携協調（2017 年）、スマート農業の推進（2017 年）等の施策が盛り込まれることになる。

そして、『知的財産推進計画 2016』では、本編¹⁰において、「農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化、農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメントの推進」が盛り込まれ、さらに、推進、強化すべき 8 領域の施策のなかに、「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が新たに章立てされることになる。この背景として、知財連携や知財マネジメントの精緻化は、大企業だけでなく、我が国産業を支える中小企業や農林水産業に浸透してこそ、我が国全体の競争力の向上につながる旨が説明されている。特に、農業分野については、TPP 協定も見据えながら、我が国農林水産物の輸出促進を図っていく上でも、技術流出対策も含めた知財マネジメントの推進や海外における知財侵害対策の一層の強化が必要であるとの認識のもと、植物品種の関係では、①農林水産物・食品等の地理的表示（GI）の活用促進、②種苗産業の海外展開支援の充実強化、③品種登録審査結果の海外提供等が盛り込まれた。

さらに、『知的財産推進計画 2017』においては、より踏み込んで、「海外にその品質が高く評価されている農林水産業・食品産業において、製品・サービスのブランド価値・事業価値を高め、国際市場に打って出る」ため、「農林水産業・食品産業等を知財戦略によって強化」することが必要不可欠であると明記される。一方で、「シャインマスカット」について、海外での品種登録がなされなかったため、海外において日本原産の苗木として高値で取引されていても本来の開発者への利益が還元されておらず、安価な現地生産品や他国からの輸入品との競争にさらされることになり、本来であれば得られたであろうマーケットを喪失する危機に面していると指摘されている。こうした状況について、生産現場、研究開発現場における知的財産の保護や活用に対する無防備、無関心な状態が見受けられるとして、①農業関係者一人一人が知的財産の重要性を理解し、それを活用していくこと、②海外における農林水産分野の知的財産の保護を支援していくこと、

¹⁰ 「知的財産推進計画」は、2010 年版から本編と工程表によって構成されている。

の2点が喫緊の課題であると指摘されている。また、『知的財産推進計画 2017』では、①種苗法における育成者権の独占権の範囲を画する判断基準について、侵害立証の適正化も含めて検討すること、②種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、その後に出願及び登録された商標との兼ね合いで、登録前に変更を余儀なくされる問題について対応策を検討すること、の2点が新たに取組むべき施策として盛り込まれている。育成者権の権利範囲の判断基準の明確化については、本研究でも検討した「なめこ」の「育成者権侵害差止等請求控訴事件」（知財高裁平成27年（ネ）第10002号）の判決を受けて盛り込まれたものである。また、種苗法と商標法との関係整理については、これまでも実務家からの指摘があり、両制度間の調整が望まれていたものである[5][6]。さらに、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用の加速化、民間企業と公的機関の連携による新品種開発の活性化、が新しく取り組むべき施策として盛り込まれている。官民連携による新品種開発の活性化は、特に稲、麦、大豆を対象にしたものであり、2017年の主要農作物種子法の廃止を踏まえたものである。

3. 1. 4 農業分野における知的財産戦略

植物の新品種を知的財産として保護するための権利として育成者権がある。我が国では、1947年に「農産種苗法」が制定されるが、これは終戦直後の劣悪化した野菜種子の品質改善と質の悪い種子の流通を防ぐための種苗検査を主目的に制定されたもので、その意味から行為規制法としての性格が強かった。このため、育成者には、品種名称の使用についての独占権を認めるという間接的な保護であり、新品種の利用自体に独占権を認めるものではなかった。その後、1961年に西欧諸国を中心に植物新品種の国際的な保護制度を定めたUPOV条約が制定されたことを受け、我が国においても植物の新品種を法律により保護しようという動きが活発になる。そして、1978年、「農産種苗法」の全面改定により、「種苗法」が制定され、品種そのものを登録して直接的に保護する品種登録制度が創設される。

一方で、UPOV条約は、1991年に保護対象植物の拡大や育成者権の強化を内容とする改正が行われる。我が国においてもこの改正に準拠した種苗法の改正が検討され、1998年に「種苗法」の全面改正が行われる。これにより、育成者権の権利が拡充され、登録品種に関する利用権や質権の設定等他の知的財産権と同様の規定が整備される。「種苗法」は、その後も、育成者権の効力の範囲を一定の加工品まで拡大（2005年）、育成者権の存続期間の延長（2005年）、損害額の推定（2007年）、具体的態様の明示義務（2007年）、刑事罰の引き上げ（2007年）等が行われてきている。一方で、2001年に、イチゴ品種の「レッドパール」が韓国内で無断増殖され、収穫物が我が国に輸入販売されるといった事案、インゲン豆品種の「雪手亡」が、中国に違法に持ち出され、収穫物が我が国に輸入販売されるといった事案が発生する。2003年には、い草品種の「ひのみどり」が、中国に違法に持ち出され、「ひのみどり」を使った製品が我が国に輸入販売されると

いった事案、オウトウ品種の「紅秀峰」がオーストラリアに違法に持ち出されるといった事案が発生する。このため、2003年には、新たに、育成者権侵害に関する情報の収集・提供や品種類似性試験等を行う品種保護 G メンが、(独) 種苗管理センター（現農研機構）に設置される。さらに、種苗法が改正され、種苗に加えてその収穫物も保護対象に拡大されるとともに、関税込率法が改正され、育成者権侵害物品が税関による輸出入取締りの対象となる。このように、2000 年代前半は、我が国の種苗が海外に持ち出され、その収穫物が逆輸入されるといった育成者権の侵害事案が顕在化したことで、種苗法の保護対象の拡大、水際対策等育成者権の保護が強化される。なお、種苗法はその後も改正を続け、育成者権の存続期間の延長（2005 年）、種苗・収穫物に加えてその加工品も保護対象に拡大（2005 年）、育成者権侵害に対する罰則強化（2007 年）など、育成者権の保護の強化が図られていくことになる。

2000 年代になると、政府の知的財産戦略本部の設置（2003 年）によるプロパテント政策強化の方針により、育成者権だけではなく、農林水産分野における知財全般についての保護、強化が議論されることになる。このため、農林水産省では、2006 年に省内に「知的財産戦略本部」が設置され、2008 年には、従来の種苗課を発展的に改組して「知的財産課」¹¹とするなど、農林水産分野での知的財産の保護・強化に向けた取組みが強化される。そして、2007 年には、『農林水産省知的財産戦略』が策定される。本戦略では、知的財産の創造を活発に行い、それを活用して高付加価値製品の生産・販売、地球温暖化やエネルギー・食料供給等に対応可能な作物の開発等により、産業競争力の強化、地域活性化につなげることを目的とした。具体的には、DNA 品種識別技術の開発、品種保護 G メンの活動強化、家畜の遺伝資源の保護・活用等の施策が明記された。なお、本戦略は、2010 年に改訂され、『新たな農林水産省知的財産戦略』が策定される。この戦略は、農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用、地域ブランドや食文化等の発掘・創造・活用の促進や海外における日本食・日本食材のブランド価値の向上等を主たる内容とし、国際的な産業競争力の強化と地域活性化につなげていくことを目的としたものであった。しかし、その後、食料産業等のグローバル化に伴う模倣品・海賊版の流通や技術流出等を背景にして、2015 年に『農林水産省知的財産戦略 2020』が策定される。本戦略では、具体的な対応方向として、「技術流出とブランドマネジメント」、「海外市場の開拓」、「国際標準の活用」、「新事業の創出」、「ICT の活用」、「種苗産業の競争力強化」、「研究開発における知財マネジメント」、「人材の育成」の 8 項目が示されている。このうち、植物品種については、「種苗産業の競争力強化」に集約されており、審査の国際調和の推進、新しい特性に対応した審査基準の作成、品種保護 G メンの活用促進等が明示されている。

また、2000 年代に入ると、品種保護制度の整備が遅れていたアジア諸国への働きかけが強化される。2007 年には、日本の主導により、ASEAN+日中韓の 13 カ国から成る「東

¹¹ その後、同課は 2011 年に生産局から食料産業局に移管される。

アジア植物新品種保護フォーラム」¹²が設立され、この枠組みの下で、品種登録出願された植物新品種の審査技術の向上や審査基準の作成を支援する専門家の派遣等の活動が行われている。また、2009年からは中国、韓国に対して、品種保護制度の整備・充実に向けた働きかけが行われる。こうした結果、韓国においては、2012年に種苗法の保護対象植物が全植物に拡大される。一方で、2019年1月10日付けFNN PRIMEによると、農研機構が育成した柑橘品種「みはや」、「あすみ」の種苗が韓国に流出し、濟州島において商業栽培されているとの報道がされており、近年においても種苗の海外流出は続いている。また、中国等において日本の地名や農産物と同一名称の商標が出願登録されるといった新たな問題も発生している。

3. 2 育成者権による保護

3. 2. 1 育成者権とは

育成者権とは、植物の新たな品種に対して与えられる知的財産権である。植物の新品種の育成に対する保護を定めた法律である種苗法では、1条で「この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする」と定めている。新品種の育成には、専門的な知識、技術、経験が欠かせず、長期の年月、多大な労力、資金等を要する場合が多い。一方で、植物の性質上、いったん新品種が育成されると、これを第三者が増殖することは容易である。このため、種苗法では、新品種の育成者が育種に要した投資を回収することを可能とし、さらなる新品種の育成に対する意欲を高めるために、育成者に対して、一定期間、一定の条件の下に育成者権という独占的・排他的な権利を与えている。これにより、品種育成の振興を図り、農林水産業の発展に寄与しようというものである。

育成者権の取得は、以下の通りである。まず、農林水産省に対して品種登録出願を行い、審査を経て登録査定を受けた後、登録料を納付すると育成者権が発生する。育成者権の存続期間は登録から25年（果樹等永年性作物は30年）である。植物の新たな品種の育成をした者は、その新品種を登録することで、登録品種等（登録品種及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種）を業として利用する権利（育成者権）を専有する（種苗法20条1項）。第三者が無断で登録品種等を業として利用すれば、育成者権侵害に当たり、育成者権者は侵害の差止や損害賠償を請求できる。ただし、育成者権の効力は、①新品種の育成その他の試験又は研究のために品種を利用する行為、②法令で許される範囲内で行う農業者の自家増殖の行為、には及ばない。①については、特許権においても、試験又は研究のためにする特許発明の実施は特許権の効力が及ばないと

¹² ASEAN Plus Three（中国、日本、韓国）で構成され、各国の制度や運用状況などを相互に理解し、協力することによって東アジア地域の植物品種保護制度整備と調和を促進することを目的として設立。

する同種の権利制限規定があるが、育成者権については、これに加えて、新品種の育成のために品種を利用する行為も育成者権の効力が及ばないとされているところに特許権との大きな違いがある。また②については、農林水産省令で定める栄養繁殖植物（草花類を中心に鑑賞樹、きのこなど）は、農業者の自家増殖の対象外とされている。これは、栄養繁殖植物はメリクロン増殖¹³等の方法により短期間かつ大量に同品質の種苗を生産することが可能であり、農業者の自家増殖を認めると育成者権者の事業を過度に侵害する危険性が高いこと、またそもそも栄養繁殖する鑑賞用の植物は取引上、自家増殖を制限する特約を付すことが商慣習として定着していたこと、等が理由とされている。また、育成者権の効力が及ぶ植物種については、その対象種が拡大されており、2017年度では67種類の植物種が追加され、合計で356種類となっている。

また、特許法にはない概念として「従属品種」、「交雑品種」がある。「従属品種」とは、登録品種の主な特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種、「交雑品種」とは、繁殖のために常に登録品種と交雑させる必要がある品種と定義され、これらを種苗法では、登録品種と特性により明確に区別されない品種と定義している。登録品種の育成者権者は、従属品種、交雑品種についても、これらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有するとされている。ここでいう、「従属品種」、「交雑品種」は、特許の「改良発明」に近い概念である。この「従属品種」に該当するか否かが争われた事件として、「なめこ」の「育成者権侵害差止等請求控訴事件」（知財高裁平成27年（ネ）第10002号）がある。本事件は、「現物主義」を採用することによる登録時と被疑侵害者に対する権利行使時の品種の「同一性」、登録品種に由来する「従属品種」、登録品種の「変異」が争点となった、我が国における植物の育成者権侵害事件においては初の事案である。本件判決の意義については、第4章において詳細に検討する。

3. 2. 2 登録要件

植物の新品種が品種登録を受けるためには、表3-1に示す品種登録の要件を満たす必要がある。すなわち、「区別性」、「均一性」、「安定性」、「未譲渡性」、「名称の適切性」である。

「区別性」とは、既存品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）が明確に区別できること、「均一性」とは、同一世代でその特性が十分に類似していること、「安定性」とは、増殖後も特性が変化しないことである。また、「未譲渡性」とは、品種登録の出願日から日本国内で1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を第三者に譲渡していないことであり、特許の登録要件の一つである「新規性」に近い概念である。さらに、「名称の適切性」とは、品種の名称が既存品種や登録商標と紛らわしいものでないことである。

¹³ 生長点を取り出し培養する植物の増殖方法。元株と同一の株を大量に得ることができる。

このうち、「名称の適切性」の要件は、他の知的財産権の登録要件にはない、品種登録制度に独特のものである。『逐条解説種苗法』では、「種苗は、一般に、その外観だけで品種を区別することが困難であることから、品種の名称が種苗の固定・識別機能を有しており、「種苗の流通及び使用の適正化・円滑化を図るために設けられた」と説明されている。また、『品種名称審査基準』では、数字のみで構成されている名称、特性に誤認を与えるおそれのある名称（例えば、白い花の咲く草花の品種に「〇〇〇レッド）、品種の価値を誤認するおそれのある名称（例えば、「スーパー」、「ベスト」、「エクセレント」等の語を含む名称）等は品種登録することができないと定められている。

表 3-1 品種登録要件

登録要件		内容
①品種特性	区別性 (Distinctness)	既存品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）が明確に区別できること。（第3条第1項第1号）
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること。（第3条第1項第2号）
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が変化しないこと。（第3条第1項第3号）
②未譲渡性 (Novelty)		出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国では日本での出願日から4年（木本性植物は6年）さかのぼった日より前に譲渡していないこと。（第4条第2項）
③名称の適切性 (Suitability of Denomination)		品種の名称が既存品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。（第4条第1項）

注：『逐条解説種苗法』（2009年、農林水産省生産局知的財産課編著）を基に筆者作成

3. 2. 3 品種登録の状況

UPOV 条約加盟国¹⁴における品種登録件数は、1991年のUPOV条約改正以降、増加傾向にあり、特に中国では大幅に増加している。2016年の各国における新規登録状況を見ると（表3-2）、EUの登録が最も多く2,980件（24%）、次いで中国2,132件（17%）、アメリカ1,730件（14%）、日本941件（7%）の順となっている。また、2016年時点で育成者権が存続している総登録件数は、EU25,148件（21%）、アメリカ24,375件（21%）、日本8,339件（7%）、オランダ7,937（7%）の順となっている。

¹⁴ UPOV 条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）とは、植物新品種を育成し登録した者の権利（育成者権）を保護する国際条約であり、現在、75カ国・地域が加盟している。

表 3-2 UPOV 条約加盟国における植物新品種の登録状況

新規登録件数			総登録件数		
国・地域	登録件数	割合 (%)	国・地域	登録件数	割合 (%)
E U	2980	24	E U	25148	21
中国	2132	17	アメリカ	24375	21
アメリカ	1703	14	日本	8339	7
日本	941	7	オランダ	7937	7
韓国	834	7	中国	6781	6
ロシア	592	5	韓国	4801	4
オランダ	588	5	ロシア	4739	4
ブラジル	301	2	ウクライナ	3635	3
南アフリカ	247	2	南アフリカ	2894	2
カナダ	239	2	オーストラリア	2554	2
UPOV合計	12,550	100	UPOV合計	117,427	100

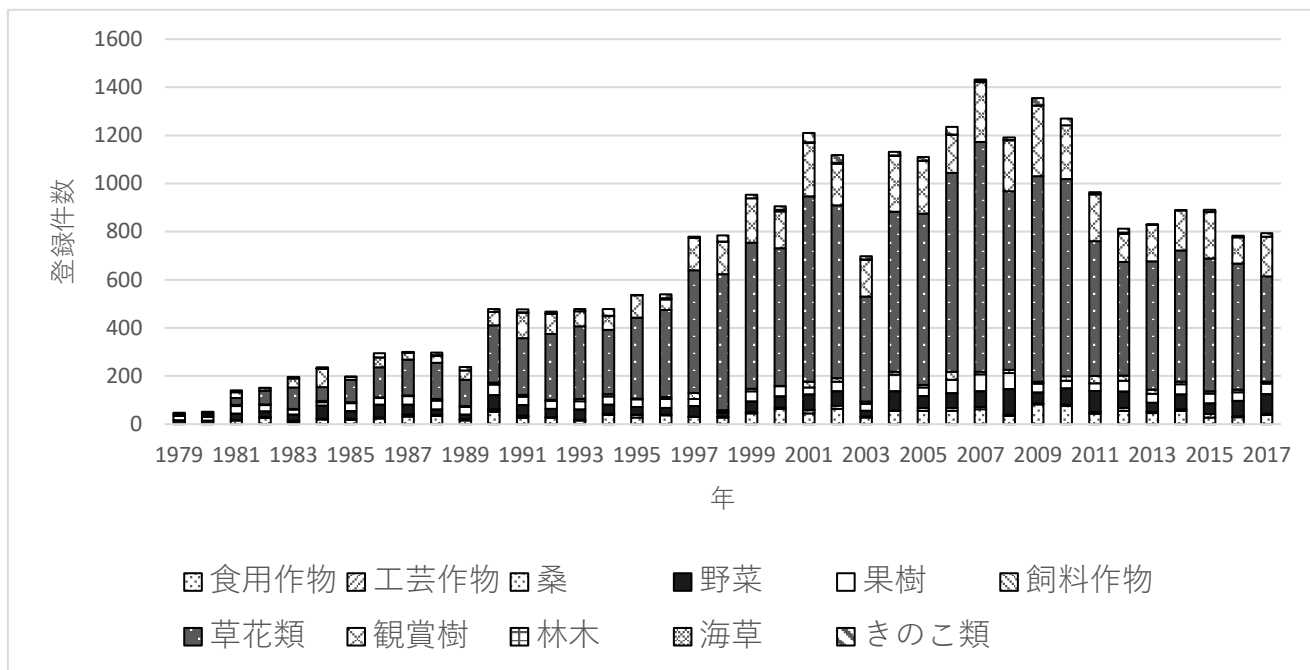
注：「国内外における品種保護をめぐる現状」（2017年、農林水産省）よりデータに基づき筆者作成

次に、我が国における品種登録件数の推移を図 3-1 に示す。品種登録件数は、1990 年代後半から増加し、2007 年が 1,432 件と最も多く、その後は減少し、2012 年以降は 800 件前後で推移している。これは、草花類、鑑賞樹の主な育種主体である民間企業からの品種登録が減少したためである。作物分野別では、草花類の割合が全体の 60.8% を占めて最も多く、次いで、観賞樹 17.4%、野菜 6.8% の順となっている。なお、2003 年の登録件数が約 700 件と大きく減少しているが、出願件数は前年よりも増加していることから、これは、出願品種の栽培試験を行う（独）種苗管理センター（現農研機構）の移転に伴う影響によるものと考えられる。

品種登録の現状を登録者の業種別でみると、図 3-2 に示すように、草花類、観賞樹、野菜では種苗会社による登録が多く、一方で、稲、麦等の食用作物は農協、都道府県、国の公的機関による登録が多くなっている。また、果樹では、個人と公的機関による登録が多くなっている。これは、草花類、野菜の種子は雑種強勢を利用した一代雑種（以下「F₁ 品種」）¹⁵ が主流となっており、F₁ 品種は、二代目以降は特性が変化することから利用者は毎年種子を購入する必要があり、F₁ 品種の育成と種苗供給がビジネスとして成り立つことが挙げられる。一方で、果樹は、育成には長い期間とコストを要するため企業による育成が難しく公的機関による育成が多くなっている。また、稲、麦等食用作物

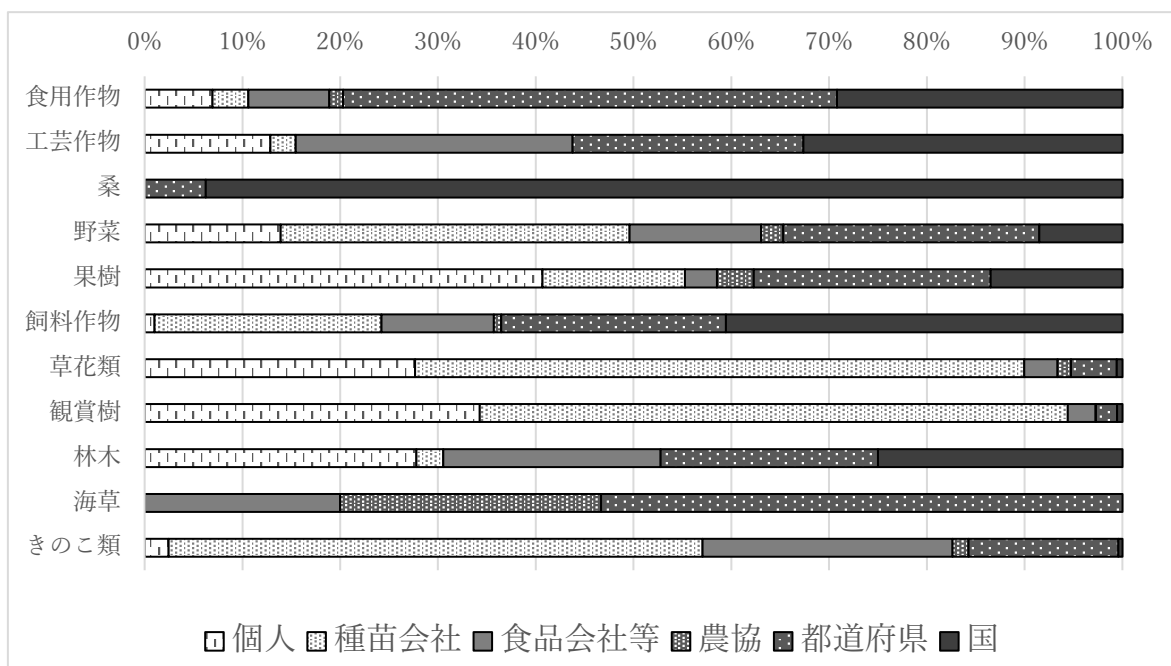
¹⁵ 遺伝子の違う 2 個体の交配によってできる第一代目で、両親よりも旺盛な生育を示す（雑種強勢）。ただし、このような利点は一代限りであり、第二目以降は雑種強勢が失われたり、遺伝的分離がおきて特性が不揃いになる傾向がある。

の育成については、食料の安定供給を目標に、我が国の国策として取り組まれてきた経緯があり、公的機関による育成が多くなっている。



注：農水省の「品種データベース」を基に筆者作成

図 3-1 品種登録件数の推移（2018年3月31日現在）



注：農水省の「品種データベース」より筆者作成

図 3-2 品種登録の業種別登録件数の割合（2018年3月31日現在）

3. 3 特許権による保護

3. 3. 1 特許権とは

特許権とは、特許法によって保護される知的財産権である。特許法1条では、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」と定められている。保護対象となる発明とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されている（特許法2条1項）。

発明は目に見えない無体物であり、容易に模倣されやすく、また、無制限にかつ複数人が同時に使用可能である。従って、何らかのルールがなければ、発明者自らの発明を他人に模倣されないよう秘密情報として秘匿することになる。このため、特許法では、発明者に対して、発明を公開する代償として、一定期間、一定の条件の下に特許権という独占的・排他的な権利を与えている。これにより、発明の保護を図る一方で、発明の利用を促進し、産業の発展に寄与しようというものである。

特許権の権利取得は、以下の通りである。まず、特許庁に対して特許出願を行い、審査を経て登録査定を受けた後、登録料を納付すると特許権が発生する。特許権の存続期間は出願日から20年である。特許権の効力は、特許権者に対して、業として特許発明を実施する権利を占有させる。第三者が無断で特許発明を業として実施すれば、特許権侵害となり、特許権者は侵害の差止や損害賠償を請求できる。ただし、①試験又は研究のための特許発明の実施、②単に日本国内を通過するに過ぎない船舶、航空機等、③特許出願時から日本国内にある物、④医師、歯科医師等の処方箋による調剤行為又は調剤する医薬、には特許権の効力は及ばない。また、特許登録された自己の発明であっても、それが第三者の特許の権利範囲にある場合（利用関係）は、当該第三者の承諾なしに自己の特許発明を業として実施することはできない（特許法72条）。なお、特許発明の独占的・排他的な権利が認められる範囲（技術的範囲）は、特許請求の範囲の記載に基づいて判断される。

3. 3. 2 登録要件

特許法で保護される発明は、特許法1条で規定されているとおり、①自然法則を利用していること、②技術的思想であること、③創作であること、④高度であること、の4要件を全て充足する必要がある。このため、自然法則以外の経済法則、単なる情報の提示、単なる発見等は特許法による保護対象の発明とはみなされない。また、自然法則を利用した発明であるためには、当業者がそれを反復実施することにより同一効果を奏すること、すなわち、反復可能性¹⁶のあることが必要である。さらに、次に述べるように、

¹⁶ 「黄桃の育種増殖法事件」（平成10年（行ツ）第19号）では、最高裁において、発明の再現性が低い場合にも、当業者が再現可能であれば、その確率が高くなくても産業上の利用性は否定されないと判示された。

特許として保護されるためには、産業上の利用可能性（特許法 29 条 1 項柱書）、新規性（特許法 29 条 1 項）、進歩性（特許法 29 条 1 項）等の要件を充足する必要がある。

種苗法は、植物新品種という創作物を育成者権により保護するものである。一方で、特許法は、発明という創作を特許権により保護するものである。また、種苗法の法目的が農林水産業の発展であるのに対して、特許法は産業の発達である。このように、両法は、いずれも産業の発達のために創作を保護する点で共通している。一方で、両法を比較すると、表 3-3 に示されるように、保護客体、保護範囲、登録要件等において違いがある。

まず、育成者権で保護される客体は植物自体であるが、特許権の場合は技術的思想である。従って、種苗法では出願時には植物品種自体が育成されている必要がある。一方で、特許法では、実施可能要件が充足されていれば、出願時に技術的思想を具現化した具体物の全てについて発明の効果を確認する必要はなく、同様の効果を奏すると考える具体物をペーパーイグザンプルとして特許権を取得することができる。また、育成者権では、例えば、「○○遺伝子を導入した△△の性質を有するアブラナ科植物」のような包括的植物は保護されない。一方で、特許権では、特許要件を充足すれば、科・属・種まで保護されることから、制度上は、例えば、「○○遺伝子の発現を抑制することで△△の形質を示すナス科植物」の発明について特許が成立すれば、当該特許発明に係るナス科植物の全ての品種が特許権による保護の対象になる。また、登録要件は、種苗法では人為的変異であるか自然的変異であるかを問わない。特許法では、単なる発見は創作ではないため登録されないが、種苗法では枝変わり等の自然突然変異に基づく品種であっても登録される。

権利範囲については、特許権は「願書に添付した特許請求の範囲」（クレーム）であるが、育成者権は、「登録品種及び登録品種と特性により明確に区分されない品種」である。これは、先述のように、育成者権と特許権の保護客体の違いから生じている。品種登録出願に当たっては、願書に植物体の特性等を記載した説明書を添付しなければならないことになっており（種苗法 5 条 2 項）、これは審査において必要な書類になるが、権利範囲を画定するものではない。一方、特許権は、願書に添付した特許請求の範囲（クレーム）によって権利範囲が画定される。従って、特許権侵害の判断においては、特許請求の範囲（クレーム）と被疑侵害品の比較が行われ、被疑侵害品が特許請求の範囲（クレーム）に含まれている場合には特許権侵害となる。このように、特許請求の範囲（クレーム）に書かれた文言によって権利範囲を画定し、被疑侵害品との対比が行われることを「クレーム主義」というのに対して、育成者権の場合は、登録された品種という現物そのものを権利範囲とし、育成者権侵害の判断において、品種という現物同士の比較が行われることを「現物主義」という。また、特許権の場合、特許請求の範囲（クレーム）として記載された内容と、被疑侵害品の技術内容とが一部異なっていたとしても、異なっている部分が当該特許技術の本質部分でないこと等の 5 要件を充足している場合は、

実質上同一の技術的範囲内にあるものと判断する理論、いわゆる「均等論」が最高裁判決によって法理論として確立されている¹⁷。育成者権では、前述の通り、侵害の判断においては、被疑侵害品種が、登録品種及び登録品種と特性により明確に区分されない品種であるか否かは、登録品種と被疑侵害品種との現物比較によることになり、同一条件下での比較栽培試験や DNA 鑑定が行われる。このため、権利範囲をクレームの文言よりも拡張することになる「均等論」も採用されない。このように、育成者権の場合、侵害しているか否かの判断基準は、現物である植物品種が品種登録された特性により明確に区分されるか否かである。

また、特許法及び種苗法とも出願公開制度とその効果として補償金請求権を認めている。しかし、種苗法における保護客体は登録された植物品種自体であり、特性表は権利範囲を確定するものではないにも関わらず、補償金請求権の発生要件として、出願品種の内容を記載した書面を提示して警告することを規定している。第 4 章で事例分析として取り上げる「しいたけ事件」(平成 26 年(ワ)第 27733 号)では、被疑侵害者は、特性表に特性が開示されていないことをもって育成者権の効力は及ばない旨を主張したが、裁判所では、特性表は権利範囲を確定するものではないとしてこの主張を排斥した。さらに、特許法では、特許権の侵害に係る訴訟において、その特許権が特許無効審判等により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者は相手方に対しその権利を行使することができないとする権利行使の制限規定(特許法 104 条の 3)があるが、種苗法にはこうした規定は設けられていない。これは、種苗法においては、瑕疵のある登録品種、登録後に登録要件を充足しなくなった登録品種については、農林水産大臣が職権により品種登録を取り消さなければならないこととされており、特許法の無効審判制度が設けられていないことによる。こうしたことが、第 4 章でも述べるように、「なめこ事件」(平成 21 年(ワ)第 47799 号)における権利濫用の抗弁の成立の可否、「キリンソウ事件」(平成 29 年(行ウ)第 74 号)の行政訴訟の論点にもつながっている。

これまでも、井上ら(2008)が種苗法と特許法を比較検討した報告をしているが[7]、これは、条文上の登録要件、出願から登録までの手続き等を比較考察しその差異について分析したものであり、権利行使の段階での違いは検討されていない。確かに、種苗法は、1998 年の改正による利用権、質権の設定、2007 年の改正による損害額の推定、具体的態様の明示義務等特許法と同様の規定が整備されており、条文構成上は両法に大きな違いはない。一方で、保護客体の違いから制度運用や権利行使においては様々な違いがある。その一つが、種苗法の「現物主義」と特許法の「クレーム主義」である。両者の違いから生じる諸課題については、第 4 章においてさらに詳細に検討する。

¹⁷ 1998 年のボールスプライン事件の最高裁判決(最高裁平成 10 年 2 月 24 日第三小法廷判決)において、最高裁は、「特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、以下の 5 つの要件を満たす場合には、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である」と判示した。以後、これを踏襲した判決が多数出されている。

表 3-3 育成者権と特許権の比較 (筆者作成)

項目	育成者権	特許権	
保護客体	品種 (植物自体) (現物主義)	発明 (技術的思想) (クレーム主義)	
保護範囲	狭い (品種)	広い (科・属・種)	
登録要件	・枝変わり等の「発見」も登録可 ・「進歩性」の判断無し	・「創作」とはいえない「発見」は登録不可 ・「進歩性」の判断有り	
権利範囲	登録品種及び登録品種と特性により明確に 区分されない品種 (20条)	願書に添付した特許請求の範囲 (70条)	
出願公開	13条	64条、64条の2	
補償金請求権	14条	65条	
権利侵害	侵害の発見	困難	「方法の発明」は困難
	侵害認定に当た る判断基準	登録品種と被疑侵害品種との比較	特許請求の範囲と被疑侵害物・方法との比較
	間接侵害	—	101条
	損害額の推定	34条	102条
	過失の推定	35条	103条
	生産方法の推 定	—	104条
	具体的態様の 明示義務	36条	104条の2
	権利行使の制 限	—	104条の3
	書類の提出等	37条	105条
	鑑定	38条	105条の2
	損害額の認定	39条	105条の3
	秘密保持命令	40条～42条	105条の4～6
	当事者間尋問 の公開停止	43条	105条の7
	均等論の適用	無し	有り (判例)
登録取消し	・品種登録の異議申立ては、行政不服審査 法に基づく異議申立て (51条)、品種登録 の取消・無効は、行政事件訴訟法に基づく 取消訴訟又は無効確認訴訟。 ・瑕疵のある登録品種、登録後に要件を満 たさなくなった登録品種について、農林水 産大臣は職権により品種登録を取り消さな なければならない (49条)。	・何人も、瑕疵のある登録について、特許庁 に対して異議申立てができる (113条)。 ・利害関係人は、瑕疵のある登録又は後発的 無効理由を有する登録について、特許庁に対 して特許無効審判を請求できる (123条)。	

3. 3. 3 特許による植物新品種の保護

生物関連発明には、生物自体（動物、植物、微生物等）、生物の構成要素（遺伝子、タンパク質等）、遺伝子工学（遺伝子組換え、細胞融合等の遺伝子を操作する技術等）に係る「物の発明」と「方法の発明」がある。このうち、植物に関する発明は、植物のスクリーニング方法等の単純方法の発明、植物の作出方法（生産方法）の発明及び作出された植物に係る物の発明となる。植物自体を特許権で保護することについては、種苗法による植物新品種の保護の議論と並行して、特許庁においてその保護の可能性について議論が行われ、1975年には、特許庁から植物に関する『審査基準』が公表される¹⁸。しかし、発明の反復可能性について厳しい運用がなされ、また、そもそも交配、選抜等の従来技術で育成された、従来技術から予測可能な技術的特徴のない植物は進歩性の特許要件が充足されないと判断され（進歩性欠如）、植物自体の登録特許は極めて少ない[8]。植物の作出方法あるいは作出した植物自体等の発明を特許権により保護するためには、以下の登録要件を充足する必要がある。

（1）実施可能要件（特許法 36 条 4 項 1 号）

特許法 36 条 4 項は、発明の内容を説明する明細書の「発明の詳細な説明」の記載要件を規定しており、同項 1 号では、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」）がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであることを実施可能要件として定めている。「発明の詳細な説明」の記載が明確になされていない出願は、発明の公開の意義も失われ、ひいては、特許制度の目的も失われてくることになる。その意味で、本項は重要な規定である。特許には、「物の発明」、「物を生産する方法の発明」、「物の生産を伴わない方法の発明（単純方法の発明）」がある¹⁹。「物の発明」について実施をすることができるとは、明細書の記載及び技術常識に基づいて当業者が過度の負担なくその「物」を生産し、かつ、その「物」を使用することができることである。従って、その「物」が植物である場合は、その植物を作出することができることを示すために、植物の種類、目的とする植物を選抜する方法等からなる作出過程を明細書に詳細に記載する必要がある。また、その植物に関する発明を詳細に説明するためには、1 株当たり総果数、10 アール当たり収量等の具体的数値を記載する必要がある。発明が「物を生産する方法」の場合、「その生産方法を実施できる」というのは、明細書の記載及び技術常識に基づいて当業者が過度の負担なく、その方法により「物」を生産することができることである。当業者がその特許発明の植物を生産するための原材料の入手が困難な場合は、特許法施行規則 27 条の 2 の規定に従って、特許生物寄託センターにその植物（種子や細胞など）を出願前に寄託して、受託番号を記載

¹⁸ その後、1993 年の改正において生物関連発明のうちの植物として位置づけられ、1997 年改正、2001 年改正を経て、現在は、「審査基準」の付属書 B「第 2 章 生物関連発明」のうちの植物として運用されている。

¹⁹ 「物の生産を伴わない方法の発明」には、測定方法、選抜方法、検出方法、試験方法等がある。

することになる。

(2) 明確性要件 (特許法 36 条 6 項 2 号)

特許法 36 条 6 項 2 号は、特許請求の範囲の記載について、特許を受けようとする発明が明確でなければならないこと、すなわち明確性要件を規定している。特許請求の範囲の記載は、これに基づいて新規性、進歩性等が判断され、特許発明の技術的範囲が定められるという点から重要な意義を有する。特許請求の範囲に記載された請求項に係る個別の発明が明確に把握されるためには、各請求項に係る発明の範囲が明確であること、すなわち、ある具体的な「物」や「方法」が、各請求項に係る発明の範囲に入るか否かを当業者が理解できるように明確に記載されている必要がある。そのため、植物の特許出願の場合は、その植物の属性と特性、その特性を表現する遺伝子、植物の作出方法等の組合せを各請求項毎に明確に記載する必要がある。

(3) 特許要件

・ 発明該当性及び産業上の利用可能性 (特許法 29 条 1 項柱書)

特許法 29 条 1 項柱書は、産業上利用することができる発明をした者がその発明について特許を受けることができる旨規定している。特許法における「発明」とは、特許法 2 条 1 項において、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されている。この定義にいう「発明」に該当しないものに対しては特許が付与されない。また、この定義にいう「発明」に該当するものであっても、特許法の目的が産業の発達にあることから(1 条)、特許を受けようとする発明は、産業上利用することができる発明でなければならない。特許法は「技術」を保護する法制度であるが、厳密には「技術的思想」を保護するものであり、この点で、「発明」と「発見」との区別が問題となる。枝変わり、突然変異等の単なる「発見」による新品種は、「発明」には該当しない。また、その植物の有用性が記載されておらず、かつその有用性が類推できないものは、「産業上利用することができる発明」に該当しない。

・ 新規性 (特許法 29 条 1 項)

特許法 29 条 1 項各号には、日本国内又は外国において、特許出願前に公然知られた発明(同項 1 号)、公然実施された発明(同項 2 号)、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(同項 3 号)が定められており、同項では、これらの公知・公用の発明は、新規性を有していない発明として特許を受けることができない旨規定している。特許制度は発明公開の代償として特許権を付与するものであるから、特許権が付与される発明は新規な発明でなければならない。同項は、このことを考慮して規定されたものである。植物においても、その作出方法や作出した新規の植物を特許権で保護するためには、それらが新規であることが求められる。

・ 進歩性 (特許法 29 条 2 項)

特許法 29 条 2 項は、当業者が特許出願時の公知技術（先行技術）に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明について、容易想到として特許を受けることができない旨規定している。当業者が容易に発明をすることができたものについて特許権を付与することは、技術の進歩に役立たず、かえってその妨げになるからである。『特許・実用新案審査ハンドブック』（特許庁）によれば、「当業者が通常行う手段で得られる植物の発明は進歩性を有しないと判断され特許を受けることができない（ただし、その植物が、当業者が予測できない顕著な効果を奏する場合には、進歩性を有すると判断される）」と規定されている。こうした運用によれば、交雑、選抜で育成された植物の特許が成立するのはかなり困難である。我が国では、遺伝子組換え植物に対する消費者の科学的な理解が十分には深まっていないこともあって、商業栽培されている遺伝子組換え植物は、サントリーグローバルイノベーションセンター(株)が開発した観賞用の「青いバラ」のみである。世界的には、遺伝子組換え植物のトウモロコシ、大豆等が大量に商業栽培されているが、我が国においては、商業栽培として育成されている植物は、従来技術である品種間交配により形質転換された植物新品種が一般的である。

以上のように、種苗法では、作出した植物の特性（色、形状等）が一部でも他の品種と明確に区別でき、特性が固定されていて均一性があり、繰り返し繁殖させても特性が変化しなければ新品種として登録される。一方で、特許法では、区別性に近い概念として新規性が、均一性、安定性に近い概念として発明該当性における反復可能性があるが、それらに加えて、進歩性が要求される。このため、植物の作出方法あるいは作出した植物自体を特許権として保護するためには、例えば、マーカーの開発とそれを使った植物の作出、遺伝子組換え技術とそれを使った植物の作出等の高いハードルが要求される。

権利の効力という観点から育成者権と特許権を比較すると、①特許権では、植物を作出する方法の発明で特許権を取得した場合、その作出する方法はもとより、その作出方法で作られた植物にも特許権の効力が及ぶ、②特許請求の範囲に属する作出方法により生産された植物は、品種よりも上位概念である科、属にも特許権の効力が及ぶ、③育成者権は、登録品種であっても農業者の自家増殖には効力が及ばないが（農林水産省令で定める栄養繁殖植物は除く）、特許権は農業者の自家増殖にも効力が及ぶ、④育成者権は、登録品種を育種素材として利用する場合には効力が及ばず、その利用の結果として新品種が育成された場合、原品種の育成者権は新品種に対して効力が及ばないが（従属品種は除く）、特許権では、試験研究の結果として新しい植物が作出され特許権を取得した場合、それが利用発明に該当する場合は当該第三者の特許権の効力が及ぶ、といった法制度上の相違がある。また、多数の品種を育成した場合、品種登録出願は品種毎にする必要があるが、特許により品種よりも上位概念である科、属まで保護対象としておけば、一つの特許出願で広く権利範囲をカバーできることから経費的な面でもメリットがある。

このように、特許権は、保護の多面性、権利範囲の広さ等の観点から育成者権よりも

利用上の優位性があるが、一方で、交配、選抜等の伝統的な育種方法により作出され、従来技術から予測可能な技術的特徴のない植物は特許要件を充足しないため（進歩性欠如）、特許取得のハードルが非常に高く、植物自体を特許権で保護している事例は少ない。例えば、表 3-4 に示すように、我が国の大手種苗企業 3 社の登録品種数、登録特許数、登録特許に占める植物関連発明数をみると、国内最大手の(株)サカタのタネが登録品種数 212 件に対して、登録特許数 11 件、うち植物関連発明は 2 件となっている。また、タキイ種苗(株)では、登録品種数 424 件に対して、登録特許数 27 件、うち植物関連発明は 8 件、カネコ種苗(株)では植物関連発明はない。このように、医薬、食品等の企業と比べても登録特許数自体が少なく、その中でも植物関連発明はごくわずかである。これは、先述のように、通常行う交配、交雑等の慣用の手段で得られる植物の発明は、進歩性欠如と判断される可能性が高く植物自体について特許権を取得することが難しいこと、多くの野菜、草花類は F₁ 化が進んでおり、原品種を適切に管理しておけば、あえて特許権で保護しなくても種苗の違法増殖が抑えられること等の要因が考えられる。

表 3-4 大手種苗企業 3 社の登録品種数と登録特許

会社名	登録品種数	登録特許数	うち植物関連発明	特許権で保護される植物	発明の名称	特許の概要
タキイ種苗	424	27	8	セイヨウカボチャ	「セイヨウカボチャ植物のうどんこ病抵抗性マーカー、うどんこ病抵抗性セイヨウカボチャ植物、それを用いたうどんこ病抵抗性セイヨウカボチャ植物の製造方法、およびセイヨウカボチャ植物へのうどんこ病抵抗性の付与方法」	MSP_17500、MSP_8、MSP_41353から選択された少なくとも一つのSNPマーカーで特定されるうどんこ病抵抗性遺伝子座を有するうどんこ病抵抗性セイヨウカボチャ植物の選抜方法。
				ブラシカ オレラセア種 (ハボタン、ケール、カリフラワー、ブロッコリー等)	「ブラシカオレラセア種植物およびその製造方法」	寄託されたブラシカオレラセア種植物及び、その交雑による茎の生長が早いブラシカオレラセア種植物の製造方法。
				ナス科	「単為結果制御遺伝子およびその利用」	単為結果制御遺伝子の発現を抑制するか、または当該単為結果制御遺伝子がコードするポリペプチドの機能を阻害する工程からなる単為結果性の性質を示す植物の生産方法。
				トマト	「トマト植物のネコブセンチュウ抵抗性マーカー、ネコブセンチュウ抵抗性トマト植物、ネコブセンチュウ抵抗性トマト植物の製造方法、およびネコブセンチュウ抵抗性トマト植物のスクリーニング方法」	ネコブセンチュウ抵抗性遺伝子座を有し、その遺伝子座が、YK66、TY38、AR02、HT12で特定されるネコブセンチュウ抵抗性トマト植物。
				キュウリ	「褐変病抵抗性キュウリ植物、ならびに褐変病抵抗性およびうどんこ病抵抗性を示すキュウリ植物の製造方法」	第6染色体に褐変病抵抗性遺伝子座を有し、さらにうどんこ病抵抗性を示すキュウリの製造法。
				キュウリ	「PRSV抵抗性きゅうり植物、ならびにPRSV抵抗性およびZYMV抵抗性を示すキュウリ植物の製造方法」	第6染色体上にPRSV抵抗性遺伝子座を有し、さらにZYMV抵抗性を示すキュウリの製造方法。
				ニンジン	「抗酸化成分の高いニンジン」	本紅金時と向陽二号を交雑、選抜を繰り返して得られた後代系統と、本紅金時と黒田五寸を交雑、選抜を繰り返して得られた後代系統を交雑して得られる抗酸化成分の高いニンジン。
サカタのタネ	212	11	2	トルコギキョウ	「細胞質雄性不稔ユーストマ及びその作出方法」	交雑後代から細胞質雄性不稔性を有する個体を選別し、戻し交配することで得られる雄性不稔性のトルコギキョウの作出方法。
				レタス	「細胞質雑種Lactuca属植物およびその作出方法」	細胞融合から得られた植物を選抜して得られるレタスのF1レタスの作出方法。
カネコ種苗	110	3	0	—	—	—

注1：「品種データベース」（農林水産省）及び「J-PlatPat」（INPIT）より筆者作成。

注2：2019年1月29日時点で権利が存続しているもの。

3. 3. 4 育成者権と特許権による複合的保護

上記のように、植物自体について特許権を取得することは難しいが、制度上は、新品種を育成者権と特許権で複合的に保護することは可能である。UPOV 条約では、育成者権と特許権による二重保護が禁止されていたが、1991 年の改正によって二重保護禁止規定が削除され、保護方式は各国に委ねられることになった。このため、現在、我が国も含めて、欧州、米国等多くの国では育成者権による保護制度と特許権による保護制度が併存している。そして、我が国と同様に、伝統的な交配、交雑による育種方法により作出された植物は育成者権で、遺伝子工学により作出された植物は特許権で保護されている。

そこで、育成者権と特許権による複合的な保護の持つ意義について検討する。まず、発明には、先述のように「物の発明」、「物を生産する方法の発明」、「物の生産を伴わない方法の発明（単純方法の発明）」がある。「物の発明」の特許権の効力が及ぶ範囲は、当該「物」及び当該「物」の生産、使用、譲渡等の行為であるのに対して、「物を生産する方法の発明」の特許権の効力が及ぶ範囲は、当該方法の発明の実施行為に加えて当該方法により生産した「物」の使用、譲渡等の行為にも及ぶ。このため、発明が植物自体のみである場合は、特許権の効力の範囲は、その当該植物及び当該植物の生産、使用、譲渡等の行為であるが、発明が植物の生産方法である場合は、特許権の効力の範囲は、当該植物の生産、使用、譲渡等の行為に加えて、当該生産方法で作出される植物にも及ぶ。「物の生産を伴わない方法の発明（単純方法の発明）」の特許権の効力は、当該方法が「物」を生産する発明ではないことから、当該方法発明の実施行為のみに及ぶ。

例えば、表 3-4 のタキイ種苗(株)のトマトを対象にした「トマト植物のネコブセンチュウ抵抗性マーカー、ネコブセンチュウ抵抗性トマト植物、ネコブセンチュウ抵抗性トマト植物の製造方法、およびネコブセンチュウ抵抗性トマト植物のスクリーニング方法」の特許であれば、作出方法もスクリーニング方法も当該作出方法で作出されたトマトも保護対象となる。一方で、同じタキイ種苗(株)のニンジンを対象にした「抗酸化成分の高いニンジン」は、「物」の発明であり、特許権の効力が及ぶ範囲は、当該発明のニンジン、当該ニンジンの生産、使用、譲渡等の行為である。育成者権では、作出方法やスクリーニング方法は保護されないことから、特許が「物」や「物を生産する方法の発明」であった場合は、特許権は育成者権を補完する強い権利になる。

一方で、特許権の存続期間は、出願から原則 20 年である²⁰。標準審査期間は、近年迅速化が図られ審査請求から 14 カ月となっているが²¹、拒絶理由通知を受けて応答等する場合は、出願から特許査定まで 2~3 年かかることもある。その期間だけ特許権による保護期間は短くなる。それに対して、育成者権は登録から 25 年（果樹等永年性作物は 30 年）であり特許権よりも保護期間が長いといったメリットがある。

²⁰ 存続期間の延長登録があったものは最長 25 年。

²¹ 『特許行政年次報告書 2018 年版』（特許庁、2018 年 6 月 28 日）

近年、一つの製品を特許権、意匠権、商標権等の複数の知的財産権により保護する「知財ミックス」の重要性が指摘されているが[9]、「知財ミックス」を考える場合、各知的財産法で保護される法域の違いが重要となる。例えば、特許権の保護客体は発明であり、商標権の保護客体は商標に化体した信用、意匠権は意匠（デザイン）である。これらにより、複数の法域を保護することで権利範囲を拡大できるのである。例えば、2011年に提起され、2018年に和解したアップル社とサムスン社のスマートフォンを巡る知的財産権侵害訴訟においては、両社間で特許権、意匠権、商標権の侵害の有無が争われたが、アップル社が訴訟を自社に有利に進めることができたのは、米国においてアップル社が主張した意匠権侵害を陪審員が認めたことが大きい²²。

確かに、特許権では包括的に植物の権利の保護が可能であり、育成者権で保護される品種よりも権利範囲が広い。一方で、植物と品種の違いは、保護される客体が近似しており、例えば、発明（特許権）とデザイン（意匠権）、発明（特許権）と商標に化体した信用（商標権）のように、複合的な保護が権利範囲を質的に大きく拡大させるものではない。

このように考えると、特許権と育成者権の双方の要件を充足した植物の新品種が作出された場合、育成者権と特許権による複合的な保護が有効なのは、例えば、作出方法に新規性、進歩性があった場合に、「物を生産する方法の発明」としての特許権を取得し、併せて保護期間の長い育成者権も取得する場合があると考えられる。具体的には、果樹のように経済樹齢に達するまで10年以上を要する作目は、果実の収穫が可能になった時期には特許権の存続期間が数年しかないといったことも想定される。このため、特許権と合わせて育成者権も取得しておくことで、特許権が存続期間満了で消滅した後も育成者権によって保護することが可能になる。また、保護だけではなく、活用の面も考えると、特許権と育成者権の両方を取得しておくことで、仮に一つの特許から複数の品種が育成された場合、それぞれについて品種登録をし、それらを個々にライセンスすることも有効な知財マネジメントと考えるが、現実的な運用としては、特許権で保護できない場合に育成者権で保護するといった、補完的な活用にその意義があると考えられる。

3. 4 商標権による保護

3. 4. 1 商標権とは

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品・サービスを他人のものと区別するために使用するマーク（識別標識）である。商標法1条では、「この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発展に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする」とある。保護対象となる商標は、「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状

²² 米連邦地方裁判所は、サムスンに対して約5億3900万ドルを支払うよう命じたが、そのうち約5億3330万ドルがデザイン特許（意匠権）権の侵害であった。

もしくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものであって、①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの、②業として役務を提供し、又は証明する者がその役務の提供について使用するもの」と定義される（商標法 2 条 1 項）。特許法が創作意欲の促進と産業の発展を法目的とした創作法であるのに対して、商標法は、商標に蓄積される信用の維持と産業の発展を法目的としており、標識法に分類される。

商標権の権利取得の手続きは、以下の通りである。まず、特許庁に対して商標登録出願を行い、審査を経て登録査定を受けた後、登録料を納付すると商標権が発生する。権利の保護期間は登録日から 10 年であるが、更新登録を継続することで半永久的に権利維持が可能である。この点は、特許権等他の知的財産権と大きく異なる。商標権の効力は、商標権者に対して、登録された指定商品・役務と同一の範囲において商標を独占的に使用することを認める「専用権」と、類似範囲における第三者の使用を禁止する「禁止権」に分けることができる。専用権あるいは禁止権の範囲内で第三者が無断で商標を使用する行為は商標権侵害に当たり、商標権者は侵害の差止や損害賠償を請求することができる。ただし、商標権の効力は、①自己の氏名・名称等普通に用いられる方法で表示する場合、②商品又は役務の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途等を普通に用いられる方法で表示する場合、③慣用されている商標、等の使用には及ばない。

商標の法的な効力は前述の通りであるが、商標の実際的な機能として、自己の商品・役務と他者のそれとを区別する機能、すなわち、「自他識別機能」がある。商標法においては、自他識別機能の定義は定められていないが、商標の登録要件において自他識別能力を求めていることから（商標法 3 条 1 項）、本機能が商標の最も基本的な機能と考えられている。この自他識別機能から発生する機能として、①商品・役務の出所を表示する機能（出所表示機能）、②商品の品質又は役務の質を保証する機能（品質保証機能）、③商品又は役務を宣伝する機能（宣伝機能）、の三機能があると言われている[10]。第 5 章において検討するが、農産物を商標で保護するに当たっては、自他識別機能の中でも特に出所表示機能を害することのない商標の使用が重要となる。

3. 4. 2 登録要件

商標法においては、登録できない商標が限定列挙されている。具体的には、①商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（商標法 3 条 1 項 1 号）、②商品又は役務について慣用されている商標（商標法 3 条 1 項 2 号）、③単に商品の産地、販売地、品質、その他の特徴等又は役務の提供場所、質、その他の特徴等のみを表示する商標（商標法 3 条 1 項 3 号）、④ありふれた氏又は名称のみを表示する商標（商標法 3 条 1 項 4 号）、⑤極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標（商標法 3 条 1 項 5 号）、⑥その他何人かの業務に係る商品又は役務であるかを認

識することができない商標（商標法3条1項6号）である。このため、農産物を指定商品として商標出願する際には、単にその農産物の普通名称や、産地、品質のみを表示するにすぎない商標は登録できない。

このため、第5章で述べるように、農産物を指定商品とする多くの商標は、普通名称や産地、品質等の文字を図案化する、あるいは図形と結合させることで識別力を発揮して登録されている。また、上記の③、④、⑤に該当する商標であっても、長年使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては登録を受けることができる（商標法3条2項）。これにより、「夕張メロン」、「蔵王チーズ」等が登録されている。しかし、3条2項の適用に当たっては、特許庁での審査において、全国的に認識されるに至った商標であるとの運用がなされており、また、使用態様についても、出願商標が草書体で使用商標が楷書体の漢字である場合、出願商標が平仮名で使用商標が片仮名である場合等は同一性が認められないなど、登録にあたっては厳しい要件が課せられる（商標審査基準）。このため、需要者の認識についての地理的範囲を、都道府県を超える程度の範囲に緩和したのが地域団体商標である。なお、3条2項が適用されるのは、上記の③、④、⑤であり、①の普通名称、②の慣用名称には適用がない。このため、普通名称や慣用名称と判断される「イセエビ」、「サツマイモ」等は登録できない（商標審査基準）。

3. 4. 3 育成者権と商標権による複合的保護

種苗法は、植物新品種という創作物を育成者権により保護するものである。一方で、商標法は、商標という標識を商標権により保護するものである。また、種苗法の法目的が農林水産業の発展であるのに対して、商標法は産業の秩序維持にある。このように、両法は、その目的も保護客体も異なっている。

一方で、商標が付される商品は工業製品だけではない。農産物には、食品表示法に基づく原産地（義務表示）、栄養成分（任意表示）等が表示されるが、商標を付すことで、販売する農産物の識別力を発揮させ、顧客を吸引するという効果がある。植物新品種を知財として「保護」する手段としては、前述したように育成者権と特許権があるが、特許登録には新規性、進歩性等の要件を満たす必要があり、育成した新品種を全て特許権で保護することは難しい。このため、農林水産省が策定した『新品種・新技術の開発・保護・普及の方針』（2013年）では、「育成者権と更新可能な商標権を組み合わせ長期的にブランド力を保護するなど、戦略的に知財を活用した保護の推進が必要」と指摘している。また、同省が策定した『戦略的知的財産活用マニュアル』（2014年）では、「品種名をブランド名とするのではなく商標権で保護」すべきとの指摘をしている。一方で、商標権の「保護」や「活用」については、これまで、ブランド戦略の文脈の中で、地域名称の保護を中心に議論されることが多く、その効果や実態の把握は十分に進んでいない。このため、育成者権と商標権による複合的な保護の意義、効果については、第

5章において詳細に検討する。

3. 5 その他の知的財産権による保護

3. 5. 1 意匠権

物品の外観（デザイン）は、意匠法で規定される登録要件を充足することで意匠権によって保護される。登録要件は、物品自体の形状であり視覚を通じて美観を起こさせるものであること（意匠法2条1項）、工業上利用可能なものであること（意匠法3条1項柱書）、公知なものでないこと（意匠法3条1項1号、2号）、容易に創作できたものではないこと（意匠法第3条2項）等である。このうち、工業上利用可能なものであることとは、同一物を反復して多量に生産し得るものであり、自然石のような自然が生み出した造形美は、工業上利用可能なものとは認められない。また、物品とは、有体物のうち市場に流通する動産であって、固体以外の形状や単に粉状物・粒状物の集合しているものは、物品とは認められない。さらに、物品は、物品自体の形状でなければならず、例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。

従って、植物やその収穫物は有体物である物品であるが、その外観は自然が生み出した造形であって、工業上利用可能なものとは認められない。しかし、植物であっても、外観（デザイン）に創作性があり、工業的技術を利用して同一物を反復、量産できる場合には意匠登録することは可能である（図3-3の「スイカ」）。ただし、非公知性や創作非容易性の要件を満たすには、外観（デザイン）が新規であって、かつ、創作性の程度が高くないためにはならないため、植物やその収穫物の外観（デザイン）を意匠登録するのはかなり困難である。法制度上は、新品種を育成者権で保護し、その収穫物の外観（デザイン）を意匠権として保護することは可能であるが、今回調査した範囲では、育成者権と意匠権での複合的な保護の例は抽出できなかつた。実務上、育成者権と意匠権の関係については、新品種を活用した加工食品の外観（デザイン）を意匠権で保護するといった対応が現実的と考えられる（図3-3の「巻き寿司」、「寿司」）。

		
【意匠登録番号】1304011	【意匠登録番号】1396390	【意匠登録番号】1472121
【意匠に係る物品】スイカ	【意匠に係る物品】巻き寿司	【意匠に係る物品】寿司

注：「J-PlatPat」（INPIT）より抽出

図3-3 農産物・食品を物品とする登録意匠の例

3. 5. 2 営業秘密

特許とは、発明を公開する代償として、発明者に対して一定期間、一定条件下に特許権という独占権を付与するものである。一方で、外部からは侵害の発見が困難な生産方法に関する発明や、リバースエンジニアリングが困難な「物」の発明は、あえて特許出願しないで、技術ノウハウとして秘匿化する知財戦略も知財マネジメントとして有効である。近年では、特許出願をして権利化するオープン領域と、ノウハウとして秘匿管理するクローズド領域を使い分けることで、市場における競争優位を生み出していく「オープン&クローズ戦略」の重要性が指摘されている[11]。

こうした技術に関するノウハウは、不正競争防止法（以下「不競法」）で規定される要件を充足することで、「営業秘密」として保護される。「営業秘密」を不正の手段で取得したり、無断で自ら使用したり、第三者に開示したりする行為は、不競法違反行為となる。

不競法で「営業秘密」として保護される要件は、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」（不正競争防止法2条6項）、すなわち、「秘密管理性」、「有用性」、「非公知性」の3要件である。

植物新品種が育成された場合、例えば果実の糖度等の品質を上げる、収量を増やす、生長を早める、病害虫を予防するといった、その品種の特性を十分に発揮させるための栽培技術は、重要な技術情報（ノウハウ）であり、上記3要件を充足することで、不競法により「営業秘密」として保護される。

一方で、一般に、こうした栽培技術の開発は新品種の育成者のみではなく、育成者以外の第三者によって行われることも多い。また、新品種は、その価値が高いほど、公設試、大学等において栽培試験が行われその結果が論文や栽培マニュアル等として公表される傾向にある。例えば、農研機構が開発したブドウ品種「シャインマスカット」について、「CiNii」（NII 学術情報ナビゲータ）で検索すると、栽培方法、病害予防方法等の論文が英語論文も含めて多数公表されている。ノウハウは、一度、公表されると「非公知性」は失われるので、不競法による「営業秘密」として保護することができない。適法に譲渡された植物品種の利用は自由であり、特許法又は不競法で禁止されていない範囲であれば、栽培試験等を禁止することはできない。第6章で事例分析の対象とした果樹の「クラブ制」は、新品種を開発した育成者が苗木業者、生産者等からなるクラブを組織し、当該クラブの会員のみ苗木の増殖や果実の生産を許諾する仕組みとしている。こうしたクローズな仕組みであれば、栽培技術等の技術情報を「営業秘密」として管理することも可能であろう。植物品種に係る栽培技術等のノウハウを「営業秘密」とするためには、誰もが利用でき販売できる従来の品種の利用形態ではなく、第6章で述べる果樹の「クラブ制」のようなクローズな仕組みづくりから考える必要がある。

3. 6 小括

我が国における植物新品種保護に係る法体系等の整備状況を表 3-5 に示す。まず、知的財産政策は、1990 年代以降の我が国の国際競争力の低下、米国における特許重視政策（プロパテント政策）の流れを背景として、当時の総理大臣が知的財産立国を宣言し（2002 年）、知的財産戦略会議における『知的財産戦略大綱』の策定（2002 年）及び「知的財産基本法」の成立（2002 年）により、その基盤が整備された。その後、『知的財産推進計画』により、毎年、必要な見直しを図りながら戦略的な施策が推進されている。当初は、大学等における知財の創造や研究成果の移転、国際標準化の推進、コンテンツビジネスの拡大、知財関係者の養成といったことが主要事項として取り上げられていたが、その後の経済、社会の環境変化により、ベンチャー支援、デジタル・ネットワーク化への対応、オープン・イノベーションの推進等施策が年々拡充されてきた。農業分野では、当初は、①育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大、②DNA 品種識別技術の開発の促進、③権利侵害の判定を支援するための品種類似性試験の実施、の 3 項目のみであったが、その後、海外への品種の流出、侵害品の流通等を背景に、海外における育成者権の積極的な取得・活用や海外との審査協力が施策として強化されてきた。さらに、近年の工業分野におけるイノベーションへの取組みや知的財産を活用したビジネスモデルの確立などを背景として、農業分野においても、異分野との連携協調、新品種開発への民間企業の参入促進、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用等が施策として推進されるようになった。こうした政策の変遷を背景として、1978 年に制定された「種苗法」は、その後、罰金刑の上限引き上げ、育成者権の存続期間の延長、育成者権の効力の拡大等の改正が行われ、育成者権の強化が図られている。一方で、近年においても種苗の海外流出が続いており、また、中国等において日本の地名や農産物と同一名称の商標が出願登録されるといった新たな問題も発生している。

さらに、本章では、植物品種の特許権等による保護について検討した。そして、我が国の大手種苗企業 3 社の登録品種数、登録特許数等の分析から、種苗は医薬、食品等の企業と比べても登録特許数自体が少なく、その中でも植物関連発明はごくわずかであることを明らかにした。そして、特許権は保護の多面性、権利範囲の広さ等の観点から育成者権よりも利用上の優位性がある一方で、交配、選抜等の伝統的な育種方法により作出された植物は、特許要件（進歩性等）を充足することが困難な場合が多いことを指摘した。さらに、法制度上は特許権と育成者権での複合的な保護も可能であり、果樹のように経済樹齢に達するまで 10 年以上を要する作目では、特許権が存続期間満了で消滅した後も育成者権によって保護する利点がある一方で、特許権で保護される「植物」と育成者権で保護される「品種」は、保護客体が近似しており、このような複合的な保護は、権利範囲を質的に大きく拡大させるものではないことを指摘した。そして、実務上は、育成者権と特許権を補完的に活用することに意義があることを述べた。また、意匠

権による保護の困難性、技術情報（ノウハウ）の営業秘密としての保護の困難性についても指摘した。特に、技術情報（ノウハウ）を「営業秘密」とするためには、誰もが利用でき販売できる従来の品種の利用形態ではなく、第6章で述べる果樹の「クラブ制」のようなクローズな仕組みづくりから考える必要があることを指摘した。

世界的には、遺伝子組換え農作物の普及が進んでおり、近年では、ゲノム編集技術を活用した新しい農産物も開発されている。一方で、我が国においては、遺伝子組換え農作物に対する消費者等の理解が進んでおらず、商業栽培は、サントリーグローバルイノベーションセンター（株）が開発した観賞用の「青いバラ」のみである。また、ゲノム編集技術についても、それを遺伝子組換え農作物と同レベルの規制とするか否かについて関係省庁において慎重な検討が続けられている状況にある。このため、本研究では、遺伝子組換え技術やゲノム編集技術により開発された植物については研究対象としなかった。今後は、こうした先端技術によって開発された植物品種の知的財産としての保護についても検討を進める必要がある。

表 3-5 植物新品種保護に係る法体系等の整備

年	国際条約	知財政策	種苗法等	備考
1961	UPOV条約採択			・我が国は1991年の改正UPOV条約に加盟
1975			特許法改正	・物質特許制度の導入
1978	UPOV条約改正 (日本加盟)			・保護方式の特例（育成者権による保護に加えて一定の条件の下に特許による保護を認めた）。 ・保護対象植物のリストの廃止。 ・未譲渡性の要件の緩和。
			種苗法制定	・戦中戦後の劣悪した種子素質の改善促進を主眼とした「農産種苗法」（昭和22年）を、UPOV条約に準じた品種保護制度とするために改正。 ・品種登録制度の創設。
1991	UPOV条約改正			・保護対象植物の拡大、 ・新規性の要件緩和（出願日前1年以内の譲渡であれば新規性を認める） ・仮保護制度の導入 ・育成者権の権利の拡大（商業的販売から、生産、増殖のための調整、販売、輸出入、収穫物等に拡大） ・育成者権を従属品種まで拡大、 ・育成者権の保護期間の延長、 ・二重保護禁止規定の廃止（育成者権又は特許権による二重保護可能）
1993	生物多様性条約（CBD）発効			
1995	TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）発効			
1998			種苗法改正	・UPOV条約改正に準拠して全部改正。 ・登録品種に関する利用権設定等他の知的財産権と同様の規定を整備。
1993	生物多様性条約発効			
2001	ITPGR採択			
2002		知的財産戦略会議発足、「知的財産戦略大綱」策定		・「植物の新品種」を知的財産の中に明確に位置づけ、「育成者権」を知的財産権の一つとして明文化。
			知的財産基本法制定	
2003		知的財産戦略本部設置、「知的財産推進計画」策定		
			種苗法改正	・育成者権侵害に対する罰則の強化。 ・育成者権侵害物品の輸入禁止等水際措置の強化。
			関税法改正	・育成者権侵害物品の税関による輸出入差止制度の新設
		品種保護Gメンの設置		
2005			種苗法改正	・育成者権の効力の及ぶ範囲を収穫物から直接に生産される加工品のうち政令で定めるものにまで及ぶよう拡大。 ・育成者権の存続期間を20年から25年に延長（永年性作物は25年を30年に延長）。
			商標法改正	・地域団体商標制度の導入

年	国際条約	知財政策	種苗法等	備考
2006		農林水産省知的財産戦略本部設置		
2007		「農林水産省知的財産戦略」策定（農水省）		
			種苗法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化（損害額の算定方法の充実、権利侵害に対する被告の説明義務、裁判所による相当な損害額の認定等） ・育成者権侵害に対する罰則の強化。 ・品種登録表示の適正化。
2010		「農林水産省知的財産戦略2010」策定（農水省）		
2013	IPTGR加入			
2014	名古屋議定書発効			
			地理的表示法制定	
2015		「農林水産省知的財産戦略2020」策定（農水省）		<ul style="list-style-type: none"> ・植物新品種の保護強化（品種登録審査の国際調和、権利侵害対策の強化、海外遺伝資源の確保等）
2016		「知的財産推進計画2016」策定		<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産分野等における知的財産戦略の推進」が盛り込まれる。

注：特許庁資料及び農林水産省資料から筆者作成

第4章 育成者権侵害事例の分析

第3章では、我が国における知的財産権強化の歴史と、植物品種を知的財産権として保護するための育成者権、特許権等の法制度について、保護範囲、適用場面、課題について検討し、特許権や営業秘密としての保護の困難性について述べた。そこで、本章では、育成者権侵害の具体的な事例について、海外への種苗の流出と国内における育成者権侵害の二つの側面に分け、現行の国際的な枠組み及び法制度の観点から分析を行い、現行諸制度の問題点や課題を検討する。

4.1 海外への種苗流出事例

近年、我が国で育成されたブドウ品種「シャインマスカット」やイチゴ品種「とちおとめ」が海外に流出し、流出した種苗が増殖されて、その収穫物が海外市場において日本産の「シャインマスカット」や「とちおとめ」と競合する、あるいはイチゴ品種の「レッドパール」等が海外に流出する、さらにはそれらを交配させて新しい品種が育成されるといった問題が相次いで報道され、植物品種の知的財産としての保護に対して関心が高まっている¹。

本節では、こうした種苗の海外流出の問題について、まずは、現行の国際的な枠組みを整理し、その後、具体的な事例について分析する。

4.1.1 国際的な枠組み

植物の利用に関する国際的な枠組みには、新品種の育成者権を保護する「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）」、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の原則を定めた「生物の多様性に関する条約（CBD）」とそれに基づく名古屋議定書、農業生産に関する植物遺伝資源の保護と利用の原則を定めた「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）」がある。以下、特に植物品種保護の観点から各条約を概説する。

（1）植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）

大川ら（2012）によると、植物の品種保護制度は、「新品種を改良した者に何らかの報酬が与えられる」ことを規定した1883年のバチカン王国の勅令、1904年の英国王立園芸協会による育成者を表彰する制度、1922年のフランスにおける品種名称の保護制度等にその萌芽をみることができる[1]。

品種保護制度の成立過程には、既存の特許制度により品種の保護を行おうとする流れ

¹ 2016年6月19日付日本農業新聞では、シャインマスカット苗木を中国の業者が無断で生産、販売している疑いがあるとの報道がなされている。また、2017年6月20日付日本農業新聞では、イチゴ品種が韓国に流出しその損失は220億円にのぼるとの報道がなされている。

と、特許制度以外の品種保護制度を確立しようとする流れがある。当初、欧州諸国では、特許の枠組みによる保護が試みられたが、植物には特許法が要求する進歩性の概念が馴染まなかったこと、また反復可能性に問題があること、さらに植物の新品種には枝変わり、突然変異等の発見によるものがあること等から、植物品種を特許対象から除外し、他の特別な制度を設けて保護すべきであるとの考え方が主流になった[2]。一方で、米国において 1930 年に特許法を改正し、栄養繁殖性の植物について特許が与えられている。そして、1883 年に成立した「工業所有権の保護に関するパリ条約」では、1934 年の改正において、工業所有権を「農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品」と定義し、植物も特許による保護対象になり得るとした。一方、1938 年に西欧諸国の育種家により設立された国際的な非政府組織である国際植物品種保護育成者協会（ASSINSEL）は、育種家の権利を保護する方法について研究するため、1956 年にフランス政府に対して国際会議を開催することを要請し、この要請を受けて、1957 年にフランス政府が開催した国際会議において、植物の新品種保護に関する基本原則が定められ、1961 年に「植物の新品種の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of New Varieties of Plants）」（以下「UPOV」条約）が、パリ条約の枠外の条約として締結された[3]。

UPOV 条約は、植物新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間等の基本的原則を規定しており、締約国は、75 カ国・地域である（2018 年 12 月現在）。また、UPOV 条約は、78 年条約（旧条約）と 91 年条約（新条約）が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なっている。すなわち、78 年条約（旧条約）は保護対象植物が限定され、育成者権の及ぶ範囲も種苗のみであるが、91 年条約（新条約）では、保護対象植物が全植物であり、育成者権の及ぶ範囲も種苗に加えて、収穫物や特定の加工品まで拡大されている。我が国は、1982 年に 78 年条約（旧条約）に加盟し、その後、1998 年に 91 年条約（新条約）に移行している。種苗の流出が問題となる東アジア各国の加盟状況を見ると、韓国は 2002 年、シンガポールは 2004 年、ベトナムは 2006 年に 91 年条約（新条約）に加盟している。一方、中国は、1999 年に 78 年条約（旧条約）に加盟しているが、91 年条約（新条約）には移行していない。

また、UPOV 条約では、育成者権に例外規定が設けられており（15 条）、①私的かつ非営利目的で行われる行為、②試験目的で行われる行為、③他品種の育成目的で行われる行為、農家の自家増殖については、育成者権の効力が及ばないと規定されている。このうち、①及び②については義務的例外であり、③は任意的例外とされている。すなわち、育成者権で保護されている植物新品種も育成者権者の許諾を要せず利用できる場合がある点で、育成者権は特許権よりも弱いといえる。

（2）生物多様性条約（CBD）

「生物の多様性に関する条約（CBD：Convention on Biological Diversity）」（以下、「生

物多様性条約)とは、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球環境開発会議(リオ・サミット)で採択された条約である。1993年に発効し196カ国・地域が加盟する広がりのある大きな条約である(2018年12月現在)。

「生物多様性条約」は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、の3点を条約の基本としている。このため、「①生物多様性の保全」及び「②生物多様性の構成要素の持続可能な利用」のために、締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定し、特定される生物の多様性の構成要素を監視すること(7条)、脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること(8条)、等が定められている。また、「③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」(ABS: Access and Benefit-Sharing)のために、締約国は、自国の天然資源に対して主権の権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従うこと(15条)、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとること(15条)、が定められている。

このように、「生物多様性条約」は、生物多様性の保全を目指した環境条約であるとともに、経済的な側面を前面に打ち出した経済条約でもある点に特徴がある。そして経済的側面である、遺伝資源の取得の機会と利益の公正かつ衡平な配分は、各国の国内法令に従い、また、適宜、必要な措置をとることとされた。

(3) 名古屋議定書

2010年10月、我が国が議長国となった「生物多様性条約」第10回締約国会議(COP10)において、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下、「名古屋議定書」)が採択され、我が国も2011年5月に署名した。

名古屋議定書は、生物多様性条約が掲げるABSのために、遺伝資源の提供国及び利用国が取る措置等について定めたものである。名古屋議定書では、ABSを着実にを行うため、締約国に対して以下を求めている。

① 遺伝資源の利用国としての措置

- ・自国内で利用される他国の遺伝資源に関し、ABSに関する遺伝資源の提供国の法令に従い、事前同意(PIC: Prior Informed Consent)が取得され、当事者間で相互に合意する条件(MAT: Mutually Agreed Terms)が設定されるよう、立法上、行政上又は政策上の措置をとること。
- ・遺伝資源の提供国の法令順守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、透明性を高める措置をとること。

② 遺伝資源の提供国としての措置

・遺伝資源を提供する締約国において、その取得の機会の提供に係る PIC 制度の整備に必要な立法上、行政上又は政策上必要な措置をとること。

すなわち、遺伝資源の取得は、PIC に基づく提供国（政府関係機関等）の許可とともに、MAT に基づく当事者間の合意が必要となる。これは、以下に述べる「食料・農業植物遺伝資源国際条約（ITPGR）」とは大きく異なる点である。

（４）食料・農業植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）

「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR : International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture)」(以下、「植物遺伝資源条約」)とは、生物多様性条約の発効を受け、2001年、国連食糧農業機関(FAO)において採択され、2004年に発効した条約である。現在(2018年10月3日時点)、145カ国・地域が加盟している。

もともと、FAOでは、植物遺伝資源は人類の共通の遺産であり制限なく利用できるべきとして、1983年に「植物遺伝資源に関する国際的申合せ」(以下、「申合せ」)が成立したが、この申合せの対象である植物遺伝資源には、UPOV条約の対象である新品種が含まれるため、UPOV条約で保護される育成者権を侵害するおそれがあるとして、1989年に遺伝資源の自由な交換に「最小限の制限」を設ける修正が行われ、UPOV条約との調整が図られる[4]。しかし、その後、1992年に「生物多様性条約」が成立する。同条約では、各国が自国の天然資源に対して主権の権利を有し、遺伝資源の取得の機会の提供は当該遺伝資源が存する各国の国内法令に従って決定されることとなった。これにより、FAOの申合せに基づく植物遺伝資源の提供は再度の修正を求められることになる。そして、新たに、生物多様性条約の特別法的な条約として、遺伝資源へのアクセスの保証とABSの考え方を導入した「植物遺伝資源条約」が成立することになる。

植物遺伝資源条約では、持続可能な農業及び食料安全保障と遺伝資源の利用促進のため、生物多様性条約との調和を保ちつつ、①食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、②食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用、③食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を図ることを目的としている。

「植物遺伝資源条約」は、世界の食料安全保障や植物遺伝資源の相互依存関係の観点から、特に重要な作物種について、締約国内の研究者や育種家が容易に入手し利用できる仕組みを設けている。それが、「多数国間制度(MLS : Multilateral System)」(以下、「MLS」)と「定型の素材移転契約(書)(SMTA : Standard Material Transfer Agreement)」(以下、「SMTA」)である。MLSとは、締約国が保有する作物種の情報を、条約事務局を通じて公表を義務づけることで、当該遺伝資源情報に各国の研究者や育種家が直接アクセスすることができるようにする制度である。また、SMTAとは、研究者や育種家が登録された遺伝資源にアクセスする場合に複雑な契約交渉を行うことなく簡便に契約で

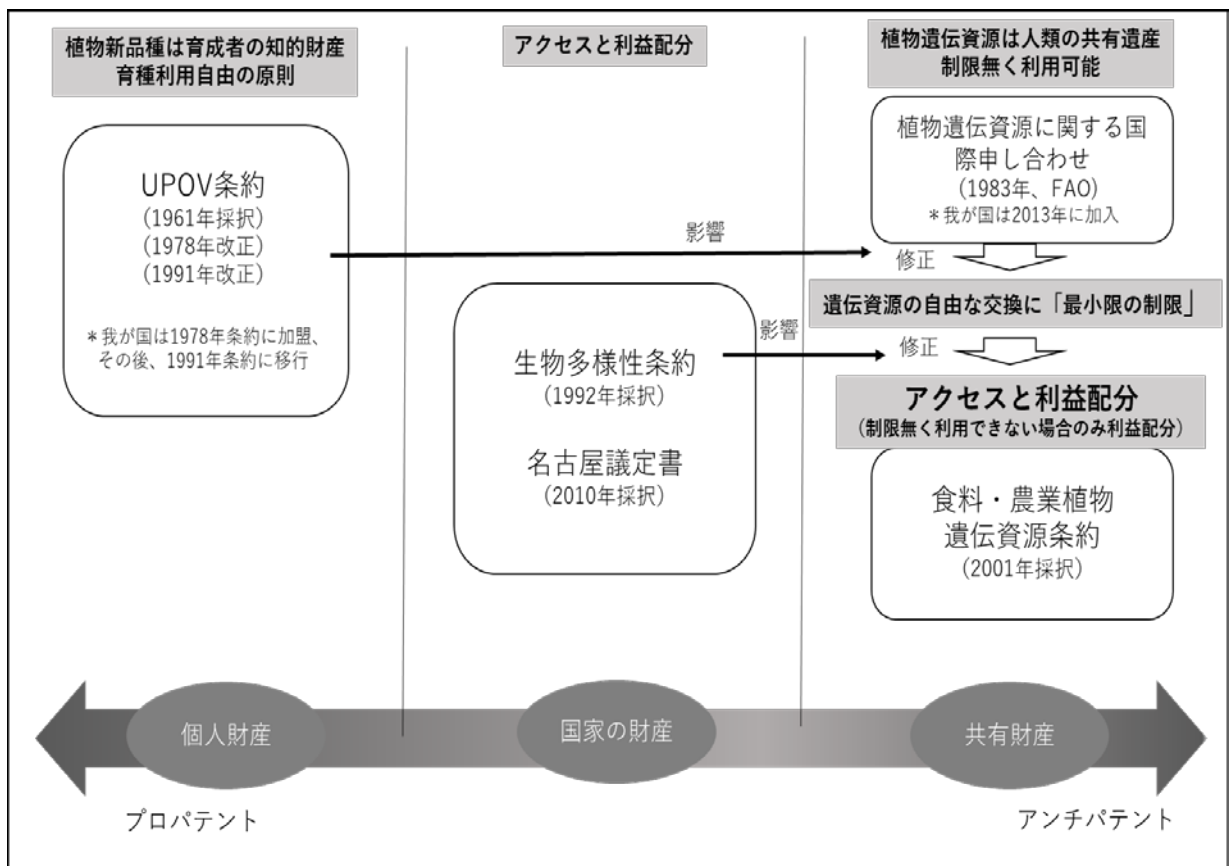
きるようにするために作成された定型の契約（書）である。また、SMTAにより入手した遺伝資源を利用して育成された新品種を販売した場合は、種子の売上高等の収入の0.77%を条約の利益配分基金に配分することが規定されている（ただし、さらなる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合には、支払義務が免除）。「生物多様性条約」における利益配分は、提供国政府（又は提供者）と遺伝資源の利用者の合意によることとされており、この点、「植物遺伝資源条約」は、契約条件及び利益配分額を世界共通のルールとすることで、研究者等による遺伝資源の利用手続を容易にしている。

植物遺伝資源条約が対象とする作物種は、世界の食料安全保障等の観点から設定されており、食用作物（稲、大麦、小麦、トウモロコシ、き豆・そら豆・エンドウ等、カンショ、バレイショ、サトイモ、柑橘類、リンゴ、イチゴ、キャベツ類、ナス等 35 の主要農作物）と飼料用作物（マメ科、イネ科等 29 属の牧草）である²。これは、公共性の高い作物種に限定し、その利用を円滑化すると条約の趣旨によるものであり、この点、全ての植物、動物、微生物も含めた遺伝資源全体を対象にしている「生物多様性条約」とは異なる。また、植物遺伝資源条約で対象とされる作物種には、「生物多様性条約」の名古屋議定書は適用されない。さらに、新品種は、通常、育成者権が存在しており、「公共のもの」ではないため、MLS への登録は義務づけられていない。

以上から、国際的な枠組みを整理すると図 4-1 に示される。すなわち、植物新品種を育成者個人の財産である知的財産として位置づける UPOV 条約の枠組み、植物遺伝資源を人類共有の財産として位置づける FAO の枠組み、植物遺伝資源を国の主権的権利が及ぶ国家の財産と位置づける生物多様性条約の枠組みである。

そして、植物遺伝資源を人類共有の財産として制限なしに利用できるとする FAO の枠組みは、UPOV 条約の改正、生物多様性条約の成立により、遺伝資源の自由な交換に対して最小限の制限が課されるなど修正が図られている。これらの関係をプロパテントとアンチパテントとして見ると、プロパテントとして育成者権を位置づける UPOV 条約に対して、アンチパテントとして遺伝資源の自由利用を原則とする FAO の枠組み、そして、その中間として遺伝資源を国家の財産と位置づける生物多様性条約に整理ができる。そして、自由利用を原則とする FAO の枠組みは、遺伝資源の自由な交換に対して最小限の制限が課すことで、プロパテントの流れに移行していると理解できる。

²大豆、食用作物ではない花卉類は対象外である。また、ゴム、パームヤシ、コーヒー等のプランテーションを支えた換金作物も除外されている。



注：筆者作成

図 4-1 植物品種をめぐる国際的枠組み

4. 1. 2 海外への流出事案

我が国が、UPOV 条約に加盟し、戦後直後に制定された「農産種苗法」を見直して品種保護制度を定めた「種苗法」を制定したのが 1978 年である。その後、1991 年に UPOV 条約が改正され、育成者権が大幅に強化される。また、1993 年には、生物多様性条約が発効し、植物遺伝資源の自由な利用に対して一定のルールが設けられることになる。また、2001 年には、「植物遺伝資源条約」が採択され、これまでの、植物遺伝資源は人類の共有遺産であって制限なく利用可能とする原則が修正され、作物種であってもその利用には、一定の制限がかかることになった。

このように、植物の遺伝資源や新品種に対する保護が強化される 2000 年前後から、我が国で育成された植物品種の海外への流出が顕在化する。表 4-1 に示すように、まずは、イチゴ品種の海外への流出が問題となり、その後、インゲン豆、小豆、いぐさ、オウトウ、菊、カーネーションの海外への品種流出が問題となり、最近では、ブドウ品種「シャインマスカット」や柑橘品種「みはや」等の海外流出が問題となっている。

こうした流出事案を時系列で分析すると、2000～2010 年頃までは、海外流出した植物品種が流出先において増殖、栽培され、その収穫物が我が国に逆輸入されることが大き

な問題となっており、このため、2003年には関税法の改正による育成者権侵害物品の輸入禁止等の水際措置の強化、種苗法の改正による育成者権侵害に対する罰則強化等の対策が措置される。

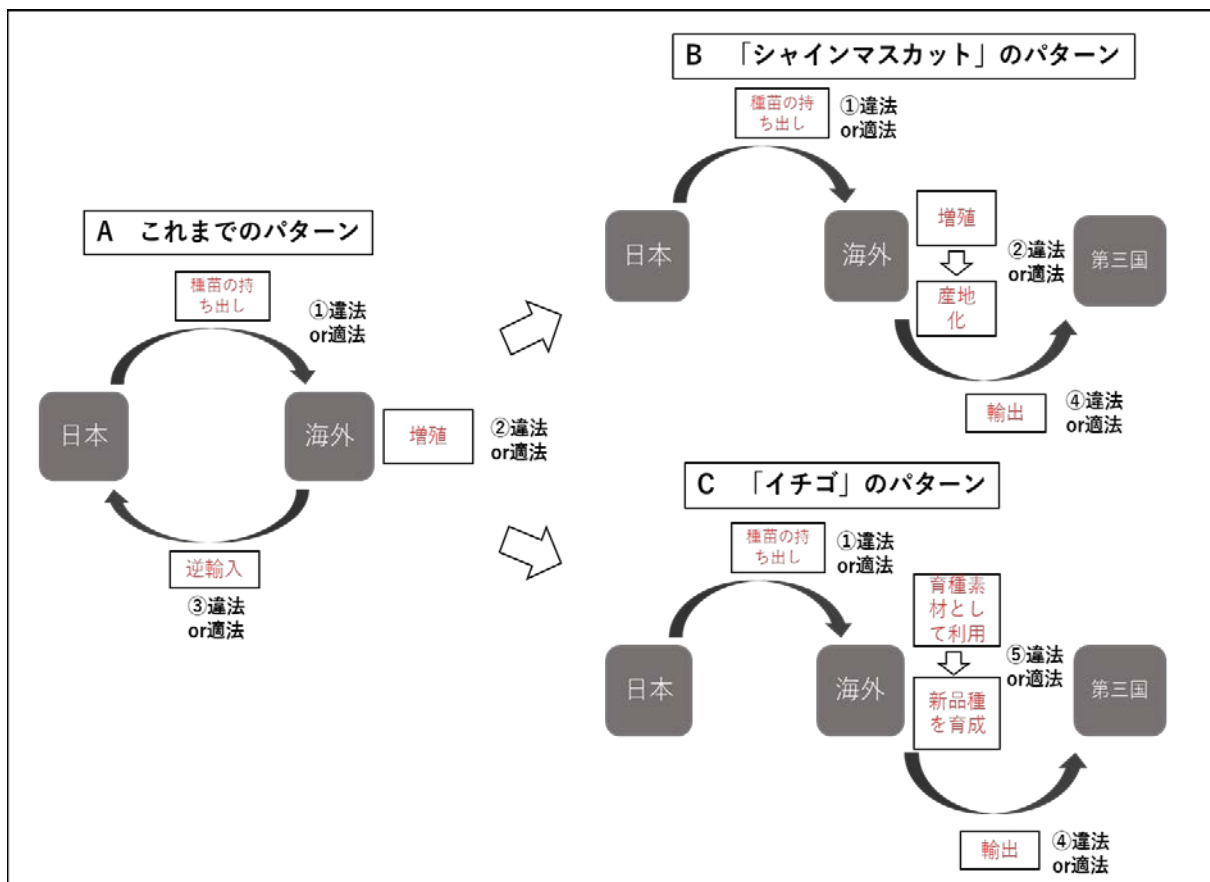
一方で、近年の海外流出事案は、図 4-2 に示すように、流出した種苗が流出先において増殖、栽培され、その収穫物が第三国に輸出され、我が国からの輸出品と海外市場で競合するといった事案や、流出先において育種素材として利用され、それを基に育成された新品種が第三国に輸出されるといった事案も発生している。日本からの農産物輸出が少なかった時代には想定できなかった事案である。こうした事案は、従来のように日本国内で品種登録をしておき、海外へ種苗が流出したとしても税関において逆輸入を差止めるといった方法には限界があることを示している。以下では、こうした事案について、国際的な枠組みの視点から分析する。

表 4-1 植物品種の海外への流出事案

植物名	品種名	権利者	被疑侵害者	侵害への対応	概要
いちご	章姫 (1992.1.16登録) (2007.1.16満了)	個人	韓国で増殖	不明	・1996年に韓国国内の一部生産者に利用を許諾したが、2000年頃、韓国国内で無断増殖されて我が国に逆輸入。
いちご	レッドパール (1993.11.25登録) (2008.11.25満了)	個人	韓国で増殖 輸入業者	裁判・和解	・1998年に韓国国内の一部生産者に利用を許諾したが、2000年頃、韓国国内で増殖されて我が国に逆輸入。育成者権者が輸入業者を相手に裁判を提起し、輸入を取りやめることを条件に和解。
いちご	とちおとめ (1996.11.21登録) (2011.11.21満了)	栃木県	韓国で増殖 輸入業者	警告	・韓国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売。2001年、栃木県が許諾先の業者に文書で警告。
いんげん豆	雪手亡 (1995.9.14登録) (2010.9.14満了)	北海道	中国で増殖 輸入業者	警告	・中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入。 ・2001年、北海道が輸入業者に警告。輸入業者は高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。
いちご	アスカルビー (2000.2.4登録)	奈良県	韓国と中国で 増殖 種苗会社	焼却処分	・2002年10月18日、奈良県は、天理市内の種苗業者が苗を安く増殖するために韓国と中国に不正輸出していたとして、現地で苗をすべて廃棄させたと発表。
小豆	きたのおとめ (1996.3.18登録) (2011.3.18満了)	北海道	中国で増殖 輸入業者	警告	・中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入。 ・2004年、北海道が輸入業者に警告。輸入業者は小豆の輸入を自粛。
いぐさ	ひのみどり (2001.6.26登録)	熊本県	晝表製造販売 会社社長	関税法違反で 有罪 罰金と懲役 (執行猶予)	・中国に種苗が無断で持ち出されて栽培されているとして、2003年12月、熊本県が関税定率法に基づき輸入差止めを申立て。 ・2005年3月、長崎税関八代支署が八代港から輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを摘発し刑事告発。2005年11月7日に熊本地検が起訴し、2006年2月1日、業者に対し罰金百万円、同社長に対し懲役1年6ヶ月執行猶予4年、いぐさ8.8トンの没収を命じる判決。
おうとう	紅秀峰 (1991.11.19登録) (2009.11.20満了)	山形県	オーストラリアの会社	刑事告訴→和解	・オーストラリアに種苗が違法に持ち出されたとして、2005年11月16日、山形県が豪州で果実の生産・販売を営む者等を刑事告訴。その後、2014年まで輸出しないこと等を条件に和解。
菊	岩の白扇 (1995.8.22登録) (2010.8.22満了)	種苗会社	中国で増殖 輸入業者	警告	・中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入。 ・育成者権者が2006年6月2日、輸入業者に警告。
カーネーション	ヒルパロス、ヒル チェルテス、ヒリビ ンパー等	種苗会社	中国で増殖 輸入業者	警告、謝罪金 の支払い	・中国で種苗が無断増殖され、その収穫物が我が国に輸入。育成者権者は、2006年5月11日、輸入業者に警告し、同年12月、輸入業者が謝罪金を支払うことで合意。
ぶどう	シャインマスカット (2006.3.9登録)	農研機構	中国と韓国で 増殖	(調査中)	・2016年6月19日付け日本農業新聞が、シャインマスカットを中国業者が無断販売と報道。その後、韓国でも生産され香港及びシンガポールへの輸出が確認。
いちご	とちおとめ、レッド パール、章姫	栃木県、個人、個人	韓国で交配親 として利用	(違法性無し)	・2017年6月20日付け日本農業新聞が、イチゴ品種海外に流出し損失250億円と報道。 ・韓国では、「とちおとめ」、「レッドパール」、「章姫」を交配させて「ソルヒャン」、「メヒャン」、「クムヒャン」を開発。
みかん	みはや (2014.9.30登録) あすみ (2014.9.30登録)	農研機構	韓国で増殖	警告	・2019年1月10日、フジテレビ等が、柑橘品種「みはや」、「あすみ」が韓国済州島で無断栽培されていると報道。 ・農研機構では、国内だけではなく、韓国にも品種登録出願していたことから生産者に警告。

注1：「国内外における品種保護をめぐる現状」（平成25年農林水産省新事業創出課）を基に筆者が加筆、作成。

注2：登録日は、日本における品種登録日



注：筆者作成

図 4-2 種苗の海外流出事案の変化

4. 1. 3 海外流出事案の検討

イチゴ品種及びブドウ品種の「シャインマスカット」の流出事案について、種苗を海外に輸出（持ち出し）する行為、海外で増殖する行為、日本に逆輸入する行為、海外から第三国へ輸出する行為、育種素材として利用する行為、の5行為について、それぞれの適法性及び違法性について検討する（表 4-2）。

（種苗の輸出）

まず、種苗の輸出であるが、種苗法では、種苗等が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗等の利用には及ばない（種苗法 21 条 4 項）と規定されている。これを権利の消尽³という。さらに、国内で譲渡された種苗について、輸出国で品種登録可能な品種は、当該輸出国で品種登録しているか否かに関わらず育成者権者の許諾は不要である旨が規定されている（UPOV 条約 16 条(1)、種苗法 21 条 4 項）。

³知的財産権における「消尽」とは、ある物について権利者が知的財産権を一度行使することによって、その知的財産権がその物については目的を達成して尽き、権利者がもう一度知的財産権を行使することができない状態になることをいう。

この点、特許法では、権利の消尽の規定を設けていないが、判例上、権利の消尽が認められているのに対して、種苗法では、法律上、権利の消尽の規定を設けている。そして、海外への輸出に当たっては、その輸出先国において、品種登録可能な品種であるか否かによって、育成者権者の許諾が必要となるか否かが変わってくる。

2000 年前後からイチゴ品種が韓国へ流出している事案について検討すると、韓国がイチゴ品種を保護対象にしたのが 2012 年である。そうすると、2012 年以前に育成者権者の許諾を得ずに韓国へイチゴ品種を持ち出した事案は、育成者権侵害の可能性が極めて高いといえる。一方で、2012 年以降の韓国への持ち出しは、育成者権が消尽しているので、育成者権者の許諾は必要なく種苗法違反ではないことになる。ただし、その場合であっても、日本国内で、無断で当該イチゴ品種を増殖していた場合は育成者権が消尽していないので、当該イチゴ品種を外国に持ち出す行為は育成者権の侵害になるが、そのような事案が発生しているか否かについては、現状では情報がないので判断できない。

また、ブドウ品種の「シャインマスカット」の中国への流出事案については、中国では 2004 年にブドウ品種を保護対象にしていること、日本国内で品種登録出願されたのが 2003 年であることを考えると、2004 年以前に中国へ持ち出されている可能性は低く、育成者権が消尽している可能性が高いことから違法性はないと考えられる。

(海外での増殖)

次に、種苗が流出した国における種苗の増殖行為について検討する。我が国の種苗法では、登録品種の種苗等が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は消尽し、その譲渡された種苗等の利用には及ばないとされているが、種苗を生産する行為は消尽の例外であると規定している（種苗法 21 条 4 項）。これは、例えば、育成者権者から登録品種の種苗を 10 本購入し、それを育てて販売する行為には育成者権の効力は及ばず育成者権者の許諾は不要であるが、購入した 10 本の種苗を 20 本に増殖して販売すると、増加した 10 本については育成者権の効力が及ぶということである。

つまり、権利の消尽が生ずるためには、種苗の個体数を増やさないことが必要である。では、種苗が持ち出された外国において、無断で増殖された場合はどうであろうか。UPOV 条約では、「育成者権は、保護される品種若しくは第十四条(5)に規定する品種」の素材であって、「締約国の領域において育成者により若しくはその同意を得て販売その他の商業目的による譲渡がされたもの又は当該素材から得られる素材に関する当該領域内における行為には及ばない」（UPOV 条約 16 条(1)）として、消尽の規定を設けているが、「当該品種を新たに増殖する行為」は消尽の例外と規定している（UPOV 条約 16 条(1)(i)）。従って、権利が消尽するのは、育成者権にて「保護されている品種」であって、「育成者権者による同意を得て譲渡された品種」の場合である。その上で、「当該品種を新たに増殖する行為」は消尽の例外としているのである。

特許権は、ある国で付与された特許権の効力の及ぶ範囲は、その国の領域内に限られ、かつ、その権利の成立、効力、消滅等は、権利を付与した国の法律により定められる。

これを「属地主義の原則」と称し、現行の条約、法律にこれを定めた規定は存在しないが、国際的には広く認識されている⁴。UPOV 条約及び我が国の種苗法においても、「属地主義の原則」は規定されていないが、UPOV 条約の「育成者権の保護の独立」(UPOV 条約 10 条(3))の規定に照らせば、育成者権も特許権と同様に「属地主義の原則」が導かれることになる⁵。

確かに、UPOV 条約上は、16 条において無断増殖は消尽の例外として禁止しているが、「属地主義の原則」によると、育成者権を取得していない外国においては、そもそも消尽すべき権利が発生しておらず、この例外規定を適用することはできないことになる。すなわち、外国において「当該品種を新たに増殖する行為」が消尽の例外と認められるためには、当該品種が当該国において品種登録され、育成者権が付与されている必要があると考えられる。

UPOV 条約及び我が国種苗法は、特許法には規定されていない消尽及びその例外規定を設けており、国内においては、例外規定に違反する場合は種苗法の条文解釈が問題になるに過ぎない。一方で、海外での育成者権の効力については、事実関係に何らかの国際的な要素を含む場合には、国際裁判管轄、準拠法等の問題を検討する必要があるものと考えられる。

特許権については、判例を通じて属地主義の意義、国際裁判管轄、準拠法等の個別具体的な事案について議論が展開されているが、育成者権については、国際紛争となってそれが訴訟や仲裁によって解決されたといった事案が殆ど発生しておらず、未だ十分な議論の蓄積がない状況にある。優良な種苗が国境を越えて取引される現代において、増殖容易な植物品種の育成者権への「属地主義の原則」の適用については、さらなる検討が必要である。

(日本への逆輸入)

海外へ流出した種苗が、流出先において増殖、栽培され、その収穫物が我が国に逆輸入される問題(図 4-2 の「A これまでのパターン」)については、2003 年には関税法の改正が行われ、育成者権侵害物品の輸入禁止措置が図られたことから、例えば、いぐさ品種「ひのみどり」は、税関において輸入差止めがなされている。

知的財産権侵害物品の差止実績(財務省)をみると、直近では、育成者権侵害物品の差止は、2011 年に 1 件(1,815 点)発生しているのみで、商標権侵害物品(2016 年:25,666

⁴ 例えば、「カードリーダー事件」(最判平成 14 年 9 月 26 日判時 1802 号)では、米国特許権の効力が日本で認められるか否かが争点となったが、最高裁判所は、「属地主義の原則により特許権の効力はその登録の認められた国の領域内においてのみ効力を有する」として、米国特許に基づく差止め等を内国裁判所に求めることはできないと判示した。また、特許製品の並行輸入が問題となった「BBS 事件」(最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 卷 6 号 2299 頁)では、最高裁判所は、「属地主義の原則とは、特許権について言えば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである」と判示した。

⁵ 特許権では、同一の発明に係る特許権といえども、各国の特許権は相互に独立の関係にあるとされており、これを「特許独立の原則」という(パリ条約 4 条の 2)。

件、409,279点)や特許権侵害物品(2016年:61件、185,781点)の差止め比べるとかなり少ない。しかし、関税法の改正による水際措置の強化が、育成者権侵害物品の我が国への輸入に対する牽制効果を果たしているとも言える。

(海外から第三国への輸出)

次に、海外へ流出した種苗が、流出先において増殖、栽培され、その収穫物が流出先の海外から第三国に輸出される問題(図4-2の「B 「シャインマスカット」のパターン」)について検討する。先述した日本への逆輸入と同様に、輸出される第三国において品種登録されていれば、当該国の税関において輸入差止めが可能である。また、流出先の国内で品種登録され、流出先から第三国への輸出を侵害とする法制度があれば、第三国への輸出差止めが可能である。

しかし、海外への品種登録出願は、「新規性」の要件を充足する必要がある、UPOV条約では、「出願がされた締約国の領域以外の領域において、出願日から4年遡った日(ただし、樹木及びぶどうについては、6年遡った日)までに出願しなければならないことになっている。従って、ブドウ品種「シャインマスカット」の事例のように、日本国内の出願から6年以上が経過しており、海外での品種登録出願ができず海外で育成者権を保有していない場合は、先述した「属地主義の原則」により、第三国における輸入差止めはできない。

(育種素材としての利用)

最後に、海外へ流出した種苗が、流出先において育種素材として利用され、新品種が育成される問題((図4-2の「C 「イチゴ」のパターン」)について、UPOV条約、植物遺伝資源条約、生物多様性条約の枠組みから検討する。まず、「4.1.1 国際的な枠組み」で概説したように、もともと、植物品種は、共有財産としての性格が強く、個人財産として育成者権を認めるUPOV条約においても、新品種を育成する目的で行われる行為は育成者権の効力が及ばないとされている(UPOV条約15条(1)(iii))。

先述したように、2012年以前に育成者権者の許諾を得ずに韓国へイチゴ品種が持ち出された事案は、育成者権侵害の可能性が極めて高いが、海外への種苗の輸出に関する適法性及び違法性について、UPOV条約上も我が国の種苗法上もなら規定はない。新品種を育成する目的で行われる利用行為を消尽の例外とすると規定しているのみであって、入手方法の合法性は問われていないのである。

次に、「植物遺伝資源条約」では、イチゴは同条約の対象植物種に指定されているが、そもそも「植物遺伝資源条約」で定める利益配分(ABS)は、基金に配分する仕組みとなっており、育種素材として利用して新品種を育成し、その新品種の栽培、販売から利益が生じたとしても、日本国が利益配分を求めることはできない仕組みとなっている。一方で、「生物多様性条約」に基づく名古屋議定書では、遺伝資源の利用に関して、ABSに関する提供国法令に従い事前同意(PIC: Prior Informed Consent)が取得され、相互に合意する条件(MAT: Mutually Agreed Terms)が設定されるよう、立法上、行政上又は政

策上の措置をとることとされている。韓国は、2017年8月17日に名古屋議定書の締約国になっており、国内担保法である「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」が施行されている⁶。しかし、多くの締約国と同様に、韓国においても法の不遡及の原則が適用されており、同日以前に同国内に持ち込まれたいかなる遺伝資源についても、国内担保法は適用されない。従って、2017年8月17日以前に日本から韓国内に持ち込まれたイチゴ品種について、利益配分を主張することは制度上できないことになる。

ところで、特許法においても、技術の進歩を図ることで産業の発達を図る法目的から、試験又は研究のためにする特許発明の実施には特許権の効力は及ばないと規定されている（特許法69条）。しかしながら、試験・研究の結果として新しい発明が生まれ特許権を取得した場合、それが第三者の特許（基本特許）の利用発明に該当する場合は、当該第三者の特許権の効力が及ぶとされており、利用発明を実施するには当該基本特許の権利者の許諾が必要になる。

保護対象となる客体は異なるが、著作権法においては、プログラム等著作物を著作者の許可なく改変することは翻案権または同一性保持権の侵害とされる。さらに、原著作者からの許可により、例えばプログラムのバージョンアップが図られ、原著作者に依拠して二次的著作物が創作された場合、原著作者は二次的著作物の著作者と同じ権利を有すると規定されている（著作権法28条）。種苗法においても、従属品種⁷及び交雑品種⁸については、育成者権の効力が及ぶと規定されており（種苗法20条2項）、UPOV条約においても同種の規定がある（14条(5)）。しかしながら、次章で検討するように、従属品種であるか否かの判定は、現行法制度化においては問題点も多く、育成者権侵害訴訟において従属品種であることの立証は困難である。

以上、イチゴ品種及びブドウ品種の「シャインマスカット」の海外流出事案を事例に、種苗を海外に持ち出す行為（輸出）、海外で増殖する行為、日本に逆輸入する行為、第三国へ輸出する行為、育種素材として利用する行為、の5つの行為に分類して、それぞれの行為の適法性及び違法性について検討した。

その結果、譲渡された種苗の海外への持ち出し（輸出）については、その持ち出す相手国において品種登録可能な品種である場合は、育成者権者の許諾は不要とされている一方で、持ち出した外国において当該種苗を増殖する行為は、UPOV条約上は消尽の例外とされているところであり、属地主義の原則により、当該国において品種登録していない場合は差止等の権利行使が困難であることを指摘した。また、日本への逆輸入については、日本において品種登録がされていれば税関において差止が可能であること、一方で、流出した外国において当該種苗が増殖、栽培され、その収穫物が第三国に輸出さ

⁶ 環境省暫定訳 http://www.env.go.jp/nature/biodic-ABS/pdf_02/Korea_ABS_Law_2017_amended.pdf

⁷ 親となる登録品種に主として由来し、そのわずかな特性を変更して育成された品種。

⁸ 繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要のある品種。

れる問題については、その輸出先において品種登録をしていない場合は、第三国の税関において差止等はできないこと、さらに、育種素材としての利用については、個人財産として育成者権を認める UPOV 条約においても、新品種を育成する目的で行われる行為は育成者権の効力が及ばないこと、等の特許権とは大きく異なることを指摘した。

表 4-2 植物品種の海外流出事案の検討

種苗	事案の検討	(参考) 特許	
<p>①種苗の持ち出し（輸出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち出す相手国で品種登録可能な品種はその国で品種登録しているか否かに関わらず育成者権者の許諾は不要（UPOV条約16条、種苗法21条4項） ・その植物を保護していない国に持ち出す場合は、消尽の例外となり、日本国内で適法に譲渡された苗であっても持ち出しには育成者権者の許諾が必要（UPOV条約16条(1)(ii)、種苗法21条4項） 	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国では2012年にイチゴ品種を保護対象に追加。 →2012年以前：育成者権侵害 →2012年以降：持ち出しに当たって育成者権者の許諾は不要 ○中国では2004年にブドウ品種を保護対象に追加 →2004年以前：育成者権侵害 →2004年以降：持ち出しに当たって育成者権者の許諾は不要 	<p>①特許製品の海外持ち出し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特許製品を適法に購入した場合、特許権はその段階で消尽し、購入者は当該購入した特許製品を自由に使用及び販売等することが可能（消尽論）。
<p>②海外での増殖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗等が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗等の利用には及ばない。ただし、種苗を生産する行為は消尽の例外（種苗法21条4項）。 ・品種を増殖する行為は消尽の例外（UPOV条約16条(1)(i)） 	<ul style="list-style-type: none"> ・UPOV条約上は無断増殖は禁止。 ・その国で品種登録されていれば、育成者権に基づき差止等可能。一方で、その国で品種登録されていない場合は差止困難。 	<p>②海外での実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その国で特許登録されていれば差止可能（その国で特許登録されていない場合は差止等不可）。 ・特許製品を適法に購入した場合、特許権はその段階で消尽するが、その特許製品を加工・部材交換がされそれにより同一性を欠く特許製品が新たに製造された場合は特許権は消尽しない（インクタンク最高裁判決（平成19年11月8日））。
<p>③日本への逆輸入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本で品種登録されていれば差止可能（関税法）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関において差止。 	<p>③日本への逆輸入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本で特許登録されていれば差止可能（関税法）
<p>④第三国への輸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その国で品種登録されていなければ、その国で栽培して収穫物を第三国に輸出可能。 ・ただし、第三国において品種登録されていれば差止等可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国において品種登録されていない場合、第三国への輸出の差止は困難。 	<p>⑤第三国への輸出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その国で特許登録されていなければ、その国で特許製品を製造して第三国に輸出可能。 ・ただし、第三国において特許登録されていれば差止等可能。
<p>⑤育種素材としての利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新品種を育成する目的で行われる行為は育成者権の効力が及ばない（UPOV条約15条(1)(iii)、種苗法21条1項1号）。 ・ただし、従属品種・交雑品種には、原品種の育成者権の効力が及ぶ（UPOV条約15条(1)(iii)、種苗法20条2項）。 ・従属品種の利用について、特許とは異なり裁定による通常利用権の設定に関する規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に違法に流出した品種であっても、新品種育成を目的として行われる行為は差止等不可。 ・従属品種には、原品種の育成者権の効力が及ぶが、従属品種であるか否かの認定は困難。特に海外において育種素材として利用された場合は、その立証は困難。 	<p>④利用発明の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後願の特許発明が先願の特許発明を利用するものであるときは、その特許発明を実施できない（特許法72条）。 ・裁定による通常実施権の設定が可能（特許法92条）。

注：筆者作成

4. 2 国内における育成者権侵害事例⁹

前節においては、種苗の海外流出の問題を国際的な枠組みの中で整理し、その問題点を検討した。

そこで、本節では、国内における育成者権侵害事例について検討する。育成者権侵害訴訟は、他の知的財産権である特許権侵害や商標権侵害に比べても裁判例の蓄積が少なく、参考になる文献類も非常に少ない（表 4-3）。

そうしたなかで、植物「なめこ」の育成者権侵害をめぐる興味深い判決が出されている。本判決の意義としては、育成者権侵害の有無の判断に当たって、植物体自体を比較する「現物主義」を採用する必要があることを明示したことであろう。また、「現物主義」を採用することによる登録時と権利行使時の品種の「同一性」、登録品種に由来する「従属品種」、登録品種の「変異」が争点となった我が国における植物の育成者権侵害訴訟事件においては初の事案と考える¹⁰。また、植物「しいたけ」の育成者権侵害訴訟事件では、現物主義と特性表、後発的無効事由等、特許権侵害訴訟事件には見られない植物品種に特有の論点が明らかとなっている。

このため、本節では、なめこの「育成者権侵害差止等請求控訴事件」（知財高裁平成 27 年（ネ）第 10002 号）（以下、「なめこ事件」）及びしいたけの「育成者権侵害差止等請求事件」（東京地判平成 26 年（ワ）第 27733 号）（以下、「しいたけ事件」）を事例として、育成者権侵害訴訟事件における現物主義の適用、特性表の位置付けを中心に、育成者権の権利行使に係る諸課題について検討する。

⁹ 本節は、「知財管理」誌(2018,第 68 卷,第 3 号,pp.331-340)に掲載された筆者の論文「植物品種の育成者権行使に関する考察」を編集・加筆したものである。

¹⁰ 登録品種と被疑侵害品種の同一性について争われた事件には、「えのきたけ事件」（長野地判平成 8 年 1 月 25 日判タ 936 号、同控訴審 東京高判平成 9 年 2 月 27 日判時 1600 号）がある。出願品種と登録品種の同一性が争われた事件には、「りんどう事件」（東京地裁平成 17 年 7 月 5 日判時 1912 号、同控訴審 知財高裁平成 18 年 12 月 25 日判時 1993 号）がある。

表 4-3 国内における育成者権侵害等裁判事例

No	植物名	登録品種の名称	事件名	育成者権者	被疑侵害者	概要	論点
1	しいたけ	JMS 5K-16 MM-2号	育成者権侵害差止等 請求事件 東京地判平成18年8月 29日（平成18年 （ワ）第19802号）	きのこ種菌 製造販売会 社	しいたけ菌 床の製造販 売会社	<ul style="list-style-type: none"> ・被告は、①通常利用権の許諾を受けており育成者権侵害には当たらない、②通常利用権の許諾を受けており無過失である、と主張。 ・東京地裁は、①通常利用権は育成者権者の許諾により発生するが、第三者対抗要件を得るには品種登録簿への登録が要件であり、許諾の効果を原告に主張することはできない、②通常利用権の許諾を受けていると信じたことについて相当な理由があると言えない、と判示して、育成者権侵害が肯定され、差止及び207万5000円の損害賠償を認容。 	通常利用権の成否、過失の推定覆滅事由の有無
2	エリンギ	ホクト2号	種苗生産・譲渡行為 差止等請求控訴事件 知財高裁平成18年12 月21日（平成18年 （ネ）10059号）	きのこの生 産販売会社	きのこの生 産販売会社	<ul style="list-style-type: none"> ・被告は、①「ホクト2号」の品種登録には無効事由がある、②先育成による通常利用権がある、と主張。 ・原判決では、公知性を理由とした無効事由があり育成者権に基づく権利行使は職権濫用に当たり許されないと判示。 ・知財高裁は、①わずかに15の業者が入手しただけでは、未だ「公然」知られたということではできない、②鑑定結果によると外国で品種登録された品種と「ホクト2号」の同一性は認められない、③外国で登録された品種が「ホクト2号」と同時又は先に育成されていたことも、独立に育成されていたことも立証されていない、と判示して、育成者権侵害が肯定され、差止及び1323万6000円の損害賠償を認容。 	登録品種の無効、先育成
3	りんどう	芸北の晩秋	異議申立棄却決定取 消等請求控訴事件 知財高裁平成18年12 月25日（平成17年 （行コ）第10001号）	りんどうの 生産者	農水省	<ul style="list-style-type: none"> ・りんどう品種「芸北の晩秋」の品種登録に対して、原告が、①審査過程に瑕疵があること、②区別性、均一性及び安定性を欠くことから、本件処分には瑕疵があると主張して、本件処分の無効確認を求めた事案。 ・一審東京地裁では請求が棄却され、原告らが控訴。知財高裁は、①出願時の提出書類に記載された出願品種の特性と現地調査等によって確認された内容との間に齟齬があるからといって、品種登録が直ちに違法となるものではない、②控訴人が主張する審査過程における瑕疵は、専ら種苗法17条の拒絶理由に直接関連しない手続的な事項についての違反であり、本件処分の適法性には影響しない、と判示し請求を却下。 	原告適格、現物主義
4	まいたけ	BO-101	育成者権侵害差止等 請求事件 東京地判平成20年2月 7日（平成20年（ワ） 第23647号）	きのこの種 菌の製造販 売会社	まいたけの 生産販売業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・育成者権を有する原告が、被告らが種菌を自家増殖し、まいたけを生産、販売しているとして育成者権侵害を主張。 ・被告らは、自家増殖の特例（種苗法第21条2項）を主張したが、裁判所は、被告の農業生産法人該当性を否定し、差止及び1095万3589円の損額賠償を容認。 	農業者の自家増殖

No	植物名	登録品種の名称	事件名	育成者権者	被疑侵害者	概要	論点
5	なめこ	KX-N006号	育成者権侵害差止等請求控訴事件 知財高裁平成27年(ネ)第10002号	種苗会社	なめこ生産者	・原審においては、現物主義が採用され、被告人が登録品種と同一又はこれと特性により明確に区分されない「なめこ」の種苗等を生産したとして認めることはできないと判示。また、DNA分析の結果についても、なめこのDNA分析手法が確立されていないとして採用されず。 ・原審と同様に、被控訴人が登録品種と同一又はこれと特性により明確に区分されない「なめこ」の種苗等を生産したとして認めることはできないとして控訴棄却。また、控訴人の従属品種であるとの主張も認められなかった。	現物主義、従属品種
6	しいたけ	JMS 5K-16	育成者権侵害差止等請求事件 東京地判平成30年6月8日(平成26年(ワ)第27733号)	きのこ種菌等の製造販売会社	漬物、しいたけ等の製造販売会社	・本件品種と被告しいたけの鑑定の結果、被告しいたけと本件品種は特性により明確に区分されない品種であると判示。 ・被告は、しいたけは原木栽培と菌床栽培とでその特性が大きく変わるところ、品種登録原簿には原木栽培に係る特性のみが掲載されており、過失は推定されないと主張。裁判所は、原告の警告前後で過失推定の覆滅理由の有無を判断し、警告前は過失推定が覆滅されるが、警告後については過失推定が覆滅されないと判示し、差止及び6678万5832円の損害賠償を認容。本件は控訴され、現在は控訴審で争われている。	権利行使の制限、カスケイドの原則、過失推定
7	キリンソウ	トットリフジタ1号	種苗法違反事件(刑事裁判)	個人育種家	①圃場責任者②屋上緑化会社③会社社長	・平成27年1月25日、鳥取県警が、兵庫県神戸市の屋上緑化会社3人を種苗法違反の容疑で逮捕し、平成27年2月15日に2名と会社を起訴。鳥取地方裁判所は、平成27年7月6日、植物を生産していた圃場責任者に種苗法違反の罪で、懲役1年2か月執行猶予3年の有罪判決を言い渡した(確定)。 ・平成30年1月24日、会社社長に懲役1年6か月執行猶予4年、会社に罰金200万円の有罪判決を言い渡した。社長は、この判決を不服として広島高裁松江支部に控訴。平成30年11月9日、広島高裁松江支部は、鳥取地裁の判決を取消し、審理を鳥取地裁に差戻した。 ・被告は、これまでも、育成者権に基づく差止請求権不存在確認請求(平成26年(ワ)第12573号)、品種登録調査等の義務付け請求(平成29年(行ウ)第61号)を提起しているが、棄却、却下されている。	登録品種の無効

注：「知的財産判例データベース」(アスタミューゼ株式会社)及び「裁判例情報」(最高裁判所事務総局)より筆者作成。「キリンソウ」の種苗法違反事件については、刑事裁判が継続中で確定記録の閲覧ができないため、毎日新聞記事(2018年11月10日)及び屋上緑化会社(i育成者権者)のHP(<http://www.kirinsou.com/article/15205707.html>)より作成。

4. 2. 1 なめこ事件

(1) 事案の概要

本件は、種苗法に基づき品種登録した「なめこ」の育成者権者であるX（原告・控訴人）が、Yら（被告・被控訴人）に対して、原告の許諾の範囲を超えて又は原告の許諾なく登録品種を利用し、育成者権を侵害したとして、種苗法 33 条 1 項に基づく種苗の生産等の差止め、同条 2 項に基づく種苗の廃棄、同法 44 条に基づく信用回復の措置としての謝罪広告、民法 709 条に基づく不法行為に対する損害賠償金を求めた事案である。

一審の東京地裁は、Yらが本件登録品種又はこれと重要な形質に係る特性により明確に区分されない「なめこ」の種苗の生産等を行っていると認めることは困難であり、また、本件登録品種は登録時から特性が変化しており、こうした取消事由が存在することが明らかな本件品種登録に係る育成者権に基づき差止請求等をするのは権利濫用に当たるとして、原告Xの請求をいずれも棄却した。原告Xは、地裁判決を不服として知財高裁に控訴したものである。

(2) 本件品種の概要

品種登録の番号：第 9637 号

登録年月日：平成 13 年 11 月 22 日

農林水産植物の種類：なめこ

登録品種の名称：KX - N006 号

(3) 原審判決の概要

一審東京地裁は、『育成者権の侵害を認めるためには、少なくとも、登録品種と侵害が疑われる品種の現物を比較した結果に基づいて、後者が、前者と、前者の特性（特性表記載の重要な形質に係る特性）により明確に区別されない品種と認められることが必要であるというべき』であり、鑑定囑託の結果からは、Yらが本件登録品種又はこれと重要な形質に係る特性により明確に区分されないなめこの種苗の生産等を行っていると認めることは困難とした。また、『本件登録品種は、遅くとも平成 20 年 3 月時点においては、原告自らが種菌として広く販売するに足りる程度に特性を維持することができないと判断していたと認められることから、遅くとも、同時点において、種苗法 3 条 1 項 2 号（均一性）及び 3 号（安定性）に関する登録要件を欠くことが明らかとなったと認めるのが相当』であり、『原告が、取消事由が存在することが明らかな本件品種登録に係る育成者権に基づき差止請求及び廃棄請求をすることは、権利濫用に当たり、許されない』と判示した。

(4) 控訴審判決の概要

(育成者権侵害の存否に関する判断基準について)

『品種登録制度の保護対象が「品種」という植物体の集団であること、この植物の特性を数値化して評価することの方法的限界等を考慮するならば、品種登録簿の特性表に記載された品種の特性は、審査において確認された登録品種の主要な特徴を相当程度表すものといえることができるものの、育成者権の範囲を直接的に定めるものといえることはできず、育成者権の効力が及ぶ品種であるか否かを判定するためには、最終的には、植物自体を比較して、侵害を疑われる品種が、登録品種とその特性により明確に区別されないものであるかどうかを検討する（現物主義）必要があるというべきである』と現物主義に基づいて判示した。

（本件鑑定嘱託の結果について）

裁判所は、鑑定申立書による申出に基づき、鑑定嘱託を実施した。鑑定に供された供試菌株は、3種であり、それぞれ、K1株（原告Xにより本件品種登録時に寄託されていた菌種株）、K2株（原告Xが保有している種菌株）、G株（侵害が疑われる種菌株）である。本件鑑定書では、『菌糸性状試験では、（略）各項目においても3菌株間に明瞭な相違は確認されなかった。一方、菌糸成長最適温度及び菌糸体成長温度では温度帯によって有意差が認められるものが確認された』、『栽培試験では、K1株において子実体発生を確認できなかった。（略）K2株とG株との比較では外観上の明瞭な相違は認められなかった。収量、菌柄の太さ及び菌柄の長さには有意差が認められるものの、菌さんの大きさ、菌さんの厚さ、有効茎数には有意差は認められなかった。』、『K1株とK2株は同一菌株であるはずだが、本試験結果では大きく栽培特性が異なる結果となった。その原因として、2菌株の保管管理状況の相違が考えられる』、『以上のことから、本試験結果の菌糸性状試験及び栽培試験の調査項目の一部に有意差は認められるが、3菌株は遺伝的に別の特性を有するという事は言えない。』と記載されている。

この鑑定結果について、裁判所では、『供試菌株のうちK1株について子実体¹¹の発生を確認することができなかったことから、同株とその余の2つの供試菌株との間では、菌糸の性状及び温度適応性に関する特性のみが比較されており、子実体の発生により初めて把握が可能な大部分の特性についての比較は行われていない。そうすると、K1株とその余の2つの供試菌株であるK2株とG株との間では、育成者権の効力が及ぶ品種であるか否かを判定するための前提となる植物体自体の比較（現物主義に基づく比較）が、十分に行われたと評価することは困難である』とし、鑑定書でK1株について保管管理の問題から脱二核化¹²による変異が生じた可能性が指摘されていることに対しても、『栽培特性が異なる結果となった原因として指摘するK1株の脱二核化の可能性は、K1株とその余の2つの供試菌株とが、植物体自体の比較が十分に行われたと評価することが上記のとおり困難であるにもかかわらず、「特性により明確に区分されない」と結論付けることを首肯すべき事情とは認められ』ないとし、K1株とK2株、K1株とG株、K2株と

¹¹ 胞子を形成するための構造であり、大型のものは「きのこ」と呼ばれる。

¹² きのこを作る倍数体菌糸がきのこを作らない半数体菌糸に戻ってしまう現象。

G株についていずれも「特性により明確に区分されない」と認めることはできないとして、鑑定嘱託の結果を不採用とした。

(DNAの分析結果について)

原告Xが提出したDNA分析結果では、K2株はK1株の脱二核化によるものであるとの結論に対して、裁判所では、『なめこについては、品種識別のためのDNA分析手法として、その妥当性が確認されたものとして確立されているものが存在することを認めるに足りる証拠はない』として、『本件登録品種の種菌と、控訴人が本件登録品種の種菌と主張する種菌との同一性を肯定できるとする控訴人の主張は、採用することができない。』として、DNA分析結果を不採用とした。

(従属品種であるとの主張について)

原告Xの『微少な相違点を理由に別品種とみなした場合であっても、従属品種の範疇であることから、本件登録品種に係る育成者権が及ぶ』との主張に対して、裁判所は、『本件では、G株が本件登録品種に主として由来することを裏付けるに足りる証拠はない』ことから、これが本件登録品種の従属品種に当たると認めることはできないと結論した。

以上から、被告Yらが原告Xの育成者権を侵害する行為をしたと認めるに足りる証拠はないとして、本件控訴は棄却された。

(5) 本件事案の検討

一審東京地裁、二審知財高裁ともに育成者権侵害事件における侵害の有無の判断に当たって、現物主義が採用されているが、侵害事件において現物主義を採用することによる問題点を検討する。さらに、二審知財高裁における「従属品種」、一審東京地裁における「変異」に関する判示も、育成者権の権利行使に当たって様々な課題を提起している。以下、同じ知的財産権である特許権の侵害との比較を中心にこれらの問題点について検討する。

(現物主義)

育成者権の効力が及ぶ品種であるか否かの判断に当たっては、品種登録簿の特性表に記載された品種の特性について、特許のクレームと同様に考えて育成者権の範囲を定めるという「クレーム主義」があるが、本件においては、クレーム主義を『品種登録簿に記載された品種の特性は、審査において確認された登録品種の特徴を相当程度表すものといえる』と一定の評価をしつつも、『育成者権の範囲を直接的に定めるものといえることはできない』として、「クレーム主義」を採用せず、『育成者権の侵害の有無の判断につき、最終的には、植物体自体を比較して、侵害が疑われる品種が、登録品種とその特性により明確に区別されないものであるかどうかを検討する(現物主義)必要がある』と「現物主義」を採用した。学説上、その位置づけに争いのあった品種登録簿の特性表について、権利範囲を直接的に画定するものではないとして、侵害の有無の判

断に当たっては、植物体自体を比較する現物主義を採用する必要があるとの考え方が明確に示されている。

現物主義については、神崎（2015）が私見として、『植物の特性が、栽培条件により変化することを前提とすると、育成者権の効力が及ぶ範囲は、権利設定時の品種登録簿に記載される「品種の特性」により定まるのではなく、同条件下における比較栽培を介した植物体自体の比較によって判断せざるを得ない』と述べているとおり[4]、植物の特殊性を考えると妥当な面もある。一方で、植物の特性は栽培条件だけではなく、世代交代を経ても変化する可能性があり、そうすると、権利設定時の植物と権利行使時の植物が果たして同一なのかという問題が提起されることになる。クレーム主義に基づいた判断であれば、登録時のクレームと侵害時のクレームを比較することは、訂正審判等によって権利範囲を縮小した場合を除いて意味はないだろう。一方で、植物は前述のとおり世代交代を経て少なからず特性が変化することから、「現物主義」を採用した場合の「現物」とは何時の時点の植物体をもって現物なのかという特許権侵害事件にはない特殊な問題が生じることになる。

本件における「現物」とは、図 4-3 に整理できる。すなわち、K1 株（原告 X により本件品種登録時に寄託されていた菌種株）、K2 株（原告 X が保有している種菌株）、G 株（侵害が疑われる種菌株）の 3 株であり、本件では、権利行使時（訴訟提起時）の植物（K2 株）と登録時の植物（K1 株）の同一性が争点の一つになった。育成者権者になると、被疑侵害植物（本件では G 株）と権利行使時の植物（本件では K2 株）との同一性だけでなく、権利行使時の植物（本件では K2 株）と登録時の植物（本件では K1 株）の同一性をも立証しなければならないという二段階の立証が強いられたことになる。こうした問題については、以前から伊原ら（2013）が、「現物」には、“出願時現物”、“審査登録時現物”、“権利行使時（訴訟時）現物”が観念できるとし、『何世代も経た提出時の現物と、出願時や審査登録時現物との同一性をどのように訴訟上担保し得るのかという点が問題になってきます』と主張していた[5]。また、高松（2014）は、『登録された品種と今の登録品種とと思っている何世代か重ねた品種が同じ品種かどうかというのは分からないのです。ですので、登録品種と登録品種と思われる品種が同一品種であることを確かめてから、実際の被疑侵害植物と比較しなければいけないという、二段階の立証をしなければいけない。』と述べている[6]。本件は、実際の侵害訴訟の局面においてこの二段階立証の困難性が示された事案といえよう。

本件では、原告 X が品種登録時に種苗を寄託していたことから比較栽培が可能であったが、寄託することにより侵害訴訟時に、“出願時現物”（又は“審査登録時現物”）と“権利行使時（訴訟時）現物”の同一性を立証しなければならないとすると、育成者権者にとってはあえて寄託という行為をすることによる利益を見いだせなくなってしまうのではないか。また、“出願時現物”（又は“審査登録時現物”）と“権利行使時（訴訟時）現物”の同一性を確認してから被疑侵害植物を比較しなければならないとすると、“出願時

現物”（又は“審査登録時現物”）の保存は権利行使のために制度として措置しておかなければならないことになる。しかし、その場合、栄養繁殖植物などの保存をどうするかといった技術的な問題が生じることになる。また、植物体の保存を制度として措置したとしても、果樹のような永年性作物や、特性が耐病性や耐冷性といった形態的特性以外の特性であった場合は、訴訟の過程において比較栽培を行うということは現実的に困難と言わざるを得ない¹³。

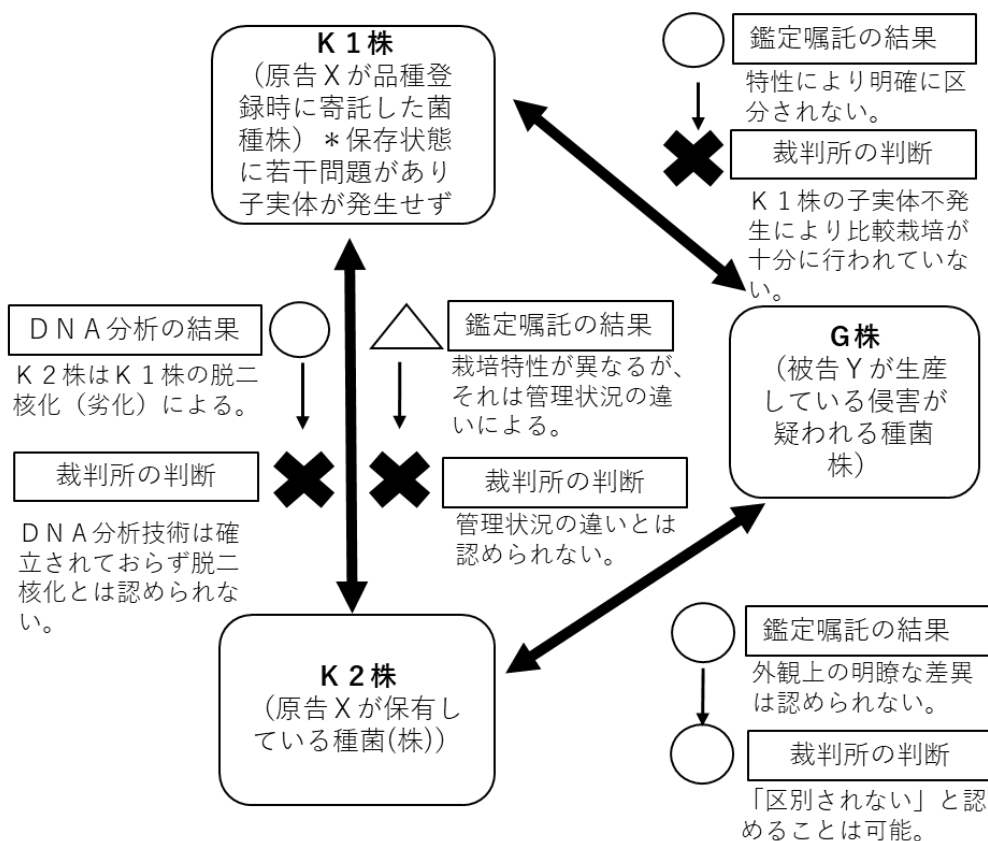
本件では侵害が争われた植物が「なめこ」という菌類であったことから現物主義の適応が可能であったが、永年性作物や形態的特性以外の特性が重要な形質であった場合は、品種登録簿の特性表と比較せざるを得ない。また、二段階立証についても、登録時の植物体が保存されていなかった場合は、いわゆる“権利行使時（訴訟時）現物”と被疑侵害植物を比較せざるを得ない。

このように考えると、侵害訴訟事件において現物主義を採用するには、訴訟の過程において、①比較可能な現物が存在すること、②同一条件下での比較栽培が可能なこと、③比較栽培において特性の比較が可能なこと、の3要件を全て充足する必要がある、個別案件毎に状況は異なることから、本件裁判所による判示の他の侵害訴訟事件への適用範囲（射程）は限定されるものと考えられる。たしかに植物の特性を数値化して評価することの方法的限界は存在しており、出願・登録の査定系において現物主義を採用することに疑問はない。一方で、植物においても特許と同様に補償金請求権は出願品種の内容を記載した書面による警告を要件の一つとしており¹⁴、侵害訴訟において権利行使を実効性あるものにするためには、“出願時現物”（又は“審査登録時現物”）と“権利行使時（訴訟時）現物”の同一性の判断は特性表によるものとし、現物主義の適用は上記の3要件を充足する場合において、“権利行使時（訴訟時）現物”と被疑侵害現物の比較によるといった対応が現実的であると考えられる¹⁵。

¹³ 微生物を対象にした特許発明は、第三者による実施可能要件を満たすために、通常の知識を有する者が容易に入手することができる場合を除き寄託が必要となっている（特許法施行規則 27 条の 2）。一方で、種苗法では、実施可能要件は求められないが、出願に際して審査のため農林水産大臣は植物体の全部又は一部の提出を求めることができるとされている（種苗法第 15 条）。また、同法施行規則第 4 条において、種子又は菌株を提出しなければならないとされている。

¹⁴ 特許と同様に、種苗においても、出願公開がされ、出願品種の内容を記載した書面を提示し警告を行うことで、その警告後、品種登録前に業としてその品種を利用した者に対し利用料相当額を請求できるとされている（種苗法 14 条）。しかし、書面をもって第三者が自ら栽培している品種が出願品種に当たるのか否かを判断できるのかという問題はある。現物主義の考えを適用すると、書面に加えて出願中の植物体を第三者に配布することも考えられるが、その場合、植物体が配布可能でかつ比較可能な状態にある必要がある。

¹⁵ 本件における鑑定嘱託の結果の採否について、裁判所は、K2 株と G 株の同一性については、『両者は、「特性により明確に区分されない」と認めることは可能であるというべきである。したがって、何らかの形で K1 株と K2 株の同一性を立証することができるなら、K1 株と G 株も「特性により明確に区分されない」と認める余地が生じることになる』との判断が示されていた。



注：筆者作成

図 4-3 鑑定嘱託及び DNA 分析の結果による K1 株、K2 株、G 株の関係と裁判所の判断

(従属品種)

従属品種とは、「登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種」(種苗法 20 条 2 項 1 号) であって、「親となる登録品種に主として由来し、そのわずかな特性を変更して育成された品種」であると規定されている。また、その例として、「逐条解説種苗法」では、ササニシキのいもち耐病性を高めた稲品種「ササニシキ B L」、二十世紀の突然変異からの選抜により黒斑病の罹病程度を低くしたナシ品種「ゴールド二十世紀」等が挙げられている[8]。また、種苗法では、原品種(親品種)の育成者権の効力は従属品種に及ぶと規定されている(種苗法 20 条 2 項)

本件において、原告 X は、『微細な相違点を理由に別品種とみなした場合であっても、従属品種の範疇であることから、本件登録品種に係る育成者権が及ぶ』と主張したが、二審の知財高裁は、『本件では、G 株が本件登録品種に主として由来することを裏付けるに足りる証拠はない』として、G 株が本件登録品種の従属品種に当たるとの主張を認めなかった。

種苗法においては、従属品種の育成の要件として、①変異体の選抜、②戻し交雑、③

遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法（細胞融合）と定められている（種苗法第20条2項1号）。本件の場合、原告Xは従属品種の育成方法については言及していないが、従属品種の育成方法は育成者権者の分からない事実であり、これを原告側が立証するのは困難である。たしかに、平成19年法改正によって、種苗法においても特許法と同じ具体的態様の明示義務（種苗法36条）が規定され、立証責任が原告から被告に転嫁されるよう措置されている。しかしながら、被疑侵害者が実施している物や方法を特定し、立証する特許侵害訴訟とは違い、育成者権侵害訴訟における植物品種の場合は、被疑侵害者が育成した物品である植物体を特定し、立証したとしても、本件でも明らかなようにその特性や同一性を認定するのは困難である。また、人為的ではなく自然発生的な変異の結果として新たな株が生まれていると疑われるような事案では、被告においても具体的態様を明示することはできないであろう。

『逐条解説種苗法』では、従属品種に該当するか否かの判断として、「関係育成者権者（育成者）間の問題ということができ、最終的には裁判所の判断に委ねられる」問題としながらも、「一般的には、当該品種の属する植物について専門的知見を有する研究者等による鑑定、DNA試験の結果（これにより育成系統が判明し得る。）などに基づき、ある品種が原品種に代替し得るか否か、競争が起こり得るか否かなどの諸事情を総合的に考慮して、「主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化」させたにとどまるか否かが判断される」と説明されている[7]。

本件においても、従属品種とは、『親となる登録品種に主として由来し、そのわずかな特性を変更して育成された品種』を意味するとして、従属品種に該当するというためには、『登録品種に主として由来することが必要』と判示している。しかし、このように判示されたとしても、なお、“わずかな特性の変更”をどう認定するのかという課題が残される。当然ながら、原告側の従属品種であるとの訴えに対して、被告側は新品種であるとの反論が予想される。

種苗における従属品種に近い概念として、特許の利用発明がある。特許法72条では、特許権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明を利用するものであるときは、業としてその特許発明の実施をすることができない旨規定されている。種苗法においても、前述の通り登録品種である原品種（親品種）の育成者権の効力は従属品種に及ぶ旨規定されており、従属品種の育成者権者が当該従属品種を利用する場合は原品種（親品種）の育成者権者の許諾を受けなければならないとされている。

何をもって利用発明に当たるかは、特許においてはクレームにより判断される。一方で、前述したように種苗においては、親品種となる登録品種からどの程度特性が異なれば従属品種となるのかの境界が曖昧となる。これを最終的には裁判所の判断に委ねられる問題として捉えられるなら、積極的に従属品種であるとする主張は、「ササニシキ」や「二十世紀」のように既にブランドが確立され、これらを親品種としていることを訴求

する目的以外には想定され得ないのではないだろうか¹⁶。

このように考えると、制度としてまた概念として従属品種は存在するが、侵害訴訟等権利行使の局面においては、被疑侵害植物が「親となる登録品種に主として由来」することに加えて、「そのわずかな特性を変更」していることの立証が要求されることから、従属品種であるとの認定は極めて難しいものになることを指摘したい。なお、従属品種の認定に当たって現物主義を適用すると、前述した3要件を充足する必要があるが、仮に比較可能な現物が存在し、同一条件下での比較栽培が可能であったとしても、わずかな特性の変異が比較栽培において比較できるのかという問題が残される。これを画定し立証するのは同一性を立証する以上に困難なのではないか。特許権侵害訴訟においては、相違部分が特許発明の本質的部分でないこと等一定の要件を満たすことで均等論に基づく侵害が認定されるように、従属品種の権利行使を実効性あるものにするためには、確立されたDNA分析において登録品種に主として由来することが明らかな場合においては、従属品種と推定するといった考え方も検討してよいと思われる。

(その他)

一審の東京地裁においては、『本件登録品種は、遅くとも平成20年3月時点においては、原告自らが種菌として広く販売するに足りる程度に特性を維持することができないと判断していたと認められることから、遅くとも、同時点において、種苗法3条1項2号(均一性)及び3号(安定性)に関する登録要件を欠くことが明らかとなったと認めるのが相当』とされた。種苗法では、品種登録後に登録品種が均一性又は安定性を備えなくなったことが判明したときは、農林水産大臣は職権でその品種登録を取り消さなければならない旨を定めている(種苗法49条1項)。本件で育成者権の侵害訴訟の対象となった「なめこ」については、もともと「脱二核化」と呼ばれる変異体が発生しやすく、特性の維持が極めて困難との特徴を有しているとされるが、本件においては、こうした「なめこ」の有する特徴に加えて、原告Xが種菌の販売をしていなかったことをもって、遅くとも平成20年3月時点においては特性を維持するほどの均一性及び安定性が欠如していたと判断された。

特許では後発的無効理由により特許が無効にされた場合(外国人の権利の享有違反、条約違反など)は、該当するに至った時から特許権は存在しなかったものとみなされる。商標も同様に、後発的無効理由により商標が無効にされた場合(商品・役務の質の誤認を生ずるおそれのある商標、地域団体商標の主体要件の非充足等)は、該当するに至った時から、該当するに至った時を特定できないときは、審判の請求の登録の日から商標

¹⁶ 特許法92条では、自己の特許発明の実施をするために先願者に通常実施権の許諾について協議を求めることができ、この協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許庁長官の裁定を請求することができる規定されている。種苗法においても、従属品種の利用については、裁定による通常利用権の許諾について規定があるが、不実施の場合と公共の利益の場合のみであり、特許法第92条に相当する「利用」に関する裁定は規定されていない。種苗法においては、そのような「利用」が想定されていなかったものと推定される。

権は消滅する。このように、登録要件を欠くにいたった時点がいつなのかというのは損害賠償請求の可否にも関わる重要な問題であり、特許権等では法制度上、「その時」が特定され得るが、一方で、育成者権は、農林水産大臣の職権によって取り消されることから、後発的な無効理由の発生した時点の画定が不明確とならざるを得ない。本件においても、現物主義の考え方を採用するのであれば、販売していたか否かではなく、“出願時現物”（又は“審査登録時現物”）と“権利行使時（訴訟時）現物”の比較栽培により特性の均一性及び安定性を比較することを検討しなければならなかったはずであろう。結果的に K1 株の保存状態から比較栽培ができないことが明らかになった後は、やはり“出願時現物”（又は“審査登録時現物”）と“権利行使時（訴訟時）現物”の特性表による比較を検討する必要があったのではないだろうか。

最後に、親品種から生まれる「変異」の権利の帰属について検討する。本件において、原告 X は、G 株は K1 株の変異である従属品種であると主張し、DNA 分析結果を裁判所に提出した。結果的にこの主張は認められなかったが、実務的には、契約により許諾した植物品種から新しい植物品種が作出された場合の取り扱いを明確にしておく必要があると考える。

『知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針』（平成 19 年 9 月 28 日、公正取引委員会）では、ライセンス技術に関してライセンシーの研究開発活動を不当に制限する契約は不公正な取引方法に該当するとされている。また、種苗法においては、新品種の育成のためにする品種の利用には育成者権の効力は及ばないと規定されている（種苗法 21 条 1 項）。こうしたことから、ライセンシーに対して許諾した植物品種を利用して新品種開発を禁止する契約は、不公正な取引方法に該当するとして無効とされる可能性が高い。一方で、ライセンシーの研究開発の成果の帰属については、上記指針において、ライセンシーが開発した改良技術についてライセンサーに譲渡・独占的ライセンスする義務をライセンシーに課す契約（グラントバック・アサインバック条項）は、原則として不公正な取引方法に該当するとされている。この場合、植物品種の「変異」が改良技術に相当するのかを検討したい。「変異」を改良技術に相当すると考えると、「変異」が生まれた場合の育成者権をライセンサーに譲渡・独占的ライセンスする義務をライセンシーに課す契約は無効とされる可能性が高くなる。生物における「変異」とは、「ゲノム DNA 上の配列変化などにより変異体が生じる現象」（生物学用語辞典）と定義され、植物育種においては、変異体の選抜を「自然的又は人為的に生じた変異体を選抜する」方法と定義されている。このように、「変異」には、自然的に生じる変異と人為的に生じる変異がある。上記の指針において、ライセンシーに対する改良技術の譲渡義務・独占的ライセンスを課す契約が不公正な取引方法に該当する理由として、「ライセンシーの研究開発意欲を損なう」ことが挙げられている。

以上から、人為的、すなわちライセンシーによる研究開発の結果として生まれた変異体に係る育成者権をライセンサーに譲渡・独占的ライセンスする義務をライセンシーに

課す契約は無効とされる可能性が高いと思われるが、一方で、自然的に生じた変異体は研究開発の結果ということではできず、これをライセンサーに譲渡・独占的ライセンスする義務をライセンシーに課したとしても、ライセンシーの研究開発意欲を損なうことにはならないと考える。ただし、この場合、譲渡・独占的ライセンスの対象はアイデアではなく現物である植物体であることから、民法 89 条 1 項「天然果実の帰属」の適用をどのように考えるか検討が必要となる。果樹等の永年性作物であれば利用許諾ではなく、貸与契約とすることで所有権を移転させない方法も考えられるかもしれない。いずれにしても、実務的には、研究開発の成果による場合であっても、自然変異が生じた場合であっても、新たな植物体が作出された場合の権利の帰属については事前に協議して、契約により紛争を未然に防止することが有効な手段と考える。

4. 2. 2 しいたけ事件

(1) 事案の概要

本件は、種苗法に基づき品種登録した「しいたけ」の育成者権者である X（原告）が、漬物の製造販売等を業とする Y（被告）が、「しいたけ」の種苗及びその収穫物を生産等している行為は、X が育成者権を有する「JMS 5K16 号」（以下、「本件品種」）の育成者権を侵害するものであると主張して、種苗法 33 条 1 項に基づく種苗の生産等の差止め、同条 2 項に基づく種苗の廃棄、同法 44 条に基づく信用回復の措置としての謝罪広告、民法 709 条に基づく不法行為に対する損害賠償金を求めた事案である。主な争点は、本件品種と被告各しいたけの対比、育成者権の効力の及ぶ範囲、品質の安定性欠如による権利濫用の有無、過失の推定、損害発生の有無及び損害額、差止め及び廃棄である。また、前提事実（当事者間に争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により認定できる事実）は、以下のとおりである。

- ・「しいたけ」の栽培方法には、「原木栽培」（クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法）と「菌床栽培」（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法）があるところ、本件品種の品種登録原簿には、原木栽培による特性表のみが添付されており、菌床栽培による特性表は添付されていない。

- ・Y の関連企業 A は、日本国内の商社を通じて中国の菌床生産者から菌床を購入し、日本国内の施設でしいたけを栽培した上で、Y に販売していた。Y は、A から購入した「しいたけ」と、日本国内の栽培業者から購入した「しいたけ」を、区別なくパック詰めして小売店に販売していた。

- ・Y の関連企業 A は、商社から購入した菌床の品種のほとんどは中国で品種登録されている「L-808」であり、「香菇 SD-1」も少ないながらも含まれているとの説明を受けていたが、DNA 解析の結果、被告各「しいたけ」と「L-808」とは同一品種ではないことが明らかになった。

・ Xは、平成 24 年 5 月 14 日付け内容証明郵便により、Yの「しいたけ」の対峙培養試験の結果、Yの「しいたけ」がXの育成者権を侵害している可能性が高い旨を通知し、同通知書は同月 16 日にYに到達した。これに対し、Yは、当該種菌は「L-808」及び「香菇 SD-1」であると説明を受けている旨回答した。

(2) 本件品種の概要

品種登録の番号：第 7219 号
登録年月日：平成 11 年 4 月 15 日
農林水産植物の種類：しいたけ
登録品種の名称：JMS 5K16 号

(3) 東京地裁判決の概要

(本件品種と被告各しいたけの対比について)

種苗管理センターに寄託されていた被告各「しいたけ」の各菌株と、同じく同センターに寄託されていた本件品種の菌株とを用いて、裁判所が鑑定を実施したところ、①形態的特性、栽培的特性の全ての項目において被告各しいたけと本件品種の数値が類似したこと、②対峙培養の結果も同一菌株と考えられること、③生育試験の結果も菌株の生育特性が類似しており同一菌株と考えられること、等の鑑定結果が得られたことから、『被告各しいたけは本件品種と特性により明確に区分されない品種であるものというべきである』と判示した。

(育成者権の効力の及ぶ範囲について)

被告Yは、『しいたけは原木栽培と菌床栽培とで特性上の差異が大きいところ、本件品種の品種登録簿には原木栽培の特性表しか添付されておらず、本件品種に係る育成者権は菌床栽培しいたけには及ばない旨主張したが、東京地裁は、『種苗法の品種登録制度はその保護の対象を「栽培方法」ではなく「品種」としているところ』であり、『品種登録の際に品種登録簿に記載される品種の特性は、品種登録簿上、登録品種を識別するためのものであり、上記特性の記載によって権利の範囲を定めるものではないと解される』ことから、品種登録簿には複数の栽培方法のうち一つの特性表しか添付されていなかったとしても、『本件品種に係る育成者権は、その栽培方法にかかわらず被告各しいたけに及ぶ』と判示した。

(品質の安定性欠如による職権濫用の有無について)

被告Yは、本件品種が種苗法 3 条 1 項 3 号に定める品種登録の要件（品質の安定性）を欠いており、種苗法 49 条 1 項 2 号に定める後発的取消事由が存在し、原告による育成者権の行使は権利の濫用に当たる旨主張したが、東京地裁は、『植物一般に見られる不可避的な DNA の変異の可能性を指摘するものにすぎず、本件品種が種苗法 3 条 1 項 3 号所定の安定性を欠く』とまではいえず、他に本件品種が安定性を欠くことを裏付ける

証拠は見当たらないとして、被告Yの主張は理由がないとし棄却した。

(過失の推定について)

被告Yは、菌床栽培のしいたけの特性が公示されていないこと、「しいたけ」の品種の異同について調査・確認を行うのは著しく困難であることなどを理由として、種苗法35条（過失の推定）は適用の前提を欠くので、過失は推定されない旨主張したが、東京地裁は、種苗法35条は、『「他人の育成者権又は専用利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する」と規定するのみであって、公示の範囲や侵害の調査・確認の難易度によりその適用範囲を制限する旨の例外規定は、特段設けられていない』として、被告の主張を採用しなかった。一方で、東京地裁は、原告Xが被告Yに発出した通知書の到達前後に分けて、通知書の到達前においては、菌床栽培のしいたけの特性が公示されていないこと等の諸事情を認め、これらは過失の覆滅事由に当たると判示した。一方で、通知書の到達後においては、被告Yは、『DNA解析も含め適切な調査・確認をする義務を負う』として、過失の推定を覆滅すべき事由はなく被告Yに過失があると判示した。

(損害発生の有無及び損害額について)

種苗法では、「その種苗を用いることにより得られる収穫物」や「その品種の加工品」については、育成者権が種苗の生産者等の行為について「権利を行使する適当な機会がなかった場合」に限りその育成者権の効力を及ぼすことができる旨規定されているところ（種苗法2条5項）、東京地裁は、本件品種に係るしいたけは、海外で無断増殖されて日本に輸入され、収穫物が流通した段階で原告Xが無断販売を発見したものであることから、「権利を行使する適当な機会がなかった場合」に該当すると判示した。

また、損害額については、東京地裁は、原告の主張する種苗法34条1項（損害の額の推定等）を適用して検討した。その結果、被告Yの譲渡数量のうち非侵害品の譲渡数量を除き、さらに、原告Xが販売することができないと認められる諸事情を認定し、その数量を控除し、得られた譲渡数量に単位数量当たりの利益の額を乗じた5869万1912円を損害額と判断した。さらに、調査費用202万3920円、弁護士費用607万円を加えて、損害額の合計を6678万5832円と認定した。

(差止め及び廃棄について)

東京地裁は、被告各しいたけの種苗を用いて得られる収穫物の譲渡の申出、譲渡等の差止めの必要性を認めるとともに、収穫物及び加工品の廃棄を命ずる必要性があると判事した。

以上から、育成者権の侵害を肯定し、育成者権を侵害する種苗の輸入及びその種苗を用いて得られる収穫物の生産や譲渡等の差止め、収穫物及び加工品の廃棄、損害賠償を認容した。

(5) 本件事案の検討

本件は、先述の「なめこ事件」と同様に、「現物主義」と特性表の有する意義、後発的取消事由が重要な論点となっている。以下、本件判決の意義と、そこから提起される新たな問題点について検討する。

(特性表)

本件では、育成者権侵害の存否の判断につき、植物体自体を比較する必要があるとの判断は示していないが、比較栽培の鑑定結果に基づいて、『被告各しいたけは本件品種と特性により明確に区分されない品種であるものというべきである』と判示していること、さらに、『品種登録の際に品種登録簿に記載される品種の特性は、品種登録簿上、登録品種を識別するためのものであり、上記特性の記載によって権利の範囲を定めるものではないと解される』と判示していることから、「現物主義」を採用していると考えられる。

一方で、被告Yは、菌床栽培のしいたけの特性が公示されていないこと等を理由として、種苗法 35 条（過失の推定）は適用の前提を欠くので、過失は推定されないと主張したが、東京地裁は、『種苗法 35 条は、「他人の育成者権又は専用利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する」と規定するのみ』であって、『公示の範囲や侵害の調査・確認の難易度によりその適用範囲を制限する旨の例外規定は、特段設けられていない』として、この主張を採用しなかった。

民法においては、損害賠償を請求するに当たって、通常その請求人が相手方の故意又は過失を立証しなければならないとされているところ（民法 709 条）、特許法では、発明については、その内容が特許公報、特許登録原簿等によって公示されることから、侵害行為をする者は過失によってその行為をしたものと推定し、立証責任の転嫁をしている。このため、被疑侵害者は、損害賠償の責任を免れるためには過失がなかったことを立証しなければならない。種苗法においても、「他人の育成者権又は専用利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する」（種苗法 35 条）との規定が設けられている。『逐条解説種苗法』によると、「登録品種については、その内容が公示されていること（種苗法 18 条 3 項）、登録品種の種苗を業として譲渡又は譲渡の申出をする場合には、当該品種の名称を付すことが義務づけられていること（同法 22 条 1 項）などから、登録品種等を利用しようとする者は、その利用前に当該登録品種等の種苗は育成者権が及ぶか否か、その育成者権者の氏名・住所、利用権の設定状況等を事前に調査することが可能である」こと、「業として種苗等を販売する者は、取り扱う種苗等が、育成者権が及ぶか否かについて専門的知識を有している場合が多いと考えられる」ことから、「種苗等を利用するに際しては育成者権の効力が及ぶか否かを調査・確認することを利用者に期待しても酷ではなく」、被疑侵害者の過失を推定することとしたものであると説明されている。商標法等他の知的財産法においても、立証責任の転嫁を図る過失の推定規定を設けているが、それは、公示によって何人も権利範囲を確認、調査できることを前提としている。

一方で、本件でも明らかなように、植物新品種の権利範囲は、現物である植物によっ

て確定される場所、植物新品種の利用者に対して育成者権の効力が及ぶか否かを調査・確認することを期待したとしても、現物同士の比較栽培まで行うのは現実的に厳しいと思われる。また、特性表は権利の範囲を定めるものではないと解されると判示されているが、一方で、公示されるのは特性表であることを考えると、現物主義と特性表の関係についての矛盾が生じていると指摘できる。

同様の矛盾点は、補償金請求権についても挙げられる。特許と同様に、種苗においても、出願公開がされ、出願品種の内容を記載した書面を提示し警告を行うことで、その警告後、品種登録前に業としてその品種を利用した者に対し利用料相当額を請求できるとされている（種苗法 14 条）。しかし、書面をもって第三者が自ら栽培している品種が出願品種に当たるのか否かを判断できるのかという問題がある。現物主義の考えを適用すると、書面に加えて出願中の植物体を第三者に配布することも考えられるが、その場合、植物体が配布可能でかつ比較可能な状態にある必要がある。

このように考えると、先述したように、品種登録においては現物主義を採用しつつも、権利行使の場面においては、特性表を活用するなど、現物主義の修正が必要と思われる。そのためにも、特性表の表記について特性値の記載欄をより細分化するなどの検討が必要であると考えられる。

（後発的取消事由と権利の濫用）

本件において、被告 Y は、本件品種が種苗法 3 条 1 項 3 号に定める品種登録の要件（品質の安定性）を欠いており、種苗法 49 条 1 項 2 号に定める後発的取消事由が存在し、原告による育成者権の行使は権利の濫用に当たると主張したが、東京地裁は、『本件品種が種苗法 3 条 1 項 3 号所定の安定性を欠く』とまではいえず、被告 Y の主張は理由がないと判示した。

まず、権利の濫用について検討する。第 3 章の表 3-3 において確認したように、特許法では、「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない」と、権利行使の制限規定が設けられている（特許法 104 条の 3）¹⁷。一方で、種苗法においては、同様の規定は設けられていない。『逐次解説種苗法』によると、その理由としては、「種苗法に特許法第 104 条の 3 類似の規定を設けることについては、同条が特許法特有の無効審判制度を背景として、無効審判制度を設けていない種苗法に直ちに導入することは事実上困難であるとの判断により、平成 19 年の法改正ではその導入が見送られた」とされている。しかし、瑕疵のある品種登録に対する権利行使の制限は、これまでも「なめこ事件」地裁判決（東京地判平成 26 年 11 月 28 日

¹⁷ キルビー判決（最判平成 12 年 4 月 11 日民集 54 卷 4 号 1368 頁）では、特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権等の侵害訴訟を審理する裁判所は、審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであると認められるときは、その特許権に基づく差止め・損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない旨判示した。

(平成 21 年 (ワ) 第 47799 号)) において、「特許法等の場合と実質的に異なるところはない」として、権利濫用の抗弁が成立しうる旨判示している。

一方で、瑕疵のある登録や後発的取消事由の問題については、これまでも育成権侵害訴訟において、度々論点となってきた。例えば、「芸北の晩秋事件」及び「なめこ事件」において、被疑侵害者は、品種登録後において、区分性等の登録要件を欠くに至った旨主張しており、また、「ホクト 2 号事件」及び「キリンソウ事件」では、そもそも登録過程に瑕疵が存在する旨を主張している。特許法においては、「何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる」(特許法 113 条)と規定しており、また、特許登録後も、利害関係人は、「特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる」(特許法 123 条)と規定している。一方で、種苗法においては、異議申立制度や無効審判制度は設けられておらず、品種登録の異議申立ては、行政不服審査法に基づく異議申立て(種苗法 51 条)、品種登録の取消・無効の請求は、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟又は無効確認訴訟によることとされている。

特許異議の申立ては、特許庁自らが当該処分 of 適否について審理して、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることを目的としている。一方で、行政不服審査は、行政権の行使の違法性をめぐる紛争を解決するための法定の争訟手続であり、これを品種登録の異議申立てに適用するのは、権利の早期安定化を図る上でも適切ではないと考えられる。また、特許無効審判は、特許庁が行う行政審判であり、請求人と被請求人(特許権者)との当事者対立構造を採用するが、行政事件訴訟は、行政庁に対する争訟であり、また、行政庁の第一次判断権の尊重、行政裁量の尊重、出訴期間¹⁸といった問題も指摘できる。

こうしたことから、種苗法では、行政不服審査法や行政事件訴訟法に依らずとも瑕疵のある登録品種、登録後に登録要件を充足しなくなった登録品種については、農林水産大臣は職権により品種登録を取り消さなければならない旨規定されている(種苗法 49 条)。しかし、実際の制度運用において、農林水産大臣が利害関係人からの請求なく職権によって品種登録を取り消すというのは困難であり、これまで調査した範囲でもそのような例はない¹⁹。

『知的財産推進計画』においては、植物新品種の知的財産としての保護、強化が議論されているが、こうした施策を背景に、今後、育成者権者の権利意識が高まると、育成者権侵害訴訟の増加も予想される。種苗法においても、過誤登録の防止、権利の早期安定化の観点から、農林水産大臣の職権による品種登録取消制度を実効性あるものとする

¹⁸ 処分又は裁決があったことを知ったときから 6 か月以内、処分の日から 1 年以内に提起しなければならない(行政事件訴訟法 14 条)。

¹⁹ 農林水産省知的財産課への聞き取りによる。

ため、利害関係人による請求制度を検討する必要があると考えられる。

4. 3 小括

本章では、これまでの育成者侵害訴訟事件について、海外への種苗の流出と国内における育成者権侵害の二点について、現行の国際的な枠組み及び法制度の観点から分析を行い、現行諸制度の問題点及び課題を検討した。

まず、海外への種苗流出については、種苗を海外に輸出する（持ち出す）行為、海外で増殖する行為、流出先から日本に逆輸入する行為、流出先から第三国へ輸出する行為、育種素材として利用する行為、の5件の行為に分けて、それぞれの行為の適法性及び違法性について検討した。その結果、現行制度においては、海外への種苗の輸出（持ち出し）や輸出先の外国において当該種苗を増殖する行為は、UPOV 条約上、また属地主義の原則により、当該国において品種登録していない場合は差止等の権利行使が困難であること、育種素材としての利用についても、UPOV 条約上、その利用を制限することは困難であることを指摘した。現状においては、育成した品種は、国内のみではなく、栽培適正や嗜好性等から、増殖のおそれのある国には品種登録出願することで、知的財産としての「保護」を図る必要がある。

次に、国内における育成者権侵害訴訟については、「なめこ事件」と「しいたけ」事件を取り上げて検討した。そして、「なめこ事件」では、育成者権侵害訴訟における現物主義や二段階立証の採用は、育成者権の権利行使を極めて難しくするという問題を提起した。さらに、育成者権侵害訴訟における従属品種であることの立証の困難性についても検討した。いうまでもなく植物の品種鑑別において DNA 品種識別技術は有効なツールである。ただし、本件においても議論となったように、現状では DNA 品種識別の対象とする植物の種類・品種はイチゴ、リンゴ等の一部に限られている。現物主義を実効性のあるものにするためには、DNA 品種識別等鑑定に関連する技術的基盤の確立を急ぐ必要がある。「しいたけ事件」では、品種登録においては現物主義を採用しつつも、権利行使の場面においては、特性表を活用するなど、現物主義の修正が必要であり、そのためにも、特性表の表記について検討が必要であることを指摘した。また、種苗法においても、過誤登録の防止、権利の早期安定化の観点から農林水産大臣の職権による品種登録取消制度を実効性あるものとするため、利害関係人による請求制度を検討する必要があることを指摘した。

育成者権を規定する種苗法については、これまでも権利行使上の限界を指摘する実務者もいたが、本論文では、実際に提起された育成者権侵害訴訟や海外への種苗流出事案を事例として、法制度上の問題点や課題を指摘し、改善策を提案した。今後も、種苗に係る制度がより実効性の高いものに改善されるよう、さらに事例に基づく調査研究の積み重ねが必要である。

第5章 育成者権と商標権を活用した知財マネジメントに関する考察¹

第3章においては、植物品種を育成者権、特許権、商標権等で保護する場合の登録要件、効力等について検討し、その結果、特許権は、保護の多面性、権利範囲の広さ等の観点から育成者権よりも利用上の優位性がある一方で、交配、選抜等の伝統的な育種方法により育成された植物は特許要件を充足しないため、特許権に基づく保護には限界があること、また、制度上は特許権と育成者権による複合的な保護も可能であるが、他の知的財産権との複合的な保護と比較して権利範囲を質的に大きく拡張するものではないことを指摘した。また、第4章においては、海外への種苗の流出と国内における育成者権侵害について検討し、育成した品種は国内のみではなく増殖のおそれのある国には品種登録出願する必要があること、育成者権の権利行使には現物主義等の課題が多いことを指摘した。

本章では、育成者権と商標権による複合的な保護について、その意義を検討し、さらに、今後の議論につなげていくために、農産物（果実、米、畜産物）を指定商品とする商標について、全国規模で登録の実態を調査し、その現状及び今後の課題を検討する。

なお、これまで農業分野における商標権の保護や活用に関する研究は、地域団体商標制度²、地理的表示保護制度³を対象にした、農産物や地域のブランド戦略の文脈の中で議論されることが多かった。これは、これらの制度が、地域のブランディングに深く関係する地域名称を保護の対象としたものだからである。いずれも登録によって効力が発生し、権限のない第三者による登録商標や登録された地理的表示の無断使用を禁止する効果がある。一方で、これらの制度は、地域名称の無断使用の防止のみではなく、地域名称に化体した品質等に対する信用を活用して、他の地域の農産物との差別化を図り、プレミアム価格を付加した価格での販売を目指すものでもある。地域団体商標制度も地理的表示保護制度も、その目的は、特定地域で生産される農産物を地域名称と組み合わせ、その名称の「保護」と「活用」を図ることにある。本研究は、生産地域やその地域の名称に限定されることなく、植物品種そのものを商標権や育成者権等の知的財産権として「保護」、「活用」することの意義を考察するものであることから、地域団体商標制度及び地理的表示保護制度については、検討の対象外とした。また、本章では、育成

¹ 本章は、『現代経営研究』誌(2019,第5巻,pp.39-46)に掲載された筆者の論文「農産物を指定商品とする商標の分析と考察」及び『パテント』誌(2019,Vol.72,pp.55-62)に掲載された筆者らの論文「都道府県を権利者とする商標の分析と考察—地域ブランド戦略の視点から—」を編集・加筆したものである。

² 2005年の商標法の一部改正により導入された制度。地域の名称と商品または役務の名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標等であっても、一定の範囲で周知となったものは商標登録を受けることができる。

³ 2014年に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が制定され、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が保護されるようになった。

者権を取得することを前提として、育成者権と商標権による複合的な保護について検討するため、種苗法で定義される「植物品種」ではなく、商標の指定商品である「農産物」を用語として用いる。

5. 1 農産物を商標で保護する意義

近年、「知的財産権ミックス（知財ミックス）」として、特許権、意匠権、商標権等を複合的に利用することで市場での競争優位性を確保することの重要性が指摘されている[1]。一方で、特許権、商標権等各種知的財産権を複合的に組み合わせた知財戦略の効果や有効性について検証した研究は少ない。一般財団法人知的財産研究所(2013)[2]の報告では、こうした現状の背景として、特許以外の知的財産権に関してデータの利用可能性が著しく低いこと、各種知的財産権の取得を検討するタイミングが複雑でその全体像を捉えることが難しいこと等を挙げている。また、中村（2014）は、イノベーション研究、知的財産権研究は、「研究開発」とその成果を保護する「特許制度」を軸として展開されてきたが、近年では、特許偏重からの転換が見られるようになってきたと述べており、その一例として、商標のイノベーション指標としての利用可能性、商標と特許等の補完的利用の実態と効果について国内外の文献をサーベイしている[3]。それによると、特許と商標を利用している企業は、特許のみ利用する企業よりも従業員数成長率、総資産成長率が高いこと等の検証結果を示しながら、商標権の保有、権利維持に関するさらなる分析が待たれると述べている。

第3章で述べたように、知的財産権ミックスが有効なのは、複数の法域によって異なる客体を保護する場合である。従って、植物品種を育成者権と商標権という複数の法域によって保護することは、植物品種の知財としての保護・強化につながると考えられる。

農産物を商標で保護することについては、農林水産省が策定した『新たな農林水産省知的財産戦略』（2010年）において、「販売段階におけるネーミング（商標）の工夫等により産物の付加価値を高めることが重要」との指摘がなされており、さらに、同省が策定した『戦略的知的財産活用マニュアル』（2014年）では、「品種名をブランド名とするのではなく商標権で保護」すべきであると述べられている。

こうした動きを受けて、近年、地方公共団体や農業協同組合（以下、「農協」）では、農産物について種苗法に基づく品種名称とは別の名称で商標権を取得して、知財としての「保護」や「活用」を図ろうとする取り組みが始まっている。例えば、福岡県農業総合試験場が育成したイチゴ品種「福岡 S6 号」は、品種名称とは別に「あまおう」の名称で商標登録（第 4615573 号）されており、収穫された果実の流通・販売は「福岡 S6 号」ではなく「あまおう」の商標を使用している。他にも、筑前あさくら農協が青ねぎを「万能ねぎ」として商標登録（第 1740183 号）している例、栃木県が育成したイチゴ品種の「栃木 i 27 号」を「スカイベリー」として商標登録（第 5519463 号）している例などがある。

このように、農産物を種苗法に基づく品種名称とは別の名称で商標権により保護するメリットとしては、

- ① 種苗法に基づく育成者権の存続期間は品種登録日から 25 年（永年性植物では 30 年）で満了するが、商標は更新することで半永久的に権利を保持できること、
 - ② 耐病性等に優れた次世代品種が育成されても、商標権はそのまま維持することでブランドを一から再構築しないですむこと、
 - ③ 品種名称は文字だけしか認められていないが、商標は文字に加えて図形、記号やこれらと色彩との組み合わせが可能であり表現の自由度が高いこと、
 - ④ 品種名称は普通名称であるため、何人であってもその名称を使用することができるが、登録商標は商標権者の許諾がないと使用できないためブランド構築やライセンスにおいて有利になる可能性があること、
- 等が挙げられる。

なお、商標登録、品種登録に係るそれぞれの出願・登録・維持費用を比較すると⁴、表 5-1 に示すように、商標権では 117,800 円、育成者権では 902,200 円であり、商標出願・登録・維持費用は、育成者権の約 1 割の費用で済むことから、非常に経済的であると言える。また、商標出願・登録・維持費用は、指定する区分数に応じて増加することから、例えば、指定区分を 31 類（生鮮果実等）だけではなく、29 類（加工果実）、30 類（菓子等）まで指定したとしても 346,600 円であり、育成者権の約 4 割の費用となる。

表 5-1 商標権、育成者権に係る出願・登録費用の比較（筆者作成）

	出願	審査請求	登録	更新	計
商標	12,000円	—	28,200円	77,600円	117,800円
	3,400円 + (1区分×8,600円)		1区分×28,200円	(1区分×38,800円) × 2回	
品種	47,200円	—	855,000円	—	902,200円
	1品種×47,200円		1～3年：3年間×6,000円、4～6年：3年間×9,000円、7～9年：3年間×18,000円、10～30年：21年間×36,000円		
(参考) 特許	14,000円	158,000	936,600円	—	1,108,600円
	1出願×14,000円	118,000円 + (請求項10×4,000円)	1～3年：3年間×(2,100円 + (請求項10×200円))、4～6年：3年間×(6,400円 + (請求項10×500円))、7～9年：3年間×(19,300円 + (請求項10×1,500円))、10～17年：8年間×(55,400円 + (請求項10×4,300円))		

⁴ 果樹の品種を、30年間権利を保持すると仮定して試算。

注1：商標、品種、特許の出願・登録は日本国への出願・登録であり国際出願は考慮していない。また、2018年12月時点での料金による。

注2：商標の出願・登録については、指定商品・役務区分を31類（生鮮果実等）として、分割納付はせず、2回更新申請をして30年間権利を存続させるものと仮定した。

注3：品種の出願・登録については、果樹を想定して30年間権利を存続させるものと仮定した。

注4：特許の出願・登録については、請求項数の数を10として（2016年度の1出願当たりの平均）、出願から登録まで3年間を見込んで17年間権利を存続させると仮定した。

5. 2 育成者権と商標権

種苗法と商標法の関係を見ると、農産物の品種名称は、商標法と種苗法において、一方で登録されている品種の名称について、お互いに登録を排除している。すなわち、商標法では「品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するもの」は商標登録を受けることができないと規定されている（商標法4条1項14号）。同様に、種苗法では、「出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のもの」は品種登録を受けることができないと規定されている（種苗法4条1項2号）。その理由としては、品種名称の使用義務（種苗法22条）と商標の使用権占有との矛盾が挙げられる。種苗法においては、登録品種の種苗を業として譲渡等するときの品種名称の使用を義務づけており、育成者権者のみが品種名称を独占的に使用することができるわけではない（品種名称は、種苗の生産者等を識別する商標として機能するものではない）。このため、品種名称について特定の者に独占的使用権が生ずることのないように、同一名称での商標登録又は品種登録を防止しているのである⁵。また、種苗法により登録された品種名称は、一般に普通名称化すると考えられるため、種苗法による登録が消滅した後においても商標登録の対象から除外されることになる。

ただし、これは同一名称の禁止であって、品種名称とは別の名称の商標を種苗等に付すこと自体に法的な制約はない。UPOV条約では、品種名称と類似しない商標を取得し、品種名称に加えて商標を付して販売できることが規定されており（91年条約20条(8)）、我が国でも法制度上そのような運用が行われている。

5. 3 都道府県等における商標の取得状況とその特徴

近年、地方公共団体や農協では、農産物について種苗法に基づく品種名称とは別の名称で商標権を取得して、知財としての「保護」や「活用」を図ろうとする取組みが始まっている。一方で、こうした取組みは、先述したように、イチゴ品種の「福岡S6号」（商標「あまおう」）や「栃木i27号」（商標「スカイベリー」）などの事例が断片的に知られているのみであり、全体像は明らかとなっていない。

このため、本研究では、都道府県を商標権者とする商標について、その実態を把握し、次いで、地方公共団体及び農協が取得した農産物を指定商品とする商標について調査を行い、得られた結果について知財マネジメントの視点から分析、考察を行う。

⁵ 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説第20版

5. 3. 1 調査方法

(1) 都道府県を商標権者とする商標

独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供している J-PlatPat を使って、「都道府県」を商標権者として登録されている 1133 件の商標（2016 年 12 月 31 日までに登録され、2017 年 8 月末時点で権利が存続している商標）を抽出した。抽出した商標について、都道府県別の商標数、登録年、登録区分を調査した。さらに、表 5-2 に示すように、目視により商標を構成する要素から 26 類型に分類・整理した（ここで、⑥の「①+②」とは、地域名と製品名の組合せであり、以下、同様である。）。

表 5-2 商標の分類類型（筆者作成）

①	地域名	⑪	②+④	⑳	①+④+⑤
②	製品名	⑫	②+⑤	㉑	②+③+④
③	キャラクター	⑬	③+④	㉒	②+③+⑤
④	キャッチフレーズ・造語	⑭	③+⑤	㉓	②+④+⑤
⑤	図形・モチーフ	⑮	④+⑤	㉔	③+④+⑤
⑥	①+②	⑯	①+②+③	㉕	その他
⑦	①+③	⑰	①+②+④		
⑧	①+④	⑱	①+②+⑤		
⑨	①+⑤	⑲	①+③+④		
⑩	②+③	⑳	①+③+⑤		

注：「㉕その他」は、①、②、③、④、⑤の構成要素を 4 以上含む商標

(2) 地方自治体及び農協を商標権者とする農産物を指定商品とする商標

地方公共団体及び農協を商標権者として、2011～2013 年にかけて特許庁に登録された農産物の商標（第 31 類）のうち、指定商品が「果実」（イチゴ等果菜類を含む）、「米」、「食肉（牛肉・鶏肉・豚肉）」の商標を抽出した。また、抽出した商標については、一つの商標で「果実」と「米」、「米」と「食肉（牛肉・鶏肉・豚肉）」等複数の商品を指定しているものがあることから、重複する商標を排除して「米」、「果実」及び「食肉（牛肉・鶏肉・豚肉）」を「農産物」として定義した。なお、「野菜」については、指定商品を「果実」と併せて登録されているものが多いことから今回の調査では対象としなかった。

「果実」、「米」、「食肉（牛肉・鶏肉・豚肉）」のいわゆる生鮮の農産物との比較対象とするために、冷凍食品大手のニチレイグループ（株式会社ニチレイ、株式会社ニチレイフーズ、株式会社ニチレイフレッシュ）、菓子・パン製造大手の山崎製パン株式会社、食肉加工業大手の日本ハム株式会社を取り上げ、それぞれ各社が、2011～2013 年にかけて、「冷凍食品」（第 29 類及び第 30 類）、「菓子・パン」（第 30 類）、「肉製品」（第 29 類）を指定商品として登録した商標を抽出し、これらを「加工食品」として定義した。なお、

商標の検索には、特許庁が提供している IPDL (Industrial Property Digital Library) を利用した。抽出した商標は、その特徴を明らかにするために「立体商標」、「標準文字商標」、「文字商標」、「図形商標」、「結合商標」、「地域団体商標」に分類し登録件数、割合を調査した。具体的な分類手順は図 5-1 に示す。

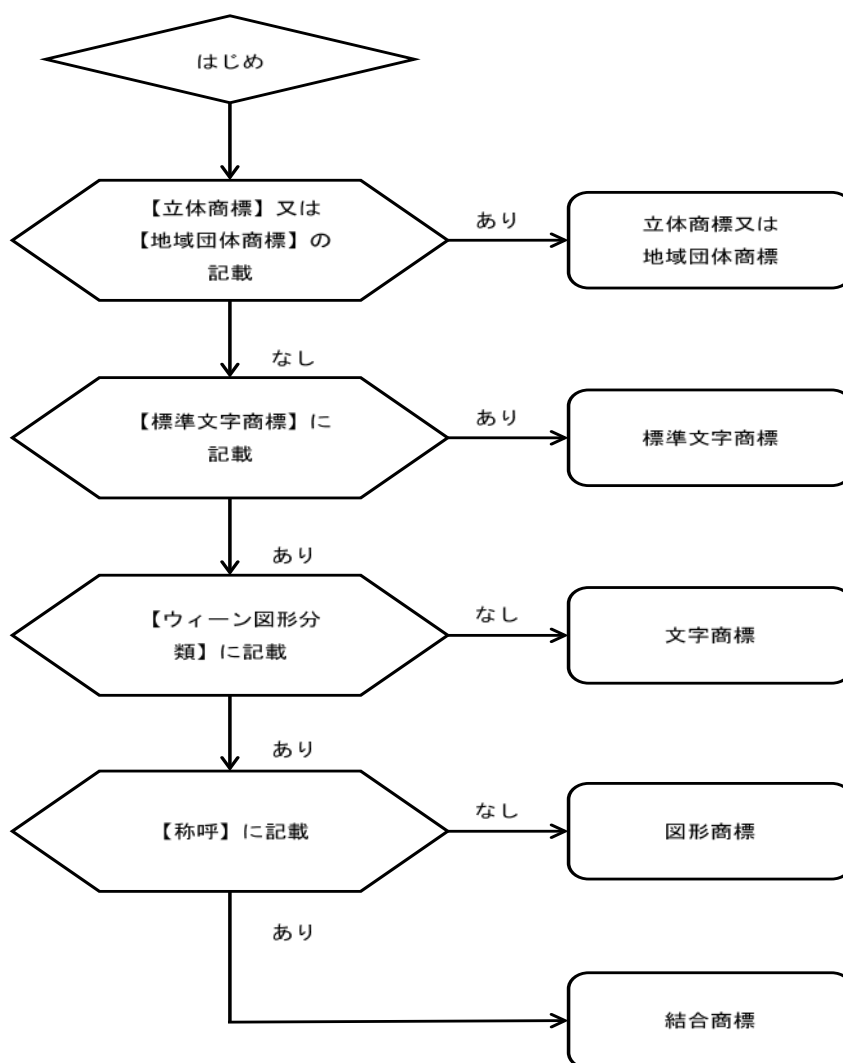


図 5-1 商標の分類手順 (筆者作成)

5. 3. 2 調査結果

(1) 都道府県を商標権者とする商標

図 5-2 に示すように、商標登録の登録区分は「30 類」(食品) が 11% (301 件) と最も

多く、次いで、「41 類」（一般役務）が 10%（271 件）、「29 類」（食品）が 9%（239 件）、「31 類」（食品）が 8%（223 件）であった。これを図 5-3 に示す特許庁に登録されている商標全体（2016 年）と比較すると、都道府県を権利者とする登録商標は、29 類、30 類、31 類の食品の割合が高いことが明らかになった。

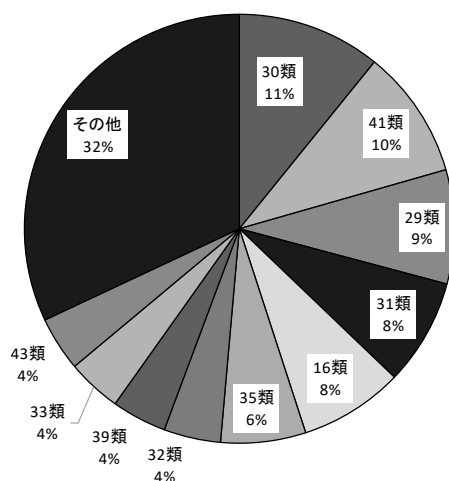


図 5-2 都道府県を権利者とする登録商標の登録区分（筆者作成）

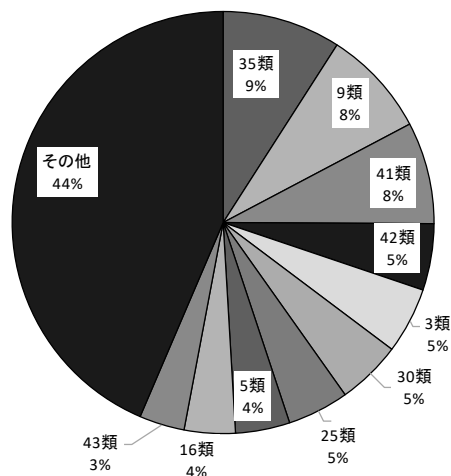


図 5-3 登録商標全体の登録区分（2016 年）（筆者作成）

さらに、抽出された商標を 26 類型に分類した結果は、図 5-4 に示すように、最も多い類型は「③キャラクター」であり、次いで、「②製品名」、「⑤図形・モチーフ」、「④キャッチフレーズ・造語」の順となった。また、「④キャッチフレーズ・造語」は、「①地域名」や「⑤図形・モチーフ」と結合した態様が多く、逆に、「③キャラクター」や「②製品名」は、他の要素と結合した態様は少なく、単独での態様が多いことが明らかになった。

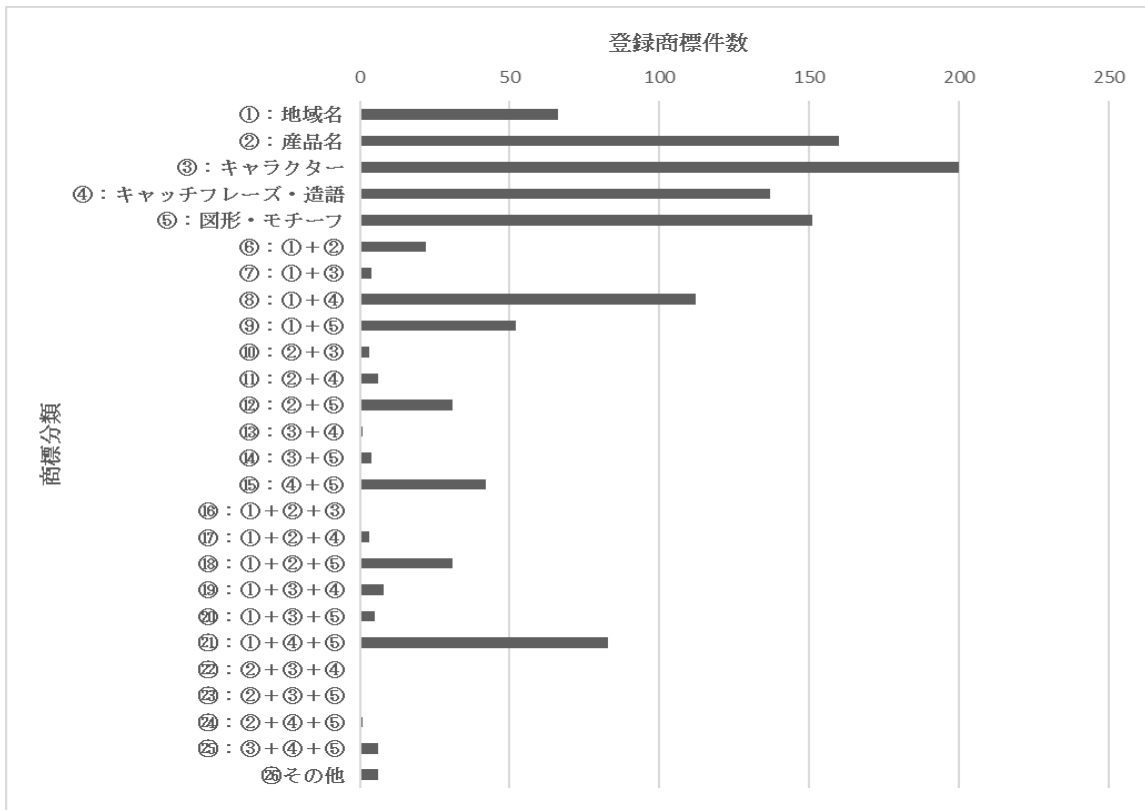


図 5-4 商標分類別登録商標件数 (筆者作成)

さらに、図 5-5 に示すように、商標分類と登録区分の関係をみると、「③キャラクター」、「④キャッチフレーズ・造語」、「⑤図形・モチーフ」は、多くの区分に渡って登録がなされているが、「②産品名」は、「29 類」(食品)、「30 類」(食品)、「31 類」(食品)の割合が高い傾向(29、30、31 類で全体の 69%を占めている)にあった。

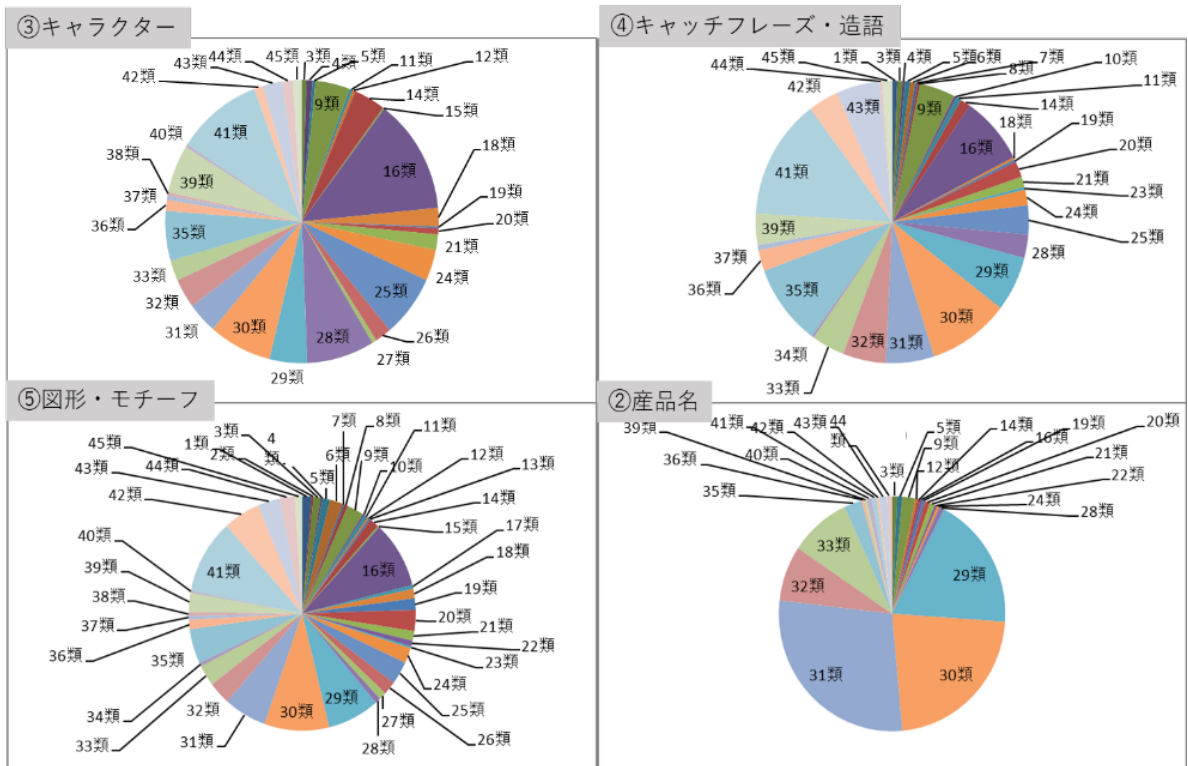


図 5-5 商標分類と登録区分 (筆者作成)

(2) 地方自治体及び農協を商標権者とする農産物を指定商品とする商標 (権利主体の状況)

表 5-3 に示すように、「果実」、「米」、「食肉 (牛肉・鶏肉・豚肉)」を指定商品として商標登録した地方公共団体は、30 都道府県、65 市、37 町、9 村であった。また、農協については、全国農業協同組合連合会、県農協、専門農協等 157 農協であった。

これを品目別にみると、表 5-4 に示すように、地方自治体では「米」の登録が 23 都道府県 75 市町村 (69.5%)、農協では「果実」の登録が 90 農協 (57%) で最も多かった。

表 5-3 「果実」、「米」、「食肉 (牛肉・鶏肉・豚肉)」を指定商品として
商標登録した地方公共団体数及び農協数 (筆者作成)

都道府県	市	町	村	農協
30	65	37	9	157

表 5-4 品目別の地方公共団体数及び農協数 (筆者作成)

果実	都道府県	22
	市町村	69
	農協	90
米	都道府県	23
	市町村	75
	農協	85
食肉	都道府県	15
	市町村	55
	農協	67

(登録商標の状況)

登録商標数は、表 5-5 に示すように、地方公共団体が 201 件、農協が 290 件であった。特に、全国農業協同組合連合会では 55 件の商標登録が確認された。また、ニチレイグループの「冷凍食品」は 110 件、山崎製パン株式会社の「菓子、パン」は 263 件、日本ハム株式会社の「肉製品」は 82 件であった。これらの商標を立体商標、標準文字商標、文字商標、図形商標、結合商標、地域団体商標に分類、比較すると、表 5-6 に示すように、農産物を指定商品とする登録商標は、標準文字商標の割合が約 3 割と冷凍食品等加工食品の約 6 割と比較しても少なく、一方で、図形商標又は図形との結合商標の割合が高い傾向にあった。こうした結合商標は、「さいたま育ち」(第 5430962 号)(図 5-9-①)、「信州たてしなりんご」(第 5606047 号)(図 5-9-②)等の産地名と図形を組み合わせた商標が多い傾向にあった。また、稲の品種名称である「つや姫」(品種登録第 20911 号)と図形とを結合させた商標(第 5448363 号)(図 5-9-③)や産地を表す「秋田米」と稲の品種名称である「ゆめおぼこ」(品種登録第 19694 号)を図形と結合した商標(第 5401660 号)(図 5-9-④)など、品種名称を構成要素に含む商標も複数確認された。

標準文字商標及び文字商標では、米を指定商品にする「夢れんげ」(第 5607653 号)、果実を指定商品とする「スカイベリー」(第 5519463 号)、肉類を指定商品とする「里のあばれん坊」(第 5457355 号)などの造語商標もみられが、こうした商標はむしろ少なく、標準文字商標及び文字商標にあっても、例えば米を指定商品とする「南部達者米」(第 5421573 号)、果実を指定商品とする「紅いわて」(第 5464017 号)など、産地名を含む商標が多く確認された。

さらに、品目別にみると、表 5-6 及び図 5-6、図 5-7、図 5-8 に示すように、同じ農産物であっても、「食肉(牛肉・鶏肉・豚肉)」は「米」や「果実」と比べても標準文字商標が少なく、「いわて遠野牛」(第 5546969 号)(図 5-9-⑤)、「備中牛」(第 5441492 号)(図 5-9-⑥)など産地名と図形との結合商標が多い傾向にあった。

表 5-5 登録商標数及び構成比 (筆者作成)

		立体 商標	標準 文字 商標	文字 商標	図形 商標	結合 商標	地域 団体 商標	合計
地方公共団体	登録数	0	67	22	22	90	-	201
	割合(%)	(0)	(33.3)	(10.9)	(10.9)	(44.8)	-	(100)
農協	登録数	0	85	54	26	100	25	290
	割合(%)	(0)	(29.3)	(18.6)	(9.0)	(34.5)	(8.6)	(100)
ニチレイ (冷凍食品)	登録数	0	72	10	4	24	-	110
	割合(%)	(0)	(65.5)	(9.1)	(3.6)	(21.8)	-	(100)
山崎製パン (菓子, パン)	登録数	0	146	30	6	81	-	263
	割合(%)	(0)	(55.5)	(11.4)	(2.3)	(30.8)	-	(100)
日本ハム (肉製品)	登録数	0	48	15	0	19	-	82
	割合(%)	(0)	(58.5)	(18.3)	(0.0)	(23.2)	-	(100)

表 5-6 品目別の登録商標数及び構成割合 (筆者作成)

		立体 商標	標準 文字 商標	文字 商標	図形 商標	結合 商標	地域 団体 商標	合計	
果実	地方公 共団体	登録数	0	37	9	15	55	0	116
		割合(%)	(0)	(31.9)	(7.8)	(12.9)	(47.4)	(0)	(100)
	農協	登録数	0	53	24	17	39	7	140
		割合(%)	(0)	(37.9)	(17.1)	(12.1)	(27.9)	(5.0)	(100)
	計	登録数	0	90	33	32	94	7	256
		割合(%)	(0)	(35.2)	(12.9)	(12.5)	(36.7)	(2.7)	(100)
米	地方公 共団体	登録数	0	45	13	22	63	0	143
		割合(%)	(0)	(31.5)	(9.1)	(15.4)	(44.1)	(0)	(100)
	農協	登録数	0	45	30	20	44	3	142
		割合(%)	(0)	(31.7)	(21.1)	(14.1)	(31.0)	(2.1)	(100)
	計	登録数	0	90	43	42	107	3	285
		割合(%)	(0)	(31.6)	(15.1)	(14.7)	(37.5)	(1.1)	(100)
食肉	地方公 共団体	登録数	0	23	8	9	38	0	78
		割合(%)	(0)	(29.5)	(10.3)	(11.5)	(48.7)	(0)	(100)
	農協	登録数	0	22	16	9	44	15	106
		割合(%)	(0)	(20.8)	(15.1)	(8.5)	(41.5)	(14.2)	(100)
	計	登録数	0	45	24	18	82	15	184
		割合(%)	(0)	(24.5)	(13.0)	(9.8)	(44.6)	(8.2)	(100)

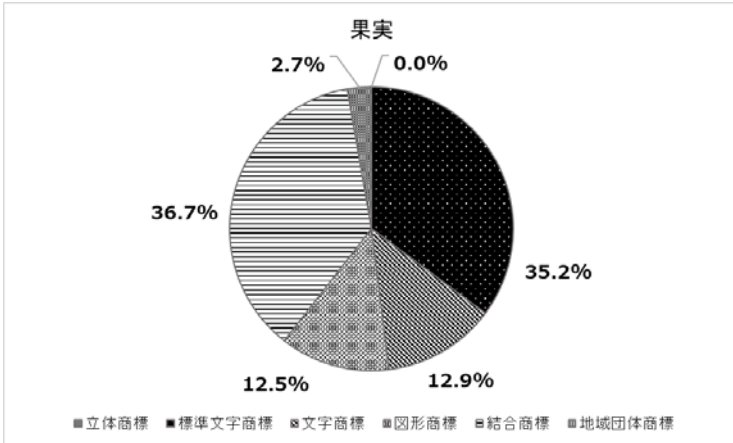


图 5-6 構成割合（果实）（筆者作成）

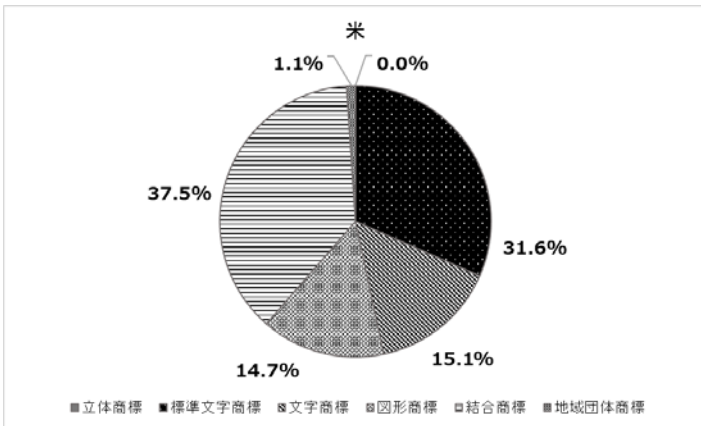


图 5-7 構成割合（米）（筆者作成）

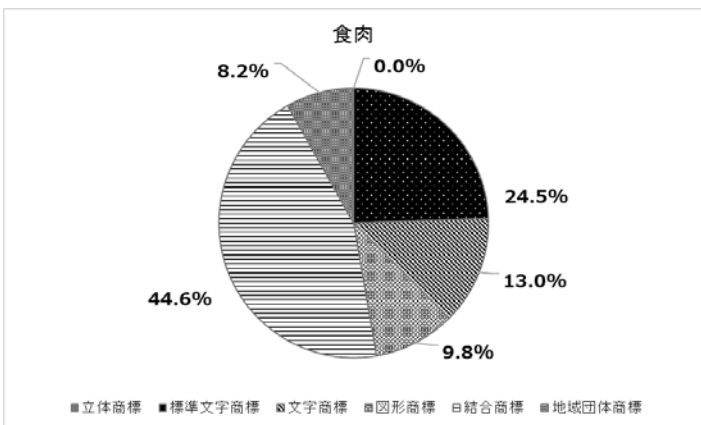


图 5-8 構成割合（食肉）（筆者作成）

①	②	③
商標登録第5430962号	商標登録第5606047号	商標登録第5448363号
		
④	⑤	⑥
商標登録第5401660号	商標登録第5546969号	商標登録第5441492号
		

図 5-9 特徴的な登録商標 (筆者作成)

(商標構成要素中の記述的部位)

一般に産地名等の記述的な部位や品種名称等の普通名称を構成要素に含む商標は、自他商品識別力が弱い商標（いわゆる「ウイークマーク」）として、他人の類似商標に対する禁止権の範囲が狭い傾向にある。このため、上記で抽出した商標について、記述的な部位及び普通名称（以下、「記述的部位等」）を構成要素に含む商標の割合やその特徴を明らかにするために、標準文字商標、文字商標及び結合商標について、こうした記述的部位等を含む商標を抽出・分類した。なお、抽出、分類は、「商標審査基準」（改訂第10版一部改正、平成26年8月1日、特許庁）に従って以下のように行った。

- ・「普通名称」：例えば、商品「米」に「あきたこまち」、商品「果実」に「シークワサー」、商品「肉類」に和牛等の文言を含む商標は「普通名称」に分類した。なお、ローマ字又は仮名文字で表示する場合も「普通名称」として分類した。
- ・「産地・販売地」：例えば、「秋田県大館産」、「秋田米」等産地・販売地の文言を含む商標は「産地・販売地」に分類した。なお、山岳、河川等を表す名称や地図を含む場合も「産地・販売地」として分類した。
- ・「品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格」：例えば、「つぶぞろい」、「きれい」、

「冷めてもうまい」、「至高」、「味良い」等の文言を含む商標は「品質・原材料・効能等」に分類した。

- ・「生産・使用の方法・時期」：例えば、「有機」、「無農薬」、「完熟」等の文言を含む商標は「生産・使用の方法等」に分類した。

この結果、表 5-7 に示すように、登録商標のうち記述的部位等を構成要素とする商標の割合は、地方公共団体で 201 件中 73 件（40.8%）、農協で 290 件中 103 件（43.1%）であったのに対して、加工食品では、ニチレイグループ 15.1%、山崎製パン株式会社 12.8%、日本ハム株式会社 30.5% となり、農産物の登録商標は加工食品に比べて記述的部位等を含む商標の割合が高い傾向にあることが確認された。品目別に見ると、「食肉（牛肉・鶏肉・豚肉）」でこの割合が高い傾向にあった。

さらに、これを「普通名称」、「産地・販売地」、「品質・原材料・効能等」、「生産・使用の方法等」に分類して比較すると、地方公共団体、農協ともに記述的部位等の約 9 割が「産地・販売地」であった。一方で、加工食品では、ニチレイグループ及び山崎製パン株式会社では「産地・販売地」を構成要素を含む商標は確認されなかったが、日本ハム株式会社の肉製品では 36.0% であった。

表 5-7 登録商標中に記述的部位等を含む割合（%）（筆者作成）

		全体	普通名称	産地・販売地	品質・原材料・効能等	生産・使用の方法等
地方公共団体		40.8	5.5	95.9	0.0	4.1
農協		43.1	24.3	85.4	13.6	4.9
ニチレイ		15.1	31.3	0.0	56.3	37.5
山崎製パン		12.8	42.9	0.0	100.0	0.0
日本ハム		30.5	16.0	36.0	72.0	12.0
果実	地方公共団体	43.0	16.3	81.6	10.2	4.1
	農協	41.2	3.8	96.2	0.0	3.8
米	地方公共団体	45.5	15.8	86.9	7.9	0.0
	農協	32.8	2.2	97.8	0.0	2.2
食肉	地方公共団体	47.8	26.2	92.9	16.7	7.1
	農協	51.2	3.0	100.0	0.0	3.0

注 1：地域団体商標は除く。

注 2：複数の記述的部位を含む商標があるため、合計は 100% にならない。

5. 3. 3 考察

本調査の結果、都道府県を商標権者とする登録商標は、登録区分を29類、30類、31類とする食品の割合が高いこと、また、商標構成要素で分類すると「キャラクター」に次いで「産品名」が多いこと等が明らかになった。こうした調査結果から、多くの地方公共団体では、自ら主体となって地域の特産品等をブランド化していこうとする取組みが活発であることが分かる。一方で、「銀河のしずく」（岩手県）、「里山のつぶ」（福島県）、「ちばの輝き」（千葉県）等の品種登録出願中の品種名称と同一の文字商標を多く確認した。先述したように、農産物の品種名称は、商標法（商標法4条1項14号）と種苗法（種苗法4条1項2号）において、一方で登録されている品種の名称については、登録を受けることができない。「銀河のしずく」等のような場合、品種名称の防衛策として品種登録出願と商標登録出願を同時期に行い、品種登録後は商標権を放棄するといった対応が取られる可能性がある。今回の調査では、「あまおう」や「スカイベリー」に加えて、例えば、千葉県が育成した稲品種の「千葉28号」（品種名称）を商標「ふさこがね」で登録したり、岩手県が育成したリンゴ品種の「岩手7号」（品種名称）を商標「紅いわて」として登録しているなど、品種名称と登録商標を使い分けるといった知財戦略も確認できたが、一方で、このような品種名称とは別の造語による文字商標はむしろ少数であり、全国的には、図形商標又は図形との結合商標が多いこと、商標構成要素に記述的部位等の割合が高いこと、また記述的部位等は産地・販売地の割合が高いこと等の特徴が明らかになった。

以下、こうした結果についていくつかの論点を提示し考察をする。

商標法では、「地域名」と「商品名」のみから構成される商標は、使用の結果として識別力を有するに至った場合を除き商標登録を受けることができない旨規定されている（商標法3条1項3号、同条2項）。また、「つや姫」、「ゆめおぼこ」等種苗法で登録された品種の名称は育成者権者であったとしても商標登録を受けることができない旨規定されている（商標法4条1項14号）。このため、周知性の高くない多くの産地では、産地名や品種名称を訴求するために、こうした文字と図形とを組み合わせることで識別力を発揮させることで商標登録をする知財戦略を採用していると考えられる。しかし、一般に文字と図形による結合商標は、文字単独又は図形単独の商標に比べて禁止権の範囲が狭く、文字や図形の一部を模倣し変形させた類似商標を排除できない傾向にある。

さらに、商標権の効力という観点からすると、図5-9-①の「さいたま育ち」、図5-9-②の「信州たてしなりんご」、図5-9-⑤の「いわて遠野牛」、図5-9-⑥の「備中牛」の文字部分は、単に産地や品質を表すにすぎないことから、こうした文字部分を図形と離れて第三者が使用したとしても、商品の普通名称や品質を表すものとして使用する範囲においては商標権の効力は及ばない（商標法26条1項2号）。また、図5-9-③の商標であれば「つや姫」、図5-9-④の商標であれば「ゆめおぼこ」の文字部分は品種名称であるため、この文字部分についても普通名称として商標権の効力は及ばないと考えられる。

こうした品種名称を構成要素に含む商標については、先に述べたような農産物を品種名称とは別に商標権で保護するメリットが十分に活かされないことが指摘できる。一方、「あまおう」や「スカイベリー」のような造語による文字商標は、自他商品識別力が高く模倣品対策としても有効である。確かに産地名は地域の貴重な財産であるが、それを農産物と結び付けて商標権の効力が及ぶ範囲の狭い図形との結合商標で権利化することについては、商標戦略とは別にブランド戦略の視点からの検討が必要である。竹田ら(2010) [4]は、地域の知名度の高さとブランドの拡張性についての調査から、地域の知名度が低い場合、その土地で採れる産品・名物に地域名をつけてブランド化を図っても、必ずしも良い消費者反応は得られないと指摘している。こうしたことからすると、産地や品目によっては産地名や品種名称から離れたネーミングの可能性についても十分に検討されるべきであると思われる。

本調査では、「スカイベリー」(第 5519463 号)、「さくや姫」(第 5449505 号)、「うわばの夢」(第 5414080 号)、「天領の舞」(第 5560026 号)等の造語による文字商標も抽出されたが、こうした識別力のある造語商標であっても、品種の育成者権者、商標権者、商標の使用者がそれぞれ異なり、流通、販売段階において品種名称と誤認されやすい農産物の商標にあっては、登録後の商標管理が一層重要である。「正露丸」(第 545984 号)、「招福巻」(第 2033007 号)等の普通名称化にみられるように、商標が普通名称化した場合、商標権の効力が及ばなくなるため(商標法 26 条 1 項 2 号、3 号)、登録商標の商標権の被疑侵害者に対する権利行使が不能となり、第三者による登録商標の無断使用を排除できなくなる。

例えば、「巨峰事件」(商標権侵害差止請求事件、大阪地裁平成 14 年 6 月 4 日平成 13 (ワ) 第 9153 号)では、原告の商標権者が、本件品種を表す普通名称は「巨峰」ではなく「石原センテ」である旨を主張したが、裁判所は「巨峰」という語はブドウ品種として認識されており商標権の効力は及ばないと判示している。同様に、「サニーレタス」は特許庁において普通名称であるとして登録が拒絶されている(昭和 57 年審判第 2936 号)。「スカイベリー」では、商標権者である栃木県が商標の使用条件、表示方法等を細かく決めた管理要領を定め、同要領に基づく使用に限定して商標の使用許諾を与えることで商標の混同、不正使用、品種名称との誤認による普通名称化を防止している。地方公共団体や農協の場合、ブランドマネージャーの不在も指摘されるが、外部専門家との連携等登録商標の管理体制を構築することが重要となる。

5. 4 小括

本章では、育成者権と商標権による複合的な保護について、その意義を検討し、さらに、今後の議論につなげていくために、都道府県を商標権者とする商標及び地方公共団体・農協を商標権者とする農産物(31 類の果実、米、畜産物)を指定商品とする商標について、全国規模で登録の実態を調査し、その現状及び課題を検討した。その結果、都

道府県を商標権利者とする登録商標は、登録区分を 29 類、30 類、31 類とする食品の割合が高いこと、また、商標構成要素で分類すると「キャラクター」に次いで、「産品名」が多いことを明らかにした。さらに、地方公共団体及び農協を商標権者とする農産物（31 類の果実、米、食肉）を指定商品とする登録商標は、図形商標又は図形との結合商標が多いこと、また商標構成要素に記述的部位等の割合が高いこと、さらに記述的部位等は産地・販売地の割合が高いこと等の特徴を明らかにした。そして、このような態様の商標は、農産物を種苗法に基づく品種名称とは別の名称で商標権により保護するメリットが十分に発揮できないことから、産地名や品種名称から離れたネーミングを検討する必要があることを指摘した。

なお、本章では登録商標について全国規模での定量調査を行ったが、商標権の活用とその効果については、第 6 章において個別の事例を基にさらに検討する。

第6章 知財マネジメントの事例分析

本章では、植物品種を「創造」、「保護」、「活用」していくための知財マネジメントについて、現地への実態調査等を通してこれを検討する。特に、第5章で検討した育成者権や商標権を取得して「保護」する取組みと、これらの権利をライセンス等によって「活用」する取組みに焦点をあてる。

前章まで検討してきたように、これまで、種苗が海外に流出して問題となった案件は、イチゴが最も多く、次いで、果樹（オウトウ、ブドウ）、花（菊、カーネーション）となっている。これらの品目は、枝、葉等の植物体の一部から親品種と同じ遺伝子を持つクローンを容易に作出できる栄養繁殖植物である。また、過去の育成者権侵害事件においても、侵害の有無が争われた植物は、栄養繁殖植物であるキノコ類や果樹である。現在、野菜類の多くはF₁品種であり、親品種を保有しておくことで無断増殖を防ぐことが可能である。一方で、栄養繁殖植物は容易に親品種と同じ遺伝子を持つクローンを作出することができることから、民間の種苗会社の参入は難しく、品種開発の多くは国、都道府県の公的研究機関が担っている現状にある。

このため、分析対象とする品目を無断増殖が問題となりやすい栄養繁殖植物に置き、リンゴ、イチゴ、花卉を取り上げた。また、知財戦略やライセンス契約の内容は営業秘密として管理されることが多いため、ヒアリング調査のみでは十分に実態を把握できないことから、本研究では、ヒアリング調査と併せて各種データベースを用いて育成者権、商標権等の権利取得の状況を調査した。

各品目のヒアリング対象は、リンゴは、企業組合日本ピンクレディー協会（長野県安曇野市）及び長野県果樹試験場（長野県須坂市）である。また、イチゴは栃木県農政部（栃木県宇都宮市）及び三重県農業研究所（三重県松阪市）である。さらに、花卉は岩手県八幡平市花き研究開発センター（岩手県八幡平市）である。それぞれのヒアリング先の概要及び調査の視点は表 6-1 に示す。調査方法は、以下の通りである。

ヒアリング調査では、品種開発、知的財産権の取得、ライセンス等の取組みを行うに至った背景や理由、具体的経緯、効果、課題等について把握した。また、補足的に農研機構研究者へのヒアリングを行い、各品目の品種開発の現状や課題等について把握した。

品種の出願・登録状況については、国内は、農林水産省が提供する「品種データベース」、海外は、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が提供する「Plant Variety Database」（<https://www.upov.int/pluto/en/>）を使用して調査した。また、米国特許商標庁（USPTO）の「PatFT」（<https://www.uspto.gov/>）、欧州植物品種庁（CPVO）の「CPVO varieties database」（<https://cpvo.europa.eu/en/applications-and-examinations/cpvo-varieties-database>）等各国・地域が提供するデータベースも活用した。

商標出願・登録状況については、国内は、（独）工業所有権情報・研究館（INPIT）が

提供するデータベース「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>）、海外は、世界知的所有権機関（WIPO）が提供するデータベース「Global Brand Database」（<https://www.wipo.int/reference/en/branddb/>）及び「Madrid Monitor」（<https://www.wipo.int/madrid/monitor/en/>）を使用して調査した。また、欧州連合知的財産庁（EUIPO）が提供するデータベース「TM view」（<https://www.tmdn.org/tmview/welcome#>）、米国特許商標庁（USPTO）が提供するデータベース「Trademark Electronic Search System」（<https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/search-trademark-database>）等各国・地域が提供するデータベースも活用した。なお、特許権を取得している事例では、国内の特許の出願・登録状況を「J-PlatPat」で確認した。

次に、ヒアリング結果、育成者権、商標等の出願・登録・権利状況を「知的創造サイクル」モデルに当てはめ知財マネジメントとしての評価を行った。「知的創造サイクル」モデルとは、政府の『知的財産戦略大綱』（2002年、知的財産戦略会議）において示されているものであり、知的財産を「創造」、「保護」、「活用」の3ステージに分け、各ステージを強化しつつ、サイクル全体を「強く・広く・速く」回転させようとするモデルである。最近の科学技術・イノベーション政策のほとんどがこのモデルを基礎として策定されていると言われている[1]。

なお、ここで検討した事例のうち、八幡平市の花弁については、海外へのライセンスを行っていることから、特に「活用」のステージの分析においては、米国アライアンス協会（Association of Strategic Alliance Professionals）が提唱し、近年、元橋ら（2014）が紹介しているアライアンス推進力のフレームワークを適用した[2]。このフレームワークは、経営学の戦略論において汎用されているSWOT分析の手法をアライアンスに適用したものである。すなわち、アライアンスの推進力を内部環境に関する推進力と外部環境に関する推進力に分け、さらに自社にとっての機会と脅威からアライアンスに至る過程を分析するものである。知的財産権のライセンスもアライアンスの一形態であることから、分析の視座として本フレームワークを採用した。

表 6-1 事例調査の概要及び調査の視点 (筆者作成)

調査対象品目	調査対象機関及び対象者	所在地	概要	調査の視点
リンゴ品種「Cripps Pink」	企業組合 日本ピンクレディー協会 (代表)	長野県安曇野市	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアのリンゴ品種「クリップスピンク」は、育成者権と商標「PINK PADY」を海外に広くライセンス。 ・日本ピンクレディー協会は、オーストラリアから商標権のライセンスを受けて、日本で「Cripps Pink」を生産、販売。2006年設立。生産者31名、植付本数約4700本。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における育成者権と商標権の取得と海外展開。 ・商標戦略。 ・果樹のライセンスビジネス。
リンゴ品種「シナノゴールド」	長野県果樹試験場 (場長、知財担当者等)	長野県須坂市	<ul style="list-style-type: none"> ・育成したリンゴ品種「シナノゴールド」の栽培に係る権利をイタリアの生産者団体にライセンス。 ・イタリアの生産者団体では、品種名称である「シナノゴールド」とは別に、「yello」の商標を各国に出願登録。 ・長野県では、この商標を共有とすることで、商標権からロイヤリティーを得るビジネスモデルを構築中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商標戦略。 ・果樹のライセンスビジネス。
イチゴ品種「よつばし」	三重県農業研究所 (育種担当者)	三重県松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県、香川県、千葉県、農研機構による共同育種により、商業栽培用では我が国初となる種子繁殖性イチゴを開発。 ・パートナー企業を募集し、海外での品種登録出願や現地生産を企画。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の公的研究機関と企業の連携による品種開発と海外展開。 ・海外での育成者権の取得。
イチゴ品種「栃木i27号」	栃木県農政部 (普及担当者)	栃木県宇都宮市	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県が開発したイチゴ品種「栃木i27号」を品種名称とは別に「スカイベリー」として商標登録。 ・商標管理要領を定め、それを守ることを条件に商標「スカイベリー」を使用許諾。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育成者権と商標権による保護と活用。 ・生産者や加工業者への育成者権と商標権のライセンス。 ・商標の海外出願。
リンドウ品種	八幡平花き研究開発センター (所長)	岩手県八幡平市	<ul style="list-style-type: none"> ・リンドウの品種開発を行う研究開発センターを設置し、多数のリンドウ品種を育成。 ・ニュージーランド、チリ、EU、ルワンダの生産者に育成者権をライセンスし、現地で生産されたリンドウをEU等に輸出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市による品種開発と海外への育成者権の出願・登録。 ・育成者権の海外ライセンス。

6. 1 【果樹】オーストラリアの公設試験場が育成したリンゴ品種「Cripps Pink」¹

農業分野において「知的創造サイクル」を効果的に回している事例として、果樹の「クラブ制」がある。一般に果樹では、育成された新品種は育成者が苗木業者に種苗の増殖を許諾し、生産者は増殖された苗木を購入して栽培し、生産された果実を販売する。しかし、こうした生産形態は、育成者が生産量や品質をコントロールできないため、過剰作付けによる価格の暴落、栽培不適地での作付けや不十分な栽培管理による低品質果実の流通等を招きやすく、育成された品種の価値を低下させることにもつながる。このため、果樹の「クラブ制」では、新品種を開発した育成権者が苗木業者、生産者等からなるクラブを組織し、当該クラブの会員のみにも苗木の増殖や果実の生産を許諾して生産量をコントロールしたり、一定以上の品質の果実のみに商標を付して販売することを認め、品質をコントロールしたりブランド化を図る取組みが行われている。また、「クラブ制」では、育成者権者が育成者権や商標権のライセンスからロイヤリティーを得る仕組みを構築している。

果樹の「クラブ制」の事例としては、オーストラリアの公設試験場が育成したリンゴ品種の「Cripps Pink」がある。「Cripps Pink」は、世界 31 カ国において品種登録をし、さらに、品種の名称とは別に「PINK LADY」として世界 70 カ国以上に商標登録をし、この育成者権と商標権を海外生産者にライセンスすることで、年間数十億円のロイヤリティーを得ている。また得られたロイヤリティーをマーケティングや新たな品種開発に投資することで、「知的創造サイクル」を効果的に回しているのである。

ところで、育成者権は、他の知的財産権である特許権等と同様に存続期間が定められており（我が国では 25 年（果樹等の永年性作物は 30 年）、育成者権に基づくライセンスからロイヤリティーを徴収する機会は、契約で特段の定めがない限り、一般的には苗木を増殖する際の一回に限られる²。一方で、商標権は更新登録することで永続的に権利を保持することが可能であり、特に永年性作物である果樹では、果実が生産され商標が付されて販売される限り、毎年、商標権の許諾の対価としてロイヤリティーを得ることができる。果樹の「クラブ制」では、育成者権による「保護」を前提としつつ、「活用」の場面においては、商標権が重要な役割を果たす。これまで、農業分野における知財に関する議論は、種苗法に関するもの、生物多様性条約等の国際的枠組みに関するものなど、どちらかという「保護」の視点から法制度の分析を中心に進められており、「活用」面からの実態の把握や検証は十分に行われていない。

このため、本節では、リンゴ品種「Cripps Pink」の事例を中心に、知財マネジメントと

¹ 本節は、「Agriculture」に投稿中の筆者の論文「Intellectual Property Management of Fruit Tree Club System: The Case of “Cripps Pink”」を編集したものである。

² 品種の「利用」とは、①その品種の種苗の生産、譲渡、②その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産、譲渡、③その品種の加工品の生産、譲渡等と定義されるが（種苗法第 2 条）、育成者権は、いったん譲渡されると消尽するため、例えば種苗が譲渡されたときは、その種苗から得られる収穫物には育成者権の効力は及ばない（同法 21 条 4 項）。

しての果樹の「クラブ制」について分析し、育成者権と、特に商標権の活用の視点からその効果について検討する。

なお、商標「PINK LADY」は、文字商標だけではなく、図形と文字との結合商標など、いくつかの種類があるが、本章では、これらを総称して、商標「PINK LADY」として用いる。

果樹の「クラブ制」に関するまとまった文献としては、2008年度、2009年度に、ピー・アイ・エーリミテッドライアビリティカンパニー（2009）が農林水産省からの委託を受けて実施した調査がある[3]。この調査では、リンゴ品種である「Cripps Pink」の各国への育成者権や商標権のライセンスの実態が報告されている。また、本調査に委員として参加した黄（2013）は、こうした取組みを品種経営として紹介している[4]。しかし、その後、国内では「クラブ制」に関するまとまった報告はされていない。農産物を商標権で保護することについては、農林水産省が策定した『戦略的知的財産活用マニュアル』（2014年）において、「品種名をブランド名とするのではなく商標権で保護」すべきとの指摘をしているが、一方で、商標権の「活用」については、これまで、ブランド戦略の文脈の中で議論されることが多く、櫻谷（2018）が農産物を指定商品とする商標についての全国的な定量調査を行っているものの[5]、実態の把握は十分に進んでいない。

海外においては、Brown and Maloney（2009）が、リンゴの「クラブ制」が世界には30以上あること[6]、また、Brown and Maloney（2013）が、こうしたクラブ制の取組みが急速に拡大していること等を報告している[7]。さらに、Luby and Bedford（2015）が、リンゴは個々の品種が外観や食感によって消費者に容易に認識されるため、商標を活用したプロモーションが行われていること、また生産量と品質を管理するために知的財産権が活用されていることを報告しているが[8]、一方で、知財戦略やライセンス契約の内容は営業秘密として管理されることが多く、国外も含めて公表される文献類は極めて少ない状況にある。

近年、妹尾（2009）が、「知財ミックス」として、特許権、意匠権、商標権等を複合的に活用することで、市場での競争優位性を確保することの重要性を指摘しているが[9]、果樹の「クラブ制」は、育成者権と商標権との知財ミックスであり、育成者権で生産量を、商標権で品質をコントロールするものである。一方で、各種知的財産権を複合的に組み合わせた知財戦略の効果や有効性について検証した研究は少なく、農業分野においても実態の把握や効果の検証に関する研究蓄積が求められている。

6. 1. 1 知財の創造

リンゴ品種の「Cripps Pink」は、1973年にオーストラリア西オーストラリア州の公設試験場（Department of Agriculture and Food, Western Australia. 以下、「DAFWA」）において、「レディーウィルアムス」と「ゴールデンデリシャス」を交配して育成したもので、1980年代末頃から商業栽培が開始されている。「Cripps Pink」が広く各国で普及した要因とし

では、独特の果皮の赤さ、貯蔵性の高さ、日持ちの良さが挙げられる。「Cripps Pink」の発売が開始された頃は、オーストラリアや欧州では、「ゴールデンデリシャス」、「ガラ」といった濃い赤を特徴とする品種が主流であったため、綺麗な発色のピンク色をしたリングゴは、市場において貴重であり、このことも短期間の間に生産が伸びた理由として挙げられている[3]。

6. 1. 2 知財の保護

(1) 育成者権

DAFWA は、「Cripps Pink」が州の税金で開発した品種であるため、国内生産者に無料で利用させることとし、オーストラリア国内では品種登録をしなかった。ところが、1988年にフランスの Star Fruits 社から試験栽培の打診があり、1990年から各国における品種登録出願に踏み切った[3]。その結果、31カ国（EU27カ国、米国、アルゼンチン、ニュージーランド、南アフリカ）において品種登録が行われている。育成者権者は DAFWA である。

表 6-2 に示すように、「Plant Variety Database」(UPOV) 及び「CPVO varieties database」(CPVO) による調査の結果、これらの出願は、1990年～1995年にされており、ニュージーランドでは 2016年、またアルゼンチンでは 2015年に存続期間満了で育成者権が消滅していることが理解できる。また、米国では、植物特許法による登録のため出願から 20年後の 2010年に植物特許権が消滅している³。このため、現在、育成者権が存続しているのは、南アフリカと EUのみであるが、南アフリカは 2019年 6月 8日、EUは 2022年 8月 1日には存続期間満了により育成者権が消滅する。

一方で、「Cripps Pink」からは、「Rosy Glow」、「Lady in Red」の二つの枝変わり品種が生まれており、「Rosy Glow」は、オーストラリア、ニュージーランド、EU、南アフリカで、また「Lady in Red」は、ニュージーランド、米国、南アフリカで品種登録されている。これらの品種は、2005年前後に登録となっているため、2035年前後まで育成者権が存続する。

³ 米国の品種保護に関する法律は、「特許法（実用特許と植物特許）」と「植物新品種保護法」がある。植物特許は、塊茎植物を除く無性繁殖植物を対象にしており、植物新品種保護法は、塊茎植物及び有性繁殖植物を対象としている（『米国における植物品種保護出願マニュアル』（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会、2017年））。

表 6-2 リンゴ品種「Cripps Pink」の品種出願登録状況

国・地域名	出願日	登録日	満了日	備考
ニュージーランド	1990.4.12	1993.7.30	2016.7.30	
米国	1990.10.18	1992.6.9	2010.10.18	米国では植物特許による保護のため保護期間は出願から20年間。
南アフリカ	1991.11.27	1994.6.8	2019.6.8	
アルゼンチン	1995.5.2	1995.10.2	2015.10.2	
EU	1995.8.2	1999.6.15	2022.8.1	共同体植物品種庁 (CPVO) への出願登録

注：「Plant Variety Database」(UPOV) 及び「CPVO varieties database」(CPVO) を基に筆者作成 (2019年1月14日時点)。

(2) 商標権






「Global Brand Database」(WIPO) による調査の結果を見ると、「Cripps Pink」に係る商標 (以下、商標「PINK LADY」) は、1992年にフランスで登録されたのを皮切りに、その後、欧州、南半球諸国、アジア諸国等70カ国以上で登録されている。これらの国における商標権は更新されながら現在も権利が存続しているのみならず、2010年代に入っても次々に新しい商標が出願・登録されていることが理解できる。また商標の商標権者は、オーストラリア・リンゴ・ナシ有限会社 (Apple and Pear Australia Limited. 以下、「APAL」) である⁴。

「Cripps Pink」に係る商標は、「PINK LADY」の文字商標と、「Pink Lady」の文字と図形とを組み合わせた結合商標の2種類があり、この結合商標は図形の色・形を変えた複数の種類が存在する。これらの商標は、更新によって各国で併存している。

商標の登録状況をみると、1990年代、2000年代、2010年代で商標戦略に変化のあることが分かる (図 6-1)。時系列でみると、1990年代に権利の強い文字商標をフランス、イギリス等主に欧州各国へ登録している。また2000年代になると、同じ文字商標の登録をインドネシア、日本、ブルネイ等アジア各国に拡大していくとともに、文字と図形を組み合わせた結合商標がオーストラリア本国をはじめEUに登録されている。さらに、2010年代になると、スペインでは「PINK LADY, MUCHO MAS QUEUNA MANZANA」、日本では「ピンクレディー」、イギリスでは国旗との結合といったように、「PINK LADY」の文字に出願国の言語等を組み合わせた結合商標を登録している。また、指定商品は、1990年代までは31類 (果実、樹木) であったが、2000年代以降、栽培地・販売地の拡

⁴ 商標権はDAFWAが所有していたが、商標管理は州政府の中心的な業務ではないと判断され、1998年にAPALに無償で譲渡された。

大とともに、29 類（加工食品）、32 類（飲料）等保護範囲を徐々に拡大している。

1990年代	2000年代	2010年代
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">PINK LADY</div> <ul style="list-style-type: none"> ・フランス、1992年、31類 ・イギリス、1994年、31類 ・シンガポール、1994年、31類 ・ドイツ、1995年、31類 ・カナダ、1996年、31類 ・ニュージーランド、1997年、31類 ・マレーシア、1997年、31類 ・ヨルダン、1998、31類 ・モロッコ、1998年、31類 ・アイスランド、1998年、31類 ・イスラエル、1999年、31類 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">PINK LADY</div> <ul style="list-style-type: none"> ・EU、2001年、31類 ・インドネシア、2004年、31類 ・スイス、2005、30・32・33類 ・日本、2007年、31類 ・オーストラリア、2009年、31類 ・ブルネイ、2009年、31類 等 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア、2001年、16・28・29・30・32類（2004年に31類で登録） <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・EU、2005年、16・29・30・31・32類 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・EU、2008年、31類 	<div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア、2013年、31類 ・フィリピン、2013年、31類 ・日本、2015年、29・31・32類 ・EU、2016年、29・30・31・32・33類 ・バーレーン、2017年、31類 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> PINK LADY, MUCHO MAS QUE UNA MANZANA! </div> <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン、2010年、31類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> ピンクレディー </div> <ul style="list-style-type: none"> ・日本、2015年、29・31・32類 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・イギリス、2018年、31類

注 1：「Global Brand Database」（WIPO）より抽出（2018.12.5 現在）

注 2：表中の西暦は登録年

図 6-1 商標「PINK LADY」の登録状況（筆者作成）

このように、APAL は、当初は、商標の「保護」に重点を置き、まずは商標権の効力の及ぶ範囲が広い文字商標を各国に登録した上で、世界中に「PINK LADY」の名称を訴求していく。そして、2000 年代になって栽培地・販売地が拡大すると、文字商標が登録された国においても、ライセンスを前提として、商標権の効力が及ぶ範囲は狭いが、需要者への視覚効果が狙える図形との結合商標を登録し、併せて指定商品・役務を拡大し保護範囲を拡大・強化している。さらに、2010 年代になって「PINK LADY」が世界的に著名性を獲得すると、文字商標、結合商標とも出願国の言語等を商標構成要素に含めた各国専用の商標に変更していく。一方で、図形との結合商標も商標構成要素には必ず「Pink Lady」の文字を入れており、一貫したブランド戦略を展開している。

このように、多数の国・地域に出願しているが、マドリッド協定議定書に基づく国際登録制度（以下、「マドプロ制度」）⁵を使った出願は 2016 年になる。これは、本国オー

⁵ 「標章の国際登録に関する マドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定

オーストラリアにおいて、「PINK LADY」という名称が消費者には品種名称として認識されているとの理由により、31 類を指定商品とした商標出願が度々拒絶されたことによる⁶。マドプロ制度を利用しなかったことにより、セントラルアタック⁷のリスクを回避し、また、出願する国に応じて商標の外観や指定商品を拡張することが可能であったということも指摘できる。⁸

一方で、農産物を指定商品とする商標は、もともと品種名称との誤認が生じやすい。商標が登録されたとしても、その後、普通名称化してしまうと商標権の効力が及ばなくなるため第三者による登録商標の無断使用が排除できなくなる。我が国においても、前述のとおり「巨峰事件」において、裁判所は、「巨峰」という名称はブドウの品種として認識されており商標権の効力は及ばないと判示しており⁹、「サニーレタス」は特許庁において普通名称であるとして登録が拒絶されている¹⁰。また、米国、EU 等では、商標が後発的に普通名称化した場合、他人の請求によりその商標を取り消すことができる。このように考えると、商標出願前から品種名称と誤認されるような商標の使用をしないなど普通名称化を防止する取組みが重要となる。

6. 1. 3 知財の活用

(1) 育成者権

ここで育成者権のライセンスの流れを図 6-2 に示す。育成者権と商標権の管理のために、DAFWA 及び APAL は、各国にマスターライセンスとなる企業や団体を設定している。

育成者権のマスターライセンス（Plant Breeder's Right. 以下、「PBR マスターライセンス」）は、その国における増殖、苗木販売の管理、違法な栽培や輸入の監視等を担当する。生産者は苗木の購入に際して苗木一本当たりの育成者権に係るロイヤリティーを支払う。各国のロイヤリティーはマスターライセンスを通じて DAFWA に還元され、DAFWA は回収したロイヤリティー収入を新しいリンゴの品種開発や育成者権侵害の監視等に充てている。1994 年から 2007 年までの 14 年間のロイヤリティー収入は約 590 万豪ドル（1 豪ドル=75 円として約 4 億 4 千万円）と推計されている[3]。

書」に基づく商標の国際出願制度。本国の出願又は登録を基礎として WIPO 国際事務局に出願することで、一つの願書で複数国に一括して手続を行うことができる。なお、国際登録日は、WIPO 国際事務局が認定した出願日であり、各国における登録日ではない。

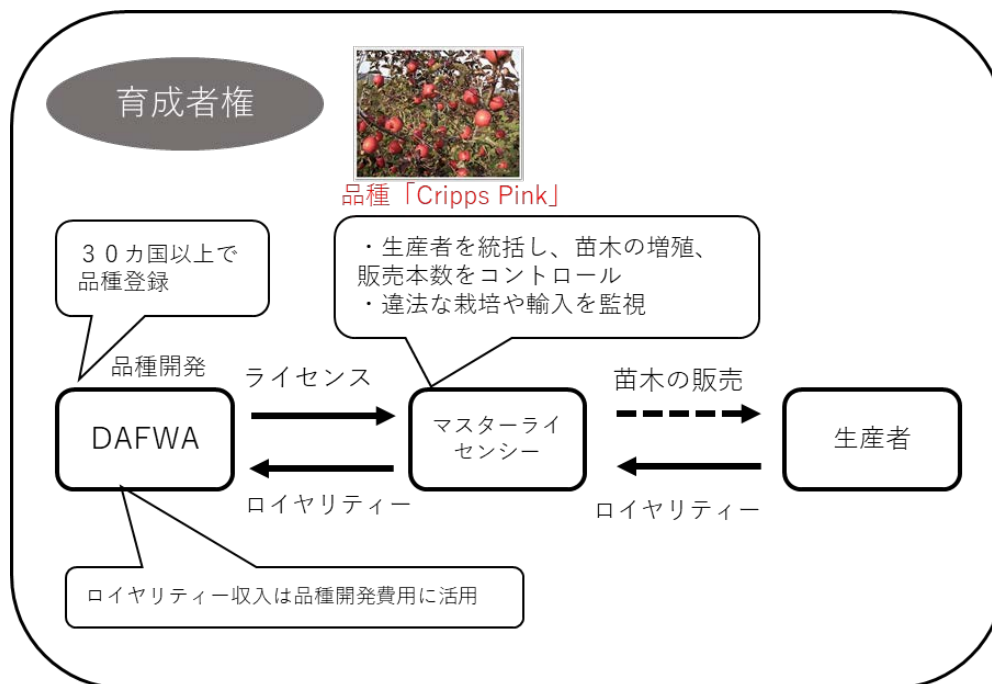
⁶ オーストラリアの商標制度は、我が国と同様に絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の在否により審査される。絶対的拒絶理由の一つとして、識別力を有しない商標が挙げられる。使用された結果として「PINK LADY」の識別力が認められ、31 類を指定商品として商標登録されるのは、結合商標は 2004 年、文字商標は 2009 年になる。

⁷ 国際登録の日から 5 年以内に本国の基礎出願、基礎登録が拒絶・取消等となった場合は、その範囲内で国際登録も同時に失効してしまう制度。

⁸ マドプロ制度では、国際出願をする商標は基礎とした商標と同一である必要がある。

⁹ 巨峰事件（H14.12.12 大阪地裁 平成 13(ワ)9153）

¹⁰ 昭和 57 年審判第 2936 号



注：『平成 20 年度農林水産省貿易円滑化推進事業輸出戦略調査報告書（ピンクレディー）』（2009、農林水産省）を基に筆者作成。

図 6-2 育成者権のライセンスの流れ

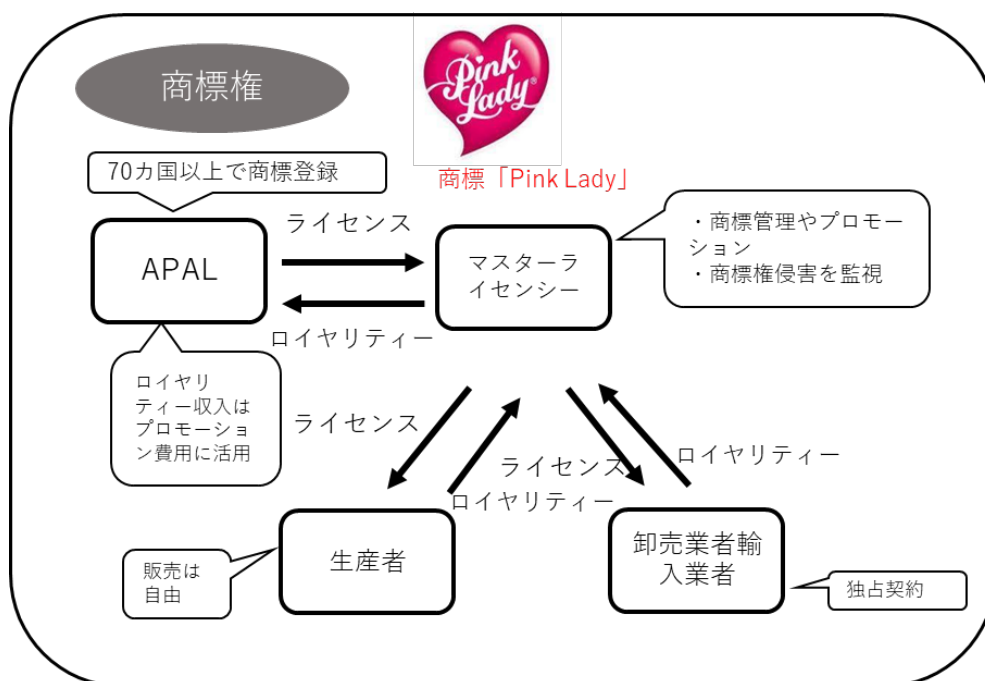
（2）商標権

商標権のライセンスの流れを図 6-3 に示す。商標権のマスターライセンス（Trade Mark.以下、「TM マスターライセンス」）は、その国における商標権の管理、プロモーション、商標権侵害の監視等を担当する。また、生産者、卸売業者、輸入業者から商標権に係るロイヤリティーを徴収する。

Witon(2017)によると、商標「PINK LADY」が付されて販売される果実は、年間約 60 万トン（2017 年）と報告されている[10]。さらに、Warner（2012）によると、商標権のライセンス料は、約 77 ユーロ/トン（120 円/ユーロとして 9,000 円/トン）であり、得られたロイヤリティーのうち 60%が新商品開発や各国のマスターライセンスによる商標権の保護・監視活動等に使われ、残りの 40%がマーケティングに使われると報告されている[11]。このことから、APAL は、商標権のライセンスにより年間約 54 億円のロイヤリティーを得ており、そのうち 32 億円を新商品開発や各国のマスターライセンスによる商標権の保護・監視活動等に使い、残りの 22 億円をマーケティングに使っていると試算される。商標権の許諾から得られるロイヤリティーは、大手食品企業並みのマーケティングを行うことを可能にするだけでなく、各国のマスターライセンスを通じた知財の「保護」の強化にも役立っている。

なお、表 6-3 に示すように、PBR マスターライセンスは、多くの国では苗木業者や

苗木業者の協会が任じられており、TM マスターライセンスは、各国にピンクレディー協会が設立されて任じられている。日本の PBR マスターライセンス及び TM マスターライセンスは、日本ピンクレディー協会である。日本ピンクレディー協会は、2006年に長野県安曇野市の生産者、中村隆宣氏を代表者として設立され、2008年から「Cripps Pink」の販売を開始している。2018年時点で約8900本の苗木が植えられている。また、現在、会員は44名で（うち苗木の生産者が10名）、長野県が31名と最も多く、北海道2名、青森県2名、岩手県1名、山形県3名、群馬県2名、茨城県3名となっている。日本ピンクレディー協会では、マスターライセンスとして、会員への苗木の増殖の許諾、商標の許諾を行い、得られたロイヤリティーの管理、違法な栽培や販売の監視活動等を行っている。



注：『平成20年度農林水産省貿易円滑化推進事業輸出戦略調査報告書（ピンクレディー）』（2009、農林水産省）を基に筆者作成。

図 6-3 商標権のライセンスの流れ

表 6-3 各国の PBR 及び TM マスターライセンス

国	PBRマスターライセンス	TMマスターライセンス
オーストラリア	—	Pink Lady Australia
イギリス	—	Coregeo Ltd.
欧州	Star Fruits	Association Pink Lady Europe
ニュージーランド	NZ Fruit Tree Company	Pink Lady NZ
アメリカ	Brandt's Fruit Trees	Brandt's Fruit Trees/Pink Lady USA
南アフリカ	Top Fruit	Pink Lady South Africa
アルゼンチン	Los Alamos de Rosauer	Los Alamos de Rosauer
チリ	Viveros Requinoa	Viveros Requinoa
ブラジル	Francisco Schio	Francisco Schio
ウルグアイ	Frutec	Frutec
日本	Pink Lady Japan	Pink Lady Japan

注：『平成 20 年度農林水産省貿易円滑化推進事業輸出戦略調査報告書』（ピンクレディー）』（2009、農林水産省）

6. 1. 4 知財マネジメントとしての評価

図 6-4 に示すように、DAFWA は、当時としては珍しかったピンク色の発色を示すリンゴ品種「Cripps Pink」を創造し、育成者権及び商標権を各国で確保するとともに、それらの権利を海外の生産者に積極的にライセンスすることでロイヤリティーを得る知財マネジメントを構築している。そして、得られたライセンス収入は、新しいリンゴの品種開発やプロモーションに活用することで、知財創造サイクルを回している。

「Cripps Pink」は、品種登録から間もなく 30 年となり、現在も育成者権が存続しているのは南アフリカと EU のみである。一方で、商標権については、現在も更新により登録が維持されているのみならず、新しい商標出願も次々に行われている。また、「Cripps Pink」の枝変わり品種である「Rosy Glow」及び「Lady in Red」は、新品種として育成者権が登録されているが、これらの品種は商標「PINK LADY」が付されて販売されている [12]。

商標「PINK LADY」は、1992 年の商標出願から 30 年近く使用を続けたことで、高品質なリンゴを示すマークとして信用(good will)を蓄積している。この商標に化体された信用(good will)を活用することで、「Cripps Pink」の育成者権が消滅した後であっても「Cripps Pink」の栽培を第三者に許諾し、さらに「Rosy Glow」、「Lady In Red」を第二、第三の「PINK LADY」として販売することで、商標権からロイヤリティーを得る知財ビ

ビジネスを可能としている¹¹。ブランド力を蓄積し、顧客吸引力を発揮させることで、存続期間満了により育成者権が消滅した後も、市場支配力を維持することに成功しているといえる。

果樹は、植栽されてから次の品種更新まで数十年を要するため、経済生産が行われている間に育成者権が存続期間満了で消滅するケースも多く、品種を経済的に利用する機関に比べてロイヤリティー徴収の機会が少ない。従って、育成者権だけでは育成者が知財の対価としてのロイヤリティーを得ることが限定される。商標権を併用したロイヤリティー収入の継続確保が他の品目に比べても一層重要なのである。

長期にわたる商標の使用やその間のプロモーションにより、商標のブランド価値は経時的に高まるが、その効果は、ライセンス交渉を有利に進める「活用」の面だけではなく、育成者権のない国において無断栽培を抑止できる「保護」の面にもあると考える。特許権等他の知的財産権と同様に、育成者権も海外で品種登録をしていないと権利行使ができない。従って、日本、チリ等の品種登録をしていない国や、ニュージーランド等の育成者権が消滅した国では、育成者権者の許諾を得ずに「Cripps Pink」を栽培し、「Cripps Pink」の名称で販売することができる。しかし、品種名称よりも商標の方が著名になると、あえて無許諾で栽培をして「Cripps Pink」の品種名称で販売するメリットは乏しくなる。また、育成者権の場合は、侵害の発見が難しく、侵害と疑われる事案を発見したとしても、登録品種と被疑侵害品種との間の同一性の立証には困難を要する。

一方で、商標権の場合は、侵害の発見が容易であり、また、商標権侵害訴訟では商標の外観等から商標の類否が判断されるため、育成者権侵害のように比較栽培、DNA鑑定等を必要としない。このように考えると、第5章において述べたように、商標の構成要素にはあえて品種名称を使用しないことが重要になる。なぜなら、我が国も含めて各国においても品種の名称は識別力のない普通名称として扱われるため、仮に「Cripps Pink」と図形とを結合させた結合商標が登録されたとしても、権限のない者によって「Cripps Pink」の名称で果実を販売された場合、「Cripps Pink」の文字部分には商標権の効力は及ばず権利行使ができないからである。また、後継品種が育成された場合、信用を蓄積した商標を変更しないといけなくなり、一からブランド構築を図る必要があるためである。海外への流出が問題となったブドウ品種「シャインマスカット」のように、品種名称が著名性を獲得した場合、仮に商標権を取得していたとしても、商標権をライセンスするのは難しく、また、第4章で述べたように、育成者権のない国において「シャインマスカット」の名称で「シャインマスカット」が生産・販売されたとしても、使用差止等有効な権利行使ができない。

権利行使等の「保護」の面においても、ライセンス等の「活用」の面においても、品種名称とは別の名称で商標権を取得し、品種名称が高品質の果実であると認知される前

¹¹ 「Rosy Glow」及び「Lady in Red」は、「Cripps Pink」よりも果皮の発色が優れていると言われている。

に、商標を高品質である果実と認知させる商標戦略が知財マネジメントとして重要であると指摘できる。

「クラブ」制のような取り組みは、当然ながらクラブの立ち上げから運営、商標の出願・登録・維持等コストがかかる。また、商標権のライセンスからロイヤリティーを得るためには、商標が付された生産物が高単価で販売できないとライセンシーにとって商標を使用するインセンティブが働かない。そのためには、クラブの運営者側によるプロモーションが欠かせない。育成した全ての品種を対象にこうした知財マネジメントを推進していくのは現実的ではないであろう。すなわち、味、外観等品質に優れ、プレミアム価格を支払っても消費者が購入したいと欲するような品種がその対象となろう。

これまで、日本で育成された新品種は、国内での栽培に重点がおかれ、世界的な商品として育てていくといった視点に乏しかった。一方で、世界では「クラブ」制の取組が拡大している。米国においては、公的な大学が開発した品種を一部の生産者のみに独占的に許諾し生産量をコントロールすることにつて、公共性の観点から問題点を指摘する報告もあるが（Alston & Plakias (2014) [13]、Lehnert (2010) [14]）、ライセンスによって海外に生産拠点を作り、周年を通じて生産物を供給することは、流通に対する価格交渉力を高めることにつながるのみならず、ライセンシーを通じて違法な栽培を監視させるといった効果も期待できることから、「活用」だけではなく「保護」にもつながる可能性もある。表 6-4 に示すように、世界にはリンゴのクラブ制が 40 以上存在する。一方で、これらのクラブの運営が全て順調にしているわけではない[15]。今後は、他のクラブについても調査を拡大し、知財マネジメントの視点からの比較、分析が必要である。

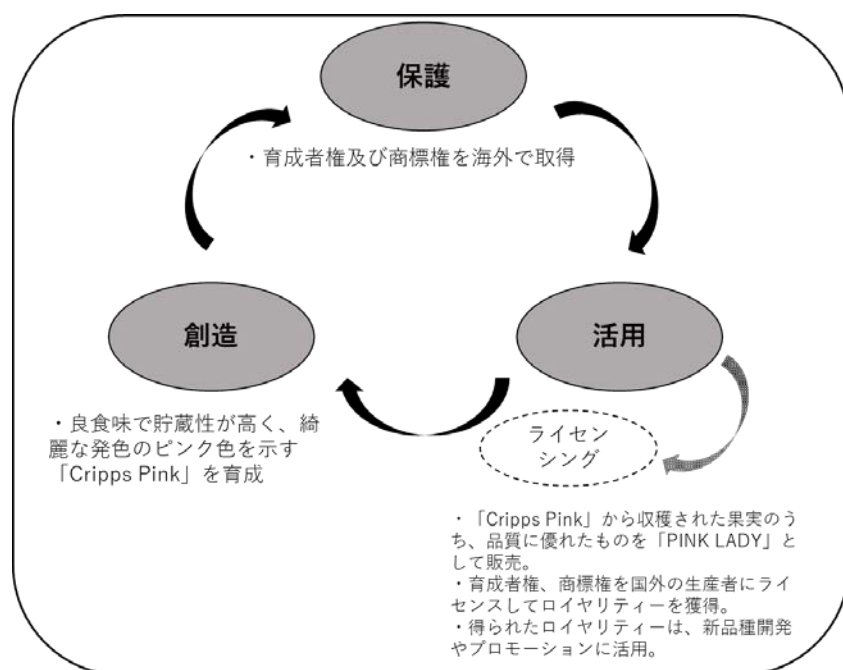


図 6-4 リンゴ品種「Cripps Pink」の知的創造サイクル（筆者作成）

表 6-4 世界の「クラブ制」リンゴ

Ambrosia	Juliet (Co-op 43)	Pink Lady (Cripps Pink)
Ariane	Junami (Milwa or Diwa)	PremA17 (T17)
Ariwa	Honeycrunch	PremA153
Autento (Delcoros)	Kanzi (Nicoter)	PremA197
Cameo (Caudle)	Kiku 8 (Brak Fuji)	Red Prince
Chouquette (Dalinette)	Lady Alice	Rubens (Civni)
Delblush	La Flamboyante	Sonya (Nevson)
Diwa	Marlene	Sweetango (MN 1914, Minneiska)
Enchanted (Western Dawn)	Mairac (La Flamboyante)	Sweetie (Var-One or Prem1A cv)
Envy	Milwa	Tentation (Delblush)
Evelina	Modi (Civg198)	Tunda
Eva	Mozart	Wellant (CPRO #47)
Galmac	Opal	Western Dawn
Greenstar (Nicogreen)	Pacific Rose	Zari
Jazz (Scifresh)	Piñata	Zonga

注：S.K.Brown, K.E.Maloney (2009) 「Making Sense of New Apple Varieties, Trademarks and Clubs: Current Status」 (NEW YORK FRUIT QUARTERLY, No.7, pp.9-12.)を基に筆者作成。

6. 2 【果樹】長野県が育成したリンゴ品種「シナノゴールド」

前節においては、オーストラリアの公設試験場が育成したリンゴ品種「Cripps Pink」の知財マネジメントについて検討した。国内においては、長野県が育成したリンゴ品種「シナノゴールド」の生産、販売に係る権利をイタリア南チロル特別自治州のリンゴ生産者の組合である「南チロル果物生産者協同組合」（以下、「VOG」）及び「ブアル・ベノスタ協同組合」（以下、「V.I.P.」）に許諾している事例がある。イタリアの生産者団体では、品種名称である「シナノゴールド」とは別に、「yello」の文字と図形から構成される商標を50カ国以上で登録しており、長野県では、当該生産者団体と商標権を共有とすることで、商標権のライセンスからロイヤリティーを得る仕組みを構築中である。本節では、「Cripps Pink」に続いて、同じリンゴ品種である「シナノゴールド」を事例として、植物品種を知的財産として創造、保護、活用する知財マネジメントについて検討する。

6. 2. 1 知財の創造

「シナノゴールド」は、長野県果樹試験場が収量の多い「ゴールデンデリシャス」と良食味の「千秋」を交配させて開発したリンゴ品種である。果皮が黄色い系統で、糖度と酸度のバランスが良く良食味であり、貯蔵性、収量性にも優れているのが特徴である。果皮が黄色い系統のリンゴ品種は、世界的には「ゴールデンデリシャス」が主流であるが、果皮に果点やサビが付きやすく、貯蔵性にも劣る欠点がある。これらを改良したのが「シナノゴールド」である。現在、「シナノゴールド」は、全国13道県、759haで栽培されており、リンゴの品種別栽培面積では第6位である。長野県が最も栽培面積が多く257haとなっている¹²。

6. 2. 2 知財の保護

（1）育成者権

1999年に我が国の農林水産省に品種登録（登録番号：7328）をしている。一方で、海外で試験栽培を始めたのは2005年であり、この時点では、我が国の登録からすでに6年が経過していたことから、海外へは品種登録出願はできなくなっていた。このため、育成者である長野県は海外では育成者権を保有していない¹³。

（2）商標権

登録商標は、図6-5に示すように、赤色の楕円形の図形の中央部に黄色でアルファベ

¹² 『平成28年産特産果樹生産動態等調査』（農林水産省）

¹³ 「植物の新品種の保護に関する国際条約」では、育成者権の付与のための要件として新規性（我が国の種苗法では未譲渡性）が規定されており、締約国の領域においては出願日から1年さかのぼった日前、締約国の領域以外の領域では、出願日から4年さかのぼった日前（ただし、樹木及びブドウについては6年さかのぼった日前）に業として譲渡されていないことが必要となる。

ットの小文字「yello」を大きく配し、図形の下部に黄色でアルファベットの大文字「THE COLOR OF TASTE」を小さく配した、図形と文字からなる結合商標である（以下、商標「yello」）。長野県の公表資料によると、「yello」の文字は、「YELLOW（黄色）」と「HELLO（ハロー）」からなる造語であり、黄色が持つ明るく楽しいイメージを連想させるものであると説明されている。もともと、EUでは、黄色いリンゴは古くからあるゴールデンデリシャスをイメージするためあまり良い印象がないと言われているが、シナノゴールドは黄色であっても美味しいことから、あえて従来の概念を覆すために黄色であることを前面に出して命名されたという。

次に、「Global Brand Database」（WIPO）により商標の出願・登録の状況を確認する。まず、VOGは、2015年1月15日に商標「yello」を欧州連合知的財産庁（EUIPO）へ出願し、同年5月20日に登録となっている¹⁴。VOGは、その後、マドプロ制度を使い、欧州連合知的財産庁（EUIPO）を本国官庁として、米国、中国、ニュージーランド、オーストラリア等41カ国へ出願している。このうち、2018年7月18日時点では、アルメニア、オーストラリア、ボスニアヘルツェゴビナ、ベルラーシ、スイス、ジョージア、イスラエル、アイスランド、カザフスタン、リヒテンシュタイン、モロッコ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ノルウエー、フィリピン、セルビア、シンガポール、サンマリノ、シリア、トルクメニスタン、ウクライナで登録査定、またキルギスタン、ロシア、トルコ、ウズベキスタンでは拒絶が確定している。

その後、アルゼンチン、チリ、マレーシア、韓国、ヨルダン、日本に出願・登録されており、日本では、2017年に登録となっている。こうしたことから、現在（2018年7月18日）、商標「yello」は、56カ国で登録されている。登録区分及び指定商品・役務は、31類（りんご、りんごの木、果実等）、32類（りんごジュース、リンゴ果汁を加えた果実飲料等）である。なお、商標出願はVOG単独出願となっているが、出願にあたっては長野県と協議をしながら進められている。前節で述べた「Cripps Pink」の商標「PINK LADY」は、1992年の最初の出願から現在に至るまで、マドプロを活用せず、商標の種類を変えながら徐々に登録国を拡大していったが、商標「yello」は2015年から短期間の間にマドプロ制度を活用しながら多数の国に同一商標を出願登録している。これは、「Cripps Pink」は、ビジネスモデルの構築に試行錯誤をした結果としての商標出願であったのが、「シナノゴールド」は、当初より世界的な商品として販売していこうとするVOGの商標戦略があったためと考えられる。

¹⁴ なお、VOGでは、同時期に、黄色の長方形の図形の中央部に赤色でアルファベットの小文字「Yello」の文字を大きく配し、その下に赤色でアルファベットの大文字「THE COLOR OF TASTE」の文字を小さく配した、文字と図形からなる結合商標を出願・登録されているが、この商標はEU外には出願されていない。



注：「Global Brand Database」(WIPO)より抽出

図 6-5 商標「yello」

6. 2. 3 知財の活用

次に、ヒアリング結果に基づいて、ライセンス契約締結までの経緯を表 6-5 に整理する。「シナノゴールド」が海外の生産者、苗木業者等から注目されたのは、1997 年に長野県で開催された世界リンゴ交流大会であった。その後、申し入れのあったイタリア、フランス、オーストラリアでの試験栽培が開始される。VOG は、EU での生産・販売を前提に、良食味の黄色系統で、かつ貯蔵性に優れたリンゴ品種を探索しており、こうしたニーズと「シナノゴールド」の特性が合致したといえる。

これらの国のうち、長野県では、VOG 及び V.I.P を選定し、2007 年に「品種シナノゴールドに関する利用許諾契約」を締結した。

南チロル特別自治州は、図 6-6 に示すように、イタリア北部のオーストリアとスイスの国境に位置しており、行政区分では、イタリア北部のボルツァーノ自治県に属する。地勢的には、アルプス山脈の南に位置しており、標高 200~1,000m、全面積の 8 割が山岳地帯に属する。歴史的には、第一次世界大戦後にオーストリアからイタリアに帰属しており、ドイツ語を母語とするドイツ系住民が人口の半分以上を占めるほか、イタリア語、ラディン語の 3 つの公用語が併用されている。冷涼な気候がリンゴ栽培に適しており、イタリアにおけるリンゴ生産量 241 万トンのうち、約 4 割に当たる 96 万トンを生産するリンゴの主産地となっている。VOG は、南チロルの標高の低い地域に圃場のあるリンゴ生産者団体であり、V.I.P は、標高の高い地域に圃場のある生産者団体である。生産者数及びリンゴ栽培面積は、VOG の方が大きく、今回の契約においても VOG が主導的な役割を果たしたと言われている。

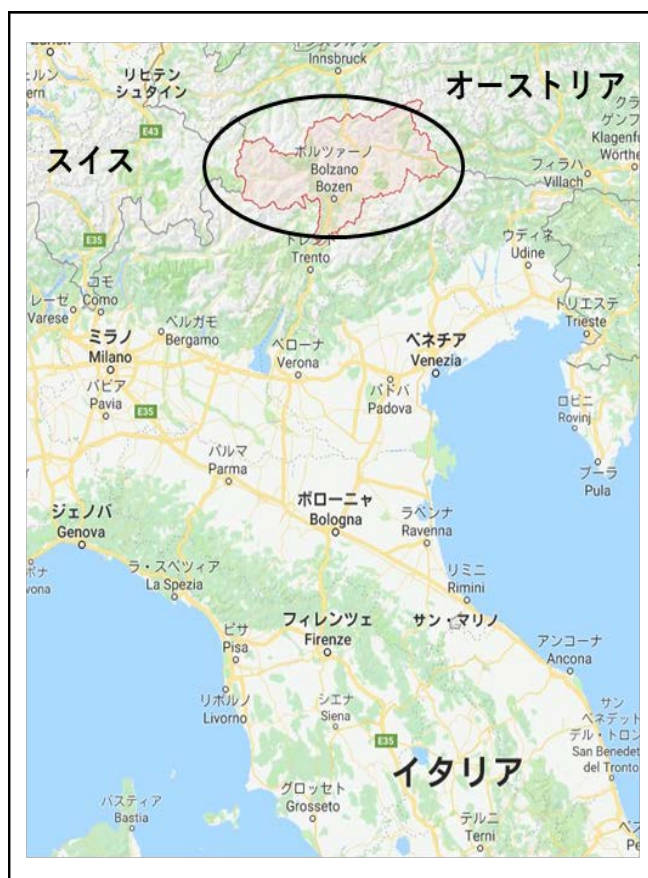
この契約に基づいて、品種適応性試験、貯蔵性試験のほか、マーケット調査が開始された¹⁵。なお、この時点では、海外での品種登録の要件である最初の譲渡から 6 年の期

¹⁵ 栽培試験等は、VOG 及び V.I.P により設立された合弁会社「SK ズードチロル社」が実施。

限を過ぎていたため、EUにおいて育成者権は取得できなかった。

この試験栽培の成績が良好であったことから、2014年に商業栽培段階での覚書が締結され、商業化に向けた具体的な検討が始まった。そして、2016年に大規模商業栽培段階のライセンス契約が締結される。農産物・食品は、工業製品以上に国・民族や文化によって嗜好性が異なってくるが、リンゴのように主として生食で食べる果実は、こうした影響も少なく、比較的容易にライセンス交渉を進めることができたのではないと思われる。さらに、2019年には、栽培地域及び販売地域を拡大する契約が結ばれている。

なお、2007年の品種利用許諾契約から大規模商業栽培でのライセンス契約の締結に至るまで10年以上かかっているが、これは試験栽培と各国でのマーケット調査に時間を要したためと説明されている。また、このマーケット調査では実際に消費者に試食等をさせ、「シナノゴールド」の糖度と酸度のバランスや香りを嗜好する消費者層を国・地域別に特定していった。その結果、「シナノゴールド」のターゲットとして、ファッションや新しいことに興味のある20～30代の消費者層とされた。



注：google マップより筆者作成

図 6-6 南チロル地方の位置

表 6-5 ライセンス契約までの経過

年	経過	内容
1997年10月	海外への情報発信	長野県で開催された「世界りんご交流大会」においてシナノゴールドが注目される。
2005年3月～	海外での試験栽培の開始	イタリア、フランス、オーストラリアでの試験栽培を開始。
2007年12月27日	VOG、V.I.Pと契約	「品種シナノゴールドに関する利用許諾契約」を締結。品種適応性試験、貯蔵性試験のほか、マーケット調査を開始。
2014年3月25日	覚書締結	プレコマercialフェーズの覚書を締結。
2016年3月24日	ライセンス契約締結	大規模商業栽培段階のライセンス契約を締結。
2019年3月12日	ライセンス契約締結	第二ライセンス契約を締結。

注：『りんご「シナノゴールド」のイタリアにおける商業栽培開始について』（長野県、2014年5月23日）及び『オリジナル品種「シナノゴールド」、さらに世界へ進出！』（長野県、2019年3月6日）より筆者作成。

次に、ヒアリング結果に基づいて、2016年に締結されたライセンス契約の概要を整理する（表 6-6）。長野県では、VOGとV.I.Pへ「シナノゴールド」の生産・販売を許諾することに加えて、VOGが先行して取得していた商標権を共有とする契約としている。

期間は、2016年～2030年の15年間である。EUにおける商標「yello」は、当初はVOGが単独で保有していたが、商標権の一部譲渡契約によりVOG、長野県の共有となった。この商標「yello」をVOG、V.I.Pに所属している生産者に使用許諾し、得られたライセンス料を長野県、VOG、V.I.Pの3者で分配する予定としている。「Cripps Pink」では、DAFWAが商標権を取得し、それを各国のマスターライセンシーに許諾し、各マスターライセンシーから自国の生産者にサブライセンスする仕組みとしているが、「シナノゴールド」の場合は、商標権はVOG、長野県の共有としており、それをVOG、V.I.Pに所属する生産者にサブライセンスする仕組みとしている。このため、VOG、V.I.Pがマスターライセンシーではないところが「Cripps Pink」との大きな違いである。

「シナノゴールド」の許諾地域は、EU28カ国、スイス、北欧、東欧・ロシア、北アメリカ諸国であり、これらの国では、VOG、V.I.Pによる独占的な果実の生産・販売と商標使用が認められる。これにより、VOG、V.I.Pは、契約期間中に「ゴールデンデリシャス」等から「シナノゴールド」への転換を進めていくこととしている。また、日本を含む上記以外の国においては、VOG、V.I.Pによる果実の生産・販売は認められていない。

表 6-6 シナノゴールド及び商標に関するライセンス契約の概要

項目	契約内容	
期間	2016年～2030年12月末日の15年間	
許諾商標	①商標「yello」を長野県とVOGで共有 (VOGが保有する日本での商標権を長野県へ移転する)	
	②ライセンシーへのライセンス料はVOGの販売促進経費等を考慮して設定	
許諾地域	①EU加盟28カ国	VOG、VI.Pが果実の生産・販売、商標使用を独占
	②スイス、北欧、東欧、ロシア、北アフリカ等	VOG、VI.Pが果実販売、商標使用を独占
許諾地域外	日本を含む上記以外	VOG、VI.Pによる栽培、果実販売不可

注：『りんご「シナノゴールド」のイタリアにおける商業栽培開始について』（長野県、2014年5月23日）より筆者作成。

その後、2019年3月に締結されたライセンス契約では、生産地域をEU加盟28カ国に加えて、南アフリカ、ニュージーランド、オーストラリア、チリ、米国に拡大している。また、販売地域は、EU、スイス、北欧、東欧、ロシア、北アフリカ諸国に加えて、商標「yello」を取得できた全ての国に拡大している。これにより、「シナノゴールド」は、収穫期の異なる南半球の国々でも栽培することで、EU地域において通年での販売が可能となり、世界的な商品として生産、流通していく基盤が整ったといえる。

ヒアリング結果に基づけば、「シナノゴールド」のライセンスの流れは、図6-7に示したとおりである。VOGは、組合員である生産者に商標「yello」の使用権をライセンスし、得られたロイヤリティーは、VOGの販売促進経費等に当てられ、残りがVOGからVI.P及び長野県に入ってくる仕組みとなっている。商標「yello」を付して販売できる果実は、別途定める「品質基準」に基づき、外観、傷の有無、色、形が一定品質以上のものとされており、規格外の果実は加工用途に回される。苗木から得られるロイヤリティーは、育成者権によるものではなく、苗木に付する商標「yello」からとなっている。また、VOGは、長野県とともに商標権の共有者であるため、マスターライセンシーではないが、苗木業者に対する苗木生産の許諾、商標管理やプロモーション、商標権侵害の監視等の役割を担っている。ただし、ピンクレディーとは違い、現在は栽培面積の拡大に注力しているため、苗の生産量を抑制的にコントロールするといったことはしていない。

「Cripps Pink」との違いを挙げると、先に述べたよう、商標権がVOGと長野県の共有となっていることに加えて、VOGからサブライセンスを受けた生産者は、VOG及びVI.Pへの出荷が義務づけられており、自由に果実の販売ができないことである。

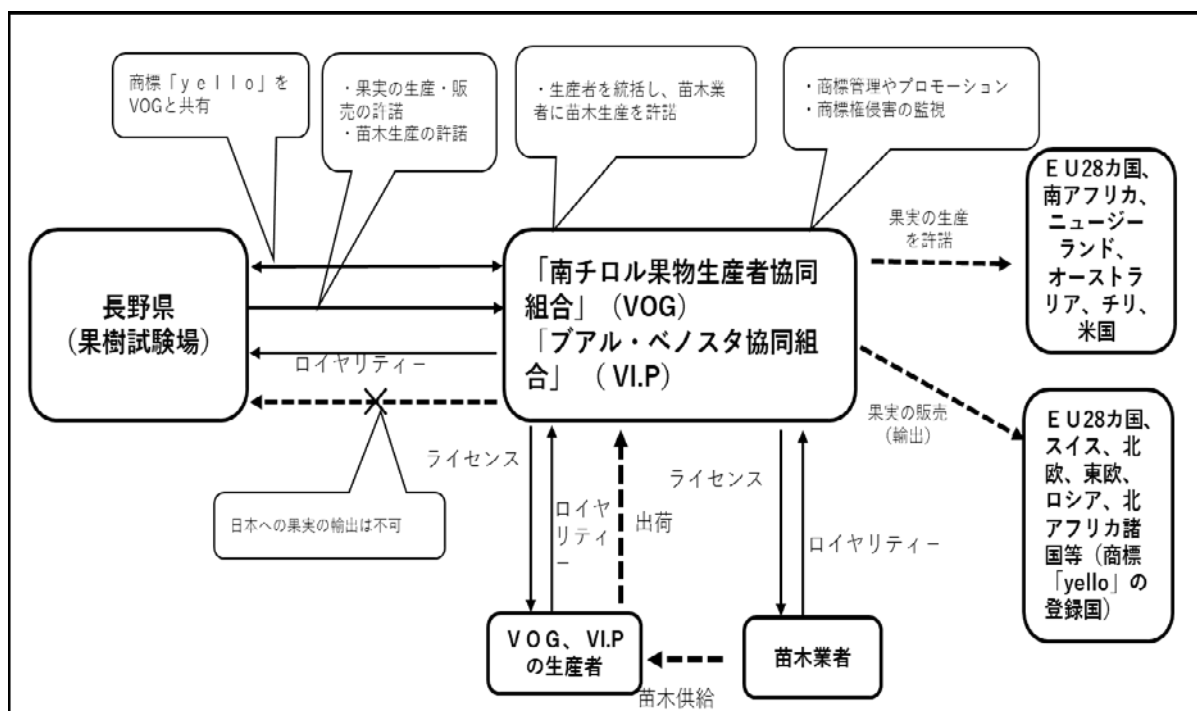


図 6-7 「シナノゴールド」のライセンスの流れ (筆者作成)

6. 2. 4 知財マネジメントとしての評価

図 6-8 に示すように、長野県では、「シナノゴールド」という有望な知財を生み出し、その生み出した知財を国内においては育成者権、海外においては商標権で保護している。さらに、イタリアの生産者団体に生産、販売を許諾することで、市場の拡大を図るとともに、広く世界に長野県の認知度を高めることを目的としている。

前節で述べたように、「Cripps Pink」は、1990 年～1995 年にかけて 31 カ国 (EU27 カ国、米国、アルゼンチン、ニュージーランド、南アフリカ) において品種登録されたが、既にニュージーランドでは 2016 年、アルゼンチンでは 2015 年に存続期間満了で育成者権が消滅している。また、米国では、植物特許法による登録のため出願から 20 年後の 2010 年に植物特許権が消滅している。このため、現在、育成者権が存続しているのは、南アフリカと EU のみであるが、南アフリカは 2019 年 6 月 8 日、EU は 2022 年 8 月 1 日には存続期間満了により育成者権が消滅する。一方で、「Cripps Pink」からは、「Rosy Glow」、「Lady in Red」の二つの枝変わり品種が生まれており、これらの品種は、商標「PINK LADY」が付されて販売されている。商標に信用(good will)を蓄積し、顧客吸引力を発揮させることで、商品としてのライフサイクルを育成者権の保護期間よりも長期にわたって維持することに成功している事例である。「シナノゴールド」も海外では品種登録されておらず育成者権はないが、商標「yello」を長期にわたって使用し、その間にプロモーションを行うことで、商標「yello」のブランド価値が経時的に高まると、育成者権のない国において、あえて「シナノゴールド」の名称で販売するメリットは乏しくなり、育

成者権のない国においても第三者による種苗の増殖や果実の販売を抑止できる一定の効果があると思われる。

本事例において、海外ライセンスのきっかけとなったのは「世界りんご交流大会」であった。現在、果樹では、「フルーツロジスティカ」、「インターポマ」、花きでは、「フロリアード」等世界的な国際見本市が開催されている。こうした見本市は、単なる品種の紹介や輸出・輸入の商談の場ではない。会場には、貿易商以外にも世界各国から生産者、苗木業者が多数来場しており、ライセンス先を探し交渉するビジネスの場となっている。「世界りんご交流大会」で「シナノゴールド」を見つけた南チロルからの参加者は栽培技術者であった。こうした商談会に出展をする際には、事前にライセンス戦略（どこの国のどのような団体に、どのような条件で）を十分に検討しておく必要がある。また、植物は、気温、日照、土壌等自然条件によって生育や品質が違ってくるため、特許権の許諾とは違って、試験栽培が必要になることに留意する必要がある。

また、同じ時期にフランス、オーストラリアからもライセンスの申し込みがあったなかで、イタリアの生産者団体を選択した理由として、長野県では、①イタリア南チロル地方が欧州最大のリンゴ産地であったこと、②生産者団体であり、経営体としてもしっかりしていたこと等を挙げている。このうち、②は大きなポイントと思われる。生産から販売まで管理をし、品質を維持するには、栽培技術や貯蔵技術についての専門的な知見が必要となる。これが、苗木業者や輸出業者になると難しい。もちろん、苗木業者や輸出業者を通じて産地をコントロールするといったことも考えられるが管理が間接的になり余分なコストが生じるといったことや、生産者との間で利害が相反する場面が生じる、といったデメリットも想定される。事実、後で述べる八幡平市のリンドウ品種の事例では、南米チリにおけるライセンス先を輸出業者としていたが、想定通りの生産とはならなかった。こうしたことから考えると、ライセンス先は、本事例や「Cripps Pink」におけるマスターライセンシーのような包括事業者として、果実の生産・販売に責任を持つ組織を選定することが重要であると考えられる。

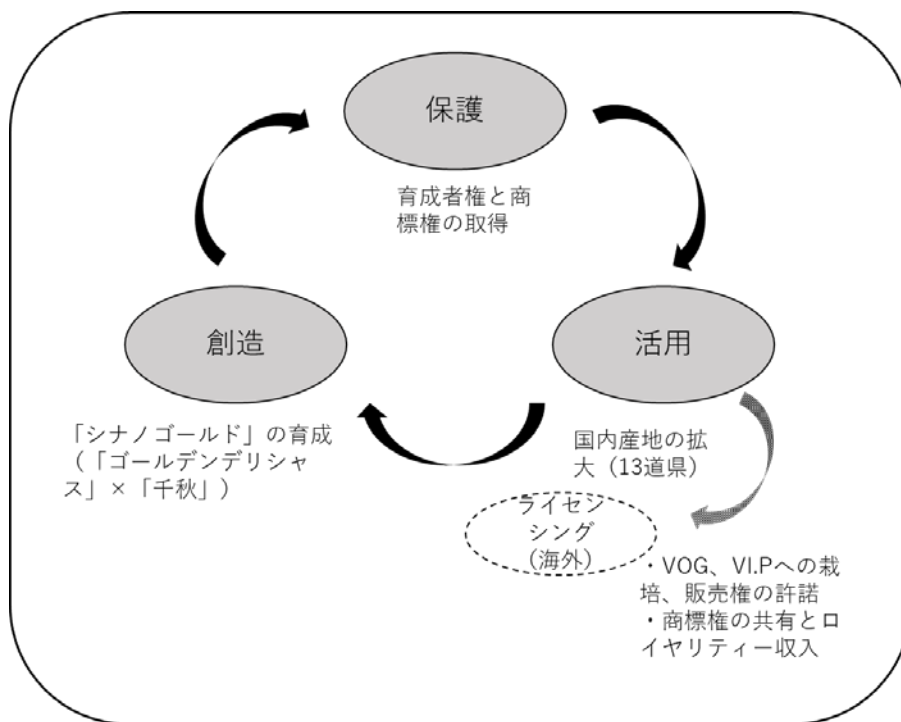


図 6-8 リンゴ品種「シナノゴールド」の知的創造サイクル（筆者作成）

6. 3 【果菜】三重県等が共同育成したイチゴ品種「よつぼし」¹⁶

我が国のイチゴ栽培は、1960年代の促成栽培技術の開発を契機に拡大した。生産量は近年やや低下傾向であるものの、約16万トンを維持しており、我が国農業の重要作物の地位を占めている。生産量は、栃木県が最も多く、次いで、福岡県、熊本県、静岡県の間となっている。

また、イチゴの輸出量、輸出額はここ数年で急増しており、財務省貿易統計(2017年)によると、輸出量は約900トン(2012年:100トン)、輸出額は約18億円(2012年:約2億円)と、いずれも2012年の約9倍となっている。主な輸出先は、香港、台湾であり、この両国で約8割を占める。これは、日本産のイチゴが高級・高品質であり、アジアの中～高所得者向けに販売が伸びていることによる[16]。

一方で、イチゴは容易に栄養繁殖ができること、日本の高品質なイチゴに対する海外での需要の高まりから、2000年前後から「章姫」、「レッドパール」等の品種が海外に流出して日本に逆輸入されるといった問題や、近年では、流出した品種が交配母本として利用されて新しい品種が育成され、それが海外に輸出されて海外市場において日本産イチゴと競合するといった問題も発生している。こうした育成者権侵害への懸念から、民間企業でのイチゴ品種開発はほとんど行われておらず、育種の主体は専ら公的研究機関となっている。

イチゴは、本来、栄養繁殖作物であり、ランナー¹⁷によって容易に増殖できる。一方で、栄養繁殖作物の特性から、①増殖率が悪い、②親株から子株へのウイルス病感染のリスクが高いといった欠点がある。

この欠点を改良したのが、種子繁殖性である「よつぼし」である。増殖率が高いうえ、親株の保管、育苗が不要となることから、短期間に小面積で育苗でき、また、育苗に係る労力やスペースが省力化されるといった利点もある。こうした利点から、イチゴの育苗生産が産業として成り立ち、育苗生産と果実生産を分業化できることから、イチゴの生産性が大きく変わる可能性があるとも言われている[17]。

本節では、三重県、香川県、千葉県、農研機構が共同育種したイチゴ品種「よつぼし」を事例に、植物品種を知的財産として創造、保護、活用する知財マネジメントについて検討する。

6. 3. 1 知財の創造

「よつぼし」は、三重県農業研究所、香川県農業試験場、千葉県農業総合研究センター、農研機構の4機関が、2009年に共同研究契約を締結し、各機関が保有している育種

¹⁶ 本節は、日本経営診断学会誌に投稿中の筆者の論文「イチゴ品種の知財マネジメントに関する一考察」を編集したものである。

¹⁷ 親株から横に長く伸びた、地をほう茎のこと。ほふく枝と呼ばれる。先端に子株ができ、土について根付く。1株から10～30株程度の子株ができる。

素材を持ち寄り、共同で交配、選抜を行って育成したものである¹⁸。最終的には、三重県育成の「三重母本1号」を母親に、香川県育成の「A8S4-147」を父親として、これら両親を交配して得られるF1品種となっている。なお、育成に当たっては、農林水産省の予算「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」に基づく予算が活用されている¹⁹。

従来品種は、クローン増殖で同じ特性の株が得られるのに対して、種子繁殖型品種では、遺伝的な固定が必要であるため、育種には長い時間と手間がかかっていたが、共同育種という形でこの困難さを克服したのである。さらに、気象条件や栽培システムが異なる4機関の圃場で比較試験が繰り返されたことから様々な環境下で高い能力を発揮する品種の開発に成功している。

また、「よつぼし」は、品種開発と併せて採種技術を開発していることにも大きな特徴がある。イチゴはランナーを利用した栄養繁殖で増殖させる方法が主流であったため、これまでにイチゴ果実から種子を採る方法については、育種目的で検討された例がわずかにあるのみで、種子販売を前提とした観点から検討された例はないと言われている。また、育種目的で検討された例としては、ブレンダーでイチゴ果実を粉砕して種子を採る方法、イチゴ果実に対し高圧の洗浄水を吹き付けて種子を取る高圧洗浄法があるが、これらは、種子の破壊、損傷をまねき、発芽率が低下するといった大きな課題があった。このため、「よつぼし」の共同育成機関の一つである千葉県と、千葉大学との共同研究により種子販売を前提とした経済的かつ実用的なイチゴの採種調整技術が開発された。これは、イチゴ果実にセルラーゼ等の酵素を添加して果肉を溶解させ種子を採種し調整する「方法の発明」として特許を取得しており、この方法で得られた種子の発芽率は80%以上であるとされている²⁰。

6. 3. 2 知財の保護

(1) 育成者権

「品種データベース」（農林水産省）による調査では、「よつぼし」は、2014年に農林水産省に品種登録出願され、2017年に登録となっている²¹。育成者権者は、三重県、香川県、農研機構、千葉県の4機関（以下、「育成4機関」）である。

海外への出願については、パートナー企業を公募し、独占的な品種利用権を許諾する一方、当該国における品種登録出願から権利化までの手続をパートナー企業自らが費用を負担して行うこととしている。

¹⁸ 育成過程については、森利樹ら「共同育種によるイチゴ種子繁殖型品種‘よつぼし’の開発」（2015,園学研,第14巻,第4号,pp.409-418.）を参照。

¹⁹ 課題名：共同育種による種子繁殖型イチゴ品種の開発と種苗供給体系の改革（2009-2012）

²⁰ 「特許公報」（特許第4465498号）

²¹ 登録番号25605

なお、「よつぼし」の名称は、「甘味」、「酸味」、「風味」が揃ってよつぼし級に美味しい点から名付けられている。

(2) 特許権

「J-PlatPat」(INPIT)による調査では、種子繁殖性のイチゴから種子を採種し調整する技術は、2007年2月21日に発明の名称「イチゴ種子を得る方法」として日本国特許庁に出願され、2010年3月5日に登録となっている²²。特許権者は、千葉大学と千葉県である。

(3) 商標権

「J-PlatPat」(INPIT)による調査では、「よつぼし」の商標は、2016年6月27日に日本国特許庁に出願され、2017年9月15日に登録となっている²³。区分及び指定商品・役務は、29類(よつぼし種のいちごを使用した乳製品、加工いちご、豆乳等)、30類(よつぼし種のいちごを使用した菓子・パン、調味料、アイスクリーム等)、31類(よつぼし種のいちご)、32類(よつぼし種のいちごを使用したビール、清涼飲料、果実飲料等)である。

商標は、図6-9に示すように、ヘタ部分を4つの星の形にしたイチゴ果実の図形に平仮名の「よつぼし」、ローマ字の「YOTSUBOSHI」からなる結合商標である。商標権者は、一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会²⁴の事務局長である。



注：「J-PlatPat」(INPIT)より抽出

図6-9 商標「よつぼし」

²² 特許第4465498号

²³ 第5979798号

²⁴ 「よつぼし」を育成した関係者により2015年に発足。種子繁殖型イチゴの開発、普及、知財管理等を行っている。

6. 3. 3 知財の活用

(1) 国内

「よつぼし」の生産は、特定の県の生産者に限定されず、販売されている種苗を購入することで、何人でも栽培し、果実を販売することができる。農業者がランナーで増殖するのは「農業者の自家増殖」として認められるが、ランナーで増やした株を他人に譲渡することは有償・無償を問わず種苗法違反として禁止される²⁵。

一方で、苗の生産については、育成者権を保有する育成4機関の許諾が必要となる。さらに、苗の生産者が果実から種子を取り出す際に、前述の種子を採種し調整する特許発明を実施する場合は、特許権者である千葉大学と千葉県からの許諾が必要となる。

現在、育成者権に基づく通常利用権の許諾を受けて種子を生産しているのは、三好アグリテック株式会社（山梨県）、有限会社バイオ・ユー（香川県）、株式会社三重興農社（三重県）の3社である。また、栽培面積は全国で10ha（2018年11月現在）となっている。

(2) 海外

「よつぼし」の大きな特徴として、民間企業と連携した海外展開がある。三重県では、近年のイチゴ種苗の海外への流出事案を踏まえ、海外への品種登録出願の必要性を認識していたが、予算、人員、体制の問題もあり、民間企業との連携を考えたという。

このため、三重県では他の育成機関の了承を得て、海外展開のパートナー企業を募集することを計画した。

パートナー企業の条件は、表6-7に示すように、①育成4機関の代理人として、希望する外国への品種登録出願、審査への対応、登録及び登録後の維持を自ら経費を負担して行う、②出願国内での品種登録後に専用利用権の設定を育成4機関から受けることができる（登録前の仮保護が認められる場合は、その権利取得後）、③対象国内で第三者に対して登録品種の通常利用権を許諾することができる、④対象国で生産した種苗及び収穫物を第三国（日本を含む）に輸出することは禁止、⑤当該国内での育成者侵害行為を監視・防止し、権利侵害行為を発見したときは侵害排除に必要な措置を取ること、といった内容になっている。

また、許諾料は、表6-8に示すように、種苗販売の売上高の3%に設定されており、自ら種苗を利用して果実を生産する場合は、その種苗の数に販売したなら得られる種苗単価を乗じた額の3%に設定されている。なお、出願を希望する国は応募企業が指定することになっているが、UPOV条約に加盟し、かつイチゴの品種保護制度がある国に限定される。

²⁵JA や生産部会の単位で苗を増殖して構成員に配布する行為も「農業者の自家増殖」には該当せず、種苗法違反行為として禁止される。

こうして、2016年11月1日から11月25日に第1回目、2016年11月26日から2017年1月4日に第2回目の公募が行われ、その結果、パートナー企業として株式会社サカタのタネ、株式会社ミヨシの2社が選定された。株式会社サカタのタネは、中国、韓国、ベトナム、米国、カナダ、メキシコ、EU、トルコ、モロッコ、株式会社ミヨシは、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアが、海外事業展開国になる。

以上から、よつぼしの海外展開は、図6-10に整理される。パートナー企業は、海外における「よつぼし」の専用利用権者として、自ら生産・販売ができるとともに、マスターライセンスとして、現地の生産者や提携先に育成者権に係る通常利用権をサブライセンスすることができる。一方で、海外での育成者権侵害に対する監視、対応の役割を担うことになる。また、現地での生産に当たっては、育成4機関から許諾を得た種子生産者から購入した種子を使用することが契約条件となっている。

表 6-7 パートナー企業の条件

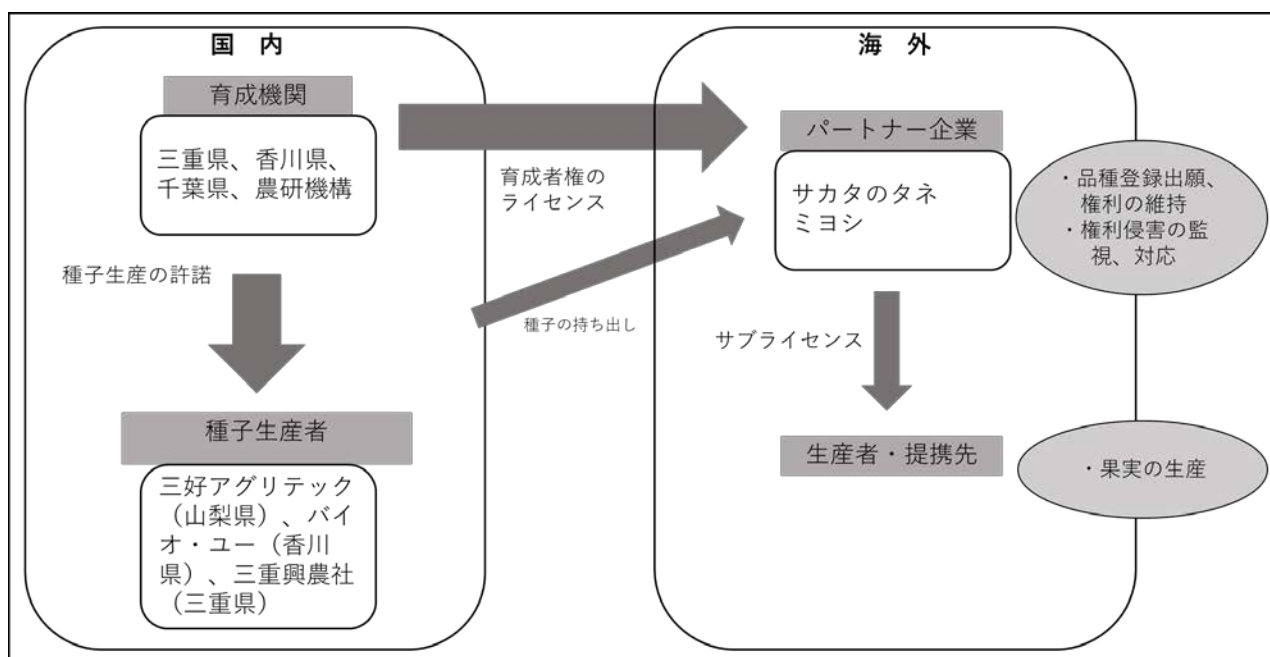
○育成4機関の代理人として、希望する外国への品種登録出願、審査への対応、登録及び登録後の維持を自ら経費を負担して行う。
○対象国内での品種登録後に専用利用権の設定を育成4機関から受けることができる（仮保護が認められる場合は、その権利取得後）。
○対象国内で通常利用権を許諾することができる。
○対象国で生産した種苗及び収穫物を第三国（日本を含む）に輸出してはならない。
○当該国内での権利侵害行為を防止し、権利侵害行為を発見したときは侵害排除に必要な措置を取る。

注：「よつぼし国外出願パートナー企業公募要領」（三重県）を基に筆者作成

表 6-8 許諾料

○種苗販売の売上額の3%
○自ら種苗を利用する場合は、その数に種苗購入単価を乗じた額の3%
○通常利用権を許諾したときは、許諾料の25%

注：「よつぼし国外出願パートナー企業公募要領」（三重県）を基に筆者作成



注：「イチゴ品種の開発利用を結ぶ研究開発プラットフォーム」を基に筆者作成

図 6-10 「よつぼし」の海外展開

6. 3. 5 知財マネジメントとしての評価

「よつぼし」の知的創造サイクルを図 6-11 に示す。まず、創造の段階では、公的研究機関が育種素材を持ち寄って共同育種を行うことで、育種の困難性を克服し、国内の商業栽培用では初となる種子繁殖性品種を育成することに成功する。また、品種開発と併せて、果実から効率的に種子を採種、調整する方法を開発する。

次いで、創造した知的財産である「よつぼし」を、国内では育成者権と商標権で保護する。さらに、海外ではパートナー企業が代理人となって品種登録出願を行うこととしている（予定）。また、F₁品種であることから、親系統は国外には出さずに、種子の採種・調整方法に係る発明は特許権で保護している。

活用の段階では、パートナー企業を通じて海外展開を図ることとしており、「よつぼし」の海外市場の拡大と育成者権に基づくロイヤリティー収入を目指している。また、パートナー企業は、海外での育成者権侵害行為に対する監視や侵害排除、生産者・提携先へのサブライセンスを行うなど、マスターライセンシーとしての役割を担うことになっている。

このように、「よつぼし」は、共同育種や企業との連携によって、知財の創造、保護、活用のサイクルを効率的かつ経済的に作り上げることに成功している。

ところで、海外への品種登録出願や違法栽培の監視等は、当然ながらコストがかかることから、育成者権者である公設試や大学が単独でこうした対応を取ることは難しい。

「よつぼし」では、パートナー企業を通じての海外での品種登録を目指しており、また、パートナー企業がマスターライセンスとして海外における違法栽培の監視等も行う仕組みとしている。こうした仕組みは、パートナー企業を通じた「よつぼし」の生産拡大による「活用」のみならず、「保護」にもつながると考える。海外への品種登録の必要性は認識されてはいても、予算、人員の制約から海外出願をためらっている公設試、大学にとって参考になる事例であろう。

海外でのライセンス生産が拡大すると、日本からの輸出品と競合するといった懸念も指摘できるが、現状では、オーストラリア等では検疫の問題から日本産イチゴの輸入が禁止されており、これらの国では日本からの輸出品と競合することはない。国内外での生産量を増やして市場でのブランド価値を高めることで、日本からの輸出にもメリットになる可能性もある。イチゴのように長距離輸送が困難で、また、検疫等の問題で生果の輸出ができない国においては、海外ライセンスによる現地生産により、ロイヤリティーを得ながら、世界的な商品として育成していく知財戦略は有力な解決方法の一つとなる。

一方で、商標については日本国内のみの登録となっている。また、商標は、特徴のあるイチゴの図形と平仮名の「よつぼし」、ローマ字の「YOTSUBOSHI」からなる結合商標であり、商標権の効力の及ぶ範囲が限定的となっている。また、「よつぼし」は品種名称であり、「よつぼし」の種苗を購入し、生産し、果実を販売する者は何人であってもその名称を使用することが可能である。そうすると、あえてこの商標を使用するメリットに乏しく、前章の「ピンクレディー」のように商標権からロイヤリティーを得る知財マネジメントは難しくなると思われる。また、侵害発見においても、「よつぼし」の名称で侵害が疑われる果実が発見された場合、同一性の立証困難性の問題があることも指摘できる。

いずれにしても、「よつぼし」は、国内生産が始まったばかりであり、その普及面積もまだ小さい。パートナー企業による海外展開もこれからスタートする段階にある。その評価には、事業成果が出てくる数年後まで待たねばならない。しかし、種苗の流出の懸念から、どちらかというライセンスによる海外生産には消極的であった公設試が多いなかで、公募によってパートナー企業を選定し海外展開を図っていこうとする「よつぼし」の試みは、公設試験場における知財マネジメントの事例として高く評価されるものと考えられる。

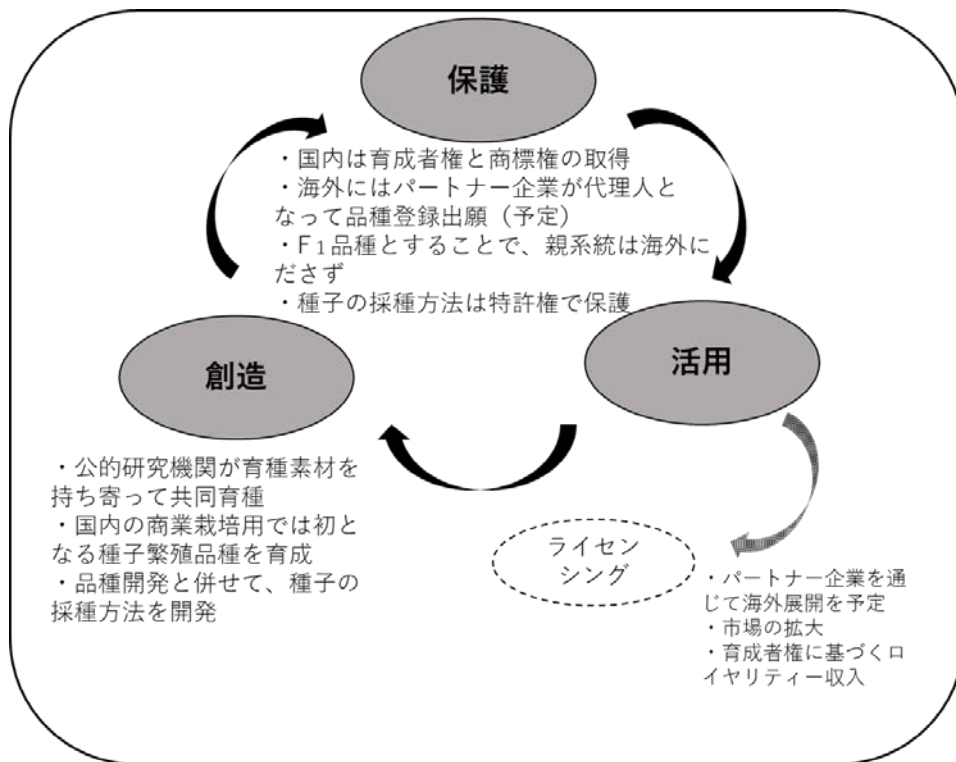


図 6-11 「よつばし」の知的創造サイクル（筆者作成）

6. 4 【果菜】栃木県が育成したイチゴ品種「栃木 i27 号」²⁶

イチゴは栃木県を代表する園芸作物であり、栽培面積 554ha、収穫量 2 万 5 千トン、産出額 285 億円は、いずれも全国 1 位である（2017 年産）。栃木県のイチゴ品種は、1985 年に育成された「女峰」が主力品種であったが、その後、1996 年に「女峰」よりも大果で収量性が高く、食味にも優れた「とちおとめ」が育成され、2001 年以降は、栃木県内のイチゴ品種はほぼ「とちおとめ」に切り替わった。「とちおとめ」は、生食用から加工用まで幅広い需要に対応できることから、県外にも普及が進み、日本を代表する品種となる。

しかし、その後、他県からより大果な新品种が次々と育成され、より大果な優良品種が望まれるようになる。さらに、生産者の高齢化、炭疽病等の発症、単価の下落等により、省力的で高収益な経営を可能とする複合耐病性で多収な品種が求められた。そこで、栃木県農業試験場において、高級ギフト等の新たな需要喚起につながる品種として育成されたのが「栃木 i27 号」である。「栃木 i27 号」は、大果・多収で食味が良く、炭疽病等に対して耐病性を有する等の特徴がある。

栃木県が育成したイチゴ品種「とちおとめ」と福岡県が育成したイチゴ品種「福岡 S6 号」（商標「あまおう」）との知財戦略の違いについてはいくつかの報告がある。例えば、斎藤（2010）は、積極的に他県の生産者にも育成者権を許諾することで市場への影響力を拡大する「とちおとめ」型と自県の生産者のみに育成者権を許諾することで高級ブランド化を図る「あまおう」型があると述べている[18]。また、三井・末信（2010）は「あまおう」の商標権としての保護について報告している[19]。すなわち、「とちおとめ」は種苗法に基づく品種名称であり、生産者は「とちおとめ」の種苗を購入して収穫物を「とちおとめ」として販売できる。このため、店舗では「茨城県産とちおとめ」、「宮城県産とちおとめ」等が販売されている。一方で、品種改良により、例えば病害抵抗性を付与した「とちおとめ」の改良品種が育成された場合、別品種となるため「とちおとめ」の名称を使用することはできない。一方で、「あまおう」は登録商標であるため、生産者は「福岡 S6 号」の種苗を購入して収穫物を「福岡 S6 号」として販売することはできるが、「あまおう」の名称を使用するには商標権者の許諾が必要になる。また、品種改良により、例えば病害抵抗性を付与した「福岡 S6 号」の改良品種が育成された場合であっても、引き続き「あまおう」の名称は使用することが可能である。

栃木県では、イチゴ品種「とちおとめ」の後継品種として育成した「栃木 i27 号」を、高級ブランドとして売り出していくために、「とちおとめ」型ではなく、「あまおう」型の知財戦略を選択する。

²⁶ 本節は、日本経営診断学会誌に投稿中の筆者の論文「イチゴ品種の知財マネジメントに関する一考察」を編集したものである。

本節では、この栃木県が育成した「栃木 i27 号」を事例として、主に商標権の視点からその知財マネジメントについて検討する。

6. 4. 1 知財の創造

栃木県では、1960年代からイチゴの品種開発に着手し、この時代にはすでに収穫量で全国一になる。1970年代には、電照による促成栽培技術の開発、無病苗の増殖配布体制の確立、1980年代には、「女峰」の育成、1990年代以降は、「とちおとめ」、「とちひめ」、「なつおとめ」等の育成が行われている[20]。2008年には、農業試験場に全国初となるイチゴに関する研究を専門に行う「いちご研究所」を設置している。

いちご研究所は、経営、消費、流通等に関する調査・分析を担当する企画調査部門と、新品種の育成や新技術の開発を行う開発部門から構成されており、「栃木 i27 号」も同研究所の育成品種である。「栃木 i27 号」は、2006年に「00-24-1」系統と「栃木 20 号」系統を交配し、得られた実生から選抜したものである。「00-24-1」、「栃木 20 号」とも栃木県農業試験場において育成された系統であり、交配母本として多くの系統を有していることが品種開発において強みとなっている。「栃木 i27 号」は、大果・多収で食味が良く、炭疽病等に対して耐病性を有する特徴がある。

6. 4. 2 知財の保護

(1) 育成者権

「品種データベース」（農林水産省）による調査によると、「栃木 i27 号」は、2011年11月に農林水産省に品種登録出願され、2014年11月に登録された。権利者は栃木県である。なお、海外へは出願・登録されていない。

(2) 商標権

表 6-9 に「J-PlatPat」（INPIT）及び Madrid Monitor（WIPO）で検索した「栃木 i27 号」に係る商標の出願登録状況を示す。

まず、商標「スカイベリー」は、2012年3月に日本国特許庁に出願され、2012年9月に登録された。商標権者は栃木県であり、指定商品・役務区分及び指定商品・役務は、31類の野菜、果実、種子親、苗である。

「スカイベリー」の名称は、公募により全国から提案された 4388 件の候補の中から外部有識者等で構成される審査会を経て選定されたものである。命名の由来は、果実が大きく、光沢があり、きれいな円錐形で、酸味が少なく甘いという品種の特徴を踏まえ、大きさ、美しさ、おいしさのすべてが大空に届くようなイチゴという意味と、栃木県にある百名山「皇海山」（すかいさん）にちなんでいる[21]。

栃木県では、その後、商標「スカイベリー」の指定商品・役務区分及び指定商品・役務を 29 類の加工果実、30 類の菓子、パン、32 類の果実飲料等に拡大するとともに、2014

年、2015年には、イチゴをモチーフとした図形商標を出願し登録される。なお、このイチゴをモチーフとした図形については、栃木県の著作物として栃木県が管理している。従って、登録商標の指定商品・役務以外においても、第三者がこの図形を使用する際には栃木県の許諾が必要となっている。

2017年6月に、農林水産知的財産保護コンソーシアム²⁷が、中国において、「SKYBERRY」及び「天空草莓」の文字商標が果実等を指定商品として、上海のインターネット販売会社によって商標登録されていることを発見し、栃木県に報告される。



ヒアリング調査によれば、この事態を受けて、栃木県では、2012年9月に日本国に登録された商標「スカイベリー」を基礎として、中国、EU、韓国、フィリピン、米国、ベトナムを指定国にマドプロ制度による出願（国際登録日：2018年2月8日）を行う²⁸。さらに、2017年10月には「SKYBERRY」を日本国特許庁に出願するとともに（2018年7月登録）、この出願を基礎として、EU、韓国、フィリピン、米国、ベトナムを指定国にマドプロ出願（国際登録日：2018.2.8）を行う。また、2017年10月には、「天空草莓」を日本国特許庁に出願するとともに、この出願を基礎として、韓国、シンガポール、ベトナムを指定国にマドプロ出願（国際登録日：2018年2月8日）を行う²⁹。なお、「SKYBERRY」及び「天空草莓」は、既に中国国内において第三者によって登録されているため出願していない。

²⁷ 2009年設置。海外における商標出願の一元的な監視体制や農林水産物等の海外における我が国の模倣品流通に関する情報収集・共有体制を整備し、農林水産知的財産の保護を図ることを目的とする。地方公共団体や団体・法人より構成されている。

²⁸ マレーシア、シンガポール、香港は、とちぎ農産物マーケティング協会を出願人として「スカイベリー」を登録済。

²⁹ 香港は、とちぎ農産物マーケティング協会を出願人として登録済。

表 6-9 栃木県の商標「スカイベリー」の出願・登録状況

登録番号	出願日	登録日	商標	区分	指定商品・指定役務	備考
5519463	2012年3月23日	2012年9月7日	スカイベリー	31	野菜, 果実, 種子類, 苗	本登録を基礎にマドプロ出願(国際登録日: 2018.2.8)。指定国は、中国、EU、韓国、フィリピン、米国、ベトナム。米国から記載不備による暫定拒絶通報(「スカイベリー」の意味の記載)
5519465	2012年4月2日	2012年9月7日	スカイベリー	29	冷凍果実, 加工野菜及び加工果実	
				30	茶, 菓子及びパン, 穀物の加工品	
				32	ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 乳清飲料	
				33	日本酒, 洋酒, 果実酒	
5686275	2014年2月5日	2014年7月18日	スカイベリー	29	乳製品	
				30	サンドイッチ及び中華まんじゅう, 調味料, アイスクリームのもと及びシャーベットのもと, ぎょうざ, 即席菓子のもと	
				32	飲料用野菜ジュース	
				33	酎ハイ	
5757603	2014年11月27日	2015年4月10日		29	冷凍果実, 加工野菜及び加工果実, 乳製品	
				30	茶, 菓子及びパン, 穀物の加工品, サンドイッチ及び中華まんじゅう, 調味料, アイスクリームのもと及びシャーベットのもと, ぎょうざ, 即席菓子のもと	
				31	野菜, 果実, 種子類, 苗	
5811783	2015年6月23日	2015年12月11日		26	衣服用章(貴金属製のものを除く。), 衣服用缶バッジ(貴金属製のものを除く。), 衣服用ピンバッジ(貴金属製のものを除く。), 衣服用ブローチ, ワッペン	
				32	ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 乳清飲料, 飲料用野菜ジュース	
				33	日本酒, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ	
6061035	2017年10月2日	2018年7月13日	SKYBERRY	31	野菜, 果実, 種子類, 苗	本出願を基礎にマドプロ出願(国際登録日: 2018.2.8)。指定国は、EU、韓国、フィリピン、米国、ベトナム。(フィリピンからは手続上の瑕疵により暫定拒絶通報)
6084066	2017年10月10日	2018年9月28日	天空草莓	31	いちごの果実, いちごの種子類, いちごの苗	本出願を基礎にマドプロ出願(国際登録日: 2018.2.8)。指定国は、韓国、フィリピン、シンガポール、ベトナム。(フィリピンからは手続上の瑕疵により暫定拒絶通報)

注: J-PlatPat (INPIT) 及び Madrid Monitor (WIPO) より筆者作成 (2018年10月16日現在)。

6. 4. 3 知財の活用

「栃木 i27 号」は、県の策定した基準に従って生産した果実に商標「スカイベリー」を付して販売することについては、当該商標の使用許諾は不要としている。また、当該品種の育成者権の利用許諾は栃木県内の生産者のみの方針としている。

一方で、「栃木 i27 号」を原料とした加工品を業者が製造・販売するに当たって、商標「スカイベリー」を使用するためには、栃木県が定めた管理要領に従って許諾申請をすることになっている。同管理要領では、商標を付すことのできる商品、商標の使用態様を細かく規定しており、商標の一部のみの使用、商標の変形、他の図形や文字との組み合わせを使用した使用を禁止している。こうした規定を順守させることを条件に商標の使用を許諾しており、これにより、商標の不正使用取消審判（商標法 53 条）³⁰が請求されることを防止している。

なお、生産者、加工業者ともに商標「スカイベリー」の使用料は無料である。

現在（2018 年 7 月 1 日）、79 社 141 商品（ジャム、ゼリー、ジェラード、ジュース、クッキー、大福等）に商標「スカイベリー」が使用されている。

6. 4. 4 知財マネジメントとしての評価

「栃木 i27 号」の知的創造サイクルを図 6-12 に示す。栃木県では、他県における新品種の育成、生産者の高齢化、炭疽病等の発症、単価の下落等の問題を背景に、「とちおとめ」の後継品種の開発を行い、大果・多収で食味が良く、炭疽病等に対して耐病性を有する「栃木 i27 号」を育成する。栃木県においては、これまでも「女峰」、「とちおとめ」、「とちひめ」、「なつおとめ」等イチゴの品種開発に豊富な実績と経験があり、多数の育種素材を保有していたことが「栃木 i27 号」という有望な知的財産の「創造」につながったと考えられる。

次いで、創造した知的財産である「栃木 i27 号」を、国内では育成者権と商標権で保護している。なお、種苗法に基づく品種名称とは別の名称を商標権で保護する取組みは、福岡県のイチゴ品種「あまおう」の例がある。「あまおう」は商標であり、品種名称は「福岡 S6 号」である。

「栃木 i27 号」に係る商標は、農産物を指定商品とする商標でよくみられるような文字と図形の結合商標ではなく、商標「スカイベリー」と図形商標の 2 つの商標で保護している。あえてスカイベリーの名称と図形との結合商標としなかったことにより、権利範囲を広げている³¹。また、図形商標については、栃木県が自己の著作物として管理しており、これにより登録商標の指定商品・役務以外の商品・役務にも権利範囲を拡張し

³⁰専用使用権者、通常使用権者が、専用権・禁止権の範囲で商標を不正に使用して実需者に商品・役務の品質誤認又は出所混同を生じさせた場合、何人も当該商標を取り消すことについて審判を請求できる（商標法 53 条）。

³¹ 商標の類否判断は、外観、称呼、観念によりなされるが、文字と図形による結合商標は、文字のみ、あるいは図形のみ模倣された場合、外観非類似と判断されるおそれがある。

禁止権の範囲を広げることで、知的財産権の侵害に対する牽制効果を発揮させている。当然のことながら、著作権法上の著作物として保護されるためには創作性等の著作物性の要件を充足する必要があるが、著作権は、当該図形が指定商品・役務以外の商品・役務に無断で使用された場合に有効な対抗手段の一つとして活用することができる。福岡県のイチゴ品種「福岡 S6 号」では、「あまおう／甘王」の登録後、S社という一般企業が商標「あまおう」を指定商品「菓子、パン」として商標登録している。このため、「福岡 S6 号」を原料とした菓子、パンに「あまおう」の名称を付して販売するにはS社の使用許諾が必要となっている。「あまおう」の名称が品種名称であれば、それを原料として使用した菓子、パンに「あまおう」の名称を付して販売することに制限はないが、「あまおう」が品種名称ではなく商標であることからこのような状況になっている。農産物を商標として保護する場合には、種苗法で保護される品種名称と商標法で保護される商標の効力の及ぶ範囲の違いを認識し、商標出願にあたっては、果実だけではなく加工品も含めて幅広く指定商品を押さえておくことが知財マネジメントとして重要となる。また、商標が著名性を獲得すれば、非類似の商品・役務について防護標章登録も可能となる。このように、長期的なブランド戦略と権利侵害に備えた商標戦略が重要となる。

活用の段階では、品種の利用許諾は県内の生産者に限定し、商標の使用は無料で許諾申請を不要とする一方、加工業者等に対しては、管理要領を定め商標の使用を許諾制としている。これにより、「栃木 i27 号」の生産拡大とブランド化を図るとともに、商標の通常使用権者による不正使用を防止しているのである。さらに、宇都宮大学では、大果の「栃木 i27 号」の輸送時の品質劣化を防止するための包装容器を開発しており、これにより海外への輸出が期待されている[22]。

一方で、「栃木 i27 号」は、海外においては育成者権も商標権も出願登録されていなかった。このため、中国の企業において「SKYBERRY」及び「天空草莓」の文字商標が果実等を指定商品として商標登録された。現在（2018年11月）、中国では、東日本大震災の原発事故の影響によって、日本の栃木県からのイチゴの輸入が禁止されている。従って、日本から「栃木 i27 号」を中国に輸出するにあたって「SKYBERRY」及び「天空草莓」の名称が使用できず苦慮しているといった状況にはない。しかし、中国で生産された「栃木 i27 号」が「SKYBERRY」又は「天空草莓」の名称で他国に輸出される懸念は否定できない。また、今後、中国で日本産イチゴの輸入禁止が解除されたとしても、「SKYBERRY」又は「天空草莓」の名称を使用するには、中国の商標権者の許諾が必要となる。栃木県では、2018年に片仮名の「スカイベリー」を中国に商標出願している。中国商標法では、中国語、英語以外の文字は図形商標とみなされ、審査における商標の類比判断は図形商標の審査基準が適用されることから、片仮名の「スカイベリー」が登録される可能性はあるだろう。仮に商標登録されると、日本から輸出される「栃木 i27 号」に片仮名の「スカイベリー」の商標を付すことができる。また、既に国内で

登録されている図形商標についても、中国等へ出願・登録することで、「スカイベリー」と図形を組み合わせたブランド構築も可能と考える。

育成者権は、特許権と同じで登録により権利が発生するが、効力があるのは登録国だけである。「栃木 i27 号」の事例でも明らかなように、国内において育成者権と商標権で保護していたとしても、試験栽培等が要求される品種登録出願と違って、容易に日本国内で登録した商標や日本の地名・地域ブランド等と無関係の第三者による商標出願(冒認出願)が可能である。「あまおう」は、2001年11月に品種名称「福岡 S6 号」として品種登録出願を行い、2005年1月に登録されているが、品種登録出願とほぼ同時期である2002年7月に「あまおう／甘王」を日本国内で商標出願し、2002年10月に登録している。その後、中国、韓国、台湾にも商標出願、登録することで、海外での商標権侵害及び第三者による同一商標の冒認出願を防止している[23]。海外において日本産として人気の高いイチゴや果樹については、品種育成の段階から海外も含めた商標権や育成者権の出願、海外へのライセンスといった戦略的な知財マネジメントを検討しておく必要がある。

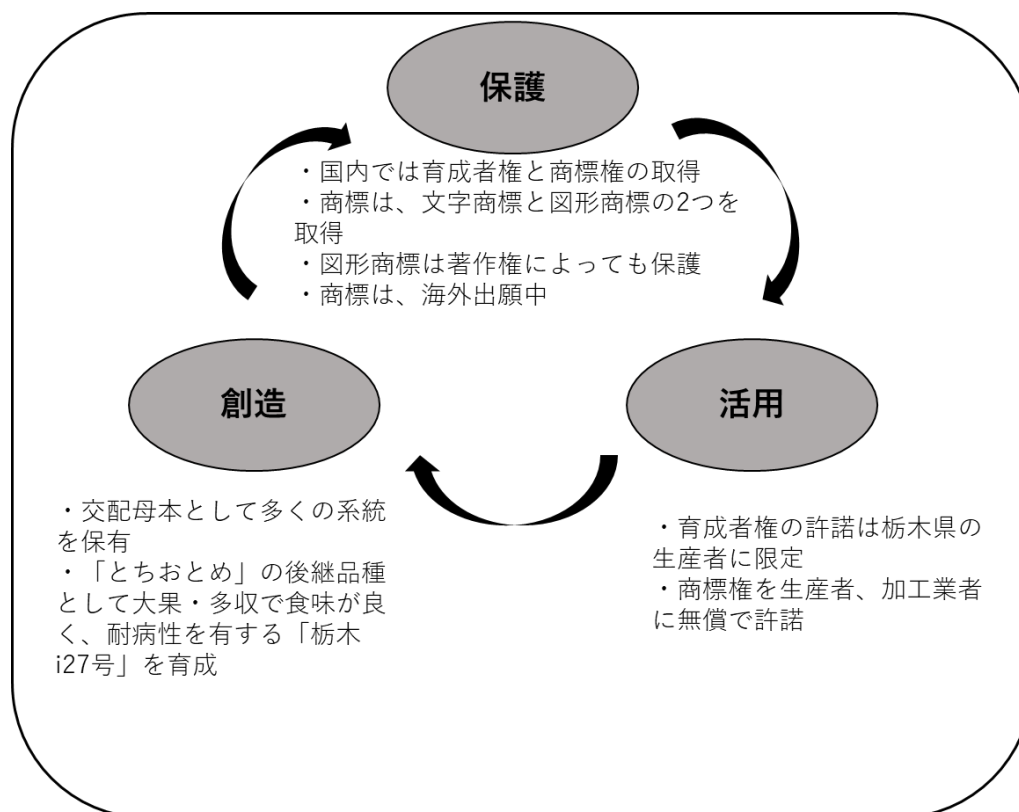


図 6-12 「栃木 i27 号」の知的創造サイクル (筆者作成)

6. 5 【花卉】岩手県八幡平市が育成したリンドウ品種³²

リンドウはリンドウ属の多年草で、自生種はアフリカを除く世界のほぼ全域に約 400 種あると言われている[24]。

日本では、北海道、本州、四国・九州の湿った野山に自生する。北海道から近畿地方に自生する「エゾリンドウ」(*Gentiana triflora* var. *japonica*)、北海道と東北地方に自生する「エゾオヤマリンドウ」(*Gentiana triflora* var. *japonica* subvar. *montana*)、関東地方から四国に自生する「オヤマリンドウ」(*Gentiana makinoi*) などがある。変種や亜変種が数多くあり、また、園芸品種の開発が活発に行われている。実生から開花まで約 3 年を要するが、一度開花した後は切り花として 3~4 年連続して出荷可能である。日本では主として盆や彼岸の仏事用切り花として使われている。

リンドウ栽培が本格的に始まったのは、1955 年頃からと言われており、当初は、長野県などの生産者が山地に自生しているリンドウの根株を集めて栽培を試みていたが、栽培面積が増えるに伴い根株が得られなくなり、次第に実生栽培に変わっていったとされる[25]。また、栽培初期は、「エゾリンドウ」などの野生種が使われていたが、現在は、園芸用に品種改良されたものが栽培されている。

実生栽培方法が確立され、交配による品種改良が可能となり、1977 年には、岩手県農業試験場（現岩手県農業研究センター）において、リンドウでは初の F₁ 品種「いわて」が育成されている。

八幡平市は、2005 年に岩手郡西根町、同郡松尾村、同郡安代町が合併して誕生した。八幡平市は、図 6-13 に示すように、岩手県の県庁所在地である盛岡市の北西に位置しており、西は秋田県仙北市、鹿角市、北は青森県田子町と接している。八幡平市北西部の安代地区（旧安代町）ではその冷涼な気候を生かして、1970 年代から「安代りんどう」の名称でリンドウの生産を行っており、産地に適したオリジナル品種を活用して、全国のリンドウ生産量の 35% 以上を占めるに至っており、国内供給だけでなく海外への輸出や品種の利用許諾を行っている。

八幡平市のリンドウ生産については、石塚ら（2013）[26]や横田（2006）[27]が品種開発や輸出への取り組みについて、日影（2013）がこれまでの取り組み経過[28]や輸出戦略[29]を報告しているが、これらは、品種の開発や生産の組織体制、切り花の輸出戦略に焦点を当てている。このため、本節では、ライセンスを含めた知財戦略に焦点を当て、海外における育成者権や商標権を活用した知財マネジメントについて検討する。

³² 本節は、「Business Model Association Journal」(2019, Vol.19, No.1, pp3-18)に掲載された筆者の論文「植物品種の知財マネジメントに関する一考察—岩手県八幡平市のリンドウ品種を事例として—」を編集・加筆したものである。



注：「Mapion 都道府県地図」 (<https://www.mapion.co.jp/map/admi03.html>) より

図 6-13 八幡平市の位置

6. 5. 1 知財の創造

(1) 八幡平市におけるリンドウの栽培と育種の歴史

安代リンドウの特徴は、八幡平市において、市と生産者が共同でリンドウの育種をしており、生産された切り花を国内外へ出荷していることである。八幡平市（旧安代町）では、1971年に町の4Hクラブが水稻の減反対策としてリンドウ栽培に取り組んだのが始まりであり、その後、生産部会設立（1972年）、育苗センターの設置（1972年）、ハウスの導入（1975年）等により生産面積を拡大していった[30]。1986年には、町独自の新品種開発のために試験圃場を設置し、育種素材の収集を開始した。1992年には、品種開発を行うための「安代町花き開発センター」（現八幡平市花き研究開発センター）を設置し、同年にはオリジナル品種の第1号である「安代の秋」が品種登録出願されている（1996年登録）³³。その後、「安代の夏」、「メルヘンアシロ」、「シャインブルーアシロ」等の新品種が出願・登録されており、「品種データベース」（農林水産省）によると、2018年8月5日時点で、12品種の登録品種を保有している³⁴。

³³ 登録番号 4995。2001年に育成者権消滅。

³⁴ これまで八幡平市は32品種のリンドウを開発しているが、育成者権の消滅した品種が2品種、18品種はF1品種のため出願・登録を行っていない。

また、2006年には、八幡平市、八幡平市内の生産者、ニュージーランドの公的研究機関、ニュージーランドの生産者の4者が出資して合弁育種会社「Rhindo International Ltd.」（リンドウインターナショナル有限会社）を設立し、赤いリンドウの開発に着手している。これは、2015年に品種名称「RI0405128」として日本に品種登録されている³⁵。

八幡平市が育成したリンドウ品種のうち、2018年8月5日時点で育成者権が存続している品種を表6-10に示す。

表 6-10 八幡平市が育成者権を有するリンドウ品種

品種名称	出願日	登録日・登録番号	登録品種の画像	品種名称	出願日	登録日・登録番号	登録品種の画像
安代の夏	1995.11.8	1999.9.21 7473		クリスタルアシロ	2006.4.3 17196	2008.12.17	
メルヘンアシロ	1995.11.8	1999.9.21 7474		安代2007の2号	2007.4.12 17622	2009.3.2	
シャインブルーアシロ	1995.11.8	1999.9.21 7475		安代2010の1号	2010.11.30 21497	2012.2.29	
ラブリーアシロ	1998.9.30	2002.7.10 10424		安代2012の1号	2012.2.29 22947	2014.1.23	
安代のひとみ	2004.3.31	2007.3.15 15089		安代2012の2号	2012.2.29 22948	2014.1.23	
安代の初秋	2004.3.31	2007.3.15 15090		安代2012の3号	2012.10.16 24092	2015.3.20	

注1：農水省の「品種データベース」（2018.8.5現在）に基づいて筆者作成

注2：上記に加えて、八幡平市が出資した「リンドウインターナショナル有限会社」が「RI0405128」の育成者権を保有（登録番号24102）

なお、「品種データベース」（農林水産省）で検索すると、2018年8月5日時点で、リンドウ属（*Gentiana*）に分類される登録品種数は159品種である。

表6-11に示すように最も多く登録品種を保有しているのは長野県の種苗会社で有限会社スカイブルーセットが44品種、次いで八幡平市が12品種、岩手県のNPO法人西和賀農業振興センターが7品種となっている。

³⁵ 登録番号24102

表 6-11 リンドウの登録品種上位 3 機関

育成者権者	登録品種数
有限会社スカイブルーセット	44
八幡平市	12
NPO法人西和賀農業振興センター	7

注：農水省の「品種データベース」（2018.8.5 現在）に基づいて筆者作成

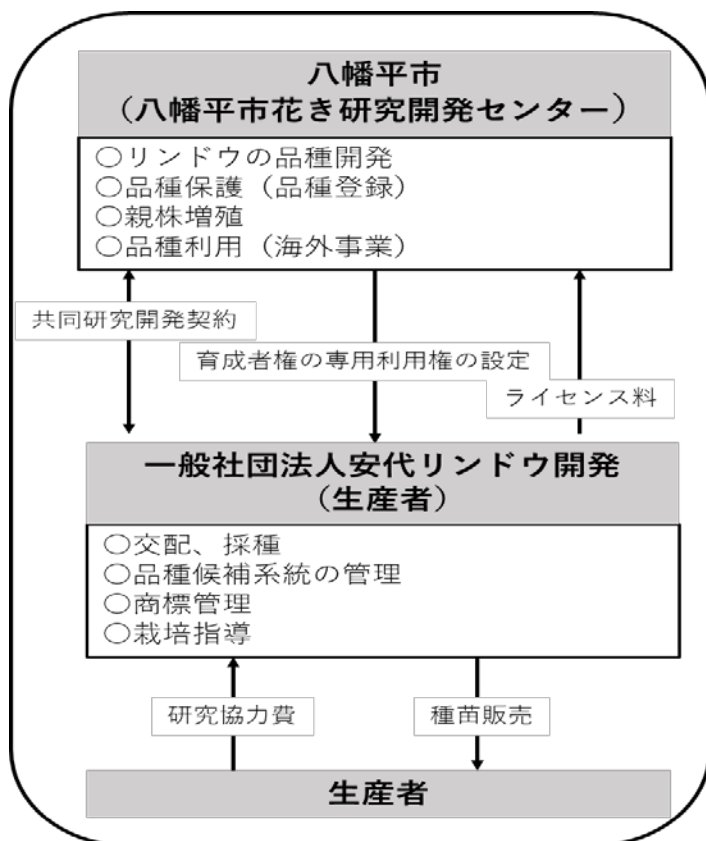
（2）育種の体制

ヒアリング結果より、八幡平市におけるリンドウの品種開発と生産体制を図 6-14 に示す。リンドウの品種開発は、八幡平市花き研究開発センターが、生産者らで組織される一般社団法人安代リンドウ開発と共同研究契約を締結し、同契約に基づいて行っている。また、生産者は、リンドウの販売額の 2% を研究協力費として一般社団法人安代リンドウ開発に拠出する仕組みとなっている。

八幡平市花き研究開発センターは、品種開発以外にも、品種保護（品種登録）、親株増殖、品種の利用（海外事業）も担っている。一方で、一般社団法人安代リンドウ開発は、交配、採種作業や品種候補系統の管理の他、商標管理や栽培指導を担っている。このように、八幡平市のリンドウ品種の開発は、市の組織である八幡平市花き研究開発センターと生産者らで組織される一般社団法人安代リンドウ開発が役割分担をしながら進めている。八幡平市花き研究開発センターが開発したリンドウ品種は、一般社団法人安代りんどウ開発に育成者権の専用利用権が設定されている。八幡平市花き研究開発センターでは、その利用許諾の対価としてライセンス料を得て、それを次の新品種開発に活用する知財マネジメントの仕組みを構築している。一般社団法人安代リンドウ開発では、設定された専用利用権に基づき種苗を生産し、生産者に販売している。

このように、八幡平市のリンドウ育種の特徴は、二つの機関による役割分担と、品種開発に生産者を巻き込み現場の意見を品種開発に反映させる仕組みを構築しているところにある。

なお、安代リンドウを生産するのは、JA 新いわて八幡平花卉生産部会に加入する約 160 名の生産者である。生産者による自主検査など厳格な出荷基準を徹底することで高品質を維持している。2014 年時点で、全国のリンドウの栽培面積は 440ha であり、そのうち八幡平市は 25% の 109ha を占めている。また、全国のリンドウの切り花の出荷数量 8 千 520 万本のうち、29% の 2 千 500 万本を八幡平市が生産している。こうした品種開発から生産に至るまでの一連の活動が評価され、2011 年度には、八幡平市花き研究開発センターと一般社団法人安代リンドウ開発が日本育種学会の学会賞を受賞した。



注：「八幡平市花き研究開発センター施設案内」（八幡平市）を基に筆者作成

図 6-14 八幡平市のリンドウの品種開発と生産体制

6. 5. 2 知財の保護

(1) 育成者権

八幡平市花き研究開発センターが育成したリンドウの新品種は、同センターが品種登録をしている。リンドウは、挿し木で増殖する栄養繁殖系と実生により増殖する種子繁殖系に分けることができる。栄養繁殖系は、遺伝的に同一個体を容易に増殖可能という長所がある一方、繁殖効率が低いといった欠点がある。一方で、種子繁殖系は、繁殖効率高いという長所がある一方、形質を維持するために元品種の系統を維持しなければならない。

ヒアリング結果によると、八幡平市では、栄養繁殖系と種子繁殖系の両系統を保有している。また、種子繁殖系は F₁ 品種である。日本国内においては、栄養繁殖系を中心に種子繁殖系の一部も品種登録をしているが、一方で、海外への品種登録は栄養繁殖系のみである。これは、種子繁殖系は F₁ 品種であるため、親品種を厳重に管理し国外へ持ち出さないことで違法増殖を防止できるのに対して、栄養繁殖系は容易に種苗の増殖が可能であるためである。

表 6-12 は、ヒアリング調査によって明らかとなった海外へのリンドウ品種のライセン

スの状況である。ニュージーランド、チリにライセンスしている「ラブリーアシロ」、EUにライセンスしている「メルヘンアシロ」、「シャインブルーアシロ」、「クリスタルアシロ」、「RI0405128」は、栄養繁殖系のため、日本国内だけではなく海外にも品種登録を行っている³⁶。このように、八幡平市花き研究開発センターが育成したリンドウの新品種は、繁殖特性に応じて品種登録出願の可否を判断するとともに、海外での現地生産を予定している国において栄養繁殖系の品種の栽培を許諾する場合は、必ず当該国に品種登録していることに特徴がある。

なお、ヒアリングによると、どこの国にどの品種をライセンスするかは、現地での栽培試験の結果により判断されている。リンドウの場合、この試験栽培に3年程度を要する。リンゴ品種「シナノゴールド」の事例でも述べたように、植物は、工業製品と違って気温、日照、土壌等自然条件によって生育や品質が違ってくるため、商業栽培の前に試験栽培が必須となる。一方で、UPOV条約では、育成者権の付与のための要件として新規性（我が国の種苗法では未譲渡性）が規定されており、国内においては最初の譲渡から1年以内、外国においては最初の譲渡から4年以内の出願が要件となる。新規性を喪失しないためにも、国内への出願時期、海外への出願時期、試験栽培の開始時期等を予め計画しておく必要がある。

表 6-12 海外への品種ライセンスの概要

ライセンス国	契約締結年	許諾先	品種	繁殖形態	国内品種登録	海外品種登録
ニュージーランド	1995年	A社（切り花の輸出業者）	ラブリーアシロ	栄養繁殖系	○	○
			安代の秋	種子繁殖系	×	×
チリ	2002年	B社（切り花の輸出業者）	ラブリーアシロ	栄養繁殖系	○	○
			安代の秋	種子繁殖系	×	×
			安代のさわかせ	種子繁殖系	×	×
EU	2016年	花き生産者組合（オランダ）	メルヘンアシロ	栄養繁殖系	○	○
			シャインブルーアシロ	栄養繁殖系	○	○
			クリスタルアシロ	栄養繁殖系	○	○
			R I 0405128	栄養繁殖系	○	○
ルワンダ	2018年（予定）	生産法人	安代の輝き	種子繁殖系	（出願予定）	（出願予定）

注1：ヒアリング結果を基に筆者作成。

注2：チリのB社は、現在、事業を中止している。このため、ニュージーランドのA社がチリ国内の生産者に生産・販売の許諾を行っている。

³⁶ ルワンダ共和国にライセンス予定のリンドウ品種「安代の輝き」は、種子繁殖系のため日本国内では品種登録されていない。一方で、「安代の輝き」は一代雑種（F₁品種）であっても、栄養繁殖が可能であるためルワンダ共和国への出願を予定している。

(2) 商標

「J-PlatPat」(INPIT) 及び Madrid Monitor (WIPO) による調査によれば、安代リンドウに係る商標は、2008年3月3日に、一般社団法人安代リンドウ開発を出願人として、日本国特許庁へ出願され、同年10月17日に登録されている³⁷。登録商標は、図6-15に示すように、青色の花弁に緑色の葉と茎で構成されるリンドウの図と、アルファベットの黒の小文字「Gentian」と、赤字の日本語「安代りんどう」、赤字のアルファベット「ASHIRO-RINDO」で構成される図形と文字からなる結合商標である(以下、商標「安代りんどう」)。なお、Gentianとは、リンドウの英訳である。

次に、日本国特許庁へ出願を基礎として、優先権主張を伴ってマドプロ制度を使って中国、EU、米国、ニュージーランド(後に韓国を事後指定)に出願(国際登録日は2008年4月22日)されている。J-PlatPatに掲載されている経過情報のデータによると、日本国特許庁からは、商標法4条1項各号を理由に拒絶理由通知が発せられているが、指定商品を減縮補正することで登録になっている。この結果、指定商品は、「岩手県安代地方で品種改良されたリンドウの種子」、「岩手県安代地方で品種改良されたリンドウの苗」、「岩手県安代地方で品種改良されたリンドウの花」となっている。

なお、韓国では、先願・先登録商標の存在を理由に拒絶されている。その後、2012年2月20日にチリにも出願されているが、同様に拒絶されている。



注：「J-PlatPat」(INPIT) より抽出

図 6-15 登録商標「安代りんどう」

6. 5. 3 知財の活用

(1) 育成者権

安代リンドウの特徴は、日本国内からの海外への切り花の輸出と海外でのライセンス契約に基づく現地生産にある。

ライセンスに至る過程を、アライアンス推進力のフレームワークに基づいて整理

³⁷ 登録番号 5173992

したものを図 6-16 に示す。

まず外部環境についてみると、国内での花卉需要の鈍化が挙げられる。リンドウについても、全国の栽培面積は、550ha（2002年）から432ha（2017年）に、切り花の出荷量は1億280万本から8千690万本にそれぞれ減少している。八幡平市においても、栽培面積は1998年の125haをピークに減少している。このため、八幡平市では、日本とは季節が逆のニュージーランドでリンドウを栽培し、冬場に日本に輸入することでリンドウの市場全体の拡大を目指すことにした。そこで、1995年にニュージーランドの切り花輸出業者であるA社とライセンス契約を締結した。結果的に、ニュージーランドで生産されたリンドウは、日本よりも販売単価の高いEUに輸出されることになるが、生産拠点を北半球（日本）と南半球（ニュージーランド）に置くことで、八幡平市で育成したリンドウは年間を通じて外国市場に輸出する体制が整備されていくことになる。

A社は八幡平市で育成したリンドウ品種に関心を示し、ニュージーランド国内の花き生産者に生産・販売の許諾をして切り花の生産をするとともに、チリの切り花輸出業者であるB社にサブライセンスをし、チリ国内においても生産拠点を確保する。こうしてみると、新たな輸出品目を探していたA社のニーズは八幡平市にとっての機会であり、一方で、日本国内での花卉需要の飽和は、八幡平市にとっては脅威となっており、これが外部環境によるアライアンスの推進力になったと指摘できる。

また、A社は、2016年にオランダの花き生産者組合にもリンドウの鉢物生産に関して、サブライセンスを与えている。これは、EUにおいては、リンドウが切り花としてだけではなく、鉢物としてのニーズもあることが判明したためである。一方で、植物検疫の関係で土の入った状態の鉢物をそのままEUへ輸出することができないため、オランダの花き生産者組合に鉢物の生産・販売を許諾したものである。

さらに、八幡平市では、EUへのリンドウの切り花の輸出拡大を目指して、ルワンダの生産法人との間で試験栽培の契約を結んで栽培試験を行っている。この試験結果が良好であれば、EUで最も消費が伸びるクリスマスとバレンタインに向け、ルワンダからEUへの切り花の出荷が可能となる。

一般に、農産物・食品は、工業製品以上に国・民族や文化によって嗜好性が異なってくるため、海外展開においては、事前に食味試験等のマーケット調査が必要となる。特に食品原料となるものや加工用途となるものは、調理方法、食べ方などの食文化の違いが大きく影響してくるため、例えば現地の味に合わせて商品をローカライズするなど、単純に育成した品種をライセンスアウトすることにはならないが、観賞用の花は、こうした嗜好の違いによる影響も少なく、現地での試験栽培の結果が良好であれば比較的にスムーズにライセンス交渉に入れることも海外展開に当たって有利にはたらいっていると思われる。

内部環境についてみると、八幡平市では、もともと2002年からオランダへリンドウの切り花の輸出を開始していたことから、海外輸出の実績や経験はあったが、海外での生

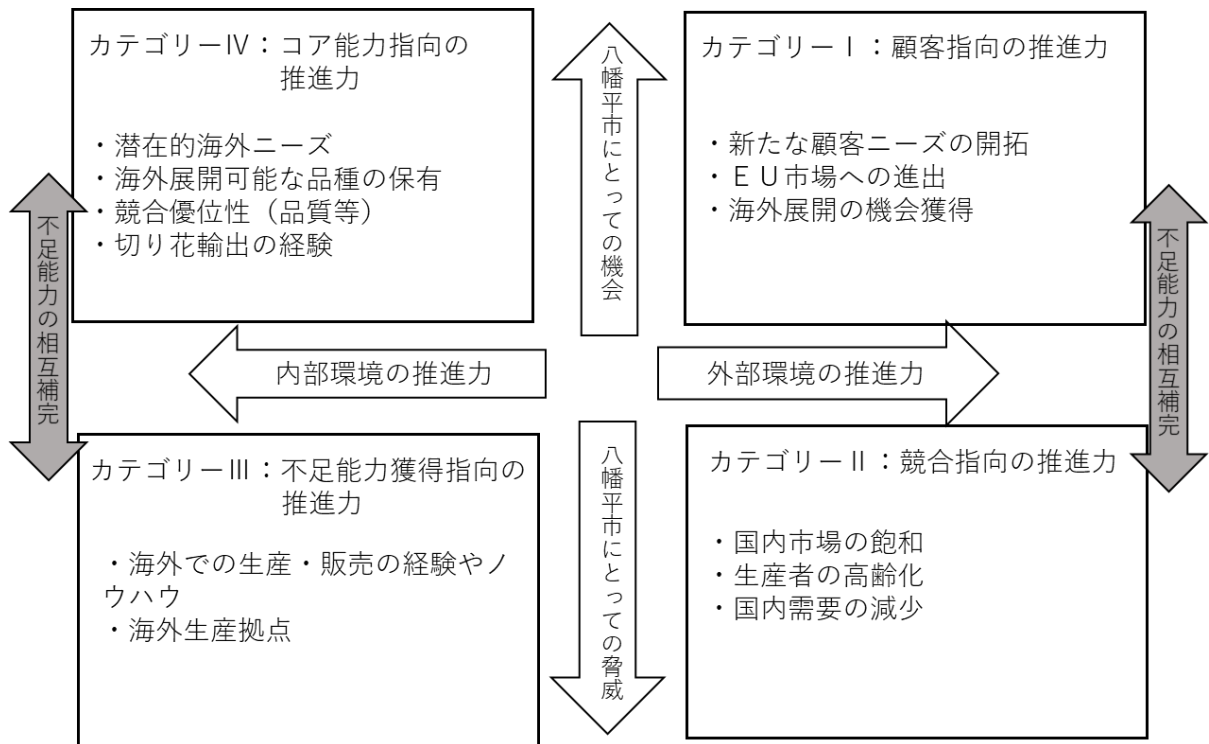
産・販売についての経験やノウハウが不足能力となっていた。そこをA社とのライセンス契約により、同社をマスターライセンシーとすることでチリ、EU への拡大が図られた。また、八幡平市においては、1980年代後半から積極的にリンドウの育種素材を収集しており、これらの育種素材を基に海外展開可能な品種を開発し保有していたことが新たなビジネスを展開する機会となり、これらが内部環境によるアライアンス推進力になったと指摘できる。

こうしたことから、このライセンスは、顧客ニーズを満たすとともに、自らの脅威となる外部環境の変化に対応する意味でも不足能力を相互に補完し合う関係にあったといえる。

次に、ヒアリング結果に基づくライセンスの流れを図 6-17 に示す。八幡平市は、ニュージーランドのA社へ種苗の増殖及び収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利をライセンスしており、一般社団法人安代リンドウ開発は、ルワンダの生産法人へ収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利をライセンスする予定としている。日本からライセンスを受けたニュージーランドのA社では、同国内の生産者に収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利を許諾するとともに、チリのB社には種苗の増殖及び収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利を、また EU の生産組合には種苗の増殖及び収穫物（鉢物）の生産・販売に係る権利をサブライセンスしている。ライセンス先及びサブライセンス先に許諾している種苗の増殖は、表 2 で示したように「ラブリーアシロ」、「メルヘンアシロ」等の栄養繁殖系の品種であり、「安代の秋」、「安代のさわかぜ」等の種子繁殖系の品種については F₁ 品種のため、種子は日本国内からの輸出により供給している。同様に、ルワンダ共和国では種子繁殖系の品種の栽培を予定しているため、収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利をライセンスしている。また、サブライセンス先から生産者に許諾されるのは、収穫物の生産・販売に係る権利であり、生産者には種苗の増殖は許諾されていない。サブライセンス先はマスターライセンシーであるA社とともに第三者による不法な種苗増殖を監視する役割も担っている。このように、八幡平市では、品種の繁殖特性に応じて海外への品種登録出願の要否を判断しているだけでなく、ライセンス契約においても、品種の繁殖特性を考慮した契約条件を設定しているところに特徴がある。

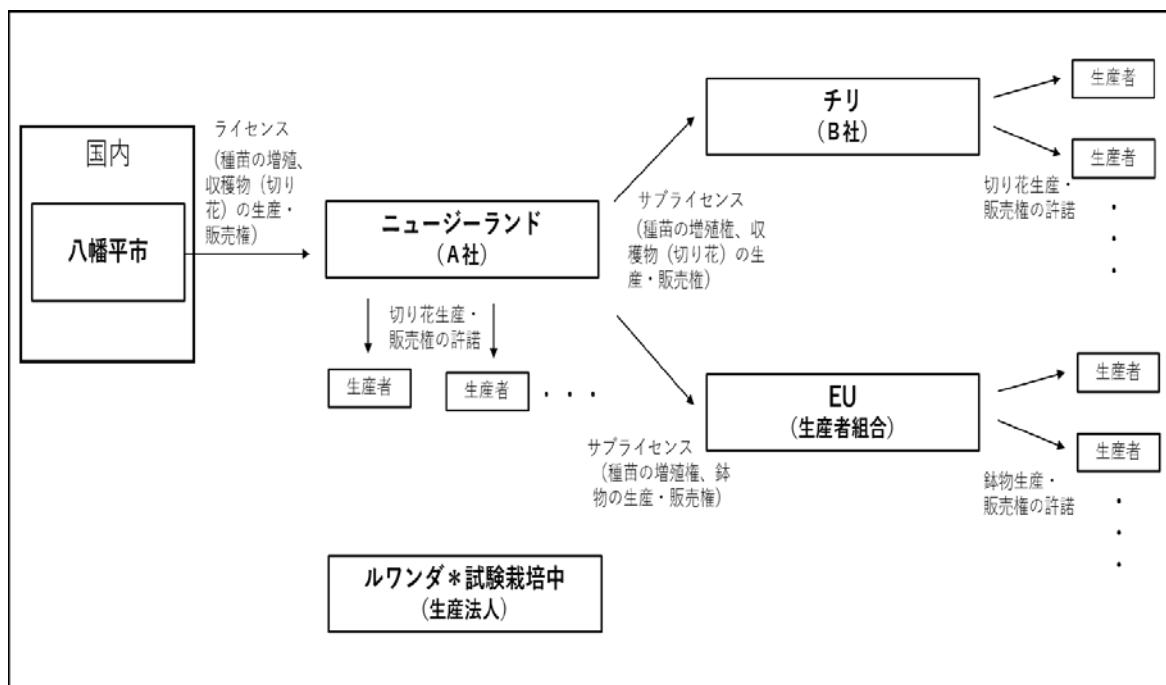
ライセンス先の開拓については、A社の場合、在ニュージーランド日本大使館の協力が、ルワンダの生産法人の場合、みずほ情報総研株式会社がコーディネーターとなっている。なお、ルワンダを海外における生産拠点の一つとして選択した理由は、「Doing Business 2016」³⁸において、ルワンダのビジネス環境がモーリシャスに次いでアフリカで第2位にランクインしており、成長性があり、労働力が抱負で、年間を通じて気候が安定していること等が挙げられる[31]。

³⁸ 各国のビジネス環境の現状をランキングした世界銀行の報告書(2016年)。



注：ヒアリング結果を基に筆者作成

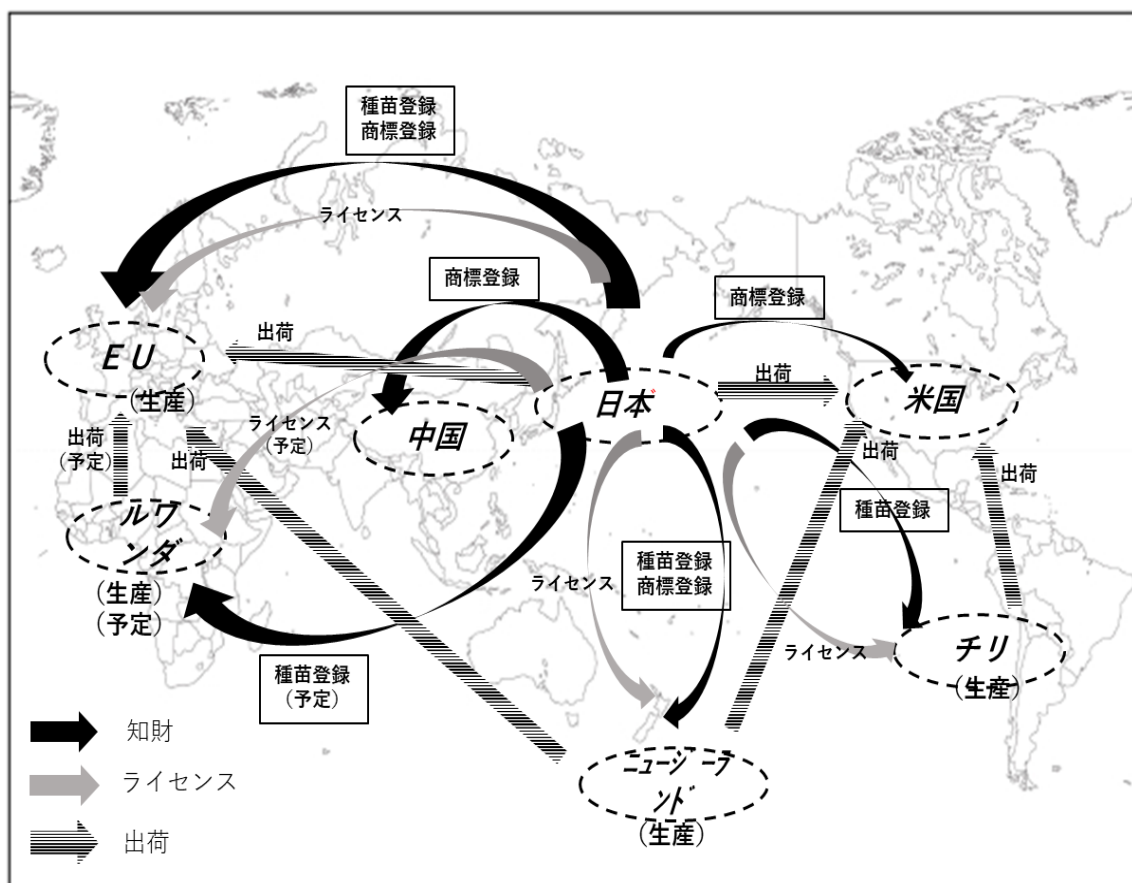
図 6-16 安代リンドウのアライアンス推進力



注：ヒアリング結果を基に筆者作成

図 6-17 育成者権のライセンスの流れ

こうした結果、図 6-18 に示すように、八幡平市では、育成したリンドウ品種を国内外において育成者権で保護するとともに、海外へライセンスすることで、ニュージーランド、チリ、ルワンダに生産拠点を作り、そこから EU、米国へライセンスした品種の切り花を輸出するビジネスモデルの構築を図っている。さらに、EU では、EU 内の生産者にライセンスして、鉢物を生産、販売する新しい試みにも着手している。



注：ヒアリング結果を基に筆者作成

図 6-18 安代リンドウの海外ライセンスと海外生産の状況

(2) 商標権

商標「安代りんどう」は、日本、中国、EU、米国、ニュージーランドにおいて登録されており、日本から EU、米国へ輸出される切り花、チリから米国へ輸出される切り花、ニュージーランドから EU、米国へ輸出される切り花には、商標「安代りんどう」が使用されている。また、EU で生産され、EU 内で販売される鉢物にも商標「安代りんどう」が使用される予定である。

一方で、商標「安代りんどう」は、オーストラリアのリンゴ「PINK LADY」のように、商標権のライセンスからロイヤリティを得る仕組みとはなっていない。これは、永年

性でプロダクトライフサイクルの長い果樹とは異なり、花卉類は、ライフサイクルが短い、販売単価が安い、といったことが主な要因と考えられる。また、美観、外観から商品が選択されるため、果実のように食べてみないと食味が分からない商品と違って、商標の出所表示機能、品質保証機能の獲得には長期間を要する可能性もある。

しかし、EU市場においては、徐々に「ASHIRO RINDO」が高品質なリンドウを示す名称として需要者に認知されてきており、今後、「ASHIRO RINDO」のブランド価値が向上した場合、その名称を付すことで他のリンドウよりも販売単価が高くなるようであれば、商標権を活用したライセンスビジネスを展開する余地は十分にあると考える。

6. 5. 4 知財マネジメントとしての評価

岩手県八幡平市では、図 6-19 に示すように、1980 年代後半から収集した豊富な育種素材を活用し、海外市場でも需要が拡大しつつあるリンドウ新品種という有望な知財を生産者とともに創造し、創造された知財を国内、国外において育成者権と商標権で保護している。また、国内の生産者のみならず、海外の花弁生産者に栽培する権利を許諾することで、海外市場での販売拡大を目指している。さらに、許諾の対価として取得したロイヤリティーを新たな品種開発に活用する知的創造サイクルを構築しつつある。当初、海外の生産拠点はニュージーランドのみであったが、それをチリ、EU、ルワンダに拡大し、また、ニュージーランドとの共同育種により赤いリンドウを開発するなど、知的創造サイクルをより強く、早く回していく取組みが行われている。

特に、保護の面に着目すると、植物は容易に増殖が可能であり、海外への流出を完全に阻止することは難しく、仮に海外において品種登録をしても、育成者権侵害の監視は育成者権者自らが実施する必要がある。また、育成者権侵害と疑われる事案を発見したとしても、特許権侵害と違って育成者権侵害は、植物体の同一性の確認が争点となるため、現状においては権利行使に課題がある。本事例のように、海外で有望なライセンス先を見つけ、当該マスターライセンシーには種苗の増殖、生産者には増殖された種苗による切り花の生産・販売のみを許諾し、マスターライセンシーに違法増殖を監視させるスキームは、保護の実効性の面から有効と考える。

次に、活用の面に着目する。近年、我が国からの農産物の輸出が拡大しているが、遠隔地への輸出は輸送コストや品質保持が課題となる。また、本事例の鉢物のようにそもそも植物検疫の関係で日本から輸出できない品目もある。一方で、本事例では、収穫物そのものの輸出ではなく、海外への知的財産権のライセンスによりロイヤリティーを得ている。このような海外へのライセンスは、遠隔地で輸出が困難な国や検疫の関係で日本から輸出ができない品目から知財で利益を得ることを可能とする。また、本事例のように日本とは季節が異なる南半球諸国に知的財産権をライセンスすることで、自国からの輸出と競合することなく年間を通じて商品を市場に供給することが可能になる。

八幡平市の取組みは、まだ緒に就いたばかりであり、海外での栽培面積も少ない。事

業としての評価はしばらく待たねばならないだろう。しかし、地方自治体において自らの知的創造サイクルを強く、広く、速く回転させ、新しい知財マネジメントを構築していかこうとする試みは高く評価される。同市のこれまでの取組みは、現在、農産物を活用した地域活性化や一次産業の振興に取り組んでいる多くの自治体の参考にもなると考えられる。

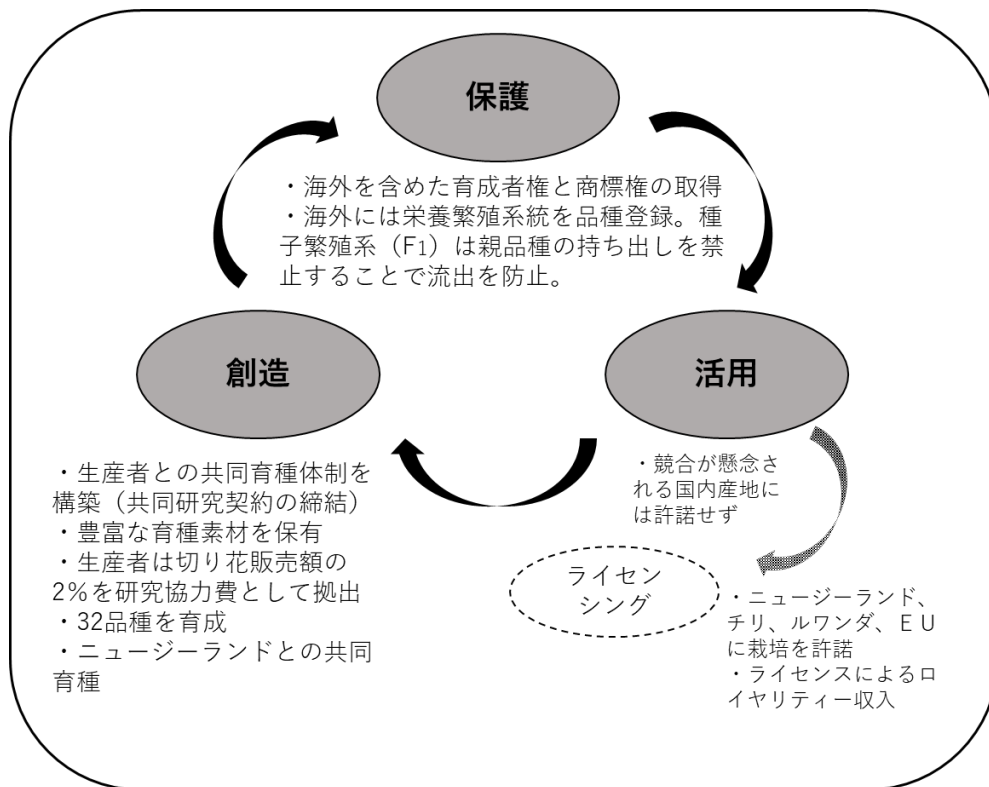


図 6-19 「安代リンドウ」の知的創造サイクルモデル (筆者作成)

6. 6 小括

本章では、植物品種の知財マネジメントについて検討するため、これまで種苗が海外に流出して問題となった果樹（リンゴ）、イチゴ、花卉を取り上げ、現地への実態調査等を基に、それぞれの事例を知的創造サイクルモデルに当てはめ、「保護」、「創造」、「活用」の各ステージから分析を行った。

表 6-13 は、各事例について、知財の「創造」、「保護」、「活用」の特徴を抽出したものである。特に知財マネジメントに着目すると、リンゴ品種「Cripps Pink」は、品種名称である「Cripps Pink」とは別に商標「PINK LADY」として商標登録し、「Cripps Pink」の育成者権が存続期間満了で消滅した後も、「PINK LADY」としての販売を行い、また、後継品種も同じ「PINK LADY」として販売するなど、商標にブランド力を蓄積し、顧客吸引力を発揮させることで市場支配力を維持していることに特徴がある。同様に、リンゴ品種「シナノゴールド」は、品種名称である「シナノゴールド」とは別に商標「yello」として商標登録し、海外においては育成者権を取得していないが、商標によって生産量や品質をコントロールしていることに特徴がある。これらの事例からは、権利の保護期間が限定される育成者権を、更新によって永続的に保護が可能な商標権によって補うことで、育成者権が存続期間満了で消滅した後も長期にわたって生産量や品質をコントロールすることが可能であることが示唆される。こうした知財マネジメントは、特に植樹から結果に至るまで長期間を有する果樹において有効であると考えられる。

また、イチゴ品種「よつぼし」は、海外における育成者権を公募により選定した企業にライセンスするとともに、海外での品種登録出願・登録費用及び育成者権侵害行為の監視・排除を当該企業に負担させることで、育成者権者は費用負担なく海外に品種登録し、権利侵害を防止し、かつ、海外生産から発生するロイヤリティーを獲得するビジネスモデルを構想している。また、「よつぼし」の事例からは、植物検疫等により生果の輸出ができない国における海外生産を可能とし、そこからロイヤリティーを取得できる可能性を示唆している。同様に、八幡平市のリンドウ品種は、海外において育成者権を取得し、日本とは季節が異なる南半球諸国に育成者権を許諾することで、海外市場において競合することなく海外の生産拠点から EU、米国にリンドウを輸出しロイヤリティーを獲得していることに特徴がある。一方で、これらの事例は商標権の活用といった視点からは課題もあると思われる。

イチゴ品種の「栃木 i27 号」は、リンゴ品種である「Cripps Pink」やリンゴ品種の「シナノゴールド」と同様に、品種名称「栃木 i27 号」とは別に商標「スカイベリー」を商標登録しているが、商標権からロイヤリティーを得る仕組みとはしていない。しかし、国内においては、商標の管理要領を公開し、商標の使用を希望する加工業者には使用料を無償とすることで、「スカイベリー」の利用機会の拡大を図っていることに特徴がある。

以上の結果を基に、次章では、植物品種の知財マネジメントについて検討する。

表 6-13 事例の知財マネジメントの特徴 (筆者作成)

事例	創造	保護	活用	知財マネジメントの特徴
リンゴ品種「Cripps Pink」	1970年代に育成され、1980年代後半から栽培	国内だけではなく、海外でも育成者権及び商標権を取得	育成者権及び商標権を海外の生産者にライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・品種名称「Cripps Pink」とは別に商標「PINK LADY」を登録。 ・「Cripps Pink」の育成者権が存続期間満了で消滅した後も、後継品種を「PINK LADY」として販売。 ・これにより、商品としてのライフサイクルを育成者権の保護期間よりも長期にわたって維持することに成功。
リンゴ品種「シナノゴールド」	果皮が黄色い系統で良食味	育成者権は国内のみだが、商標権を海外で取得	イタリアの生産者に商標権をライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・品種名称「シナノゴールド」とは別に商標「yello」を登録。 ・海外においては育成者権を取得していないが、商標によって生産量や品質をコントロール。
イチゴ品種「よつぼし」	複数の公的研究機関による共同育種	国内だけではなく、海外でも品種登録出願の予定	海外におけるマスターライセンスを公募により選定	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における育成者権を企業にライセンスするとともに、海外での品種出願・登録費用を当該企業で負担。 ・これにより、育成者権者は費用負担なく海外に品種登録し、かつ、海外生産から発生するロイヤリティーを獲得。 ・植物検疫等により生果の輸出ができない国における海外生産を可能とし、ロイヤリティーを得ることが可能。
イチゴ品種「栃木i27号」	いちご研究所において育成	国内で育成者権及び商標権を取得後、商標については海外出願中	県内の生産者に育成者権と商標権、加工業者に商標権を無償で許諾	<ul style="list-style-type: none"> ・品種名称「栃木i27号」とは別に商標「スカイベリー」及び図形商標を登録。 ・図形商標は著作権法による著作物としての保護も可能なことから、登録商標の指定商品・役務以外にも権利範囲を拡大。 ・商標の管理要領を公開し、商標の使用を希望する加工業者には使用料を無償とすることで、「スカイベリー」の使用機会を拡大。
リンドウ品種	生産者とともに品種開発	国内だけではなく、海外でも育成者権及び商標権を取得	育成者権を海外の生産者にライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・日本とは季節が逆の南半球諸国に育成者権を許諾することで、海外市場において競合することなく海外の生産拠点からEU、米国にリンドウを輸出しロイヤリティーを獲得。

第7章 植物品種の知的財産としての保護と活用に関する総合考察

本研究の目的は、①現行諸制度において植物品種の違法増殖や違法栽培等が発生する問題の所在を明らかにし、改善点を提示すること、及び②それらの問題を踏まえて、植物品種を知的財産として「保護」、「活用」するための知財マネジメントを提示すること、という2点であった。

このため、第3章～第4章では、制度分析や判例分析により植物品種の知的財産としての保護について、第5章では、商標調査により育成者権と商標権の複合的な保護について、そして、第6章では、事例分析により育成者権や商標権を活用した保護と活用について検討した。そこで、本章では、これまでの検討から得られた結果を「保護」、「活用」、「知財マネジメント」の視点から総括し、最後に、将来研究のために残された課題を提示する。

7.1 保護

『知的財産戦略大綱』（2002年、知的財産戦略会議）では、知的財産を創造、保護、活用するシステムを「知的創造サイクル」と呼んでおり、これを効率的に回転させることの重要性が示されている。植物品種も人間の創造的活動によって生み出される知的財産の一つであり、したがって育成された品種を適切に「保護」し、またそれを「活用」して「知的創造サイクル」を効果的に回していくことが重要である。

植物品種を知的財産として「保護」する手段としては、これまで述べてきたように、種苗法に基づく育成者権があるが、これ以外にも、特許法に基づく特許権での保護も可能である。特許権は、保護の多面性、権利範囲の広さ等の観点から育成者権よりも利用上の優位性がある一方で、交配、選抜等の伝統的な育種方法により作出された植物は、特許要件（進歩性）を充足することが困難な場合が多く、育成した品種を全て特許権で保護することは難しい。また、制度上は育成者権と特許権との複合的な保護も可能であるが、基本的には同じ植物領域内での保護であることから、商標権や意匠権との重層的な保護に比べると権利範囲を質的に拡張することにはならず、むしろ、実務的には、育成者権と商標権での保護が有効である。

育成者権については、特許権と比較すると登録は比較的容易であるが、一方で現行制度においては、侵害紛争の場面における権利行使が課題となる。知的財産に関し紛争が生じた場合の最後よりどころは司法であり、侵害された場合の司法的救済が適切かつ確実に行われることが知的財産の「活用」にもつながる。育成者権の行使を実効性あるものにするためにも、現物主義の修正が必要であり、そのためにも、特性表の表記について検討が必要である。さらに、農林水産大臣の職権による品種登録取消制度を実効性あるものとするため、利害関係人による請求制度を検討する必要がある。

海外への種苗の流出については、現状においては、育成した品種は、国内のみではな

く、栽培適性や嗜好性等から、違法増殖のおそれのある国には品種登録出願することで、知的財産としての「保護」を図る必要がある。その場合、表 7-1 に示すように、植物の繁殖形態の違いからみた違法増殖の容易性と海外への品種出願戦略を検討する必要がある。

第 1 に、植物は繁殖形態の違いによって種子繁殖植物と栄養繁殖植物に分けられる。種子繁殖植物は、育種過程において安定性を確保するための固定が必要となるが³⁹、栄養繁殖植物は、地下茎、挿し木、ランナー等から容易にクローンを作出できるため固定は必要ない。一方で、一度固定されると、種子繁殖植物は増殖効率が高く、育成者権を取得していない国に種子が流出した場合、違法栽培が一気に拡大するリスクが高い。また、種子繁殖植物は、自家受粉型と他家受粉型に分けられる。現在、商業栽培される他家受粉型の野菜、花卉の多くの品種は F₁ 品種となっており、これらの品種は、親である原品種が流出しない限り、その品種の種子を生産することはできないことから、原品種を秘匿化して管理することにより品種登録の必要性は低くなる。一方、F₁ 品種を除く種子繁殖植物と栄養繁殖植物は、海外に流出した場合は容易に違法増殖が可能である。

現状では、日本の稲、麦、大豆は、我が国の栽培環境や食文化の影響を受けて育成されてきたという歴史的背景から、海外での違法増殖の報告はない。例えば稲についてみると、海外での米の需要は、アミロース含量の高い長粒種が主流であり、日本のようにアミロース含量の低い短粒種を炊飯して食する食文化は、中国、韓国等の東アジア地域に限られている。一方で、近年、日本食の普及に伴って日本からの米の輸出が急速に拡大しており⁴⁰、香港、台湾、中国では短粒種が高値で販売されているとの報告もある⁴¹。水稲は、日長条件で出穂性が制御されることから、今後は、優良品種が育成された場合は、日本と緯度が同程度で、富裕層が増加しているアジア地域への品種登録を検討する必要がある。

また、大豆についてみると、海外での大豆の需要は、大半が搾油用、飼料用であり、このため、世界的には低タンパク・高脂質の品種が主流となっている。日本の大豆品種は煮豆、豆腐等加工食品用が主であり、高タンパク・低脂質を特徴としている。現状では、海外での加工食品用需要は少ないが、大豆食品が健康志向やタンパク資源として注目されている面もある。大豆は、水稲と同様に日長条件により着花が大きく影響する。このため、今後は、優良品種が育成された場合、日本と緯度が同程度で食文化が近いア

³⁹ 「固定」とは、人為的（交雑等）又は自然的（枝変わり等）な変異に係る特性について、選抜を繰り返すことで、特性が安定的に発現するようになることをいう。（『逐条解説種苗法』2009年、農林水産省）

⁴⁰ 農林水産省の資料によると、米の輸出量は1,898トン（2010年）から13,794トン（2018年）に急速に拡大している。

（http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html#jisseki）

⁴¹ JETROの調査によると、香港では魚沼産コシヒカリが2,870円/kgで販売されており、また、日本産の短粒種だけではなく海外産の短粒種も相当な高価格で販売されていることが報告されている。

（「新時代のコメの輸出に向けたシンポジウム（2019年3月27日）資料」）

ジア地域への品種登録を検討する必要がある。

麦（小麦、大麦）については、従来から水稲との二毛作用として、収量性を多少犠牲にしても短期間で収穫できる早生化が図られているとともに収穫期が梅雨に重なることから、穂発芽耐性やさび病耐性に優れた品種が育成されているが、海外ではそのような条件下にある麦作地域は少なく、日本の品種が普及する可能性も低いことから、海外への品種登録の優先度は低いと考えられる。

栄養繁殖植物については、本稿でも度々指摘してきたが、日本産農産物として海外でも人気の高い高品質な果樹やイチゴ等は海外での品種登録が必要である。特に、その品質の高さから世界中から注目が集まり、また、個人による品種登録が約半数を占めている果樹は、保護の面からも活用の面からも海外での品種登録への優先度は高いと考えられる。さらに、栄養繁殖植物は、繁殖効率が悪くても、容易にクローン作出が可能で、種苗や収穫物が種子繁殖植物よりも高額になることから、違法増殖を抑えるためにも、育成者権と商標権の複合的な保護についても検討する必要がある。

表 7-1 植物の繁殖形態の違いからみた無断増殖の可能性と海外での育成者権取得の考え方
(筆者作成)

繁殖形態		品目例	特徴	無断増殖の可能性	海外での育成者権取得の考え方
種子繁殖植物	自家受粉	稲、麦、大豆等豆科作物	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖効率が高い。 ・形質を長期間維持可能。 ・雄性不稔系統を作ることによってF₁品種を作出可能(例：稲「みつひかり」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・種子が流出すると無断増殖可能。 ・現状では、日本の稲、麦、大豆は、我が国の栽培環境や食文化の影響を受けて育成されてきており、海外での無断増殖の可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・稲：海外での米の需要は、アミロース含量の高い長粒種が主流。日本のようにアミロース含量の低い短粒種を炊飯して食する形態は、中国、韓国等の東アジア地域に限られる。ただし、今後、日本食文化の普及とともに、東アジア地域以外でも日本の短粒種に対する一定の需要が生まれることも想定される。水稲は、日照時間、積算温度により出穂期、登熟期が大きく影響する。このため、優良品種が育成された場合は、日本と気象条件に近いアジア地域への品種登録を検討。 ・麦(小麦、大麦)：我が国の"強み"である難穂発芽性、さび病抵抗性は、海外では問題にならないことから、海外への品種登録の優先度は低い。 ・大豆：海外での大豆の需要は、大半が搾油用、飼料用であり、このため、世界的には低タンパク・高脂質の品種が主流。一方で、日本の大豆品種は煮豆、豆腐等加工食品用が主であり、このため高タンパク・低脂質を特徴としている。現状、海外での加工用需要は少ないが、大豆食品が健康志向やタンパク資源として注目されている面もある。大豆は、日照時間により着花が大きく影響する。このため、優良品種は日本と緯度が同程度で食文化に近いアジア地域への品種登録を検討。
	他家受粉	ナス科野菜、ウリ科野菜、花き	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖効率が高い。 ・F₁品種の作出が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの野菜・花卉はF₁品種であり、無断増殖の可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・F₁品種については、品種登録をせずに、親は秘匿(F₁品種では、両親が流出しない限りその品種の種子を生産することができない)。 ・両親を厳重に管理し外部に流出させないことで、国内で種子を生産し種子を輸出するというビジネスが可能。
栄養繁殖植物		果樹類、いも類、イチゴ	<ul style="list-style-type: none"> ・地下茎、球根、挿し木、挿し芽、ランナーで増殖可能。 ・増殖した個体は遺伝的にクローン。 ・遺伝的に同一な個体を作出できるが、繁殖効率が悪い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○植物体の一部が流出すると無断増殖可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・容易にクローン作出が可能なことから、日本産農産物として海外でも人気の高い高品質な果樹やイチゴは海外での品種登録を検討。 ・容易にクローン作出が可能なことから、無断増殖を抑えるためにも、育成者権と商標権の複合的保護を検討。 ・日本のサツマイモ品種は、高糖度で食味に優れていることから、食文化の近いアジア諸国への品種登録を検討。

7. 2 活用

知的財産は、権利化による「保護」のみでは不十分であり、有効に活用されてこそ価値が実現されるものである。『知的財産戦略大綱』（2002年、知的財産戦略会議）においても、「知的財産については、活用されないとその価値は著しく減殺されてしまうという性質を有しており、保護と活用のシステムの構築が欠かせない」と明記されているとおり、「活用」のための「保護」であり、「活用」が市場を拡大させ、収益をもたらし、新たな「創造」を引き出すのである。

知的財産の「活用」とは、自らが知的財産権を実施・使用・利用することに加えて、ライセンスや譲渡によってロイヤリティーを得るなど、知財を経済的価値につなげていくことである。植物品種においても、本研究の事例分析の結果で示されているように、海外も含めたライセンスにより、育成した品種を世界的な商品として展開することが可能となる。このため、知財マネジメントとして、ライセンス戦略が重要となってくる。高橋・中野（2007）は、経営戦略としてのライセンスについて、ライセンサー側とライセンシー側からメリット・デメリットについてそれぞれ分析しているが、ライセンシー側がライセンサー側の特許を買う、又は実施料を支払って実施権を取得する場合、研究開発コストと訴訟コストの2つのコスト要因が考慮されるとしている[1]。すなわち、特許権を回避するために要する回避コストを下回る水準の価格でのみ、当該特許権の取引が成立すると述べている。一方、ライセンサー側の立場に立つと、ライセンス交渉に当たってライセンシー側の回避行動を誘発させないことが重要であると述べている。これを育成者権との比較で考えると、育成者権は、その客体が植物品種自体であり、育種過程における交雑、選抜、固定には長い年月を要すること、再現性が低いこと、枝変わり等の突然変異で育成された品種は再現性もないことから、特許権で検討される他者特許の回避や独自技術の開発といった選択は採用できず、従って、育成された品種が優れた形質の品種であった場合は、ライセンシー交渉において考慮される要因は、訴訟コストよりも研究開発コストの方が大きいと考えられる。また、ライセンス先の選定であるが、「シナノゴールド」の事例では、海外ライセンスのきっかけとなったのは「世界りんご交流大会」という国際見本市であり、また八幡平市の lindou 品種は日本大使館であった。また、「よつぼし」は、公募によりライセンシーを決定した。このように、ライセンス先の選定のプロセスは種々あるが、選定に当たっては、生産から販売まで管理を行える専門的な知見を有する組織であることが重要なポイントと考える。

また、海外展開については、「Cripps Pink」の事例でも明らかなように、単に優良品種を育成し海外に紹介するだけでは世界的な商品として育ってはいかない。近年、我が国からの農産物の輸出が拡大しているが、遠隔地への輸出は輸送コストや品質保持が課題となる。一方で、「Cripps Pink」や八幡平市の lindou では、果実や切り花の輸出ではなく、海外への知的財産権のライセンスによりロイヤリティーを得ている。海外へのライセンスは、遠隔地で輸出が困難な地域から知財で利益を得ることを可能とする。ま

た、長野県の「シナノゴールド」や八幡平市のリンドウ品種のように、季節が異なる南半球諸国にライセンスすることで、自国からの輸出と競合することなく年間を通じて収穫物を安定供給させ大手小売業に対する価格交渉力を高めるといった効果も期待できる。さらに、「よつぼし」の事例のように、検疫等の関係によって日本からの青果が輸出できない国における生産を可能とする。

植物は容易に増殖が可能であり、海外流出を完全に阻止することは難しい。仮に海外において品種登録をしていたとしても、その特性から違法栽培を完全に抑えることも難しい。現状においては、第4章で検討したように権利行使にも課題がある。このように考えると、有望なライセンス先を見つけてライセンスをすることでライセンシーに違法栽培の監視をさせるといった効果も期待できる。ライセンスは、市場の拡大だけではなく権利の保護にもつながる可能性がある。また、三重県等の「よつぼし」のように、民間企業と連携して、当該企業に海外における独占的な育成者権を許諾する条件として、海外での品種登録出願にかかる費用負担や監視を当該企業に担って貰うことも、予算や人員に制約のある公設試験場や大学等には有効な手法と考える。

7. 3 知財マネジメント⁴²

知財マネジメントは、「知的創造サイクル」の「創造」、「保護」、「活用」のそれぞれの場面において有機的に密接に関連してくるものである。また、知財マネジメントは、事業戦略の中に知的創造サイクルを位置づけ、市場での持続可能な競争優位につなげるビジネスの視点が重要となる。

これは植物品種の開発においても同様と考える。図7-1に示すように、品種の開発、開発した品種の知的財産（育成者権、特許権、商標権等）としての保護、ビジネスの視点からの知的財産の活用により、事業戦略と一体となって知的創造サイクルを回していくことが重要なのである。特に「活用」におけるライセンスについては、工業製品との違いを考える必要がある。植物は、気温、日照、土壌等自然条件によって生育や品質が違ってくるため、特許権の許諾とは異なり、試験栽培が必要になる。長野県の「シナノゴールド」では、2007年の品種利用許諾契約から大規模商業栽培でのライセンス契約の締結に至るまで10年以上かかっている。また、八幡平市のリンドウ品種も、試験栽培には3年を要している。UPOV条約では、育成者権の付与のための要件として新規性（我が国の種苗法では未譲渡性）が規定されており、国内においては最初の譲渡から1年以内、外国においては最初の譲渡から4年以内の出願が求められる。新規性を喪失しないためにも、国内への出願時期、海外への出願時期、試験栽培の時期等を予め計画しておく必要がある。永年作物のように試験栽培に4年以上かかると見込まれる場合に

⁴² 本節は、「Innovation」に投稿中の筆者の論文「Intellectual Property Management through Fruit Tree Club System: The Case of “Cripps Pink”」を編集したものである。

は、試験栽培の結果を待たず、現地生産を予定している国等へ出願を行って出願日を確保しておき、試験栽培の結果が良好でなかった場合は、出願の取下げ、放棄を考えても良い。また、工業製品と同様に、植物品種においても単純な知的財産の権利化だけではなく、例えば、八幡平市が F₁ 品種についてはあえて海外出願せずに原品種は国外に出さないといった秘匿化による知的財産の独占も選択肢として考慮する必要がある。

以上のように、植物品種であっても、知財の創出の段階から、その保護、活用について戦略をもって取り組んでいくことが重要である。そのためには、創出した成果（品種）の特性（食味、貯蔵性等）、栽培適地等の視点からの検討、評価が重要となる。その上で、海外も含めたライセンス戦略（どこの国のどのような団体に、どのような条件で）を十分に検討する必要がある。

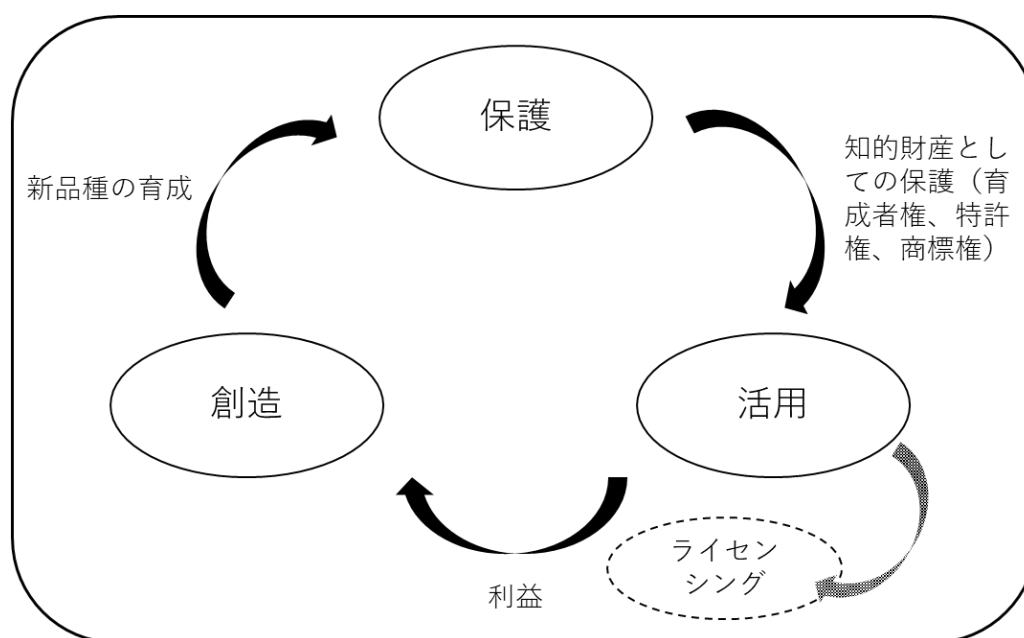


図 7-1 植物品種の知的創造サイクル（筆者作成）

第 6 章で知財マネジメントの事例として、リンゴ品種の「Cripps Pink」及び「シナノゴールド」、イチゴ品種の「よつぼし」及び「栃木 i27 号」、さらにリンドウ品種を取り上げたが、実務の現場においては、品種の導入期、成長期、成熟期、衰退期と各プロダクトライフサイクルのステージ毎に求められる知財マネジメントも異なると考えられる。このため、表 6-13「事例の知財マネジメントの特徴」で整理した各事例の知財マネジメントの特徴を基に、プロダクトライフサイクルのステージ毎に植物品種の知財マネジメントを検討すると、図 7-2 に提示した知財マネジメントのモデルとなる。

まず、品種の導入期～成長期は、新品種を育成者権と商標権で複合的に保護し、生産・販売の基盤を整えることを目指すことが重要である。特に商標については、権利の強い

文字商標での出願登録が望ましいと考える。育成者権については、未譲渡性（新規性）が要求されるため（国内1年、海外4年（永年性作物は6年））、導入期から海外も含めて出願しておく必要がある。出願戦略については先述したとおりであるが、植物品種は、気温、土壌、日射量によって大きく生育が変わってくるため、現地での試験栽培が必要となることにも留意する必要がある。リンドウ品種の事例のように1年性植物であれば4年以内に試験栽培の結果を出すことも可能であるが、リンゴ品種「シナノゴールド」のような永年性作物では、6年以内で試験結果を出すのは困難な場合が多い。こうした場合は、まずは品種登録出願しておき、栽培適地ではないと判明した時点で出願の取り下げ、放棄を検討してもよい。いずれにしても、未譲渡性の要件を充足するために、国内への出願時期、海外への出願時期、試験栽培の時期等を予め計画しておく必要がある。また、農産物・食品は、工業製品以上に国・民族や文化によって嗜好性が異なってくることに注意する必要がある。事例分析で取り上げたリンゴのように主として生食で食べるもの、花のような観賞用のものは、国ごとの差異は比較的問題になることが少ないと思われるが、食品原料となるものや加工用途となるものは、調理方法、食べ方などの食文化の違いを前提として、例えば現地の嗜好性に合わせて商品をローカライズする必要もでてくることから、単純に育成した品種をライセンスアウトすることにはならない。例えば、リンゴと同じ果樹であっても、主としてジュースや缶詰などの形態で消費されることが多い柑橘類は、栽培試験だけではなく、最終消費形態であるジュース等加工したもので嗜好性を調査する必要がある。

次いで、成長期～成熟期は、育成者権と商標権の積極的なライセンスによって生産地、販売地を拡大し、農産物の周年供給体制を構築するとともに、商標の登録国の拡大を図ることが重要である。商標は、登録要件として新規性（特許法）や未譲渡性（種苗法）が要求されないため、生産地、販売地の拡大とともに徐々に出願登録国を拡大していくことが可能である。また、この間に商標に化体する信用(good will)の蓄積を図ることが重要である。商標は、国内だけではなく国外においても周知性を獲得すれば、未登録国であっても当該国で周知性が認められれば第三者の出願が拒絶される可能性が高い⁴³。ただし、最初の出願から周知性が獲得されるまでの間は、第三者による冒認出願による商標登録のリスクもある。米国では、冒認出願ではないが、商標「PINK LADY」の出願が、米国において先登録されたため、米国では商標権が取得できなかった。また、イチゴ品種である「栃木 i27 号」の事例では、商標「SKYBERRY」が、上海の企業によって中国に商標登録されている。このため、日本産の農産物として特に海外で人気の高いイチゴや果樹は、品種の導入期～成長期であっても海外での商標登録を考える必要がある。また、商標登録に使用主義を採用するカナダ、フィリピン等の国や、被疑商標権侵害者に

⁴³ パリ条約第6条の2では、周知商標の保護が規定。我が国の商標法では、未登録周知商標と同一・類似の商標の出願（商標法4条1項10号）、②出所の混同を生じさせる商標の出願（同4条1項15号）、③日本国内又は外国で周知となっている商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標の出願（同4条1項19号）、は商標登録を受けることができない。

対する権利行使に当たって商標の使用実績を要件としている中国に対しては、初期の段階から出願する商標を付した商品の販売を行い、商標の使用実績を作っておくことも重要であると思われる。

そして、育成者権が保護期間満了によって消滅した後も継続して商標権を保有し、後継品種を同じブランドとして販売することで、プレミアム価格を維持するとともに、後継品種も新たに育成者権で保護することで、市場における支配力を維持して競争優位性を確保するのである。

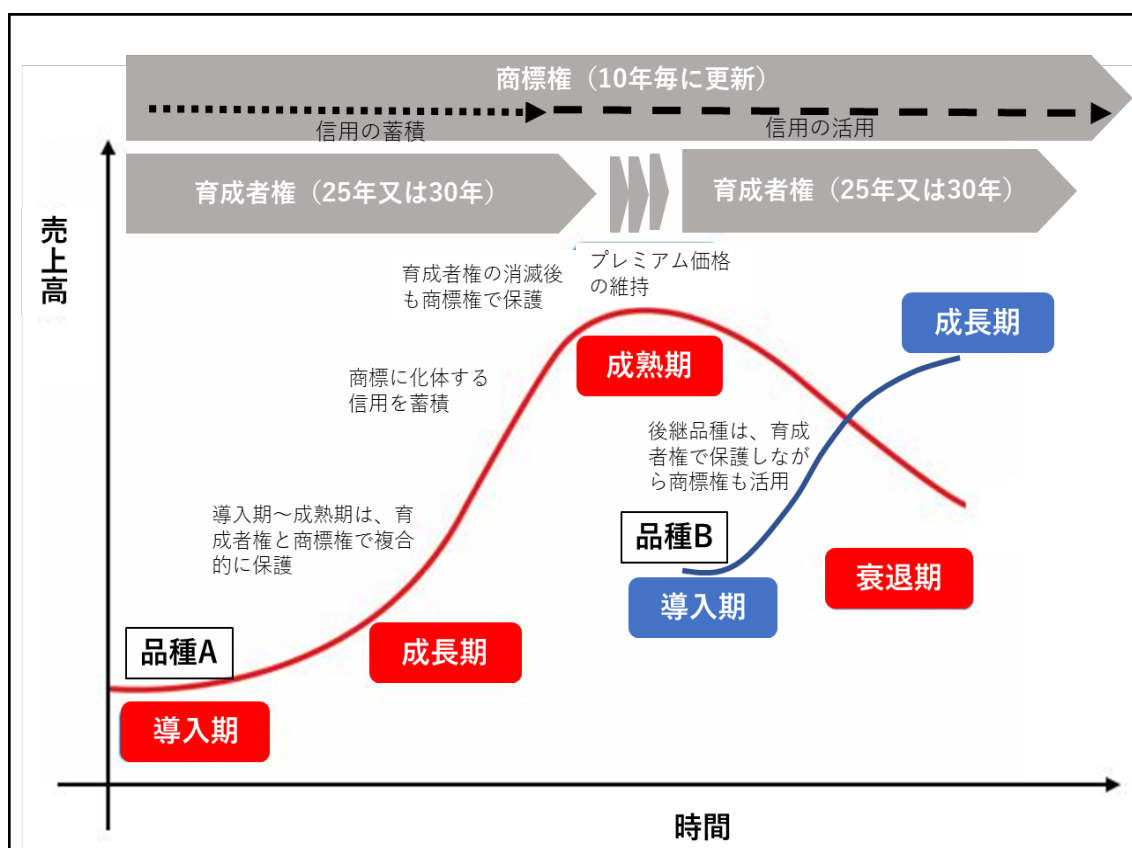


図 7-2 プロダクトライフサイクルの各ステージにおける植物品種の知財マネジメント (筆者作成)

長期にわたる商標の使用やその間のプロモーションにより、商標のブランド価値は経時的に高まるが、その効果は、ライセンス交渉を有利に進める「活用」の面だけではなく、育成者権のない国において違法栽培を抑止できる「保護」の面にもあると考えられる。特許権等他の知的財産権と同様に、育成者権も海外で登録をしない限り被疑侵害者に対する権利行使ができない。「Cripps Pink」の事例では、日本、チリ等の品種登録していない国や、ニュージーランド等の育成者権が消滅した国では、種苗を適法に譲渡された場合、「Cripps Pink」を栽培し、収穫物を「Cripps Pink」の名称で販売する際には育成

者権者の許諾は必要ない。しかし、品種名称よりも商標の方が著名になると、あえて「Cripps Pink」の名称で販売するメリットは乏しくなる。また、リンゴ品種「シナノゴールド」の事例からは、海外において育成者権が取得できていなくても、商標が著名性を獲得できれば、商標のライセンスのみでビジネスを展開することが可能となることが示唆される。このような知財マネジメントは、第6章の各事例でも示されるように、育成者権者と商標権者が同一の主体であることで可能となるものであり、そうした意味で、「クラブ」制は、権利主体の同一性という面に大きな特徴があるとも言える。

また、育成者権と商標権を比較した場合、育成者権は、侵害の発見が難しく、侵害と疑われる事案を発見したとしても、登録品種と被疑侵害品種との間の同一性の立証は困難である。一方で、商標権の場合は、侵害の発見が容易であり、また、商標権侵害訴訟では、商標の外観等から商標の類否が判断されるため、育成者権侵害のように比較栽培、DNA鑑定等を必要としない。このように考えると、第5章においても指摘したように、商標の構成要素にはあえて品種名称を使用しないことが重要になる。なぜなら、我が国も含めて各国においても品種名称は識別力のない普通名称として扱われる可能性が大きいいため、例えば「Cripps Pink」と図形とを結合させた商標が登録されたとしても、権限のない者によって「Cripps Pink」の名称で果実を販売された場合、「Cripps Pink」の文字部分には商標権の効力が及ばず権利行使できない可能性が生じるからである。また、品種名称を商標の構成要素に使用した場合、後継品種が育成されたときは、長期の間に信用を蓄積した商標を変更して、一からブランド構築を図る必要があるためである。海外への流出が問題となったブドウ品種「シャインマスカット」のように、品種名称が著名性を獲得した場合、仮に他の名称で商標権を取得していたとしても、商標権をライセンスするのは難しく、また、育成者権のない国において「シャインマスカット」の名称で「シャインマスカット」が生産・販売されたとしても、著名な商品等表示を保護する独禁法等の法制度が整備されていない場合は、差止等有効な権利行使ができない。リンゴ品種「シナノゴールド」は、商標「yello」の名称で商標登録しているが、こうした商標が品種名称を含まない造語による場合は、品種名称が著名となる前に商標をPRし、著名性を獲得させることが重要となる。また、八幡平市のリンドウ品種は、品種名称はあえて「安代2012の3号」のように記号的な標記として、商標を特徴あるものとしているが、こうした商標戦略も有効と考える。ただし、この場合、国によっては、記号のみから構成される品種名称を品種登録の拒絶理由としているところもあることから注意が必要である⁴⁴。

権利行使等の「保護」の面においても、ライセンス等の「活用」面においても、品種名称とは別の名称で商標を取得し、品種名称が高品質であると認知される前に、商標を

⁴⁴ 海外に品種登録出願する際は、「一つの品種については、すべての締約国において同一の名称を提示しなければならない」（UPOV 条約第20条(5)）とされている。すなわち、我が国においてした出願の品種名称を外国出願に際して使用する必要がでてくる。外国出願が予め予想される場合は、海外においても使用することを考えた品種名称としておく必要がある。

高品質である農産物と認知させる戦略が重要である。また、出願する商標であるが、商標制度は各国によっても異なるが、審査主義を採用する多くの国では、商標登録要件として識別力が必須である。商標「yello」は、中国、米国から暫定拒絶通報が通知されているが、中国商標局からの拒絶理由としては、類似商品において類似商標が2件先登録されていることが挙げられている。どちらも「yeloo」の文字からなり、1件は図形との組合せ、1件は特殊文字の態様である。中国商標法では、英語以外の文字は図形商標とみなされ、審査における商標の類比判断は図形商標の審査基準が適用されることから、「yello」と「yeloo」が外観類似と判断された可能性がある。また、米国特許商標庁(USPTO)からの拒絶理由は、①指定商品「リンゴ」では範囲が広すぎるため指定商品を縮減する必要があること、②「yellow」の文字は、「黄色がかった」の意味として一般的に使用されており、これを黄色いリンゴに使用する場合、商品の成分・材料の説明にすぎないことから、「yello」の文字部分についてディスクレームする必要があること、の2点である。「yello」の文字は、「YELLOW (黄色)」と「HELLO (ハロー)」からなる造語と説明されているが、看者をして英文字の「yellow」と認識されやすく、称呼として「イエロー」が発せられるので、観念としても「yellow (黄色)」が想起されることから、造語としては識別力が弱かったのではないかと思われる⁴⁵。国境を越えて世界的な商品として流通させていくのであれば、異なる言語が使われる地域においてもそのイメージが分かりやすく、かつ強烈に認知されるような商標が必要である。

第5章において、地方公共団体等が権利者となっている農産物(果実、米、食肉)を指定商品とする商標は、商標構成要素に「産地・販売地」の名称を含む商標が多いことを明らかにしたが、このような商標は、産地名が著名な場合は、輸出も含めて産地名を活かして農産物を有利販売する上で利点があると考えられるが、一方で、産地外への商標権のライセンスは難しい。他方、「PINK LADY」、「yello」、「スカイベリー」のような造語による商標は、著名性の獲得には時間を要するものの、いったん著名性を獲得すると商標権のライセンスに当たって地域を選ばないといった利点がある。

このように、植物品種は、特許権による保護が困難なこと、他の知的財産権とは違って保護客体が有体物であること、またそのため権利行使に当たっては「現物主義」が課題となること、一方で、権限のない第三者による増殖が容易であること等から、知的財産権の複合的な保護戦略、商標権の活用戦略など、多様な知財マネジメントが求められる。

7. 4 本研究の結論

農業分野においても産業化や国際化が進む中で知財の重要性が増しているが、産業、制度の特殊性に加えて、植物品種は容易に増殖が可能な有体物であることに起因して

⁴⁵ 商標の類否判断は、外観、称呼、観念によって行われる。このうち審査においてどれを重視するかは各国によって異なる。

様々な問題が発生しており、また、十分な利活用も図られていない現状にある。これらの問題を解決するためには、「現行諸制度の問題点を明らかにし、改善を図る必要があるのではないか」と考えられる。さらに、植物品種について、「知財としての保護に加えて、新たな創造につなげていくための「活用」を積極的に図り、知的創造サイクルを回していく必要があるのではないか」と考えられる。これらは本論文における基本的な問題意識であった。このため、本研究は、①現行諸制度において植物品種の違法増殖や違法栽培等が発生する問題の所在を明らかにするとともに改善点等を提示し、②これらから識別される問題を踏まえて、植物品種を知的財産として「保護」、「活用」するための知財マネジメントを提示することを目的とした。

その結果、①については、特許権は保護の多面性、権利範囲の広さ等の観点から育成者権よりも利用上の優位性がある一方で、交配、選抜等の伝統的な育種方法により作出された植物は、特許要件（進歩性等）を充足するのが困難な場合が多いこと、また、法制度上は特許権と育成者権での複合的な保護も可能であるが、特許権で保護される「植物」と育成者権で保護される「品種」は、保護客体が近似しており、このような複合的な保護は、権利範囲を質的に大きく拡大させるものではないことを指摘した。また、現状においては、育成した品種は、国内のみではなく、栽培適性や嗜好性等から、増殖のおそれのある国には品種登録出願することで知的財産としての「保護」を図る必要があること、また種苗法においては現物主義の修正が必要であり、そのためにも、特性表の表記について検討が必要であること、さらに過誤登録の防止、権利の早期安定化の観点から利害関係人による請求制度について検討する必要があることなどを示した。

②については、育成者権と商標権の複合的な保護の意義を確認するとともに、無断増殖が問題となりやすい栄養繁殖植物であるリンゴ、イチゴ、花卉（リンドウ）を事例として取り上げ分析した。その結果、リンゴ品種の「Cripps Pink」は、品種名称である「Cripps Pink」とは別に商標「PINK LADY」として商標登録し、「Cripps Pink」の育成者権が存続期間満了で消滅した後も、商標にブランド力を蓄積し、顧客吸引力を発揮させることで育成者権が存続期間満了により消滅した後も、市場支配力を維持することに成功していることを明らかにした。同様に、リンゴ品種の「シナノゴールド」は、品種名称である「シナノゴールド」とは別に商標「yello」として商標登録し、海外においては育成者権を取得していないが、商標によって生産量や品質をコントロールしていることに特徴があることを明らかにした。また、イチゴ品種の「よつぼし」は、海外における育成者権を公募により選定した企業にライセンスすることで、育成者権者は費用負担なく海外に品種登録し、権利侵害を防止するとともに、こうしたビジネスモデルは植物検疫等により生果の輸出ができない国における海外生産を可能とし、そこからロイヤリティーを取得できる可能性が示唆されることを示した。一方で、イチゴ品種の「栃木 i27 号」は、海外展開はしていないが、国内では商標の管理要領を公開し、商標の使用を希望する加工業者には使用料を無償とすることで、「スカイベリー」の利用機会の拡大を図っている

ことに特徴があることを明らかにした。八幡平市のリンドウ品種は、海外において育成者権を取得し、日本とは季節が異なる南半球諸国に育成者権を許諾することで、海外市場において競合することなく海外の生産拠点から EU、米国にリンドウを輸出しロイヤリティーを獲得していることに特徴があることを明らかにし、年間を通じて収穫物を安定供給させることは、大手小売業に対する価格交渉力を高める可能性もあることを示した。そして、これらの事例を基に、プロダクトライフサイクルのステージに応じた知財マネジメントを提示し、育成者権による保護を前提としつつ、商標権の活用の重要性を指摘し、長期にわたる商標の使用やその間のプロモーションにより商標のブランド価値が経時的に高まるが、その効果は、ライセンス交渉を有利に進める「活用」の面だけではなく、育成者権を取得していない国において違法栽培を抑止できる「保護」の面にもあることを示した。

さらに、特に「保護」の面では、植物の繁殖形態の違いによる品種出願戦略を実行することが重要であること、「活用」の面では、育成者権や商標権のライセンス戦略の重要性を示した。

7. 5 残された課題

Blaxill ら (2010) は、「競争優位をもたらすのは、(知的) 資産の創造それ自体ではなく、所有権の設定」であり、それを「利益につなげる」経営の視点が重要であると述べている[2]。また、Rivettera ら (2000) は、「知財を単に技術的な観点や法的な観点から捉えるのではなく、経営者の視点から捉えること」の重要性を述べている[3]。このように、知財マネジメントは、「創造」、「保護」、「活用」の「知的創造サイクル」にビジネスの視点を組み込み、知財戦略と事業戦略を一体のものとして実施していくことが求められる。

国内においては、田中 (2017) が、知的財産のスペシャリストは、知的財産関連法規に詳しい人材ではあるが、「創造」及び「活用」に関する基本的な素養を保有していないことが多く、これが、知的創造サイクルを効率的に回転させるうえでの障害になっている可能性を指摘している[4]。このため、「創造」及び「活用」に当たっては、MBA の基本的な理論と知財に関する知識との融合が必要であると述べている。こうした複合的な視点からの実証例として、マイケル・ポーターの3つの戦略、ハメル・プラハラードのコア・コンピタンス、ボストンコンサルティングのプロダクト・ポートフォリオ・マネジメント、コトラーの競争戦略等を援用して、知的財産活動との絡みを説明している。

植物品種の知財マネジメントを考えるに当たっても、種苗法、特許法、商標法等の知的財産関連法規の知識とともに、経営学の視点を取り入れた複合的な分析が重要と思われる。本研究では、「活用」面を検討するに当たって、事業戦略まで踏み込んだ調査は実施できていない。今後は、知財戦略に加えて経営面からの調査、分析も行い事業としての評価を行う必要がある。

また、「活用」の面については、実証研究の蓄積が乏しく、今後は、海外も含めた事例

の収集・蓄積をさらに進める必要がある。特に商標権の活用については、Kranjac et al (2015) が、原産地名と商標による保護と活用により国際的な競争上の優位を得るべきとの主張をしているが[5]、海外においてもその効果の把握は十分に行われておらず、さらなる調査、分析が必要である。

「保護」の面については、本研究では深く扱わなかったが、今後、加工品への育成者権の効力の及ぶ範囲の拡大が重要なポイントになると思われる。2005年の種苗法の一部改正により、育成者権の効力の及ぶ範囲が収穫物から直接に生産される加工品まで及ぶよう措置されたが、現状では、政令で指定される加工品は、小豆（豆を水煮したもの及びあん）、いぐさ（ごぎ）、稲（米飯）、茶（葉又は茎を製茶したもの）に限定されている。医薬品では、1975年に物質特許制度が導入され、それが国内製薬企業の技術革新を促し、今や国際的競争力を有する医薬産業へと発展していった。日本の高品質な農産物が海外で注目され、農産物の輸出も拡大しているなかで、海外に流出した種苗から収穫物が生産され、その収穫物が加工されて我が国に輸入される懸念が高まっている。加工品の追加は、食品加工業者に対する一定の影響はあるが、長期的に見れば、物質特許制度の導入と同様に、国内産業の発展に寄与するものと考えられる。今後は、農産物の加工品についても、各国での保護の状況等の調査、分析を進める必要がある。

工業製品と同様に植物品種についても、「創造」、「保護」、「活用」の視点から「知的創造サイクル」を効果的に回していくことが重要であるが、一方で、植物品種は、権限のない第三者による増殖が容易であること、特許権による保護が困難なこと、育成者権は他の知的財産権とは違って保護客体が有体物であり、そのため権利行使に当たっては、「現物主義」が課題となること、このため、知的財産権の複合的な保護戦略、商標権の活用戦略など、多様な知財マネジメントが求められるといえる。このため、本研究では、プロダクトライフサイクルのステージに応じた知財マネジメントを提示したが、永年生の果樹のような品目と、単年性・多年生で商品のライフサイクルが短い野菜や花卉のような品目では、各ステージの期間も異なってくると思われる。海外においては、Daniele et al(2016)が、ナシ品種「Angelys」のクラブ制の取組みを[6]、Antonella et al(2019)は、イタリアにおけるキウイフルーツのクラブ制の取組みを紹介している[7]。今後は、本研究の事例調査で取り上げたリンゴ、イチゴ、花卉以外の品目にも調査範囲を拡大し、品目に合った知財マネジメントを詳細に検討する必要がある。

最後に、世界的には、遺伝子組換え農作物の普及が進んでおり、近年では、ゲノム編集技術を活用した新しい農産物も開発されている。一方で、我が国においては、遺伝子組換え農作物に対する消費者等の理解が進んでおらず、商業栽培は、サントリーが開発した青いバラのみである。ゲノム編集技術についても、それを遺伝子組換え農作物と同レベルの規制とするか否かについて関係省庁において慎重な検討が続けられている状況にある。このため、本研究では、遺伝子組換え技術やゲノム編集技術により開発された植物は、調査の対象外とした。しかし、今後は、こうした先端技術によって開発された

植物品種についても、その有効な保護や活用を含めた知財マネジメントについて検討を進める必要がある。

参考文献

(第2章)

- [1] 市川雅俊(2010)「農林水産分野における知財戦略の展開と地域農業振興」,地域政策研究,第13巻,第1号,pp.39-46.
- [2] 一般財団法人農政調整委員会(2007)「平成18年度農林水産業・食品業に係る研究・技術開発の動向に関する調査事業報告書」.
- [3] 特許庁(2015)「平成26年度特許出願技術動向調査報告書:農業関連技術」.
- [4] 野津喬(2018)「農産物の品種登録と地域研究機関との関係—食用作物の品種開発における産学官連携に関する予備的検討—」,日本知財学会誌,第15巻,第1号,pp.28-32.
- [5] K.Lindner(2004)「Economic Issues for Plant Breeding - Public Funding and Private Ownership」, Australasian Agribusiness Review, Vol.12
- [6] Peter W.B. Phillips, William P. Boland, Camille D. Ryan(2009)「Centerless governance for the management of a global R&D process: Public-Private Partnerships and Plant-Genetic Resource Management」, Political Networks Paper Archive,Southern Illinois University
https://opensiuc.lib.siu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1013&context=pn_wp
- [7] 岡田ちから(2018)「植物品種開発技術の動向に関する研究—特許公開広報の分析を通して—」,農林業問題研究,第54巻,第3号,pp.103-110.
- [8] 小林正(2005)「種苗法の沿革と知的財産保護」,レファレンス8月号,pp.17-45.
- [9] 高橋信慶(2008)「種苗法—その制度面と手続面—」,パテント,第61巻,第9号,pp.10-18.
- [10] 田中岳夫(2014)「品種登録制度と育成者権」,パテント,第67巻,第8号,pp.5-12.
- [11] 村林隆一・松本好史・伊原友己・平野和宏・中野睦子(2013)「改訂2版植物新品種保護の実務」,一般財団法人経済産業調査会.
- [12] 山本昭夫(2001)「生物多様性の保全とその利用から生ずる利益配分に関する一考察」,農業生物資源研究所研究資料,第16号,pp.21-118.
- [13] 山本昭夫・伊藤正人(2004)「FAO植物遺伝資源条約の発効を迎えて(第1報)—植物遺伝資源条約と生物多様性条約—」,育種学研究,第6巻,第3号,pp.15.
- [14] 白田和人・新野孝男・長峰司(2008)「食糧農業植物遺伝資源条約時代における植物遺伝資源の導入」,熱帯農業研究,第1巻,第1号,pp.7-73.
- [15] 白田和人(2009)「生物資源をめぐる国際情勢の変化に対応した作物遺伝資源の保全技術の改良とジーンバンク活動の改善に関する研究」,農業生物資源研究所研究資料,第8号.
- [16] 田上麻衣子(2008)「遺伝資源及び伝統的知識をめぐる議論の調和点」,知的財産法政策学研究,第19巻,pp.167-190.
- [17] 今泉晶(2017)「種子の遺伝情報の私的所有はどのように正当化されてきたか—農業遺伝資源関連の諸制度における所有領域と正当化の考察—」,フードシステム研究,第

- 17 卷,第 3 号,pp.145-156.
- [18] Elissa Blum (1993) 「Making Biodiversity Conservation Profitable:A case Study of the Merck/INBio Agreement」,Environment,Vol.35,pp.16-18.
- [19] M.Mascarenhas,L.Busch(2006) 「Seeds of Change:Intellectual Property Rights,Genetically Modified Soybeans and Seed Saving in the United States」,Sociologia Ruralis,Vol.46,No.2,pp.122-138.
- [20] P.H.Howard(2015) 「Intellectual Property and Consolidation in the Seed industry」,CROP SCIENCE,Vol.55,PP.1-8.
- [21] C.H.Luby,J.Kloppenburger et al(2015) 「Enhancing Freedom to Operate for Plant Breeders and Farmers through Open Source Plant Breeding」,CROP SCIENCE,Vol.55,pp.2481-2488.
- [22] 田原潤一・後藤春彦・佐久間康富(2008) 「特産物の地域ブランド化の現状と地域への影響に関する研究」,日本建築学会計画系論文集,第 73 卷,第 625 号,pp.565-572.
- [23] 伊部泰弘(2010) 「地域ブランド戦略に関する一考察」,新潟経営大学紀要,第 16 卷,pp.67-79.
- [24] 内藤恵久(2013) 「地理的表示保護について—EU の地理的表示の保護制度と我が国への制度の導入—」,農林水産政策研究,第 20 号,pp.37-73.
- [25] 伊藤成美・鈴木将文(2015) 「地理的表示保護制度に関する一考察—我が国の地理的表示法の位置づけを中心として—」,知的財産法政策学研究,第 47 卷,pp.223-259.
- [26] 遠藤彰(2007) 「県が育成した農産物のブランド化に関する考察—育成者権と商標権の活用について考える—」,政策研究大学院大学.
- [27] 浅野卓(2011) 「種苗法と商標法の交錯—第 6 次産業化推進に当たり直面する名称の問題—」,パテント,第 64 卷,第 11 号,pp.43-57.
- [28] 浅野卓(2014) 「種苗法と商標法の交錯—第 6 次産業化推進に当たり直面する名称の問題—」,パテント,第 67 卷,第 8 号,pp.25-40.
- [29] 萱野英子(2017) 「植物新品種の品種名称に関する考察」,パテント,第 70 卷,第 3 号,pp.68-74.
- [30] 櫻谷満一(2018) 「農産物を指定商品とする商標の分析と考察」,現代経営研究,第 5 卷,pp.39-46.
- [31] 並河良一(1999) 「我が国の農学系技術の特許動向とその背景及び政策課題」,農林業問題研究,第 34 卷,第 7 号,pp.13-18.
- [32] 妹尾堅一郎(2009) 『技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか』,ダイヤモンド社.
- [33] 櫻谷満一(2018) 「植物品種の育成者権行使に関する考察」,知財管理,第 68 卷,第 3 号,pp.331-340.
- [34] 木村有紀(2018) 「農産物の知的財産戦略：欧州における侵害対策」,日本知財学会誌,第 15 卷,第 1 号,pp.33-36.
- [35] ピー・アイ・エーリミテッドライアビリティカンパニー(2009) 『平成 20 年度農林水産省貿易円滑化推進事業輸出戦略調査報告書(ピンクレディー)』農林水産省.
- [36] 神田健策・黄孝春・V.Carpenter(2013) 「農産物の知財マネジメントとりんご生産販売システムの新動向—ピンクレディーの事例を中心に—」,日本農業経済学会論文集,pp.118-124.
- [37] 黄孝春(2013) 「品種経営—ピンクレディーシステムの事例—」,弘前大学人文社会論叢,社会科学篇,第 29 号,pp.173-194.
- [38] 吉永貴大・門間敏幸(2011) 「個別農業経営における知的財産管理の実態と効果・課題の評価—バラ経営農家を事例として—」,農業経営研究,第 49 卷,第 2 号,pp.69-74.
- [39] 吉永貴大・陳内秀樹(2018) 「知財を活用した農産品の競争力強化」,日本知財学会誌,Vol.15,No.1,pp.41-44.
- [40] S.K.Brown, K.E.Maloney(2009) 「Making Sense of New Apple Varieties, Trademarks and

- Clubs: Current Status」,NEW YORK FRUIT QUARTERLY,No.17,pp.9-12.
- [41] S.K.Brown, K.E.Maloney(2013) 「An Update on Apple Cultivars, Brands and Club-Marketing」,NEW YORK FRUIT QUARTERLY,No.21,pp.3-10.
- [42] S.K.Brown, K.E.Maloney (2018) 「An Update on Apple Cultivars, Brands and Club-Marketing」,NEW YORK FRUIT QUARTERLY, No.2, pp.5-9.
- [43] Bradley J., Todd M., Miguel I., Hao Lu (2013) 「Developing Brands for Patented Fruit Varieties: Does the Name Matter ?」, Agribusiness, Vol.29, pp. 259-272.
- [44] J.J.Luby, D.S.Bedford(2015) 「Cultivars as Consumer Brands: Trends in Protecting and Commercializing Apple Cultivars via Intellectual Property Rights」,Crop Science,Vol.55,No.6,pp.2504-2510.
- [45] Witon J (2017) 「Pros and cons of club varieties」, Australian Fruitgrower, Aub/Sep.
- [46] D.Roe, R.Brokaw(2007) 「Intellectual property rights applicable to fruit trees and the likely effects on regional and global avocado industries」,Proceedings VI World Avocado Congress.
- [47] Daniele A., Maurizio C., Luca M., Chiara M (2016) 「Fruit Branding: Exploring Factors Affecting Adoption of the New Pear Cultivar ‘Angelys’ in Italian Large Retail」, International Journal of Fruit Science, Vol.16, pp.284-300.
- [48] Antonella D., Vanessa N., Negin F., Carlo (2019) 「The Impact of Plant Variety Protection Regulations on the Governance of Agri-Food Value Chains」, Social Sciences, Volume 8, Issue 3.
- [49] M.Kranjac,U.Sikimic,M.Vujakovic,I.Molnar(2015) 「Cross border protection of the clusters’ intellectual property in the agricultural sector」,Agric.Econ,61,(1),pp.23-30.
- [50] Janet Z., Amaya A (2016) 「The Rise of Apple Clubs And Trademark Varieties Of Fruit」, WisContext, Nov. 3.
- [51] J. M. Alston and Z. T. Plakias (2014) 「Optimal Licensing for Public Intellectual Property: Theory and Application to Plant Variety Patents」, Selected Paper prepared for presentation at the Agricultural & Applied Economics 2014 AAEA Annual Meeting, Minneapolis, MN, July 27-29, 2014.
https://arefiles.ucdavis.edu/uploads/filer_public/2014/10/13/plakias_and_alston_workshop_-_10-14-14.pdf
- [52] R.Lehnert(2010) 「Minnesota Growers Feel Excluded」,Good Fruit Grower,August.
- [53] 日本農業経営学会編、津谷好人責任編集 (2012) 『農業経営研究の軌跡と展望』,農林統計出版.

(第3章)

- [1] 紋谷暢男(2006) 『知的財産法概論』,有斐閣.
- [2] 角田政芳・辰巳直彦(2000) 『知的財産法』,有斐閣アルマ.
- [3] 特許庁(2018) 『知的財産権制度入門』
- [4] K.Rivette, D. Kline(2000) 『ビジネスモデル特許戦略』,荒川 弘熙 (監修),NTT データ技術開発本部 (翻訳),NTT 出版.
- [5] 萱野英子(2017) 「植物新品種の品種名称に関する考察」,パテント,第 70 巻,第 3 号,pp.68-74.
- [6] 浅野卓(2011) 「種苗法と商標法の交錯」,パテント,第 64 巻,第 11 号,pp.43-45.
- [7] 井上龍二ら(2008) 「特許法、種苗法の比較」,パテント,第 61 巻,第 9 号,pp.49-68.
- [8] 特許庁、一般社団法人発明協会アジア太平洋工業所有権センター(2010) 『バイオ特許』.
- [9] 妹尾堅一郎(2009) 『技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか』,ダイヤモンド社.
- [10] 前掲[2]
- [11] 前掲[9]

(第4章)

- [1] 大川雅央・新野孝男・白田和人・長峰司(2012)「植物遺伝資源を巡る新たな国際状況における品種保護制度の課題とわが国の今後の対応方向に関する考察」,熱帯農業研究,5(2),pp.104-110.
- [2] 農林水産省生産局知的財産課編著(2009)『最新逐条解説種苗法』,ぎょうせい.
- [3] 前掲[2]
- [4] 神崎正浩(2015)「種苗法と、特許法・商標法の関係」,日本大学知財ジャーナル,第8巻,pp.53-66.
- [5] 伊原友己ら(2013)「植物新品種保護の実務」,経済産業調査会,pp373-376.
- [6] 浅野勝美ら(2014)「農林水産知財対応委員会主催セミナーパネルディスカッション「農産物保護と知財」」,パテント,第67巻,第8号,pp.48-67.
- [7] 前掲[2]

(第5章)

- [1] 妹尾堅一郎(2009)『技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか』,ダイヤモンド社.
- [2] 一般財団法人知的財産研究所(2013)「我が国における産業財産権の出願動向等に起因する経済成長に関する分析調査報告書」,pp.65-93.
- [3] 中村健太(2014)「商標の経済分析—動向と展望—」,国民経済雑誌,第210巻,第2号,pp.85-103.
- [4] 竹田淳子・竹内淑恵(2010)「知名度が低い地域でもブランド化は可能か—地域ブランドにおけるサービス財の重要性—」,マーケティングジャーナル,第30巻,第2号,pp.45-61.

(第6章)

- [1] 特許庁(監修)(2010)『事業戦略と知的財産マネジメント』,発明協会.
- [2] 元橋一之ら(2014)『アライアンスマネジメント—米国の実践論と日本企業への適用—』,白桃書房.
- [3] ピー・アイ・エーリミテッドライアビリティカンパニー(2009)「平成20年度農林水産省貿易円滑化推進事業輸出戦略調査報告書(ピンクレディー)」,農林水産省.
- [4] 黄孝春(2013)「品種経営:ピンクレディーシステムの事例」,弘前大学人文社会論叢,社会科学篇,第29号,pp.173-194.
- [5] 櫻谷満一(2018)「農産物を指定商品とする商標の分析と考察」,現代経営研究,第5巻,pp.39-46.
- [6] S.K.Brown, K.E.Maloney(2009)「Making Sense of New Apple Varieties, Trademarks and Clubs: Current Status」,NEW YORK FRUIT QUARTERLY,No.7,pp.9-12.
- [7] S.K.Brown, K.E.Maloney(2013)「An Update on Apple Cultivars, Brands and Club-Marketing」,NEW YORK FRUIT QUARTERLY,No.21,pp.3-10.
- [8] J.J.Luby, D.S.Bedford(2015)「Cultivars as Consumer Brands: Trends in Protecting and Commercializing Apple Cultivars via Intellectual Property Rights」,CropScience,Vol.55,No.6,pp.2504-2510.
- [9] 妹尾堅一郎(2009)『技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか』,ダイヤモンド社.
- [10] John Witon(2017)「Pros and cons of club varieties」,Australian Fruitgrower,Aub/Sep.
- [11] Geraldine Warner(2012)「Cripps Pink is in expansion mode」,Good Fruit Grower,15, March.

- [12] APAL 「Brand evolution for Pink Lady」, <https://APAL.org.au/brand-evolution-pink-lady/>
- [13] J. M. Alston and Z. T. Plakias (2014) 「Optimal Licensing for Public Intellectual Property: Theory and Application to Plant Variety Patents」, Selected Paper prepared for presentation at the Agricultural & Applied Economics 2014 AAEA Annual Meeting, Minneapolis, MN, July 27-29, 2014.
https://arefiles.ucdavis.edu/uploads/filer_public/2014/10/13/plakias_and_alston_workshop_-_10-14-14.pdf
- [14] R. Lehnert(2010) 「Minnesota Growers Feel Excluded」, Good Fruit Grower, August.
- [15] John Witon(2017) 「Pros and cons of club varieties」, Australian Fruitgrower, Aug/Sep.
- [16] 九州経済産業局(2018) 「輸出向け農産物開発・ブランド化に向けた アジアでの実態調査事業報告書」.
- [17] 森利樹(2018) 「種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の育成と普及」, 施設と園芸, No.180, pp.4-8.
- [18] 斎藤修(2010) 「地域ブランドをめぐる戦略的課題と管理体系」, 農林業問題研究, 第45巻, 第4号, pp.324-335.
- [19] 光井寿一・末信真二(2010) 「イチゴ「あまおう」の開発・普及と知的財産の保護」, tokugikon, 第256号, pp.49-53.
- [20] 栃木県農業試験場「いちご研究所要覧」
- [21] 重野貴・直井昌彦・植木正明ら(2015) 「極大果イチゴ品種「栃木 i27 号」の育成」, 栃木農試研報, 第73巻, pp.85-100.
- [22] 柏寄勝(2017) 「果実に接触しない包装容器フレシエルを開発 イチゴ流通技術で高品質輸出を」, 機械化農業, 第3192号, pp.22-25.
- [23] 光井寿一・末信真二(2010) 「イチゴ「あまおう」の開発・普及と知的財産の保護」, tokugikon, 第256号, pp.49-53.
- [24] 柴田道夫(編集)(2016) 『花の品種改良の日本史』, 悠書館.
- [25] 吉池貞蔵(1992) 『リンドウ花専科・育種と栽培』, 成文堂新光社.
- [26] 石塚哉史・澤口頼太・神田健策(2013) 「りんどう産地における独自品種開発と輸出の展望—岩手県八幡平市の事例を中心に—」, 日本農業経済学会論文集, pp.69-76.
- [27] 横田洋之(2006) 「「安代りんどう」輸出の現状」, 21世紀政策研究所.
- [28] 日影孝志(2013) 「リンドウが国際的な花卉品目になる日を夢見て」, 育種学研究, 第15巻, 第2号, pp.36-39.
- [29] 日影孝志(2013) 「安代リンドウのブランド化と海外戦略」, 国際文化研修 2013 冬, 第78巻, pp.24-27.
- [30] J A 新いわて西部地域花卉生産部会(2011) 「世界へ、次代へ、人々の心へ」(J A 新いわて西部地域花卉生産部会創立 40 周年記念誌) .
- [31] 「第 11 回アフリカに挑戦する日本の農業を見に行こう」, みずほ情報総研, <https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/navis/031/journal.html>

(第7章)

- [1] 高橋伸夫・中野剛治(2007) 『ライセンス戦略—日本企業の知財ビジネス—』, 有斐閣.
- [2] Mark Blaxill, Ralph Eckardt(2010) 『インビジブル・エッジ』, 村井章子(翻訳), 文藝春秋.
- [3] K.Rivette, D. Kline(2000) 『ビジネスモデル特許戦略』 荒川 弘熙 (監修), NTT データ技術開発本部 (翻訳), NTT 出版.
- [4] 田中義敏(2017) 「MBA のスキームから検討するビジネスと知財戦略」, 知財管理, 第

67 卷,第 11 号,pp.1627-1640.

- [5] M.Kranjac,U.Sikimic,M.Vujakovic,I.Molnar(2015) 「 Cross border protection of the clusters' intellectual property in the agricultural sector」 ,Agric.Econ,61,(1),pp.23-30.
- [6] Daniele A., Maurizio C., Luca M., Chiara M. (2016) 「Fruit Branding: Exploring Factors Affecting Adoption of the New Pear Cultivar 'Angelys' in Italian Large Retail」 , International Journal of Fruit Science, Vol.16, pp.284-300.
- [7] Antonella D., Vanessa N., Negin F., Carlo., (2019) 「The Impact of Plant Variety Protection Regulations on the Governance of Agri-Food Value Chains」 , Social Sciences, Volume 8, Issue 3.

研究業績

【査読論文】

(第4章)

- ・櫻谷満一 (2018) 『植物品種の育成者権行使に関する考察』, 知財管理 (日本知的財産協会発行), Vol.68, No.3, pp.331-340.

(第5章)

- ・櫻谷満一・野口真己・栗原佑介・我妻真二・戸谷景 (2019) 『都道府県を権利者とする登録商標の分析—地域ブランド戦略の視点から』, パテント (日本弁理士会発行), Vol.72, No.4, pp.55-62.
- ・櫻谷満一 (2018) 『農産物を指定商品とする商標の分析と考察』, 現代経営研究 (現代経営研究学会発行), Vol.5, pp.39-46.

(第6章)

- ・櫻谷満一 (2019) 『植物品種の知財マネジメントに関する一考察—岩手県八幡平市のリンドウ品種を事例として—』, Business Model Association Journal (ビジネスモデル学会発行), Vol.19, No.1, pp.3-18.
- ・櫻谷満一 『イチゴ品種の知財マネジメントに関する一考察』, 日本経営診断学会論集 (日本経営診断学会発行) * 投稿中

(第7章)

- ・Mitsukazu Sakuradani 『Intellectual property management through fruit tree club system: The case of “Cripps Pink”』, Innovation(SJR0.506,Q2) * 投稿中

【報告書】

- ・櫻谷満一・野口真己・栗原佑介・我妻真二・戸谷景 (2019) 『都道府県を権利者とする登録商標の分析—地域ブランド戦略の視点から』, 平成30年度一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産管理技能士会研究会『研究報告書』

【学会発表】

- ・『果樹の「クラブ制」の知財マネジメント』, 櫻谷満一, 日本経営診断学会 2019年度第3回 (第248回) 関東部会, 2019年3月23日, 法政大学
- ・『都道府県を権利者とする登録商標の分析—地域ブランド戦略の視点から』, 櫻谷満一・野口真己・栗原佑介・我妻真二・戸谷景, 日本知財学会第16回年次学術研究発表会, 2018年12月1日, 大阪工業大学
- ・『植物品種の知財マネジメントに関する考察』, 櫻谷満一, 現代経営研究学会学術発表会, 2018年10月27日, 広島大学

謝辞

私は、農林水産省に行政技官として入省後、農作物の生産対策、産地化の支援、農業分野の研究開発の支援等を行ってきました。転機となったのは、2010年から2年間、東京工業大学大学院イノベーション・マネジメント研究科に特任准教授として出向したことです。出向期間中は、新しい研究室の立ち上げや運営、食と農に関わる授業カリキュラムの編成、他機関との共同研究など忙しい毎日を送りました。そうして、技術経営(MOT)の考え方や手法を農業分野に展開できないかと模索しているなかで、農業分野における知財戦略の重要性を考えるようになりました。このため、東京工業大学に籍を置きながら、自ら東京理科大学大学院イノベーション研究科(知的財産戦略専攻)で知的財産法を学び、その後、一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士課程(経営法務専攻)に進学しました。博士課程では、本学位論文の一部にも取り上げた農産物の商標権に関する考察を進めていましたが、転勤などもあって論文として取りまとめることはできませんでした。いまから考えると、私にはまだ知識も実務経験も不足していたと思います。

しかし、その後、2017年に現在の職場である農研機構に産学連携のコーディネーターとして出向することになり、知的財産に関する知識を実務で活かすことができるようになりました。そして、実務を通じて疑問に思ったことを文献で調べ、関係者にヒアリングをしたり、それらの結果を分析、考察して学会誌に投稿したりと、中断していた研究活動を再開しました。こうした活動の結果として、これまで執筆してきた論文に新しい調査結果も加えて、学位論文として取りまとめることができました。

研究活動への扉を開いてくれた東京工業大学、知的財産法の基礎を教えていただいた東京理科大学、研究活動を経験させていただいた一橋大学、そして、研究成果を学位論文として取りまとめる機会を与えてくださった高知工科大学に感謝いたします。

特に、高知工科大学大学院工学研究科(社会人特別コース)への入学を認めていただいた那須清吾教授、学位論文の取りまとめをご指導いただいた上村浩准教授に心から感謝いたします。また、ヒアリング調査にご協力いただいた、企業組合日本ピンクレディー協会、長野県果樹試験場、栃木県農政部、三重県農業研究所、八幡平市花き研究開発センターの皆様感謝いたします。

本学位論文の構想から執筆に至る過程で、私が所属している学会や研究会の皆様からも多くの示唆や励ましをいただきました。特に、経営学の視点から様々な気づきを与えてくれた現代経営研究学会の皆様、研究活動に対するモチベーションを維持する上で様々な刺激を与えてくれた知的財産管理技能士会の皆様、学術の視点から極めて有益な助言をいただいたビジネスモデル学会、日本知財学会等の査読者の方々に感謝いたします。また、東京工業大学でお世話になった佐伯とも子名誉教授から、論文取りまとめに当たっての貴重な示唆と励ましを頂きました。心から感謝いたします。

本学位論文の執筆に当たっては、農研機構の多くの研究者にお世話になりました。農業分野では国内最大規模の研究機関に所属し、各分野の専門家から様々な助言やヒントをいただけたことで学位論文を最終的に完成させることができました。関係者の皆様に感謝いたします。特に、論文執筆のきっかけとなる題材を提供していただいた櫻井通陽 弁理士、論文全体を通して様々な助言をいただいた小田邦幸博士、植物の育種や栽培について有益な助言をいただいた長谷川美典博士、坂井真博士、国際条約の現状について丁寧に教えていただいた土門英司博士、ヒアリング先の選定や学会投稿等に当たって多大な協力をいただいた食農ビジネス推進センター食農ビジネス研究チームの皆さま、業務多忙なか論文を詳細にチェックし誤りを指摘してくださった広狩康裕 弁理士、同期の深水秀介氏に感謝します。なお、いただいた助言等について十分に反映できていないところもありますが、全ての文責は私にあることを申し添えておきます。

最後に、私の学位取得を最後まで応援してくれた妻と娘、元職場の同僚に感謝します。

令和元年 9 月
櫻谷 満一

学位論文審査委員

主指導教員	上村 浩	准教授
副指導教員	石谷 康人	准教授
副指導教員	林 一夫	教授
審査委員	渡邊 法美	教授
審査委員	那須 清吾	教授
審査委員	佐藤 和憲	(東京農業大学国際食料情報学部教授)